

平成31年第1回吉田町議会定例会

# 吉田町議会会議録

平成31年3月1日 開会

}

平成31年3月18日 閉会

吉田町議会

## 平成31年第1回吉田町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (3月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	1 2
○吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告	1 7
○議案第1号～議案第19号の一括上程、説明	2 2
○散会の宣告	5 7

### 第 2 号 (3月4日)

○開議の宣告	5 8
○議事日程の報告	5 8
○議案第9号の詳細説明	5 8
○散会の宣告	9 9

### 第 3 号 (3月6日)

○開議の宣告	1 0 0
○議事日程の報告	1 0 0
○議案第5号の質疑、討論、採決	1 0 0
○議案第8号の質疑、討論、採決	1 1 0
○散会の宣告	1 1 0

### 第 4 号 (3月12日)

○開議の宣告	1 1 2
○議事日程の報告	1 1 2
○議案第6号の質疑	1 1 2
○議案第7号の質疑	1 1 2
○議案第10号の質疑	1 1 3
○議案第11号の質疑	1 1 3
○議案第12号の質疑	1 1 5
○議案第13号の質疑	1 1 5
○議案第14号の質疑	1 1 7
○議案第15号の質疑	1 2 1
○散会の宣告	1 2 2

### 第 5 号 (3月13日)

○開議の宣告	1 2 3
○議事日程の報告	1 2 3
○議案第9号の質疑	1 2 3
○散会の宣告	1 8 1

第 6 号 (3月14日)

○開議の宣告	1 8 2
○議事日程の報告	1 8 2
○一般質問	1 8 2
大石 巖	1 8 2
遠藤 孝子	1 9 5
山内 均	2 0 9
○散会の宣告	2 2 5

第 7 号 (3月18日)

○開議の宣告	2 2 6
○議事日程の報告	2 2 6
○議案第6号の討論、採決	2 2 6
○議案第7号の討論、採決	2 2 6
○議案第9号の討論、採決	2 2 7
○議案第10号の討論、採決	2 2 7
○議案第11号の討論、採決	2 2 8
○議案第12号の討論、採決	2 3 0
○議案第13号の討論、採決	2 3 0
○議案第14号の討論、採決	2 3 1
○議案第15号の討論、採決	2 3 1
○議案第1号の質疑、討論、採決	2 3 2
○議案第2号の質疑、討論、採決	2 3 4
○議案第3号の質疑、討論、採決	2 3 4
○議案第4号の質疑、討論、採決	2 3 5
○議案第16号の質疑、討論、採決	2 3 6
○議案第17号の質疑、討論、採決	2 3 6
○議案第18号の質疑、討論、採決	2 3 8
○議案第19号の質疑、討論、採決	2 3 9
○発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	2 4 2
○町長挨拶	2 4 2
○議長挨拶	2 4 4
○閉会の宣告	2 4 5

開会 午前 9時00分

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに平成31年第1回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては後刻町長から説明がありますが、議員各位におかれましては円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

---

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 開会に当たり、町長から御挨拶をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。議員の皆様もそうでございますが、私も、この任期の最後の議会定例会でございます。議会というものは、1つの議事機関として、最終的には町の発展と、それから町民の福祉の向上に資することが一番肝要であると思っております。最後の定例会が町民の皆様にとりまして、町の発展と町民の福祉の向上に資するものであったと評価されるよう頑張ってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

---

◎開会の宣告

○議長（八木 栄君） ただいまの出席議員数は12名であります。ただいまから、平成31年第1回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（八木 栄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定により、12番、増田剛士君、1番、山口一博君を指名します。

---

◎会期の決定

○議長（八木 栄君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日3月1日から3月18日までの18日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

本定例会は、本日3月1日から3月18日までの18日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

---

◎諸報告について

○議長（八木 栄君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査及び定期監査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、系統議長会関係その他に関することについてであります。1月30日水曜日、静岡県地方議会議長連絡協議会第2回政策研修会が静岡市で開催され、講演と意見交換会が行われました。

初めに、獨協大学教授で経済アナリストの森永卓郎氏による「地域経済の活性化対策」と題した講演が行われ、講演終了後、中・西部市町と東部市町の2グループに分かれ、「若者向け議会広報」と題した意見交換会が開かれました。

2月13日水曜日、平成30年度静岡県町村議会議長会総会が御殿場市内で開催されました。

総会では、平成31年度静岡県町村議会議長会事業計画並びに一般会計歳入歳出予算について審議が行われ、原案のとおり可決されました。

また、協議事項として、平成31年度議長県外調査、各町議会の議員報酬・定数の検討状況、ICTを活用した議会運営、及び監査委員研修会の毎年開催について協議いたしました。

また、そのほか全国町村議会議長会自治功労者表彰について、及び公益社団法人静岡県消防協会要望書について報告がありました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会への説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

続いて、町長の施政方針を行います。お聞き取りのほどお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成 31 年第 1 回吉田町議会定例会の開会に当たり、新年度に向けての施政方針並びに各種事業の運営方針等について申し上げます。

町長としての今期の任期満了を間もなく迎えようとしております。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、失われた安心・安全を取り戻すべく、「津波防災まちづくり」を強力に推し進めてきたわけですが、現在の就任期間の始まりとなった平成 27 年度は、津波避難タワーの建設や避難路の整備を初めとする「町民の皆さまの命を守る対策」がおおむね終了し、もう一つの柱であります「町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策」が本格的に動き出そうとしている時期でございました。

当町の海岸における L2 クラスの津波被害を軽減するための海岸整備について、国や県に対し強力に働きかけた結果、「津波防災まちづくり」の一丁目一番地であり、当町の悲願でもあります防潮堤の整備が東日本大震災の被災地以外では初めて開始されることとなり、確固たる安全の構築に向け、現在は川尻海岸において盛土工事が着々と進められております。

また、全国的に少子高齢化が進む中、そうした潮流に飲み込まれることなく、それまでの「豊かで勢いのあるまち」を持続しつつ、さらに「心を魅了する要素」を加えた新たな吉田町の実現に向け、「人が集い、未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」を将来都市像に掲げた「第 5 次吉田町総合計画」を平成 28 年 3 月に策定し、安全・安心と賑わいづくりを一体的に進めるシーガーデンシティ構想の具現化に注力してまいりました。そして、教育や子育て支援、健康づくりを中心としたさまざまな施策も積極的に展開することにより、多くの人々で賑わい、誰もが安心して住み続けることができる魅力的なまちづくりを進めてまいりました。その結果、新たな企業や店舗が続々と進出し、雇用の機会が増えると同時に、賑わいも生まれ、当町はさらに豊かで勢いのあるまちへと前進し続けております。

こうした状況の中迎える平成 31 年度は、平成の御代が幕を閉じ、新たな御代が幕を開けるとともに、当町にとりましては、7 月に町政施行 70 周年を迎える大きな節目の年となります。そして、これまでさまざまな施策を展開することにより、蒔いた種が発芽し、成長し続けていたさまざまな魅力が新たな時代の幕開けとともに花開き、当町はさらに目覚ましい勢いで発展していく年でもあります。平成 31 年度は、当町にとりまして明るい未来の姿をより展望できる年となりますことから、まちづくりのキーワードを「躍進」と定め、各種施策を展開してまいります。

このような構想のもと、本年度に引き続き、「教育環境の充実」、「新たな安全と賑わいの創出」、「子育て支援の拡充」、「健康づくりの推進」の 4 つの柱を中心にさまざまな施策を展開するために編成いたしました平成 31 年度の吉田町一般会計当初予算は、歳入歳出それぞれ 107 億 8,300 万円でございます。

それでは、平成 31 年度の主な事業につきまして、第 5 次吉田町総合計画の施策体系に沿って御説明申し上げます。

初めに、「災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業についてでございます。

川尻工区における防潮堤の整備につきましては、総盛土量 26 万立方メートルのうち、今月末までに約 14 万立方メートルの土砂が搬入される予定でございます。平成 31 年度は、盛

土を進める上で支障となる松林の撤去も行いながら、引き続き防潮堤の早期完成に向け、国・県との連携調整を図ってまいります。

次に、吉田漁港多目的広場の整備についてでございます。

吉田漁港多目的広場の盛り土工事につきましては、平成 29 年度までに延長約 530 メートル、盛土量にして 16 万 5,000 立方メートルを積み終え、国土交通省の防潮堤との取り合い部分を残して、おおむね完了しております。本年度は、護岸工事といたしまして 6 カ所の階段設置及び 4,820 平方メートルの芝生の植生を実施しており、平成 31 年度も引き続き国土交通省の防潮堤と多目的広場との良好な接合を念頭に置いて護岸工事を進めてまいります。

また、多目的広場の上部利活用につきましては、シーガーデンの核として県営吉田公園や海浜回廊との連動により賑わいをもたらす施設となりますよう、引き続き吉田漁港多目的広場利活用検討委員会及び吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会の皆様の御意見も踏まえながら具体的な検討を重ね、実施設計業務へ反映させてまいりたいと考えております。

次に、内閣府の総合特区の指定を受けるとともに、静岡県 of 推進区域の認定も受けて、平成 25 年から事業を進めております「“ふじのくに”のフロンティアを拓く取組」についてでございます。

北オアシスパークを中心とする物資供給拠点確保事業区域につきましては、昨年、ハードオフ・オフハウスや株式会社杏林堂薬局の店舗がオープンしていただきましたことから、より多くのお客様で賑わう商業集積地となってまいりましたので、今後はさらに災害支援機能の拡充を念頭に置いて、賑わいの創出に努めてまいります。

川尻高島地区の企業活動維持支援事業区域における基盤整備につきましては、今月末までに大幡川の橋梁下部工事が完了する予定でございますが、平成 31 年度につきましては、橋梁上部工事を 5 月末に完了させ、その後、仕上げの塗装工事を行い、立地企業の造成工事の進捗状況に合わせて順次道路供用を開始する予定でございます。

また、防災・減災に係る取り組みといたしまして、この区域内に操業開始を予定している企業の皆様との間に、災害時に緑地の一部を活用させていただく内容の協定を締結できますように準備を進めてまいります。

次に、小学校体育館へのエアコンの設置についてでございます。

町内 4 小中学校の体育館は、教育活動の拠点であると同時に、有事の際には町民の皆様が避難生活を送る指定避難所にも位置づけられておりますことから、万が一の避難生活において、町民の皆様が少しでも快適な環境のもとで過ごすことができますよう、平成 31 年度中にエアコンを設置する予定でございます。

なお、この事業を進めることによりまして、子供たちの教育環境がさらに向上するとともに、学校施設開放の御利用者の皆様の満足度も高まるものと考えております。

次に、吉田町総合体育館へのエアコン設置に向けた取り組みについてでございます。

吉田町総合体育館は、平成 29 年度に建物の耐震化やつり天井の落下防止対策のほか、アリーナ床の張りかえやトレーニングルームの改修などを含む大規模な改修工事を実施し、昨年 4 月 1 日にリニューアルオープンいたしました。その後、多くの皆様に御利用をいただいております。この総合体育館につきましても、小中学校の体育館同様、指定避難所に位置づけられておりますことから、災害時の避難所機能向上を図るとともに、平常時の快適な利

用環境の実現に向け、平成 31 年度には空調設備設置に係る実施設計業務委託を実施してまいります。

次に、河川改修事業についてでございます。

準用河川であります大幡川につきましては、国の社会資本整備総合交付金を活用し、川尻地区における落差工及び水路工などの改修工事に着手をしており、平成 31 年度も引き続き早期完成を目指して事業を進めてまいります。

大窪川につきましては、本年度中に片岡地区における延長 35 メートルの改修工事が完了する予定でありますので、平成 31 年度は、その上流側へと引き続き工事を進めてまいります。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクト「TOUKAI-0」事業についてでございます。

「TOUKAI-0」事業につきましては、平成 29 年 1 月からの助成制度拡充の効果も相まって、本年 4 月末までに無料耐震診断に 41 件、耐震補強計画策定に 9 件、耐震補強工事に 9 件のお申し込みをいただいております。平成 31 年度におきましても、拡充いたしました現行制度を継続するとともに、ダイレクトメールの発送や戸別訪問等の PR 活動により、事業対象者のさらなる掘り起こしを進め、木造住宅の耐震化を加速させてまいります。

また、ブロック塀等の耐震化促進事業につきましては、昨年 6 月 18 日に発生しました大阪府北部地震によるブロック塀倒壊被害もございましたことから、本年度の補助申請件数は、1 月末現在で昨年度の 13 倍強となる 27 件となっております。平成 31 年度も引き続き戸別訪問等の PR 活動に努め、ブロック塀等の耐震化を進めてまいります。

次に、同報系防災行政無線の整備についてでございます。

同報系防災行政無線につきましては、平成 34 年 12 月 1 日からのデジタル波全面移行に対応するため、昨年度から順次整備を進めており、本年度末までに同報系防災行政無線の中心的な基幹放送設備である親局と屋外拡声子局 24 局のデジタル対応機器への更新が終わります。当初の計画では、残り 12 局の屋外拡声子局の更新を含め、工期は平成 32 年度末としておりましたが、一日も早く安定したシステムを構築し、難聴地域を解消させるため、予定を 1 年前倒しし、平成 31 年度末の完成を目指して事業の進捗を図ってまいります。

また、昨年度開催いたしました同報系防災行政無線事業説明会におきまして、町民の皆様から強い御要望をいただきました防災ラジオの代替対応についてでございますが、総務省東海総合通信局と協議を重ねた結果、アナログ設備の更新により、おおむね 10 年間は防災ラジオを継続して使用できる見通しが立ちましたことから、平成 31 年度に設備更新の実施計画を行い、平成 32 年度に設備更新工事を実施して、皆様に御安心いただける環境を整えてまいります。

次に、消防団車両の更新についてでございます。

本年度は、第 3 分団及び第 4 分団の消防ポンプ車を更新しているところでございますが、地域防災力のさらなる充実強化を図るため、平成 31 年度は、第 1 分団の小型動力ポンプ積載車を更新する予定でございます。

また、道路交通法の改正により、平成 29 年 3 月 12 日以降に取得した普通免許で運転できる車両総重量は 3.5 トン未満となったわけでございますが、当町が所有する消防ポンプ車の車両総重量は 3.5 トン以上であり、普通免許に加えて準中型免許を取得する必要がございます。



すことから、3.5トン以上の消防ポンプ車を運転することができる準中型免許を取得する際の経費の一部を助成し、消防団活動が円滑に行われるよう支援してまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、風疹に関連する追加的対策についてでございます。

現在、町では、風疹予防対策といたしまして、予防接種法に基づき、1歳児及び年長児のお子さんに対し、定期予防接種を2回実施しております。また、妊娠初期の女性が風疹に感染すると、産まれてくるお子さんに難聴や心疾患などの先天性風疹症候群が生じるおそれがあることから、妊娠を希望する風疹の抗体価が低い女性や、妊婦さんの同居家族に対し、風疹予防接種費助成事業や妊産婦健康相談等を通じて、予防啓発を図っているところでございます。

しかし、昨年7月ごろから、国内における風疹感染者の数が増加をしており、その多くが、これまで公的な予防接種の機会がなかった30代から50代までの男性でございました。このため、国では、平成31年度から平成33年度までの3年間で、風疹に関する追加的対策を実施していく方針を打ち出しました。

その内容でございますが、市町村が実施主体となり、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性に対して風疹の抗体検査を実施すること、また、抗体検査の結果、十分な量の抗体がないと判明した方には、予防接種法に基づく定期接種としてワクチン接種を実施することでありますので、この方針にも適切に対応してまいります。

また、平成31年度には、町が独自に実施している風疹予防接種費助成事業の助成額を拡充することにより、妊娠、出産を希望される女性や妊婦さんの御家族が予防接種を受けやすい環境をこれまで以上に整え、より一層、風疹予防に努めてまいります。

次に、放課後児童クラブの拡充についてでございます。

平成31年度からの入所要件緩和に対応した児童の受け入れ態勢を整えるために、各小学校区に整備を進めてまいりました放課後児童クラブにつきましては、工事も順調に進み、予定どおり4月には開所できる運びとなり、今年23日には内覧会の開催を予定しております。

放課後児童クラブの拡充は、「吉田町教育元気物語TCP Triwings Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）」における「保護者（家庭）の教育ニーズに応じた環境づくり」の施策に位置づけており、子育て中の保護者の皆様が安心して就労できる環境を整えるようにしたものでございます。入所要件につきましては、平成31年度から、他に例を見ないほどに大幅な緩和を実現いたしました。今後、夏休みなどの長期休暇の際の受け入れも考慮し、放課後児童クラブ開所時に保護者が就労している場合には受け入れを行うよう、さらなる要件緩和を図り、他の自治体にはない優れたサービスを定着させ、まちの魅力の一つとしてまいりたいと考えております。

さらに、平成31年度からは、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に対する放課後児童クラブ利用料の負担軽減を図る施策も開始してまいります。

次に、高齢者福祉及び介護保険事業についてでございます。

当町の本年1月末における65歳以上の人口は、前年比156人増の7,339人で、人口の24.7%を占めております。また、本年1月末における70歳以上の人口は、前年比289人増

の5,336人で、人口の18.0%を占めておりますが、毎年、高齢化が進む中であっても、高齢者の皆様が住みなれた地域で安心して生き生きと暮らせるよう、平成31年度は、介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業をより一層充実させてまいります。

具体的に申し上げますと、毎回好評を博しております「運動器の機能向上教室」、「シニアストレッチ教室」、「おいしい集い」などの事業につきましては、より多くの皆様に御参加いただけますよう開催日数や参加人員を増やし、サービスのさらなる充実に努めてまいります。

また、新たなサービスといたしまして、要支援1または2の認定者や事業対象者の方が理学療法士による専門的に支援やボランティアの方々とのかかわりの中で運動器の機能向上訓練を行う「健康わくわくデイサービス」を開始するほか、農福連携事業として、要支援1または2の認定者や事業対象者の方が65歳以上の高齢者の方々と助け合いながら農作物の栽培を行うことで、同世代の仲間づくりにつなげるとともに、要介護状態にならないような体力の維持・向上を目指す「おいしい野菜作り教室」も開始いたします。

なお、高齢者福祉及び介護保険事業の指針となります高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は、3年ごとの見直しが義務づけられており、平成32年度には、次期計画である第9次高齢者保健福祉計画及び第8期介護保険事業計画を策定することとなりますことから、平成31年度は、65歳以上の高齢者の方が要介護状態になる前の日常生活や社会参加の状況について調査する「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅での介護の実態を調査する「在宅介護実態調査」を実施いたします。そして、これらの調査結果を次期計画に反映させ、引き続き、高齢者の皆様が安心して生き生きと暮らせるよう、高齢者福祉や介護保険に関する施策を総合的に推進してまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、展望台小山城の改修についてでございます。

昭和62年9月13日にオープンいたしました展望台小山城は、昨年9月9日に入館者80万人を達成するなど、当町の観光施設として多くの皆様に御来館いただいておりますが、建設から30年以上が経過し、老朽化が目立つようになってまいりました。このため、平成31年度は、改修が必要な箇所を把握するための調査を実施し、平成32年度以降に設計を行って、改修工事を進めてまいりたいと考えております。

また、展望台小山城は、町が推進しておりますシーガーデンシティ構想における「賑わいまちづくり」の一翼を担う施設であり、能満寺山公園や小山城前広場などと一体となった拠点づくりを行っていく必要がありますことから、平成31年度は、併設しております小山城売店における運営方針等の抜本的な見直しを進めてまいります。

次に、プレミアム付商品券事業についてでございます。

国では、本年10月1日に消費税及び地方消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、低所得者や子育て世帯の消費に与える影響を緩和し、地域における増税直後の消費を喚起・下支えするため、プレミアム付商品券事業を実施することとしております。

本事業は、国が定めた低所得者や子育て世帯を対象とする制度の概要に基づき、町が主体となって実施することとなるものでございますが、国からは、地域の実情に応じた柔軟な対応が求められており、商品券の使用可能期間や販売期間等につきましては、従前の商品券発

行事業と同様に、産業4団体や自治会等の皆様のお力添えを賜り、購入される皆様の利便性を考慮した制度となるよう、検討してまいりたいと考えております。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、移住・就業支援金制度についてでございます。

国は、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県から地方への新たな人の流れをつくることにより、東京一極集中を是正し、地方における担い手不足を改修することを目的として、地方創生推進交付金事業を活用した移住・就業支援金制度を創設しました。この制度は、先ほど申し上げました1都3県からなる東京圏から地方へ移住し、かつ、移住先の中小企業に就職した方が支援の対象となるもので、直近5年以上の間、東京23区内または東京圏に在住し、東京23区内へ通勤していること及び移住先の自治体に5年以上住み続けることが支援の条件となっております。

支援の内容は、移住に要する費用といたしまして、2人以上の世帯には100万円、単身世帯には60万円を支給するものであり、この内訳は、国が2分の1、県と町がそれぞれ4分の1となっております。国では、平成31年度から6年間を実施期間と定め、その間に6万人の方が本制度を活用して地方に移住することを想定しており、当町におきましても静岡県と連携して本制度に取り組むこととし、平成31年度は3件の活用を想定しております。

次に、しずおか中部連携中枢都市圏事業における町内施設へのWi-Fi環境の整備についてでございます。

平成31年度は、圏域内の交流人口拡大と町外から訪れる方の利便性向上を図るため、当町の観光施設である小山城を初め、町内外の多くの皆様が利用される総合体育館及び学習ホールの3カ所にWi-Fi環境を整備する予定でございます。

静岡市を初め、他市町でもWi-Fi環境の整備が進められており、今後、圏域内での連携を図りながら、富士山静岡空港や静岡駅などからの来訪者の回遊の志向性などを分析することで、今後における町のにぎわいづくりにも生かしてまいりたいと考えております。

次に、東名高速道路吉田インターチェンジ周辺の利活用についてでございます。

東名高速道路吉田インターチェンジ周辺は、にぎわいを創出するシーガーデンシティ構想を推進する上で、当町の玄関口として重要な役割を果たす場所であるとともに、鉄道のない当町にとりましては、静岡市の中心地を初め、東京、名古屋、大阪などへの交通の結節点として大きな可能性も秘めております。

また、その一方で、吉田インターチェンジ周辺は、既存集落と農業振興地域内の農用地区域、いわゆる青農地が分布している地域でもあります。

そこで、吉田インターチェンジ周辺を魅力的なまちづくりを行っていく上で重要な地域であると捉え、平成31年度はこの地域の利活用について検討する委員会を設置し、本年度実施しております吉田インターチェンジ周辺の利活用に関する調査結果に基づき、地域住民の皆様のご意見も取り入れながら、具体的な利活用について検討してまいりたいと考えております。

次に、新たな公共交通システムの導入に向けた調査研究についてでございます。

当町におきましては、しずてつジャストライン株式会社が運行しております静岡相良線、島田静波線及び藤枝相良線の3つのバス路線が主要な公共交通となっているところでござい

ますが、平成 28 年度に実施いたしました町民意識調査によりますと、当町の公共交通につきましても、「重要度は高いが、満足度が低い」といった結果となっております。

また、全国的に高齢ドライバーによる交通事故が後を絶たない状況の中、自動車運転免許を返納しても町内を快適に移動することができる環境を整えていく必要があると認識しております。

そこで、平成 31 年度は、当町の現状に即した新たな公共交通システムの構築に向けた調査研究を進めてまいります。

次に、大幡川幹線の道路改良事業についてでございます。

大幡川幹線につきましては、現在、本格的な事業着手に向け道路計画線の検討を重ねております。平成 31 年度におきましても、引き続き地元の皆様との意見交換や関係機関との調整を進めてまいります。

次に、町道町上 3 号線の道路改良事業についてでございます。

本事業は、川尻地区における緊急時避難路といたしまして、大幡川尻 2 号線と大幡川幹線とを結ぶ延長約 84 メートルの道路整備を行うものであり、平成 32 年度の供用開始を目指し、平成 31 年度は、道路設計業務及び用地取得に着手してまいります。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。

湯日川にかかる念佛橋につきましては、橋梁点検において緊急措置段階と診断されたことから、現在、全面通行止めとしており、平成 31 年度に撤去を行います。また、早期措置段階と診断されている 23 橋につきましては、本年度、3 橋の補修設計業務を委託しており、平成 31 年度以降、順次補修工事へと進めてまいる予定でございます。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン)」における平成 31 年度の主な事業につきまして、プランの 3 つの柱であります「子どもの『確かな学力』を保障する環境づくり」、「教職員が授業に専念できる環境づくり」、「保護者(家庭)の教育ニーズに応じた環境づくり」の順に御説明申し上げます。

まず、「子どもの『確かな学力』を保障する環境づくり」に係る事業のうち、小中学校体育館へのエアコン設置についてでございます。

快適な学習環境の整備といたしまして、これまでに教室照明の LED 化、小中学校全教室へのエアコン設置、洋式トイレへの改修を順次行ってまいりましたが、さきに申し上げましたとおり、平成 31 年度は、有事の際の指定避難所として位置づけられている小中学校の体育館にエアコンを設置し、子供たちの学習環境面の改善にもつなげてまいります。

次に、外国語・国際理解教育の推進についてでございます。

現在、外国語指導助手、いわゆる ALT を町内 4 つの小中学校にそれぞれ 1 名ずつ配置しておりますが、平成 31 年度も引き続き ALT を配置し、各小中学校における外国語及び外国語活動教育のさらなる充実を図ることとしております。

次に、幼児教育及び小中一貫教育の推進についてでございます。

平成 31 年度は引き続き、さゆり保育園、すみれ保育園、こども発達支援事業所を実践指定園として「吉田町幼児教育カリキュラム」の実践と検証を行うことともに、現在、小学校において試行的に行っている「スタートカリキュラム」を本格的に実践することで、幼稚園、保育園における幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図ることとしております。ま

た、各保育園では、国際色豊かな感性を育てることを目的として、ALTや外部講師による英語に触れる保育活動を開始する予定でございます。

小中一貫教育の推進につきましては、吉田町の学校教育を通して目指す「育てたい子どもの姿」を明確にし、その実現に向けた小中学校におけるつながりのある教育について、学校等と検討を重ねていくこととしております。

次に、個に応じた支援の充実についてでございます。

個に応じた指導は教育の原点とも言われており、児童生徒の発達を丁寧に見ながら、適時適切な支援を行っていくことが重要でありますので、平成31年度は支援員などの外部人材の活用を拡充し、特別支援教育のさらなる充実を図ることとしております。

次に、ICT教育の推進についてでございます。

平成32年度から全面実施される新学習指導要領に掲げられているアクティブラーニングやプログラミング教育の実施に向け、平成31年度はICTやプログラミング教育に関する支援員を採用し、ICTを活用したより質の高い授業を展開するとともに、プログラミング教育に関する教員の指導力向上を図ることとしております。

続きまして、「教職員が授業に専念できる環境づくり」に係る事業のうち、学校用務員の配置についてでございます。

教職員の多忙化解消を図るため、現在、各小中学校に教職員の事務補助を行う校務アシスタントを2名ずつ配置しておりますが、平成31年度からは新たに学校用務員を配置し、軽微な修繕作業など学校施設の維持管理業務を担っていただくことにより児童生徒の安全を確保するとともに、教員がより安心して教育活動に専念できる環境を整えてまいります。

また、中学校におきましては、本年度に引き続き部活動指導員を配置し、教員の時間的余裕を生み出すとともに、競技経験のない部活動の指導に当たることによる教員の精神的負担の軽減を図ってまいります。

続きまして、「保護者（家庭）の教育ニーズに応じた環境づくり」に係る事業のうち、相談体制の充実についてでございます。

教育委員会では、学校における各種相談業務に対応するため、教育相談員やスクールソーシャルワーカーを配置しておりますが、平成31年度は、増加する相談需要に対応し、学校、社会、地域が連携して課題解決に導けるよう、スクールソーシャルワーカーの相談時間数を増やし、相談体制の充実を図ってまいります。

次に、放課後補充学習及び公設学習塾についてでございますが、平成31年度も引き続き平日の放課後に実施し、放課後における居場所づくりとあわせて、子供たちの学力向上及び学習習慣の定着を図ってまいります。

次に、放課後子ども教室についてでございます。

放課後における子供の居場所を確保するとともに、次世代を担う児童の健全育成を支援するため、本年度は中央小学校区をモデル校区として設定し、放課後子ども教室を実施してまいりましたが、平成31年度は自彊小学校区においても、平日4時間授業の日に合わせた放課後子ども教室を開始する予定でございます。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、上水道事業についてでございます。

水道事業は、町民の皆様の生活や社会経済活動を支えるライフラインを維持するための重要な役割を果たすものであり、地震災害時においても安定して水を提供し続ける必要がありますことから、平成 31 年度につきましても引き続き基幹管路の耐震化に重点を置き、整備を進めてまいります。

次に、下水道事業についてでございます。

総務省では、将来にわたり必要な下水道サービスを安定的に供給するため、地域や公営企業の現状と将来の見通しを踏まえた中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、同計画に基づいた経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことを全ての公営企業に要請しております。

当町では、平成 32 年度から下水道事業の公営企業会計への移行を予定しており、平成 31 年度も引き続き円滑な移行に向けて万全を期してまいります。この公営企業会計への移行に合わせ、平成 31 年度及び平成 32 年度の 2 カ年で経営戦略を策定してまいります。

また、本年度実施しておりますストックマネジメント計画策定業務による調査結果を浄化センターの維持管理に活用するため、平成 31 年度から浄化センター施設情報システムを構築し、これまで紙媒体により保存してまいりました修繕履歴など浄化センターに関する施設情報の一元化を図ってまいります。

施設整備につきましては、引き続きストックマネジメント計画に基づく浄化センターの電気・機械設備の改築・更新工事を実施するとともに、町道上吉田線及び町道吉田坂部線など、ハイナン農協吉田支店南側から国道 150 号北側歩道までの付近を中心に汚水幹線の整備を進める予定でございますが、その一部の工事につきましては、施工時期の平準化に向けた計画的な事業執行のため、新たにゼロ債務負担行為の手法を導入し、本年度末までに発注を終え、新年度当初から工事に着手してまいりたいと考えております。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業につきまして御説明申し上げます。

初めに、町制施行 70 周年記念式典についてでございます。

冒頭にも申し上げましたとおり、平成 31 年度は吉田町が誕生してから 70 年の節目を迎えますことから、この 70 年間の歩みを町民の皆様と振り返り、先人たちの業績に感謝するとともに、当町のさらなる発展を喚起することを目的といたしまして、記念式典を開催する予定でございます。

式典では、これまで当町の発展に御尽力いただきました方たちに感謝の気持ちをお伝えするとともに、当町が今後 80 年、さらには 100 年と続く中で発展し続け、活力あふれる町となることを祈念し、将来を担う子供たちに夢と希望を抱いていただけるようなイベントを計画してまいりたいと考えております。

次に、第 5 次吉田町総合計画後期基本計画及び第 2 期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定についてでございます。

第 5 次吉田町総合計画は、「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」を将来都市像とし、計画期間を 8 年間と定め、平成 28 年度に前期基本計画をスタートさせ、南海トラフ巨大地震への備えや人口減少社会への対応、多様化する生活様式や価値観への柔軟な対応、加速する ICT 化への適応、グローバル社会のさらなる進展への対応などの課題に

対し、厳しい財政状況の中においても、町がよりよい未来へと進むことができるよう知恵を絞りながら、計画に沿って各種事業を進めてまいりました。

平成 31 年度は、この前期基本計画の最終年度に当たりますとともに、今後の町の将来を見据え、平成 32 年度からの後期基本計画を策定する重要な年でございます。当町を取り巻く時代の変化や町民ニーズを十分に踏まえた上で、基本構想の理念を継承しながら効果的な施策のあり方について再検討し、「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現を目指した町づくりをさらに推進すべく、後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

また、当町における人口の現状と将来の姿を示し、目指すべき将来の方向を提示した「吉田町人口ビジョン」の具現化を図るべく、人口減少の克服と地域の自立的かつ持続的な活性化に向けた目指す将来の方向や、当町の実情に応じた 5 カ年の施策の方向をまとめた「吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略」につきましても、平成 31 年度が最終年度となりますことから、引き続き、人口減少の克服と地域の自立的かつ持続的な活性化を図りながら、町の将来を見据えた施策を展開していくため、総合計画の後期基本計画とあわせ、第 2 期吉田町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組んでまいります。

以上、平成 31 年度を迎えるに当たり、当町が目指す将来都市像であります「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向けて実施いたします各種施策の方針や概要について述べさせていただきました。

平成 31 年度は、引き続き国・県と連携を図りながら、「津波防災まちづくり」の一丁目一番地であります防潮堤のかさ上げ工事を着実に進めてまいりますとともに、安全・安心とにぎわいの創出を一体的に進めるシーガーデンシティ構想に係る取り組みも一層加速させ、確固たる安全・安心の構築に向けて全力で取り組んでまいります。

また、訪れたいまち、暮らしたいまちとして多くの皆様を選んでいただける町へと躍進を遂げることができますよう、「吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン)」や子育て支援、健康づくりに関する施策も一層充実させ、町の魅力をさらに高めてまいります。

議員各位におかれましても、ぜひとも当町の「豊かで勢いがあり、心を魅了する」まちづくりに対しまして御理解をいただき、今後も格段の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます、施政方針といたします。

○議長（八木 栄君） 町長の施政方針が終わりました。

---

#### ◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（八木 栄君） 続いて、日程第 4、議会閉会中の委員会活動報告を各委員長から報告願います。

初めに、議会運営委員会委員長、お願いいたします。

10 番、大塚邦子君。

〔議会運営委員会委員長 大塚邦子君登壇〕

○議会運営委員会委員長（大塚邦子君） 10 番、大塚邦子です。

議会運営委員会議会閉会中の活動報告をいたします。

平成 31 年 2 月 5 日火曜日午後 1 時 30 分から役場 4 階第 1 会議室において委員会を開催しました。

出席委員は 6 名、そのほか番外 1 名、事務局 2 名でした。

協議事項 1、吉田町議会傍聴規則について、昭和 38 年施行の本規則の全部を改正することにいたしました。改正案を決定し、2 月 19 日の全員協議会で報告した後、決裁後公布し、平成 31 年第 1 回定例会から運用することにしました。町のホームページに掲載し、周知するようにいたしました。

協議事項 2、吉田町議会委員会条例について一部を改正することについて協議しました。行政実例を参考にし、各委員会の委員の定数の合計を議員定数と一致させることに決定しました。2 月 19 日の全員協議会で報告し、平成 31 年第 1 回定例会において議会運営委員会で発議し、次期の議会から運用することにしました。

協議事項 3、意見書の取り扱いについて、全国知事会の米軍基地に関する提言の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書については、議会運営委員会どまりとすることを決定しました。

散会は午後 2 時 55 分でした。

平成 31 年 2 月 21 日木曜日午前 9 時から役場 4 階第 1 会議室において委員会を開催しました。

出席委員は 6 名、番外 1 名、事務局 2 名、説明員として総務課長に出席いただきました。

協議事項 1、平成 31 年第 1 回吉田町議会定例会に運営について、総務課長より町長提出議案について概要説明があり、総務課長の退席後、協議に入りました。

協議の結果、審議方法は常任委員会への付託審査を行わず、早期議決となる 2 議案は 3 月 6 日に表決を行い、一般会計予算、特別会計の補正予算及び特別会計、企業会計の当初予算に係る議案 9 議案の審議については、中間日で質疑を行い、最終日に討論、表決を行うこととし、そのほかの議案は最終日に審査することに決定しました。

また、会期を 3 月 1 日から 18 までの 18 日間とすること、審議予定、会議録署名議員を決定いたしました。

協議事項 2、日本政府に核兵器禁止条約の調印批准を求める意見書並びに奥山等のスギ、ヒノキ放置人工林を森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書の取り扱いについては、議員配付とすることを決定しました。

散会は午前 10 時 25 分でした。

以上、報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

次に、総務文教常任委員会委員長、お願いいたします。

6 番、山内 均君。



〔総務文教常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（山内 均君） 総務文教常任委員会より、議会閉会中の調査活動についての報告をいたします。

所管事務調査、生活交通の確保についての調査結果の発表をもって報告とさせていただきます。

お手元に配付してありますので、ごらんください。委員会の報告書です。

1、調査事項。生活交通の確保について。

2、調査の目的。地域の生活交通及び公共交通の確保、維持、利便性の向上について調査研究をする。高齢化に伴う自動車運転免許証の返納や免許証を持たない人たちにとって快適な生活を送るためには、移動手段の確保が必要なる。近隣の市町や先進地で取り組まれているコミュニティバスやデマンドタクシー、乗り合いタクシー等の事例を参考に調査をする。

3、期間は、調査の経過のとおりです。

4、調査の経過は、平成 29 年 12 月 3 日から 31 年 2 月 13 日まで、19 回の委員会を開会いたしました。内容は表にまとめてありますので、ごらんください。

視察の内容の 5 ページをちょっと見ていただくと幸いです。

第 11 回に、8 月 16 日、藤枝市役所を視察いたしました。11 月 5 日、三重県松阪市を視察、11 月 6 日、愛知県西尾市の視察を行いました。生活交通の確保についての現況調査をしながら調査をし、別紙のとおりまとめました。

調査結果のまとめは、ページ数でいきますと、7 ページをごらんいただくと幸いです。

調査は近隣市から始めました。

藤枝市等が運営している自主運行バスやデマンドタクシーは、民間事業者が運行するバス路線が収支の悪化等により撤退したものを補うために設けたものである。自主運行バスの利用者数は、最近では減少傾向にあるが、デマンドタクシーの利用者数は着実に増加しているとのこと。要因は、市や地元自治会等の利用者啓発活動であるとの調査結果が得られた。

牧之原市、島田市の自主運行バスは、藤枝市と同様に民間事業者が運行するバス路線が撤退したものを補うために設けられている。

焼津市は、地域公共交通網形成計画において、町づくりと連携した公共交通ネットワークの再編計画を策定し、需要やニーズに対応した効率的で利便性の高い公共交通ネットワークの構築を目指し、ゆりかもめ、さつき、すいせん、さくらえび等の自主運行バスの運行を行っている。自動車運転免許証の返納者や障害者等には、無料乗車券の交付や補助金を交付し、利便性や安全・安心を図っているところも多い。

(4) 視察調査、三重県の松阪市です。地域の協力と負担を前提としたコミュニティバスの運行が行われている。地域からの要望に基づいた行政主導型の整備ではなく、地域の立候補による参画型としている。コミュニティバスを導入した地域は、自治会等が中心となって、地域公共交通検討会を設置し、地区住民のアンケート調査や運行経路、運行時刻等を市と協議しながら検討会が自主的に検討する。特筆すべきは、沿線の事業者、商店、個人等に支援金の協力を依頼していること。沿線地区の世帯は 1 世帯 500 円から 1,000 円の協賛金を納めることを前提としている。運転経歴証明書を提示した本人及び同伴者 1 名に対し、運賃は半額としている。

5、調査報告、愛知県西尾市です。コミュニティバス六万石くるりんバスは、公共交通空白地の解消と市街部の巡回路線の整備を背景に導入された。導入過程では、アンケート調査、ルートの検討、既存路線バス事業者との協議等が行われ、平成18年12月から運行されている。デマンド型乗り合いタクシーいこまいかーは、交通空白域を解消、交通弱者のための交通機関、利用者の移動の利便を考慮したもの。既存公共機関との連携による拡充。民間ビジネスとしての工夫と行政の協働等を背景に導入された。導入の過程では、事業者、運輸局との協議、パブリックコメントの実施、デマンドタクシー検討委員会の開催、プロポーザルによる事業者決定などがあった。

藤枝市、松阪市、西尾市の視察については、総務文教常任委員会の各委員の調査研究の成果を掲載してあります。

7番目です。意見、総評についてです。

意見です。生活交通の確保についての調査研究の結果、コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシー等の交通の移動手段は必要不可欠な重要な要素となっていることが確認でき、多くの成果を得ることができた。

超高齢社会を迎える2025年問題、高齢化に伴う自動車運転免許証の返納や社会問題となってきた運動能力の低下、認知症等による自動車運転操作ミスなど交通事故が多発している。また、免許証を持たない人たちの病院への通院や買い物、職場への移動手段も重要な要素である。生活交通の確保は交通弱者を守る手段であり、高齢者をひきこもりから守る有効な手段であると考えます。

委員会の調査の中でいただいた住民からの意見を紹介させていただきます。

おしゃべりサロン・カフェから意見をいただきました。年齢とともに働けなくなる。買い出しや病院へ行くのが大変。運転ができない。タクシーを頼めと家族に言われる。タクシー料金が安い。サロンまで歩いて来るのが大変になった。これからどうしよう。足が痛くて、ヘルパーさんに買い物、掃除を頼んでいるなど、生活に直面した意見が出された。

総評です。

委員会の調査結果、近隣の自主運行バスの導入の経緯は、民間事業者が撤退したものを補うために設けられたものが多いが、松阪市のコミュニティバスの運行は、自治会が中心となる検討会や地区住民のアンケート調査による検討等、地域からの要望に基づいた行政主導型の整備ではなく、地域の立候補による参画型の運行が行われている等を確認した。

西尾市のコミュニティバスの運行は、公共交通空白域の解消やアンケート調査、既存バス事業者との協議が行われている。デマンド型乗り合いタクシーは、交通弱者のための移動の利便性を考慮したものや、民間ビジネスの工夫と行政の協働等を背景に導入されていることも確認できた。高齢化に伴う自動車運転免許証の返納に伴う交通手段や交通弱者のための生活交通の確保は、全ての地域で取り組みが行われていることが確認できた。吉田町では、交通網の整備とともに、生活交通に大きな変化が起きている。コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシー等、生活交通の確保に向けた施策が重要な課題となることを確信している。

地域のことは地域で決める。三重県松阪市や愛知県西尾市の事例等を考慮した地域参画型の交通システムが構築されることを期待している。

以上が総務文教常任委員会の調査事項、生活交通の確保についての報告であります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

次に、産業建設常任委員会委員長、お願いいたします。

5番、大石 巖君。

〔産業建設常任委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石 巖でございます。

産業建設常任委員会より、閉会中の委員会活動及び所管事務調査のとりまとめについて報告をいたします。

平成29年6月の委員会で所管事務調査として、道路、河川及び都市公園の管理及び整備についてということで決定をいたしまして、これまで調査研究を進めてまいりました。

この間、中間まとめとして報告もしてまいりました。2月7日の委員会で、視察報告とあわせまして、皆様のお手元の委員会調査報告書として取りまとめをいたしまして、八木議長に報告をしたところでございます。

調査の経過につきましては、報告書の2ページから12ページに記載をしてありますので、ごらんをいただきたいと思っております。

まず、1ページ目、調査の目的でございますが、降雨時の道路冠水や劣化した道路の補修、河川の改修や管理について、町民から行政に対する要望が多数出されている。都市公園の草刈りなどの維持管理についても同様の意見要望がある。そこで、道路、河川及び都市公園の管理及び整備についての現状と改善策について調査研究をするということで、進めてまいりました。

12ページの5、まとめについての部分について読み上げますので、お願いをしたいと思います。

5、まとめ。委員会報告で要望がたくさん出された町道や準用河川、都市公園については、管理者である吉田町が常に良好な状態で管理及び整備を行うこととされている。地元からの改善などの要望事項については、当町も状況を把握しており、第5次吉田町総合計画の実施計画において具体的な予算計上に努めていることは確認できたが、予算の確保や補助金制度の活用など、より一層の努力で町民の要望に応える必要があると判断した。

(1) 計画的な道路改修、草刈りなどの地元の要望について予算措置を講じるとともに、要望に応える必要があると判断する。

(2) 児童生徒の通学路に当たる歩道の整備は、交通安全の観点からも優先的実施が求められる。

(3) 近年、集中豪雨の発生が頻発していることも踏まえ、計画的に治水対策を講ずる必要があり、2級河川湯日川においては、計画的な治水対策が講じられるように、関係機関とより一層の調整を図ることが重要であると考えている。あわせて、中小河川

流域における水量調節機能を有する調整池や浸透ます設置など、町民の協力のもと、官民一体の治水対策が有効であると判断した。

(4) 都市公園については、現地視察時は草が繁茂し、遊具やベンチなど町民が利用しにくい状況が散見されたが、その後の整備により一定の改善はされている。常に町民が気持ちよく利用できる公園管理に一層の努力を願いたい。また、能満寺山公園は、町の中心的位置にあり、利用しやすい駐車場整備など早急に具体化を図るべきであると判断した。

(5) 第5次吉田町総合計画の将来都市像「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち吉田町」に向けて、町民が安全・安心に暮らせる環境整備を重点施策として推進することが必要であると判断した。

以上をもちまして、産業建設常任委員会からの調査報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これをもって、報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

---

#### ◎吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告

○議長（八木 栄君） 日程第5、吉田町教育改革調査特別委員会委員長報告を、委員長から報告願います。

吉田町教育改革調査特別委員会委員長、お願いします。

5番、大石 巖君。

〔吉田町教育改革調査特別委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○吉田町教育改革調査特別委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石 巖でございます。

吉田町教育改革調査特別委員会より、これまでにとりまとめしました所管事務調査の経過やまとめについて、2月19日、6名の委員の参加によりまして、皆さんのお手元でございます委員会調査報告書を取りまとめいたしました。

皆さんにごらんをいただきたいと思います。

この間、13回の委員会を開催いたしまして、TCP Triwins Plan（ティーシーピー トリビンス プラン）に関する調査研究を進めてまいりました。

調査の経過につきましては、2ページから4ページに記載のとおりであります。

教育委員会の皆さんからの説明や資料提供を受けまして、調査研究を進めることができました。

6ページの3、調査の結果及び意見以降につきまして、読み上げて報告といたします。

3、調査の結果及び意見。

- (1) 平成 29 年に改訂された文部科学省の学習指導要領の主な改正点は、平成 32 年度から小学校 3、4 年生に外国語活動、5、6 年生に教科として外国語が新設され、授業が年 35 時間ふえること。また、主体的、対話的で深い学びの視点からの授業改善も求めている。教職員が授業に専念できる環境づくり。子供の確かな学力を保障する環境づくり。保護者の教育ニーズに応じた環境づくりなど、具体的な施策として、平成 28 年 2 月 23 日の吉田町総合教育会議において、教職員、子供、保護者、3 者の共益を目的とする「子どもが『確かな学力』を身に付けることができる町 吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン)」について合意、決定をいたしました。このプランは、新学習指導要領や学校運営の改善を目指すカリキュラムマネジメントを先取りする計画となっております。
- (2) このプランについては、授業日の平準化として、年間授業日数が 206 日から 220 日以上となる計画であり、マスコミからも、夏休みが 16 日程度に短縮されると報道されるなど、広範囲に議論が広がりました。
- (3) 保護者から「説明が不十分」「意見を聞くべき」などの声が出され、新聞報道でも、中学教員から「授業日がふえれば仕事量がふえる」など、プランに対する意見が出されました。
- (4) 平成 29 年 8 月 9 日には、町民からの要請により、TCP 教育元気物語についてをテーマとする吉田町議会出前会議が開催され、同年 9 月の第 3 回吉田町議会定例会では、5 名の議員が教育問題に関する一般質問に立つなど、議論が広がりました。
- (5) 当委員会は、こうした議論の広がりを背景として、議員発議により設置が決まったものであります。

委員会で調査研究した内容は、次のとおりであります。

ア 授業日の平準化については、全国的に教職員の多忙を解消する施策が検討されていることから、他市町や先進地での方針を調査しました。また、文部科学省の新学習指導要領における授業時間の位置づけや授業時間の平準化についても、資料をもとに検討をいたしました。

イ 吉田町の教育現場での教職員の勤務実態や教育委員会の授業日の平準化に対する疑問点について質問をし、保護者から出されている疑問点についても協議をいたしました。

ウ 平成 29 年 10 月 23 日の吉田町教育委員会において決定した TCP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン) の今後の方向性についてが 10 月 27 日の行政報告会で報告され、今後の教育委員会の方向性として、教員や保護者への理解が浸透していない課題、教職員と意識の共有を進める必要性など、理解の推進が挙げられました。また、授業日の平準化については、教職員や保護者の理解、関係機関との調整や意見の聴取などに一定の期間が必要であり、授業日数 220 日以上の平成 30 年度実施を見送ること、小中学校での教育活動の違いから、一律に考えるのではなく、基本 220 日とし、平成 32 年度から完全実施することなどが報告をされました。

あわせて、夏季休業中を活用したサマースクールの実施や放課後児童クラブの拡充として、入所基準の緩和策も報告をされました。

エ 委員会では、今後の方向性についてに対する検討すべき課題を協議し、教育長から説明を求めました。また、授業日の平準化以外の施策については、平成 29 年 2 月 23 日の総合教育会議で合意した方向で進めることが適当であると判断することが妥当であるかが委員会内で議論となりました。

プランの理解の浸透性と意識の共有が問われる中で、教職員や保護者との一の議論が求められます。

オ 学校別授業時数表などをもとに、多忙化についての原因究明、対応策などを協議しました。

カ 教育委員会と教職員が直接対話する車座対話については、平成 30 年 5 月から 8 月まで、計 13 回、延べ 73 名が出席したとの報告を受けました。

意見の中では、授業日の平準化には、小中学校での受けとめ方が異なり、教育環境の整備についても、多種の要望が出されていました。また、吉田町学力調査に対しては、テスト自体の効果が感じられず、多忙感につながるとの声があるなど、検討の必要性が問われていました。

キ 学校の学習環境については、平成 30 年度において、全小中学校へのエアコンの整備、トイレの洋式化、ALTの全校配備、校務アシスタントの配備や中学校における部活動指導員配備の予算化などの整備が図られております。

#### 4、調査のまとめ。

- (1) 平成 32 年度の新学習指導要領の実施時期に向けて、教職員、保護者、町民の皆さんがこれからの社会の担い手となる子供たちに必要な教育のあり方を具現化することが求められています。
- (2) 中央教育審議会の学校における働き方改革特別部会は、教員の業務量の削減や振り分けなどを柱とする中間まとめを決定しました。しかし、現実には、教員の超過勤務を前提とした業務実態では、授業日の平準化だけでは解決をしません。根本的には、教員不足の解消と少人数学級などによる子供の顔が見える教育の推進にあると判断をいたします。
- (3) 教職員からの意見聴取で出された改善策を具体化し、意識の共有化を図ることは、プランを進めるための前提条件として重要であります。
- (4) 授業日数、年、基本 220 日の議論、長期休業期間の設定は課題があり、町は町民等に対して十分な説明を行い、理解を得た中で施策を推し進めるよう一層配慮をされたい。
- (5) 当委員会の調査研究は道半ばであり、不十分ではあるが、これまでの議論を通じ、問題点や疑問点については集約されてきたのではないかと判断する。教育改革については、町議会として重要な課題であると認識するので、町は引き続き情報提供に努められたい。

以上が調査の報告であります。

以上をもって、吉田町教育改革調査特別委員会の報告といたします。

○議長（八木 栄君） 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質疑を許します。

質疑はありませんか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

ただいま教育改革推進特別委員会の委員長から報告があったわけでありますけれども、これは約1年半前に議員発議で設置をされました。当時、目的といたしましては、TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）に関して理解を深めるために調査研究するというございまして、本来の特別委員会の性質とはちょっと違うのかなという考えが私にはありますけれども、今回、報告書が出されたわけでございます。

その中で1点、委員会の目的というのは達成されたということでありますか。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

〔吉田町教育改革調査特別委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○吉田町教育改革調査特別委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石であります。

報告書の4の調査のまとめの中にも書いてありますように、まだこの教育改革の問題につきましては、十分な町民との合意、あるいは教職員の多忙化の解消に向けての、まだ意見集約というものが十分ではないというふうに感じております。そうした点では、よりよい教育の改善に向けて、まだまだ議論を進める必要があると思いますが、この委員会としては、そうした種々の意見集約、あるいは問題点について委員会として議論を進めてまいりました。この期間の中では、我々の調査については、いろいろ教育委員会の協力もいただきましたし、あるいは、教職員の皆さんの声も、車座対話の中で出された意見ということで、私たちも十分議論をいたしました。保護者の皆さんからの意見についても、教育委員会の資料としてたくさんの意見をいただきました。そういう点を踏まえて議論を進めてきたわけでありますので、この調査研究については、かなりの内容まで踏み込んだ議論検討を進めてきたと私は考えております。ですから、これからも議会の中でこうした議論について、もっともっと深める、あるいは十分な検討をする必要があるんじゃないかなというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） ちょっと今の御答弁ですと、当初の目的が達成されたかどうかというところがちょっと聞けないわけですがけれども、再度その点を明確にお答えいただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

〔吉田町教育改革調査特別委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○吉田町教育改革調査特別委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石です。

この調査まとめの（5）に、まだ調査研究は道半ばであり、不十分だというふうなことでまとめをさせていただきましたが、これは、この調査研究がここまですとよしという明確な到達点というのはないわけでありますので、引き続き議会の中でも十分な議論が必要だと私は考えております。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

今度の新学習指導要領の実施に向けて、町のほうでは教育改革といいますか、TCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）のほうで、そういうことで取り組まれているので、32年という目標があるわけでございますので、そこら辺が特別委員会の調査結果としては、そこまでのもう時間がない中で調査を進められてこなかったのかなと思うと、少し残念でございます。

それから、もう一つお聞きしたいんですけども、そういう中で、特別委員会が最終報告を出されたわけでございますけれども、4の調査のまとめの（4）になりますけれども、これを読みますと、委員会としては、このTCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）の施策を推進するという立場でよろしいんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

〔吉田町教育改革調査特別委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○吉田町教育改革調査特別委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石でございます。

委員会の調査の目的というのは、こういう教育改革に寄与するというのが調査の目的に入っております。ですから、このTCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）について、委員会として否定をすとか、あるいは全面的に肯定をすとかそういう立場ではなしに、その中である問題点、疑問点、あるいは意見集約はどんなものか、そういったものを十分検討しながら議論を進めてきたつもりでおりますので、この委員会の調査・意見についても、この今の時点でのとりまとめということでしてありますので、まだ不十分ではありますが、一定の調査の効果、あるいは検証の効果はあったものがあると私は考えております。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 委員長といたしましては、今の御答弁もあったわけですが、この調査特別委員会としては、町が行っているTCP Triwins Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）に対しては推進ということでよろしいんですね。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

〔吉田町教育改革調査特別委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○吉田町教育改革調査特別委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石でございます。

先ほども申し上げましたが、吉田町の総合教育会議の中でこのプランというのは決定をされてきたわけですが、その間にいろいろな関係者からの御意見もたくさんあったわけです。ですから、そういう点も踏まえまして、より教育改革が皆さんの理解のもとに進められるように、そうした議論ももっと深める、あるいはこの議会の中での委員会としても、そうした条件をより広めて、町民の皆さんの理解のもとに進められるように、そういった立場で議論を進めていきましたので、その点については御理解いただきたいと思っております。

○議長（八木 栄君） ほかに。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 委員長、申しわけないですけども、やっぱり特別委員会を設置したわけですから、ある程度の結論というのを出す必要があると思うんですね。そういう中で、もう少し歯切れよくといいますか、調査の結果はどうだったのかということをお聞かせ願いたいと思っておりますが、これで私は最後にしますけれども、この委員会ではどうだったのかという、今時点の委員会の結論をお聞かせいただきたいと思っております。



○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

〔吉田町教育改革調査特別委員会委員長 大石 巖君登壇〕

○吉田町教育改革調査特別委員会委員長（大石 巖君） 5番、大石でございます。

調査のまとめということで、少ない文書ではありますが、委員会の中で出された今時点の状況について取りまとめをいたしました。大塚議員が言われるように、今の時点での結論といたしますか、その点については、まだまだ十分な議論が尽くされていないということもありますので、この調査のまとめということで御理解をいただきたいと思っております。

○10番（大塚邦子君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって、報告済みといたします。

委員長、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。再開は10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時44分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

休憩中に、4番、蒔田昌代君から早退の届け出がありました。ただいまの出席議員数は11名です。

---

#### ◎議案第1号～議案第19号の一括上程、説明

○議長（八木 栄君） 次に、会議規則第35条の規定により、日程第6、第1号議案から日程第24、第19号議案までの19議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成31年第1回吉田町議会定例会に上程いたします議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程いたします議案は、条例の一部改正について4件、補正予算について4件、当初予算について7件、規約の変更について1件、町道の路線認定について1件、人事案件について2件の合計19件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第1号議案は、吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、災害援護資金の貸付利率は無利子とし、当該貸付の際には保証人を求めることをする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第2号議案は、吉田町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、町内3小学校区への新たな放課後児童クラブ室の建設に伴い、当該放課後児童クラブ室の名称及び位置を新たに規定するものと、また、既存の放課後児童クラブ室の名称を変更することとする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第3号議案は、吉田町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防・日常生活支援総合事業に移行されたことに伴い、当町の老人デイサービスセンターにおいて当該事業である第1号通所事業に係る規定を加え、地域の実情に応じたサービスが提供できることとする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第4号議案は、吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、技術士法施行規則の改正に伴い、技術士法に規定する第2次試験科目について、選択科目が見直されたことから、当該選択科目の水道環境を削除することとする内容の条例改正をお認めいただこうとするものでございます。

第5号議案は、平成30年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本議案は、平成30年度一般会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4億6,995万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ105億3,401万3,000円とするとともに、農業振興費など4つの事業費に係る合計3,697万9,000円の繰越明許費を設定するほか、地方債の限度額を6,510万円減額する補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第6号議案は、平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成30年度の国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,767万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億9,882万9,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第7号議案は、平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、平成30年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,372万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ19億3,290万1,000円とする補正予算をお認めいただこうとするものでございます。

第8号議案は、平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございます。

本議案は、平成30年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,545万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億6,564万4,000円とする

とともに、1の事項に係る債務負担行為の限度額を4,700万円とするほか、地方債の限度額を1,630万円減額する補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第9号議案は、平成31年度吉田町一般会計予算についてでございます。

本議案は、平成31年度の一般会計歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,300万円と定めるとともに、19の事業につきまして、総額8億5,180万円を限度とする地方債を計上するほか、一時借入金の最高額を5億円と定めるとともに、給料、職員手当等に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第10号議案は、平成31年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成31年度の土地取得事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,502万4,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第11号議案は、平成31年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成31年度国民健康保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億3,395万4,000円と定めるほか、一時借入金の最高額を1億円と定めるとともに、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第12号議案は、平成31年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。

本予算は、平成31年度の後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,958万6,000円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第13号議案は、平成31年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成31年度の介護保険事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,868万3,000円と定めるほか、保険給付費に係る款内流用を規定した予算をお認めいただくとするものでございます。

第14号議案は、平成31年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてでございます。

本議案は、平成31年度の公共下水道事業特別会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5,592万9,000円と定めるとともに、2の事項に係る債務負担行為の限度額を合計2億4,200万円とするほか、総額2億8,360万円を限度とする地方債を計上し、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定める予算をお認めいただくとするものでございます。

第15号議案は、平成31年度吉田町水道事業会計予算についてでございます。

本議案は、平成31年度の水道事業会計予算につきまして、収益的収入の総額を5億9,651万4,000円とし、収益的支出の総額を5億4,017万4,000円とするとともに、資本的収入の総額を1億2,928万1,000円とし、資本的支出の総額を4億1,449万5,000円として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する2億8,521万4,000円は減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,627万5,000円、過年度分損益勘定留保資金7,917万7,000円、当該年度損益勘定留保資金8,976万2,000円で補填するものと定め、一時借入金の限度額を2,000万円と定めるなどの内容とする予算をお認めいただくとするものでございます。

第16号議案は、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、地方税法の改正により、本年10月1日から自動車取引税が廃止され、同時に、軽自動車環境性能割が導入されることから、軽自動車税及び自動車取得税の申告書の処理に係る事務の内容を改める規約の変更を行うことについてお認めいただくものがございます。

第17号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、浜田土地区画整理事業により進められております道路整備に関連する2路線について、町道として認定する必要がありますことから、町道の路線認定をお認めいただくものがございます。

第18号議案は、吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、現在、吉田町監査委員であります伊藤利勝氏が本年3月31日をもって退任することになりましたことから、新たに吉田町川尻3793番地の1、藁科武夫氏を吉田町監査委員に選任することについて御同意をお願いするものがございます。

第19号議案は、吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、吉田町教育委員会教育長であります栗林芳樹氏が本年3月31日をもって前任者の在任期間が終了することから、引き続き吉田町片岡1678番地の12、栗林芳樹氏を吉田町教育委員会教育長に任命することについて御同意をお願いするものがございます。

以上が上程いたします19議案の概要でございます。

なお、今回の議会定例会に上程いたします2議案につきまして、早期の議決をお願いするものがございます。

1つ目は、第5号議案の平成30年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、農林水産事業費に関しまして、昨年の台風24号の被害対策における国の補正予算に呼応して、3月の早い時期に被災農業者向け経営体育成支援事業の交付決定を受ける必要がありますことから、早期の議決をお願いしたいと考えております。

2つ目は、第8号議案の平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてでございますが、下水道管渠工事に関しまして、契約初年度に支出を要さない負担行為を活用して施工時期の平準化を図る必要がありますことから、こちらも早期の議決をお願いしたいと考えておりますので、議会の皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

詳細につきましては担当課長から申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細な説明を順次お願いします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、久保田明美君。

〔総務課長 久保田明美君登壇〕

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、第10号議案、第18号議案及び第19号議案の計3議案について御説明申し上げます。

初めに、第10号議案 平成31年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてでございます。

議案書の 25 ページから 27 ページをごらんください。

平成 31 年度吉田町土地取得事業特別会計歳入歳出予算総額でございますが、第 1 条にありますとおり、歳入歳出それぞれ 1,502 万 4,000 円とし、款項ごとの金額は 27 ページ、第 1 表のとおりとするものでございます。

詳細につきまして、平成 31 年度吉田町一般会計及び特別会計予算に関する説明書の一般会計予算最終ページ、225 ページの次に、土地取得事業特別会計の歳入歳出予算事項別明細書がございますので、その事項別明細書に沿って説明をさせていただきます。

1 ページの総括の歳入をごらんください。

1 款財産収入は前年度より 544 万 8,000 円少ない 2 万 2,000 円、2 款繰入金は前年度と同額の 1,500 万円、3 款繰越金及び 4 款諸収入はいずれも前年度と同額の 1,000 円とし、歳入合計 1,502 万 4,000 円を計上いたしました。

また、歳出につきましては、1 款総務費に前年度より 544 万 8,000 円少ない 1,502 万 4,000 円を計上いたしました。

次に、事項別明細書の 2 ページから 4 ページをごらんください。

歳入についての詳細でございますけれども、1 款財産収入の 2 万 2,000 円は、1 項 1 目の土地開発基金の基金利子 2 万円と 2 項 1 目の土地売却収入 2,000 円でございます。

2 款繰入金の 1,500 万円は、1 項 1 目の土地開発基金からの繰入金 1,500 万円でございます。

3 款繰越金は 1,000 円で、1 項 1 目の前年度繰越金の 1,000 円でございます。

4 款諸収入は 1,000 円で、1 項 1 目の土地取得事業特別会計の預金利子 1,000 円でございます。

次に、5 ページの歳出をごらんください。

1 款総務費 1,502 万 4,000 円でございますが、1 項 1 目の一般管理費の土地開発基金への積立金に 2 万 2,000 円、2 目財産取得費の用地先行取得費として 1,500 万円、3 目繰出金の土地開発基金への繰出金に 2,000 円を計上いたしました。

続きまして、第 18 号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の 49 ページをごらんください。

本議案は、現在、監査委員であります伊藤利勝氏が一身上の都合により本年 3 月 31 日をもって退任されますことから、伊藤監査委員の後任の委員の選任につきまして、地方自治法第 196 条第 1 項の規定に基づきまして議会の同意をお願いするものでございます。

後任の識見を有する者のうちから選任いたします監査委員でございますが、住所は吉田町川尻 3793 番地の 1、氏名は藁科武夫、生年月日は昭和 30 年 11 月 10 日生まれ、現在 63 歳でございます。

藁科氏の主な経歴でございますが、昭和 50 年 10 月に旧吉田町農業協同組合、現在のハイナン農業協同組合に入所され、以来、同組合の融資営業課長、川尻支店長、神戸支店長、吉田支店長などの要職を歴任され、平成 23 年 5 月には同組合の金融共済担当常務理事として監査部の指導をなされ、平成 29 年 5 月に同組合を退職されました。藁科氏は、同組合在職中に組合員への融資のアドバイスなど金融業務全般に携わっておられた方でございます、

ファイナンシャルプランナーや農協簿記など財務に関するさまざまな資格を有している方でございます。

これらの経歴からも、藁科氏は当町の監査委員の任を十分果たしていただける方でございますので、今般、監査委員として選任させていただこうとするものでございます。

なお、監査委員の任期でございますが、地方自治法第 197 条に規定されております 4 年間でありまして、平成 31 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までとなります。

続きまして、第 19 号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての内容につきまして御説明申し上げます。

議案書の 50 ページをごらんください。

本議案は、現在、吉田町教育委員会教育長であります栗林芳樹氏が本年 3 月 31 日をもって前任者の在任期間を終了することから、引き続き栗林芳樹氏を吉田町教育委員会教育長として任命することにつきまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。

栗林氏の住所につきましては、吉田町片岡 1678 番地の 12、氏名は栗林芳樹、生年月日は昭和 57 年 10 月 28 日、現在 36 歳でございます。

栗林氏の主な経歴を申し上げますと、平成 17 年 4 月、文部科学省に入省、同省では主に初等中等教育局の初等中等教育企画課及び教育課程課に配属され、平成 27 年 4 月には同局教育課程課の教育課程第一係長に就任されております。平成 29 年 4 月からは吉田町の理事兼教育委員会事務局長兼学校教育課長として、平成 30 年 9 月からは吉田町教育委員会教育長として当町の教育行政を担っていただいているところでございます。栗林氏は、皆様御承知のとおり、国の動向にも教育現場の状況にも精通された人材であるとともに、吉田町教育元気物語 TCP Triwins Plan (ティーシーピー・トリビンス・プラン) の具現化について、現在尽力していただいている状況でございます。

こうしたことから、栗林氏は、引き続き教育長として当町の教育行政を担っていただかなければならない方でありまして、今般、吉田町教育委員会教育長として任命させていただこうとするものでございます。

なお、教育長の任期でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 5 条に規定されております 3 年間でありまして、平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まででございます。

以上、総務課から 3 議案につきましての御説明でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

〔企画課長 谷澤智秀君登壇〕

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

企画課からは、第 5 号議案 平成 30 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）について及び第 9 号議案 平成 31 年度吉田町一般会計予算についての 2 議案につきまして御説明申し上げます。

それでは、まず、第 5 号議案 平成 30 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）についての内容を御説明申し上げます。

別冊の平成 30 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）をごらんください。

1 ページをごらんください。

まず、第 1 条でございますが、現計予算から歳入歳出それぞれ 4 億 6,995 万 1,000 円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ 105 億 3,401 万 3,000 円とし、その款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2 ページから 4 ページまでの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

次に、第 2 条でございますが、平成 30 年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づきまして、翌年に繰り越して使用することができる経費を、5 ページに掲げます第 2 表繰越明許費のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

そして、第 3 条でございますが、地方債の補正につきまして、6 ページ、7 ページに掲げます第 3 表地方債補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

具体的な内容といたしまして、繰越明許費から御説明申し上げます。

5 ページをごらんください。

今回、措置しようとしております繰越明許費でございますが、全部で 4 事業につきまして総額 3,697 万 9,000 円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

それでは、繰り越しをお認めいただく事業とその財源につきまして、事業ごとに申し上げます。

まず、シーガーデンシティ推進事業費につきましては、シーガーデンのジオラマ作成に係る委託料 172 万 8,000 円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額繰入金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。

次の農業振興費につきましては、台風 24 号被災農業者に対する事業再建のための経営体育成支援事業費補助金 1,025 万 1,000 円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県支出金と一般財源でございます。

次の漁港環境整備事業費につきましては、多目的広場の詳細設計に係る委託料 1,800 万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県支出金、地方債及び一般財源でございます。

最後に、大幡川改修事業費につきましては、河川改修に係る工事請負費 700 万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、国庫補助金と地方債、そして一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づきまして、翌年度の 5 月 31 日までに繰越計算書を調製して、次に開会されます議会に報告しなければならないこととなっておりますので、これらの繰越明許費につきましても、そのルールに従いまして御報告をさせていただくこととなるものでございます。

続きまして、6 ページ、7 ページの地方債補正につきまして御説明申し上げます。

起債につきましては、事業の実施状況に沿いまして、第 3 表に掲げる事業の起債限度額につきまして、変更及び廃止をお認めいただくとするものでございます。

この地方債の補正によりまして、起債全体の限度額は、補正前と比較して 6,510 万円減額となります。

続きまして、別冊の平成 30 年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）に関する説明書に沿って補正予算の内容を御説明いたします。

まず、説明書の 3 ページの歳入をごらんください。

初めに、1 款町税につきましては 5,000 万円の増額でございます。これは、2 項 1 目固定資産税におきまして、企業の設備投資の増加に伴い、償却資産が 5,000 万円の増額となっております。

次に、2 款地方譲与税につきましては 220 万円の減額でございます。

続きまして、4 ページをごらんください。

3 款利子割交付金につきましては 140 万円の増額、4 款配当割交付金につきましては 120 万円の減額でございます。

続きまして、5 ページをごらんください。

5 款株式等譲渡所得割交付金につきましては 480 万円の減額、6 款地方消費税交付金につきましては 160 万円の増額でございます。

続きまして、6 ページをごらんください。

7 款自動車取得税交付金につきましては 30 万円の増額でございます。

なお、2 款地方譲与税から 7 款自動車取得税交付金につきましては、いずれも県から示された推計をもとに算出し、計上しているものでございます。

次に、11 款分担金及び負担金につきましては 87 万円の減額でございます。

これは、1 項 1 目の農林水産費分担金につきましては、県補助金の確定に応じて事業費を減額することから、それに伴って分担金も減額となるものでございます。

7 ページをごらんください。

13 款国庫支出金につきましては 2,781 万 5,000 円の減額でございます。

まず、1 項 1 目民生費国庫負担金につきましては 465 万 9,000 円の増額でございます。

これは、社会福祉費負担金におきまして、事業費の増額に伴い、障害児施設措置費、給付費等の負担金を 423 万 7,000 円増額、また、保険基盤安定制度負担金におきまして、本算定の結果に基づき 42 万 2,000 円を増額するものでございます。

次に、7 ページから 8 ページにかけての 2 項 2 目民生費国庫補助金につきましては 171 万 6,000 円の減額でございます。

これは、社会福祉費補助金におきまして、地域生活支援事業費補助金について、交付決定に伴い 55 万 9,000 円を減額、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金につきましては、国民年金システム分について 20 万円を減額、国民健康保険システム分について 40 万円を減額、障害者福祉システム分について 20 万円を減額、介護保険システム分について 40 万円を減額、また、障害者総合支援事業費補助金につきましては、自立支援法改正に伴うシステム改修に伴いまして 24 万 3,000 円を計上するものでございます。

次に、8 ページの児童福祉費補助金におきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金、児童福祉システム分について 20 万円を減額するものでございます。

次に、5 目土木費国庫補助金につきましては 3,075 万 8,000 円の減額でございます。

これは、道路橋梁費補助金におきまして、社会資本整備総合交付金について交付決定に伴いまして 3,075 万 8,000 円を減額するものでございます。

9 ページをごらんください。



14 款県支出金につきましては、1,288 万 9,000 円の減額でございます。

まず、1 項 1 目民生費県負担金につきましては、326 万 1,000 円の増額でございます。

これは、社会福祉費負担金におきまして、事業費の増額に伴い、障害児施設措置費給付費等の負担金を 211 万 8,000 円増額、また、保険基盤安定制度負担金におきまして、本算定の結果に基づき 114 万 3,000 円を増額するものでございます。

次に、2 項 1 目の総務費県補助金につきましては、1,148 万円の減額でございます。

これは、総務管理費補助金におきまして、静岡空港隣接地域賑わい空間創生事業費補助金につきまして、事業の実績に伴い、1,148 万円を減額するものでございます。

次に、2 目民生費県補助金につきましては、28 万円の減額でございます。

これは、社会福祉費補助金におきまして、地域生活支援事業費補助金について、交付決定に伴い 28 万円を減額するものでございます。

次に、9 ページから 10 ページにかけての 4 目農林水産業費県補助金につきましては、364 万 7,000 円の減額でございます。

これは、10 ページの農業費補助金におきまして、内示額に沿って農業委員会交付額を 27 万 7,000 円増額、また、経営体育成支援事業費補助金につきましては、国の平成 30 年度第 2 次補正予算に伴いまして、平成 30 年度の台風 24 号により被害を受けた農産物の生産・加工に必要な施設、機械の再建、修繕等を支援するもので、674 万 1,000 円を計上するものでございます。また、水産事業費補助金におきまして、漁業基盤整備事業費補助金について、交付決定に伴い 1,066 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に、7 目消防費県補助金につきましては、74 万 3,000 円の減額でございます。

これは、消防費補助金におきまして、緊急地震津波対策交付金について、決算見込みにより 74 万 3,000 円を減額するものでございます。

続きまして、15 款財産収入につきましては、1,844 万 4,000 円の増額でございます。

これは、2 項 1 目不動産売払収入におきまして、当初の予定以上の金額を収入できることになりましたことから、1,844 万 4,000 円を増額するものでございます。

11 ページをごらんください。

16 款寄附金につきましては、4 億 2,922 万 1,000 円の減額でございます。

まず、1 項 1 目一般寄附金につきましては、当初の予定以上の金額を収入できることになりましたことから、77 万 9,000 円を増額するものでございます。

次に、2 目ふるさとよしだ寄附金につきましては、4 億 3,000 万円の減額でございます。

これは、ふるさとよしだ寄附金の実績に伴いまして、一般寄附金につきまして 3 億 100 万円を減額、指定寄附金につきましては 1 億 2,900 万円を減額するものでございます。

続きまして、17 款繰入金につきましては、697 万円の減額でございます。これは、2 項 1 目基金繰入金におきまして、12 ページのふるさとよしだ寄附金基金繰入金につきまして、充当事業費、シーガーデンシティの調査委託料の減額に伴いまして 697 万円を減額するものでございます。

続きまして、19 款諸収入につきましては、937 万円の増額でございます。

こちらは、5 項 2 目雑入につきまして 937 万円を増額するものでございます。まず、総務費雑入におきまして、市町村振興協会市町交付金について、交付確定に伴い 108 万 2,000 円を増額、衛生費雑入におきまして、後期高齢者過年度精算金につきまして、負担金の精算に

に伴い1,148万8,000円を増額、消防費雑入におきましては、コミュニティ助成事業助成金について200万円を減額、また、教育費雑入におきましては、スポーツ振興くじ助成金について、交付決定に伴い120万円を減額するものでございます。

13ページをごらんください。

20款町債につきましては6,510万円の減額でございます。

まず、1項3目農業水産業債につきましては960万円の減額でございます。

これは、水産業債におきまして、それぞれ事業の実績に応じまして960万円を減額するものでございます。

次に、4目土木債につきましては5,190万円の減額でございます。

これは、道路橋梁債におきまして、それぞれの事業実績に応じまして5,190万円を減額するものでございます。

次に、13ページから14ページにかけての5目消防債につきましても、それぞれの事業実績に応じまして360万円を減額するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

15ページをごらんください。

まず、1款議会費につきましては70万4,000円の減額でございます。

これは、1項1目議会費におきまして、決算見込みにより議会調査活動費を70万4,000円減額するものでございます。

続きまして、2款総務費につきましては2億1,465万5,000円の減額でございます。

まず、15ページから16ページにかけての1項6目企画費におきましては2億1,435万5,000円の減額でございます。

これは、16ページのふるさと納税推進事業費につきまして、歳入のふるさとよしだ寄附金の実績に伴いまして2億423万5,000円を減額、また、シーガーデンシティ推進事業費につきまして、決算見込みにより調査委託量を700万円減額、そして、地域おこし協力隊事業費につきまして、決算見込みにより地域おこし協力隊報酬を312万円減額するものでございます。

なお、シーガーデンシティ推進事業費につきましては、平成31年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、16ページから17ページにかけての6項1目監査委員費につきましては、事業実績により30万円を減額するものでございます。

続きまして、17ページ、3款民生費につきましては、3,347万8,000円を増額でございます。

まず、1項1目社会福祉総務費につきましては、臨時福祉給付金給付事業費が確定しましたことから、事業実績に応じまして国庫補助金返還金928万8,000円を計上するものでございます。

続きまして、18ページをごらんください。

2目国民年金事務費につきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料20万円を減額するものでございます。

次に、3目国民健康保険費につきましては、決算見込みに伴いまして、国民健康保険事業会計繰出金につきまして250万8,000円を増額するものでございます。

次に、18ページから19ページにかけての5目心身障害者福祉費におきまして2,730万円の増額でございます。

これは、心身障害者福祉費につきまして、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料を30万円減額、また、心身障害者自立支援事業費につきまして、自立支援法改正に伴うシステム改修に伴い、電算処理委託料を48万6,000円増額、給付費の増額に伴い、デイサービス等給付費を686万6,000円増額、サービス利用計画作成費（障害児）を160万9,000円増額、また、過年度事業の精算に伴い、県補助金等返還金1,863万9,000円を増額するものでございます。また、地域生活支援事業費につきましては、有利な補助事業の活用による財源振替となっております。

次に、19ページから20ページにかけての7目介護保険費につきましては、介護給付費の決算見込みにより、介護保険事業会計繰出金を511万8,000円減額するものでございます。

次に、20ページの2項1目児童福祉総務費につきましては、社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料30万円を減額するものでございます。

続きまして、21ページをごらんください。

4款衛生費につきましては366万5,000円の減額でございます。

まず、1項2目予防費におきましては891万5,000円の減額でございます。

これは、感染症予防費について、決算見込みにより予防接種委託料を659万9,000円減額、おたふく風邪ワクチン予防接種費助成金を231万6,000円減額するものでございます。

次に、3目環境衛生費につきましては、吉田町牧之原市広域施設組合の補正予算（第2号）に伴い、吉田町牧之原市広域施設組合負担金ごみ処理費を864万1,000円増額するものでございます。

次に、21ページから22ページにかけての5目母子保健衛生費につきましては46万6,000円の減額でございます。

これは、22ページの母子保健衛生費について、決算見込みにより乳幼児・妊婦健診委託料を118万5,000円減額、妊娠出産包括支援事業費について、母子保健衛生費国庫補助金の過年度分の精算に伴い、償還金利子及び割引料71万9,000円を計上するものでございます。

次に、7目老人保健事業費につきましては17万5,000円の増額でございます。

これは、後期高齢者医療事業事務費について、決算見込みにより人間ドッグ委託料を17万5,000円増額するものでございます。

次に、22ページから23ページにかけての8目健康増進事業費につきましては310万円の減額でございます。

これは、決算見込みにより胃がん検診委託料を100万円減額、肺がん検診委託料を100万円減額、大腸がん検診委託料を110万円減額するものでございます。

続きまして、23ページ、6款農林水産業費につきましては1,929万2,000円の減額でございます。

まず、1項1目農業委員会費におきまして、農業委員会運営費について、歳入でも申し上げましたとおり、農業委員会交付金の増額により財源振替となっております。

次に、23 ページから 24 ページにかけての 3 目農業振興費につきましては、1,007 万 6,000 円の増額でございます。

これは、24 ページの農業経営振興会補助金を、決算見込みにより 17 万 5,000 円減額、また、歳入のところでも御説明させていただきました国の平成 30 年度第 2 次補正予算に伴いまして、平成 30 年の台風 24 号により被害を受けました農産物の生産加工に必要な施設、機械の再建、修繕等を支援するための経営体育成支援事業費 1,025 万 1,000 円を計上するものでございます。

なお、農業振興費につきましては、平成 31 年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、5 目農地費につきましては 12 万 2,000 円の減額でございます。

これは、土地改良事業費について、大井川土地改良区負担金の確定に伴い 12 万 2,000 円を減額するものでございます。

次に、3 項 1 目水産振興費につきましては、事業実績に応じ、農業近代化資金利子補助金を 92 万 2,000 円減額するものでございます。

次に、24 ページから 25 ページにかけての 2 目漁港管理費につきましては、2,832 万 4,000 円の減額でございます。

これは、漁港管理費につきましては、決算見込みにより、施設整備を 264 万 2,000 円減額、また、水産物供給基盤機能保全事業費につきましては、歳入で申し上げました漁業基盤整備事業費補助金の交付決定に伴い、設計委託料を 34 万 4,000 円減額、漁港改修を 1,545 万 6,000 円減額するものでございます。

また、漁港環境整備事業費につきましては、事業実績により漁港環境施設整備を 988 万 2,000 円減額するものでございます。

なお、漁港環境整備事業費につきましては、平成 31 年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

続きまして、26 ページをごらんください。

7 款商工費につきましては 629 万円の減額でございます。

これは、1 項 3 目観光費におきまして、観光振興費について事業確定に伴い交差点名表示板設置工事を 629 万円減額するものでございます。

続きまして、8 款土木費につきましては 1 億 2,257 万 4,000 円の減額でございます。

まず、26 ページから 27 ページにかけての 1 項 1 目土木総務費におきましては、1,685 万 2,000 円の減額でございます。

これは、防潮堤整備事業費について、決算見込みにより道路改良を 1,419 万 3,000 円減額、道路整備関連補償費を 265 万 9,000 円減額するものでございます。

次に、27 ページの 2 項 1 目道路維持費につきましては、5,389 万 7,000 円の減額でございます。

これは、道路維持費につきましては、決算見込みにより特定消耗品費を 10 万円減額、国庫補助金の交付決定に伴い施設整備を 1,700 万円減額、また、吉田町内道路舗装修繕事業費につきまして、決算見込みにより測量調査委託料を 129 万 6,000 円減額、国庫補助金の交付決定に伴い道路改良を 3,550 万 1,000 円減額するものでございます。

次に、27 ページから 28 ページにかけての 2 目道路新設改良費につきましては、3,751 万 2,000 円の減額でございます。

これは、28 ページの企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費につきまして、事業費の確定に伴い 2,627 万 5,000 円を減額、また、青柳北原 4 号線道路改良事業につきましては、事業着手の見送りに伴いまして 1,123 万 7,000 円を減額するものでございます。

次に、28 ページから 29 ページにかけての 3 項 3 目河川新設改良費につきましては、歳入で申しあげました社会資本整備総合交付金の減額に伴い大幡川改修事業費 621 万 3,000 円減額するものでございます。

なお、大幡川改修事業費につきましては、平成 31 年度に繰り越す措置を講じさせていただいております。

次に、29 ページ、4 項 2 目土地区画整理事業費につきましては、浜田土地区画整理事業負担金を決算見込みに伴い 425 万円減額するものでございます。

次に、4 目公共下水道費につきましては、公共下水道事業特別会計の決算見込みに沿いまして公共下水道事業繰出金を 385 万円減額するものでございます。

30 ページをごらんください。

9 款消防費につきましては 716 万 2,000 円の減額でございます。

まず、1 項 3 目消防施設費におきまして、消防施設整備事業費について、公用車、消防ポンプ車の決算見込みに伴いまして 272 万 5,000 円を減額するものでございます。

次に、30 ページから 31 ページにかけての 5 目災害対策費につきましては 443 万 7,000 円の減額でございます。

これは、地震対策費につきまして、決算見込みにより 320 万 2,000 円を減額、また、情報伝達充実強化事業費につきましても、決算見込みにより同報無線デジタル化に伴う工事監理委託料を 120 万 2,000 円減額、同報無線デジタル化工事を 3 万 3,000 円減額するものでございます。

続きまして、31 ページ、10 款教育費につきましては 1,069 万円の減額でございます。

まず、31 ページから 32 ページにかけての 1 項 3 目教育諸費につきましては 901 万 3,000 円の減額でございます。

これは、教育振興事業費におきまして、講師謝礼金を決算見込みにより 123 万 2,000 円減額、教職員等負担金補助金におきまして、小中学校活動補助金を決算見込みにより 44 万 3,000 円増額、ちいさな理科館事業費におきましては、決算見込みにより臨時職員賃金を 115 万 9,000 円減額、教材備品を 32 万 4,000 円減額、確かな学力定着事業におきまして、吉田町学力調査研究委託料を決算見込みにより 137 万 7,000 円減額、また、幼児教育振興事業費におきましては、就園奨励費補助金を決算見込みによりまして 536 万 4,000 円減額するものでございます。

次に、32 ページから 33 ページにかけての 5 項 3 目体育館運営費につきましては 167 万 7,000 円の減額でございます。

これは、総合体育館運営費につきまして、決算見込みにより体育備品を 167 万 7,000 円減額するものでございます。

最後に、33 ページの 13 款県諸支出金でございますが、1 億 1,839 万 7,000 円の減額でございます。

これは、2項1目基金費におきまして、財政調整基金につきまして、今回、補正に際しすぐに事業の財源とすることのない収入1,060万3,000円を財政調整基金に積み立てるための増額、また、ふるさと納税寄附金基金につきましては、歳入のふるさとよしだ寄附金指定寄附金が減額となったことに伴いまして1億2,900万円を減額するものでございます。

以上が第5号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第4号）についての概要でございます。

なお、当議案につきましては、農林水産費に関しまして、昨秋の台風24号の被害対策における国の補正予算に呼応して3月の早い時期に被害農業者向けの経営体育成事業費の申請及び交付決定の事務処理等を行う必要がありますことから、早期の議決をお願いするものでございます。

続きまして、第9号議案 平成31年度吉田町一般会計予算につきまして御説明申し上げます。

議案は、議案書の14ページからとなります。

それでは、まず、議案書の15ページをごらんください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億8,300万円とし、また、この款項区分ごとの金額は、16ページから22ページまでに掲載しております第1表歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条は、23ページから24ページに掲げました第2表地方債のとおりお認めいただくとするものでございます。

第3条は、一時借入金の借入れを最高額を5億円と定めることにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第4条は、歳出予算の各項間の金額を流用することができる経費を定めたものでございます。

以上が平成31年度吉田町一般会計予算でございますが、引き続き、概要につきまして御説明いたします。

それでは、16ページからの第1表歳入歳出予算に沿って御説明をしたいと思います。

16ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、1款町税につきましては54億7,469万4,000円を計上し、歳入総額に占める割合は50.8%となっております。

次に、2款地方譲与税につきましては1億220万円の計上でございます。

これは、地方財政計画の率を考慮し、1項地方揮発油譲与税として2,810万円、2項自動車重量譲与税として7,280万円を計上し、また、3項森林環境譲与税といたしまして130万円を計上するものでございます。

次に、3款利子割交付金につきましては630万円、4款配当割交付金につきましては1,570万円、5款株式等譲渡所得割交付金につきましては1,940万円をそれぞれ計上しております。

17ページをごらんください。

6款地方消費税交付金につきましては5億8,440万円の計上でございます。

次に、7款自動車取得税交付金につきましては1,790万円、8款、税制改正に伴います環境性能割交付金につきましては910万円を計上しております。

また、9款地方特例交付金につきましては7,065万8,000円の計上で、1項地方特例交付金として3,567万5,000円、2項子ども・子育て支援臨時交付金として3,498万3,000円を計上しております。

次に、10款地方交付税につきましては、平成31年度におきましても引き続き交付団体として推計し、4億円を見込んでおります。このうち3億円は地方交付税、1億円は特別交付税でございます。

11款交通安全対策特別交付金につきましては380万円の計上でございます。

12款分担金及び負担金につきましては9,084万8,000円の計上で、1項分担金として378万4,000円、2項負担金として8,706万4,000円を計上しております。

18ページをごらんください。

13款使用料及び手数料につきましては7,156万2,000円の計上で、1項使用料としまして5,731万7,000円、2項手数料として1,424万5,000円を計上しております。

次に、14款国庫支出金につきましては9億1,655万2,000円の計上でございます。

保育所等の設備補助金及びプレミアム商品券事業費補助金が主な要因となりまして、前年度と比較しまして6,615万4,000円の増額でございます。

国庫支出金の内訳といたしましては、1項国庫負担金として6億4,667万5,000円、2項国庫補助金として2億6,223万7,000円、3項国庫委託金として764万円を計上しております。

次に、15款県支出金につきましては7億5,136万7,000円の計上でございます。

地域産業立地事業費補助金が主な要因となりまして、前年度と比較をしまして7,835万1,000円の増額でございます。

県支出金の内訳といたしましては、1項県負担金として3億1,518万7,000円、2項県補助金として3億6,011万円、3項県委託金として7,607万円を計上しております。

次に、16款財産収入につきましては2,011万7,000円の計上で、1項財産運用収入として705万6,000円、2項財産売払収入として1,306万1,000円を計上しております。

17款寄附金につきましては4億5,200万円の計上でございますが、そのうちふるさと納税分としてふるさとよしだ寄附金に4億5,000万円を計上しております。

19ページをごらんください。

18款繰入金につきましては5億6,962万3,000円の計上でございます。

その内訳といたしましては、1項特別会計繰入金として12万6,000円、2項基金繰入金として5億6,949万7,000円を計上しております。合計で前年度と比較しまして7,517万9,000円の増額となっております。

次に、19款繰越金につきましては2億円、20款諸収入につきましては1億5,497万9,000円の計上でございます。

21款町債につきましては8億5,180万円の計上でございます。

これは、前年度と比較しまして30万円の増額となっております。

続きまして、歳出でございます。

20ページをごらんください。

まず、1款議会費につきましては9,968万6,000円の計上でございます。

次に、2款総務費につきましては14億6,246万8,000円の計上でございます。

ふるさと納税事業が主な要因となりまして、前年度と比較しまして5,372万9,000円の減額となっております。

3款民生費につきましては29億2,160万6,000円の計上でございます。

放課後児童クラブ建設事業が終了したことが主な要因となりまして、前年度と比較しまして2,600万9,000円の減額となっております。

4款衛生費につきましては16億3,732万3,000円の計上でございます。

吉田町牧之原市広域施設組合負担金、ごみ処理費の増額が主な要因となりまして、前年度と比較しまして3,022万6,000円の増額となっております。

5款労働費につきましては303万5,000円の計上でございます。

21ページをごらんください。

6款農林水産費につきましては2億1,908万円の計上でございます。

漁港管理費におけます設備整備、津波高波防災ステーションのサーバーの更新の終了が主な要因となりまして、前年度と比較しまして2,099万6,000円の減額となっております。

7款商工費につきましては3億1,915万2,000円の計上でございます。

企業立地促進事業費補助金及びプレミアムつき商品券事業費の計上が主な要因となりまして、前年度より2億3,210万7,000円の増額となっております。

次に、8款土木費につきましては12億9,877万8,000円の計上でございます。

企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費の減額が主な要因となりまして、前年度と比較しまして5,123万5,000円の減額となっております。

9款消防費につきましては5億2,152万9,000円の計上でございます。

同報無線デジタル化整備の減額が主な要因となりまして、前年度と比較して5,572万1,000円の減額となっております。

次の10款教育費につきましては10億9,472万5,000円の計上でございます。

各小中学校の体育館の空調設備の整備が主な要因となりまして、前年度と比較しまして2億4,819万2,000円の増額となっております。

22ページをごらんください。

次に、11款災害復旧費につきましては4,000円、12款公債費につきましては10億7,250万3,000円、13款諸支出金につきましては1億1,311万1,000円の計上でございます。

14款予備費につきましては2,000万円の計上でございます。

続きまして、23ページ、24ページに掲げてあります第2表地方債につきまして御説明申し上げます。

平成31年度において起債を予定しております事業は18事業でございます。

この18事業に加え、臨時財政対策債3億円を予定し、総額8億5,180万円の限度額となる起債をお認めいただくとする内容となっております。

以上が第9号議案 平成31年度吉田町一般会計予算についての概要でございます。

なお、予算に関します説明書を用いましての詳細な説明は、後刻それぞれの担当課長からございますので、財政担当課であります企画課からの説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。



[税務課長 松浦伸子君登壇]

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

税務課からは、第 16 号議案について御説明申し上げます。

提出議案 45、46 ページ、あわせて参考資料ナンバー 8 をごらんください。

本議案は、地方税法の改正により、本年 10 月 1 日から自動車取得税は廃止され、同時に軽自動車税環境性能割が導入されることから、静岡地方税滞納整理機構規約のうち、軽自動車税及び自動車取得税の申告処理等の事務の規定を変更することについてお認めいただくとするものでございます。

なお、本議案は、地方自治法第 291 条の 3 第 1 項の規定により、全構成団体において静岡地方税滞納整理機構の規約変更の協議を行うため、同法第 291 条の 11 の規定により、構成団体である県及び各市町の議会での議決を経なければならないこととなっておりますことから、御審議をお願いするものでございます。

改正の内容でございますが、広域連合の処理する事務についての変更でございます。

第 4 条第 4 号の改正でございます。地方税法の改正に伴い「及び自動車取得税」を削り、あわせて「第 442 条第 2 号」を「第 442 条第 5 号」に、「同条第 4 号」を「同条第 7 号」に、条ずれにより改めるものでございます。

また、附則におきまして、施行日を平成 31 年 10 月 1 日からとするものでございます。

税務課からの説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

[町民課長 門田万里子君登壇]

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課からは、第 6 号議案、第 11 号議案、第 12 号議案の 3 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の 11 ページ、第 6 号議案 平成 30 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

では、別冊となっております平成 30 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の 1 ページをごらんいただきたいと存じます。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,767 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 9,882 万 9,000 円とするものでございます。

また、第 2 項にありますとおり、款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2 ページの第 1 表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細について御説明させていただきます。

別冊になります、平成 30 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）に関する説明書をごらんいただきたいと存じます。

初めに、2 ページの歳入の 1 款国民健康保険税でございますが、310 万 8,000 円の減額でございます。

これは、平成 30 年 12 月までの収入状況及び決算見込みを踏まえまして、1 項 1 目の一般被保険者国民健康保険税を 205 万 9,000 円減額するとともに、3 ページの 2 目退職被保険者等国民健康保険税を 104 万 9,000 円減額するものでございます。

次に、4 ページの 4 款県支出金の 1 項 1 目保険給付費等交付金は 1,827 万 2,000 円の増額でございます。

平成 30 年度の国保制度改革に伴う財政運営の県単位化に伴い、保険給付費の全額を県が各市町へ普通交付金として交付するもので、今回、平成 30 年度の決算見込みにより歳出の保険給付費を増額することにあわせまして、普通交付金も増額するものでございます。

次に、6 款繰入金でございますが、250 万 8,000 円の増額でございます。

これは、1 項 1 目の一般会計繰入金を増額するもので、低所得者対策としての保険基盤安定繰入金は、交付額の決定により 1 節の保険税軽減分を 124 万 3,000 円の増額、また、2 節の保険者支援分を 84 万 3,000 円増額し、3 節の職員給与費等繰入金は、歳出の一般管理費のシステム改修費分を減額することに合わせまして繰入金も 60 万円の減額。5 節の財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税の国保分の範囲内で不足分の 102 万 2,000 円を一般会計から繰り入れるために増額するものでございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

6 ページをごらんください。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございますが、当初予算計上しておりましたシステム改修が保守料の範囲内で対応できたため、60 万円を減額するものでございます。

次に、2 款保険給付費でございますが、平成 30 年度の決算見込みを踏まえまして 1,827 万 2,000 円を増額するものでございます。

内訳といたしましては、1 項 1 目の一般被保険者療養給付費を 798 万 4,000 円の増額、7 ページ、同項 3 目の一般被保険者療養費を 37 万 2,000 円の増額、2 項 1 目の一般被保険者高額療養費を 888 万 3,000 円の増額、8 ページの同項 2 目の退職被保険者等高額療養費を 103 万 3,000 円増額するものでございます。

次の 3 款国民健康保険事業費納付金は、歳入で御説明いたしました保険基盤安定繰入金の増額補正に伴い、財源の振りかえを行うものでございます。

以上が第 6 号議案 平成 30 年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてでございます。

続きまして、議案書の 28 ページから 31 ページまでの第 11 号議案 平成 31 年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案書の 29 ページをごらんいただきたいと存じます。

第 1 条でございますが、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 29 億 3,395 万 4,000 円と定め、第 2 項では款項の区分及び当該区分ごとの金額は、30 ページ、31 ページの第 1 表歳入歳出予算のとおりお認めいただくとするものでございます。

また、第 2 条では、地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借り入れの最高額は 1 億円と定め、第 3 条では、保険給付費における同一款内での各項の間の流用ができる規定をそれぞれお認めいただくとするものでございます。

では、引き続きその詳細を、別冊となっております予算に関する説明書により御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の吉田町国民健康保険事業特別会計をごらんいただきたいと存じます。

2ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、歳入から御説明申し上げます。

2ページから3ページにかけての1款国民健康保険税は6億9,244万1,000円の計上でございます。

被保険者数の減少により、前年度に比べ1,544万6,000円の減額でございます。

1項1目一般被保険者国民健康保険税は6億9,065万7,000円、3ページの2目退職被保険者等国民健康保険税は178万4,000円の計上でございます。

次に、4ページの2款使用料及び手数料は督促手数料の10万円の計上でございます。

次に、3款国庫支出金は災害臨時特例補助金の1,000円の計上でございます。

これは、東日本大震災に伴います国保税や療養給付費の減免措置を行った場合の補助金でございます。

次に、5ページの4款県支出金は20億2,889万7,000円の計上でございます。

歳出の保険給付費に充当されます普通交付金が19億9,217万円、保険者努力支援分等の特別交付金が3,672万7,000円でございます。

次の5款財産収入は基金利子の2万円の計上でございます。

次に、6ページの6款繰入金は1億8,650万5,000円の計上でございます。

1項1目の一般会計繰入金は、低所得者対策のための保険基盤安定繰入金や出産育児一時金等繰入金などの法定繰入金でございます。

また、2項1目の国民健康保険事業基金繰入金は、予算不足を補うため3,500万円の計上でございます。

次に、7ページの7款繰越金は1,000円の計上でございます。

次に、8ページから10ページにかけての8款諸収入は1,599万円の計上でございます。

内訳としましては、1項1目の延滞金11万円、2項1目の預金利子1,000円、3項雑入の1,587万9,000円でございます。この3項雑入のうち、9ページにございます6目雑入の普通交付金返納金1,476万5,000円につきましては、平成30年度の制度改革による財政運営の県単位化に伴い、保険給付費は全額県から普通交付金として交付されておりますが、2月診療分につきましては概算で交付されるため、翌年度精算を行う必要があることから、歳出の9款諸支出金で県への償還金を計上しております額と同額を国民健康保険団体連合会から返納していただくために、31年度に新規に計上するものでございます。

続きまして、歳出の御説明を申し上げます。

予算に関する説明書は11ページをごらんください。

1款総務費は1,271万8,000円の計上でございます。

制度改革に伴うシステム改修が終了していますことから、前年度と比較して292万6,000円の減額でございます。

内訳でございますが、1項総務管理費は836万5,000円の計上でございます。

これは、一般管理費と、12 ページにございます国民健康保険団体連合会への負担金の計上でございます。

2 項徴収費は 391 万 6,000 円の計上でございます。

これは、国民健康保険税の賦課徴収に係る経費で、電算処理委託料が主なものでございます。

13 ページの 3 項運営協議会費は 43 万 7,000 円の計上で、国民健康保険運営協議会の委員報酬等でございます。

次に、14 ページから 19 ページまでの 2 款保険給付費は 20 億 719 万 7,000 円の計上でございます。

過去の保険給付費の決算額及び平成 30 年度の決算見込みを踏まえ算出した結果、前年度と比べ 8,393 万 9,000 円の増額でございます。

内訳でございますが、14 ページ、15 ページの 1 項療養諸費は 17 億 1,267 万 2,000 円で、一般及び退職被保険者等の療養給付費と療養費でございます。

15 ページから 17 ページにかけての 2 項高額療養費は 2 億 7,934 万 3,000 円で、一般及び退職被保険者等の高額療養費と高額介護合算療養費でございます。

3 項移送費は 15 万円の計上でございます。

以上の 1 項、2 項、3 項の費用の財源につきましては、全額県からの保険給付費等交付金が充当されるものでございます。

次に、18 ページの 4 項出産育児諸費の 1,302 万 7,000 円と、次の 5 項葬祭諸費の 200 万円は、過去の実績を踏まえた計上でございます。

次に、19 ページから 21 ページまでの 3 款国民健康保険事業費納付金は 8 億 5,894 万 3,000 円の計上でございます。

県が各市町の所得水準と医療費指数をもとに算定した納付金額を町から県に支払うもので、前年度と比較して 3,632 万 6,000 円の増額でございます。

次に、22 ページの 4 款共同事業拠出金 1,000 円は、退職者医療共同事業拠出金の事務費でございます。

次に、22 ページから 23 ページにかけての 5 款財政安定化基金拠出金は 1,000 円の計上でございます。

これは、災害や景気変動等の特別な事情により、県の財政安定化基金から市町へ交付をされた場合に、各市町の拠出金により基金を補うためのものでございます。

次に、23 ページの 6 款保険事業費は 3,213 万円の計上でございます。

内訳でございますが、1 項保険事業費は 1,064 万円でございます。

これは、医療費の適正化を図ることを目的とした医療費通知や後発医薬品差額通知の発送、また、人間ドッグの助成事業を行い、早期疾病の把握に努めるための事業でございます。

24 ページの 2 項特定健康診査等事業費は 2,149 万円の計上でございます。

健診単価及び対象者数の見直し等により、前年度と比較して 150 万 9,000 円の増額でございます。

次に、25 ページの 7 款基金積立金は利子分 2 万円の計上でございます。

次に、26 ページの 8 款公債費は 2 万 7,000 円の計上で、一時借入れを行った場合の利子分の計上でございます。

26 ページから 29 ページにかけての 9 款諸支出金は 1,791 万 7,000 円の計上でございます。

所得更正などによる県税の還付や、28 ページの 5 目保険給付費等交付金償還金が主なものでございまして、先ほど歳入の 8 款 3 項の雑入でも御説明申し上げましたとおり、普通交付金の翌年度精算に対応するための償還金の計上でございます。

最後に、29 ページの 10 款予備費は 500 万円の計上でございます。

以上が第 11 号議案 平成 31 年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についての説明でございます。

続きまして、議案書 32 ページから 34 ページの第 12 号議案 平成 31 年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案書の 33 ページをごらんいただきたいと存じます。

第 1 条では、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 6,958 万 6,000 円と定め、第 2 項で款項の区分及び当該区分ごとの金額は、71 ページ、72 ページの第 1 表歳入歳出予算のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

では、引き続きその詳細を、別冊となっております予算の関する説明書により御説明をさせていただきます。

予算に関する説明書の吉田町後期高齢者医療事業特別会計の 2 ページをごらんいただきたいと存じます。

では、歳入から御説明を申し上げます。

1 款後期高齢者医療保険料は 2 億 2,659 万 4,000 円の計上で、被保険者数の増加及び軽減対象の縮小によりまして、昨年度より 1,031 万 2,000 円の増額でございます。

次に、2 款使用料及び手数料は、保険料の督促手数料等で 2 万 1,000 円の計上でございます。

3 ページの 3 款繰入金は 4,156 万円の計上で、低所得者対策等の一般会計からの保険基盤安定繰入金でございます。

4 款繰越金は 1,000 円の計上でございます。

次に、4 ページから 5 ページにかけての 5 款諸収入は 141 万円の計上でございます。

これは、所得更正等により被保険者に保険料を還付することとなった場合、町が広域連合に納めた納付金を広域連合から町へ返還していただく必要があることから、その予算計上が主な内容でございます。

続きまして、歳出につきまして御説明申し上げます。

6 ページの 1 款後期高齢者医療広域連合納付金は 2 億 6,815 万 4,000 円の計上でございます。

これは、歳入でも御説明いたしましたとおり、被保険者数の増加及び軽減対象の縮小によりまして、前年度と比較して 387 万 2,000 円の増額でございます。被保険者から納付していただいた保険料と一般会計からの繰入金を納付金として広域連合へ支払うものでございます。

次に、7ページから8ページにかけての2款諸支出金は140万6,000円の計上でございます。

これは、所得更正等により還付が発生した場合の還付金の計上でございます。

最後に、8ページの3款予備費は2万6,000円の計上でございます。

以上が第12号議案 平成31年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についての説明でございます。

町民課から提出いたしました3議案につきましての説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） ここで暫時休憩とします。再開は午後1時15分とします。

休憩 午後 零時13分

再開 午後 1時12分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は11名です。

それでは、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

〔福祉課長 杉田香織君登壇〕

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課からは、第1号、第3号、第7号、第13号の4議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、議案書の1ページ、2ページ、参考資料はナンバー1をごらんください。

第1号議案 吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本議案は、平成31年4月1日施行予定の災害弔慰金の支給等に関する法律等の改正に伴い、吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

本法律の改正は、災害援護資金の貸付利率を年3%以内で条例において定めることとしております。また、東日本大震災の特例により、保証人を立てない場合であっても貸し付けが認められた経緯を踏まえ、保証人を立てるかどうかについては市町村の判断で条例において定めることとされました。ついては、本条例におきまして、経済情勢の変化による市中金利は極めて低水準であり、被災者の負担を最大限に減らした貸し付けを実施できるようにすることから、災害援護支援の貸付利率を無利子とし、保証人については、確実な債権回収を可能とするため、引き続き保証人を立てることと定めるものであります。

改正の内容は、本改正に合わせ、第6条、7条、12条、13条におきまして文言の軽微な修正を行うこととしました。

第14条1項におきまして、災害援護資金の貸付利率を3%から無利子とし、2項におきまして、災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てなければならないとし、3項におきまして、保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、保証人に関する事項を追記するものでございます。

第15条におきまして、償還方法を年賦、半年賦、月賦のいずれかの方法とし、2項におきまして、元金均等償還とすること、第3項におきまして、それについて改め、さらに附則において、平成31年4月1日から施行することとし、この条例の施行の日以前に生じた災害については、従前の例にすることと規定しております。

以上が第1号議案 吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

次に、議案書の5ページから7ページ、参考資料はナンバー3をごらんください。

第3号議案 吉田町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本条例は、介護保険法に規定する介護予防訪問介護及び介護予防通所介護が介護予防日常生活支援総合事業へ平成29年4月1日移行となり、地域の実情に応じたサービスの提供が可能となったことから、吉田町デイサービスセンターにおいても、介護予防日常生活支援総合事業である第1号通所事業に係る規定を加えて、サービスが提供できるように一部改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、第4条、第7条において、介護予防通所介護に係る表記を第1号通所事業に係る表記に改め、この改正に合わせ、各号列記を細分化し、階層的な表現に改めることとしました。

第4条第2号におきまして、アの通所介護、イの地域密着型通所介護もしくは認知症対応型通所介護、ウの介護予防認知症対応型通所介護、第3号におきまして、第1号通所事業のうち、介護予防通所介護相当サービスを追加し、第4号におきまして、生活保護法に規定する居宅介護、介護予防、介護予防日常生活支援に係る介護給付、介護扶助と階層的な表現に改めることとしました。

さらに、第7条第1項第1号におきまして、アとイの通所介護、ウとエの地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護、オの介護予防通所介護相当サービスを追加し、カとキの介護予防認知症対応型通所介護と階層的な表現に改めることとしました。

そして、この条例は、公布の日から施行することと規定しております。

以上が第3号議案 吉田町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

次に、議案書の12ページ、第7号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）及び補正予算（第2号）に関する説明書をごらんください。

まず初めに、補正予算（第2号）の1ページをごらんください。

第1条でございますが、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ2,372万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億3,190万1,000円にするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項区分の補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございますが、引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明させていただきます。

補正予算（第2号）に関する説明書の2ページをごらんください。

今回の補正は、第7期介護保険事業計画に沿った予算に対しまして、歳出の保険給付費及び地域支援事業費の実績見込み額により、歳入歳出それぞれの予算額を補正するものでございます。

2、歳入から申し上げます。

3款国庫支出金は348万8,000円を減額し、総額4億483万4,000円とするもので、地域支援事業費の減額に伴い、法定負担割合分を減額するものでございます。

さらに、事務費交付金として、平成31年10月に実施予定とされている保険料軽減強化を円滑に行うためのシステムに関する事務費交付金分、加えて、本年度創設されました保険者機能強化推進交付金分を増額するものでございます。

次に、3ページをごらんください。

4款支払基金交付金は954万9,000円を減額し、総額4億8,246万2,000円とするもので、歳出の地域支援事業費の減額に伴い、交付金を法定負担割合分減額するものでございます。

5款県支出金は452万円を減額し、総額2億6,999万7,000円とするもので、国庫支出金と同様に、歳出の地域支援事業費の減額に伴い、法定負担割合分を減額するものでございます。

次に、4ページをごらんください。

6款の財産収入は基金利子収入でございます。

次に、4ページ、5ページをごらんください。

7款繰入金は511万8,000円を減額し、総額3億251万4,000円とするもので、これまでの国・県支出金と同様に、歳出の地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金と事務費繰入金を実績見込みに合わせ減額するものでございます。

5ページをごらんください。

9款諸収入は133万3,000円を減額し、総額375万9,000円とするもので、地域支援事業の介護予防生活支援サービス事業利用者負担額を実績に合わせて減額するものでございます。

次に、3、歳出でございます。

6ページをごらんください。

1款総務費は4万8,000円を増額し、総額3,874万1,000円とするもので、歳入でも説明しましたとおり、電算処理委託料として平成31年10月に実施予定とされている保険料軽減強化を円滑に行うためのシステム改修に関する経費分を増額し、社会保障・税番号制度に係るシステム改修は、保守の範囲で実施できたため減額するものでございます。

6ページ、7ページをごらんください。

2款保険給付費は、実施見込みにより介護サービス等諸費を400万円減額し、高額介護サービス等諸費を400万円増額し、総額は増減なく16億9,079万7,000円のままとするものです。

次に、8ページをごらんください。



3 款基金積立金は 1,343 万 8,000 円を増額し、総額 1,345 万 8,000 円とするものです。  
次に、8 ページから 12 ページをごらんください。

4 款の地域支援事業費は 3,720 万 8,000 円減額し、総額 1 億 4,791 万 9,000 円とするもので、介護予防生活支援サービス事業費、介護予防ケアマネジメント事業費、認知症施策推進事業費を実績見込みにより減額し、国からの保険者機能強化推進交付金により財源振替するものです。

以上が第 7 号議案 平成 30 年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてでございます。

次に、議案書の 35 ページから 38 ページの第 13 号議案 平成 31 年度吉田町介護保険事業特別会計予算について御説明申し上げます。

初めに、議案書の 36 ページをごらんください。

第 1 条でございますが、歳入歳出の予算の総額は歳入歳出それぞれ 19 億 8,868 万 3,000 円と定め、また、第 2 項にありますとおり、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、次ページの第 1 表歳入歳出予算によることとし、第 2 条では、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合をお認めいただくとするものでございます。

それでは、予算に関する説明書の 1 ページをごらんください。

平成 31 年度は、第 7 期吉田町介護保険事業計画の 2 年目に当たります。予算案につきましては、計画に沿った内容となっております。前年度の当初予算と比較しまして、総額で 7,279 万円、率にして 3.8%の増となっております。

2 ページをごらんください。

2 の歳入から申し上げます。

1 款保険料は、1 号被保険者の保険料で 4 億 5,379 万 4,000 円でございます。

第 7 期計画により、第 1 号被保険者の保険料を給付費及び被保険者数をもとに、これまでの第 6 期計画と同額の月額 4,800 円の保険料と設定しました。内訳は、特別徴収保険料が 3 億 9,364 万 3,000 円、普通徴収の保険料が 5,904 万 6,000 円、滞納繰り越し分が 110 万 5,000 円でございます。

2 款使用料及び手数料は 3 万 1,000 円で、督促手数料等でございます。

次に、3 ページ、4 ページをごらんください。

3 款国庫支出金は 4 億 2,031 万 2,000 円で、介護給付費国庫負担金、財政調整交付金、地域支援事業国庫補助金、事務費交付金、保険者機能強化推進交付金で、それぞれ法定負担割合等により計上させていただいております。

5 ページをごらんください。

4 款支払基金交付金は 5 億 873 万 6,000 円で、介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金で、第 2 号被保険者の負担分になります。

次に、6 ページ、7 ページをごらんください。

5 款県支出金は 2 億 8,515 万 3,000 円で、介護給付費県負担金、地域支援事業補助金で、法定負担割合により計上させていただいております。

6 款財産収入は 2 万円で、介護給付費準備基金利子でございます。

次に、7 ページから 9 ページをごらんください。

7 款繰入金は 3 億 1,542 万 5,000 円で、介護給付費地域支援事業費に対しての一般会計からの法定負担割合による繰入金と事務費繰入金、そして低所得者保険料軽減繰入金、介護給付費準備基金からの繰入金でございます。

8 款繰越金は 100 万円で、前年度繰越金でございます。

10 ページをごらんください。

9 款諸収入は 421 万 2,000 円で、地域支援事業の利用料が主な収入でございます。

以上が収入でございます。

12 ページから 14 ページをごらんください。

3、歳出を申し上げます。

1 款保険料は 6,921 万 9,000 円で、介護保険事業運営に係る必要な経費で、介護保険制度運営事業費や介護認定審査会事業費が主な事業費となっております。

次に、15 ページから 18 ページをごらんください。

2 款保険給付費は 17 億 6,848 万 6,000 円で、1 項介護給付費は、居宅介護サービスや地域密着型介護サービス、施設介護サービスなど介護サービスに係る給付費、そして、2 項高額介護サービス等諸費は、サービス利用者が一定の上限を超えたときに支払われる給付費です。

3 項は審査支払手数料、4 項は特定入所者介護サービス等諸費で、低所得者が施設サービスで支払った食費や居住費に対して、限度額を超えた分を支給するものでございます。

いずれも第 7 期介護保険事業計画に沿った給付見込み額を計上させていただいております。

次に、19 ページをごらんください。

3 款基金積立金は 2 万円で、介護給付費準備基金への積立金になります。

19 ページから 26 ページをごらんください。

4 款地域支援事業費は 1 億 8,082 万 3,000 円で、介護予防・生活支援サービス事業費、地域包括支援センター委託料を含む包括的支援任意事業費、一般介護予防事業費が主なものです。

次に、26 ページ、27 ページをごらんください。

5 款保健福祉事業費は 180 万 9,000 円で、一般会計で実施していた高齢者移動支援事業、ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム、ワンコイン 500 サービスの事業が高齢者の自立支援、重度化防止に関する取り組みとして介護保険事業特別会計にて実施することとなりました。

6 款諸支出金は 32 万 6,000 円で、補助金等の償還金及び保険料の還付金、一般会計繰出金でございます。

7 款予備費は 100 万円でございます。

以上が第 13 号議案 平成 31 年度吉田町介護保険事業特別会計予算でございます。

福祉課から提出いたしました 4 件の議案につきましての説明は以上でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

〔こども未来課長 太田順子君登壇〕

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

こども未来課からは、第2号議案 吉田町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案つづり3ページ、4ページ、そして、参考資料ナンバー2をごらんいただきたいと思います。

町では、昼間、就労等により保護者が家庭にいない町内の小学校に通う児童に、放課後の児童の居場所を提供する放課後児童クラブを実施しております。

近年における女性の社会進出及び核家族化の進行等により、児童クラブの需要が高まっており、加えて、町の教育改革TCP Triwings Plan（ティーシーピー・トリビンス・プラン）の推進により、現在、各小学校区に新たな放課後児童クラブ室を建設しております。

本議案は、新たなクラブ室の建設に伴い、クラブ室の名称及び位置を規定する必要が生じましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

第2条に定めておりました放課後児童クラブ室の名称及び位置につきまして、新設するクラブ室の名称及び位置を規定するとともに、既存のクラブ室につきましても、変更を行うこととしました。

住吉小学校区第1放課後児童クラブ室は、学校敷地内にある既存のクラブ室でございます。位置につきましては、建物の地番に変更させていただくことといたしました。

住吉小学校区第2放課後児童クラブ室は、学習ホール東側に新たに建設をいたしましたクラブ室でございます。

中央小学校区第1放課後児童クラブ室は、学校敷地内に新たに建設をいたしましたクラブ室でございます。

中央小学校区第2放課後児童クラブ室は、中央児童館内に専用室で実施しております既存クラブ室でございます。

中央小学校区第3放課後児童クラブ室は、片岡愛宕神社西側の専用建物で実施しております既存クラブ室でございます。

自彊小学校区第1放課後児童クラブ室は、学校敷地内にある既存クラブ室でございます。位置につきましては、建物の地番に変更させていただくことといたしました。

自彊小学校区第2放課後児童クラブ室は、学校敷地内に新たに建設をいたしましたクラブ室でございます。

なお、附則につきましては、施行期日を平成31年4月1日と規定しております。

以上がこども未来課から上程する議案の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

〔建設課長 大石 充君登壇〕

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、第17号議案 町道の路線認定についてにつきまして御説明申し上げます。

議案書の 47 ページ、48 ページ及び参考資料ナンバー 9 をごらんください。

本案は、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするもので、浜田土地区画整理事業により進められている道路整備に伴い、2 路線を認定しようとするものでございます。

提出議案 48 ページの一覧表と参考資料ナンバー 9 の表裏、位置図と公図写しをあわせてごらんください。

1 つ目の路線は川尻浜河原 8 号線で、延長が 157.5 メートル、幅員が 6 メートルから 10.3 メートルでございます。

2 つ目の路線は川尻浜河原 9 号線で、延長が 177.2 メートル、幅員が 6 メートルから 10.5 メートルでございます。

2 路線いずれも新たな道路として認定をお願いするものでございます。

以上が町道の路線認定についてでございます。

建設課から町道の認定議案の説明を申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

〔上下水道課長 山脇一浩君登壇〕

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第 4 号議案、第 8 号議案、第 14 号議案、第 15 号議案の 4 議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第 4 号議案 吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書の 8 ページ、9 ページ及び参考資料ナンバー 4 をごらんください。

本議案は、技術士法施行規則の一部を改正する省令が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることから、水道の布設工事の施行に関する技術上の監督業務を行うために布設工事監督者の資格を定めている本条例の一部を改正するものであります。

今回の改正内容ですが、第 3 条第 1 項第 8 号につきまして、技術士法施行規則の改正により、現在の技術試験の第 2 次試験について、20 部門 96 科目のところを 20 部門 69 科目に見直すこととされ、上下水道部門についても、選択科目である水道環境が上水道及び工業用水道に統合されるため、水道環境が削除されます。このことにより、「又は水道環境」の文言を削除するものでございます。

また、附則につきまして、施行期日を平成 31 年 4 月 1 日からと規定するとともに、経過措置として、この条例の施行前に行われた 2 次試験のうち、上下水道部門に合格した者であって、選択科目として水道環境を選択した者については、この条例による改正後の適用については、第 2 次試験のうち上水道及び工業用水道を選択したものとみなすことと規定しております。

以上が第 4 号議案 吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

続きまして、第 8 号議案 平成 30 年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

別冊の吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）をごらんください。

1 ページに記載してあります第1条第1項は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,545万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,564万4,000円とするものでございます。

第2項は、補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定により、3ページの第2表債務負担行為のとおり、事項を片岡1号汚水幹線工事、期間を平成31年度、限度額を4,700万円とすることをお認めいただき、先日御説明申し上げましたゼロ債務負担行為の制度を活用しようとするものでございます。

第3条は地方債の補正で、4ページの第3表地方債補正のとおり、公共下水道事業に充当する起債限度額を減額し、2億2,850万円とすることをお認めいただくとするものでございます。

以上の補正予算の内容につきまして詳細を御説明申し上げますので、別冊の補正予算（第3号）に関する説明書の2ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

3款国庫支出金は1,530万円の減額でございます。

これは、歳出1款1項公共下水道事業費のうち4目浄化センター建設費の公共浄化センター建設費に係る委託料と施設整備費を減額することなどに伴い、財源である国庫支出金を減額するものでございます。

4款繰入金金は385万円の減額でございます。

これも、3款国庫支出金同様、公共浄化センター建設費に係る委託料を減額することにより、財源である繰入金を減額するものでございます。

3ページをごらんください。

7款町債は1,630万円の減額でございます。

これは、下水道事業債について、歳出1款1項公共下水道事業費、1目管渠建設費の町単管渠建設費にかかわる減額分1,225万円と、4目浄化センター建設費の公共浄化センター建設費の委託料と施設整備にかかわる減額分405万円の起債について減額するものでございます。

次に、歳出でございます。

4ページをごらんください。

1款公共下水道事業費は3,545万円の減額でございます。

その内訳でございますが、1目管渠建設費の3の事業、町単管渠建設費は、事業の実績見込みにより1,225万円減額するものでございます。

4目浄化センター建設費の2の事業、公共浄化センター建設費は、事業の実績見込みにより2,320万円減額するものでございます。

以上が平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の概要でございます。

なお、本議案の債務負担行為の下水道管渠工事については、ゼロ債務負担行為の制度を活用して、平成31年度当初から事業着手できる体制としたいと考えており、本年度中に業者を決定する必要があることから、早期での議決をお願いするものでございます。

続きまして、第14号議案 平成31年度吉田町公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

議案つづり40ページをごらんください。

第1条第1項は、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ12億5,592万9,000円とし、第2項は、款項の区分及び当該区分ごとの金額は、41ページの第1表歳入歳出予算のとおりにお認めいただくとするものでございます。

第2条は、地方自治法第214条の規定により、42ページの第2表債務負担行為のとおりに、長寿命化施設整備事業及び経営戦略策定業務について、期間を平成32年度、限度額をそれぞれ2億2,800万円と1,400万円とする債務負担を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第3条は、地方自治法第230条第1項の規定により、43ページの第3表地方債のとおりに、起債の目的である公共下水道事業について2億8,360万円などの地方債を措置することをお認めいただくとするものでございます。

第4条は、地方自治法第235条の3第2項の規定により、一時借入金の借り入れの最高額を3億円と定めることについてお認めいただくとするものでございます。

それでは、別冊の予算に関する説明書の吉田町公共下水道事業特別会計の2ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

1款分担金及び負担金は976万7,000円で、これは公共下水道受益者負担金でございます。

2款使用料及び手数料は9,024万7,000円で、これは下水道使用料と指定工事店証手数料でございます。

3ページの3款国庫支出金は2億380万円で、公共下水道事業に対して交付される社会資本整備総合交付金でございます。

3ページから4ページにかけての4款繰入金は6億5,820万円で、一般会計からの繰入金でございます。

5款繰越金は500万円で、前年度決算による繰越金でございます。

6款諸収入は531万5,000円で、受益者負担金に対する延滞金、預金利子及び消費税還付金などがございます。

7款町債は2億8,360万円で、下水道事業建設費に充てる起債でございます。

続きまして、歳出でございます。

7ページをごらんください。

1款1項公共下水道事業費は6億9,835万4,000円でございます。

1目管渠建設費のうち職員人件費は3,317万5,000円で、財源は全て繰入金でございます。

これは、下水道業務部門、下水道工務部門の職員5名分の給料、手当、共済費などを計上したものでございます。

次に、公共管渠建設費は1億7,140万円で、財源は国庫支出金のほか、地方債、負担金、繰入金でございます。

13節の管渠実施設計委託料につきましては、事業計画区域内である川尻地区の下水道管渠の設計業務委託を実施するものでございます。

8ページの15節公共下水道管渠整備については、参考資料ナンバー6の1ページ及び2ページをあわせてごらんください。

下水道管渠整備箇所につきましては、役場庁舎北側の国道150号からJAハイナン片岡支店までの町道上吉田線、上吉田2、3号線及び吉田坂部線などと、吉田特別支援学校北側付近を開削工法で施工するもので、工事全延長は1,596メートルを予定しております。

地震対策工事は住吉西浜公会堂南側の町道西浜4号線、9号線で、公共下水道汚水幹線で、液状化によるマンホール浮上を抑制する工事を実施するものと、浄化センター付近の寄子浜河原線で既設マンホールと管渠の接続部に可動継手を設置することで管渠の耐震化を図る工事として実施するものでございます。

次に、町単管渠建設費は1億994万4,000円で、財源は繰入金、地方債、一般財源で、主な支出は15節の町単下水道管渠整備工事費や、9ページの22節水道管移設補償費などでございます。

次に、町単排水設備公共マス建設費は391万6,000円で、財源は手数料、繰入金、一般財源で、主な支出は排水設備、公共マス設置手数料でございます。

次に、9ページから10ページにかけての2目管渠維持管理費でございます。

管渠維持管理費は1,094万5,000円で、財源は全て繰入金で、主な支出はマンホール内ポンプの電気使用料、ポンプ等保守点検委託料と新たな管渠や排水設備をデータ化する下水道情報管理システム整備委託料などでございます。

次に、浄化センター維持管理費でございます。

1の事業、職員人件費は975万7,000円で、財源は全て繰入金で、職員1名分の給料、職員手当と共済費を計上したものでございます。

次に、10ページから12ページにかけての浄化センター維持管理費は1億1,162万2,000円で、財源は使用料、繰入金、一般財源で、汚水処理に要する費用でありまして、主な支出は浄化センターの運転管理業務、汚泥処理業務及び機械電気設備点検業務委託などでございます。

次に、12ページの4目浄化センター建設費でございます。

公共浄化センター建設費は2億1,634万2,000円で、財源は国庫支出金、繰入金及び地方債でございます。

内容としましては、ストックマネジメント策定業務委託につきましては、ライフサイクルコストの低減化や予防保全型施設管理の導入による安全の確保等、計画的な維持、修繕及び改築を行うためのものでございます。

施設整備につきましては、ストックマネジメント計画に基づく長寿命化対策として、浄化センターの電気設備更新工事、機械設備改築工事及び総合地震対策計画に基づく浄化センターの反応タンク耐震補強工事でございます。

なお、電気設備及び機械設備更新工事については、平成32年度の債務負担行為を設定して、2カ年で実施する予定でございます。

次に、3の事業、町単浄化センター建設費は2,125万3,000円で、財源は繰入金及び地方債でございます。

工事監理業務委託料は、浄化センターの電気、機械設備の更新、改築工事の監理委託料でございます。

また、地方公営企業法適用化支援業務委託料は、平成32年度からの地方公営企業法適用に向けた開始貸借対照表の作成、打ち切り決算、移行初年度予算調整及び条例、規則の制定、改廃などの支援業務委託料でございます。

施設整備につきましては、浄化センターにある反応タンクの耐震補強工事でございます。

次に、2款1項公債費でございます。

1目負担金は4億4,709万4,000円で、財源は繰入金でございます。

これは、過去の建設費に充てた下水道事業債にかかわる償還金で、償還計画に基づく償還でございます。

次に、2目利子は1億948万1,000円で、財源は全て繰入金でございます。

これは、年次償還に基づくものと、一時借入金の償還利子を計上してございます。

次に、14ページ、3款1項予備費の予算額は100万円でございます。

また、22ページには、平成29年度から平成31年度までの地方債の年度末見込みに関する調書であり、23ページには、平成30年度補正予算で予定しております債務負担で支出予定済み等に関する調書として下水道管渠工事の片岡1号汚水幹線工事について記載してありますので、御確認ください。

以上が平成31年度吉田町公共下水道事業特別会計予算の概要でございます。

続きまして、第15号議案 平成31年度吉田町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

平成31年度吉田町水道事業会計予算について、別冊の平成31年度吉田町水道事業会計予算、参考資料ナンバー7の1、平成31年度吉田町水道事業会計予算附属書類、参考資料ナンバー7の2、平成31年度吉田町水道事業会計予算資料により御説明申し上げます。

まず初めに、平成31年度吉田町水道事業会計予算の1ページをごらんください。

第2条の業務の予定量でございます。

給水戸数は1万3,668戸です。これは、本年度12月までの期別世帯数の平均値をもとに算出しております。

年間総配水量は461万4,000立米です。これは、平成28年度から平成30年度までの3年間の期別ごとの配水量の増減率を算出し、その平均値に平成30年度の予定配水量を乗じた数値の値を平成31年度の年間総配水量としました。

1日平均給水量は1万959立米です。これは、平成31年の年間総配水量から平成30年度の有収率を除いて算出しました。

主要な建設改良事業は、配水管布設がえ工事の事業費として2億5,066万円として、それぞれお認めいただくものがございます。

第3条は収益的収入及び支出の予定額でございます。

ここに記載してあります金額は、税込金額でございます。

収入の第1款の水道事業収益は5億9,651万4,000円、支出の第1款水道事業費用は5億4,017万4,000円とすることをお認めいただくものがございます。



次に、2ページをごらんください。

第4条は資本的収入及び支出の予定額でございます。

ここに記載してある金額は、税込金額でございます。

収入の第1款資本的収入は1億2,928万1,000円、支出の第1款の資本的支出は4億1,449万5,000円とすることをお認めいただくとするものでございます。

また、その資本的収入金額から資本的支出金額を差し引いた不足金額は2億8,521万4,000円となります。この不足金額を減債積立金3,000万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分消費税資本的収支調整額1,627万5,000円、過年度分損益勘定留保資金7,917万7,000円、当年度分損益勘定留保資金8,976万2,000円で補填することをあわせてお認めいただくとするものでございます。

3ページの第5条は企業債で、起債の目的を建設改良事業として、限度額を7,800万円などとして措置することをお認めいただくとするものでございます。

第6条は一時借入金で、借り入れの限度額を2,000万円とすることをお認めいただくとするものでございます。

第7条は予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第9条の棚卸資産購入限度額をお認めいただくとするものでございます。

以上が平成31年度吉田町水道事業会計予算の内容でございますが、その内容について、参考資料ナンバー7の1、平成31年度吉田町水道事業会計予算附属書類により主なところを中心に御説明申し上げます。

目次をごらんください。

この項目の中で税込金額で記載しているものは、1行目、吉田町水道事業会計予算実施計画、3行目の給与費明細書、7行目の吉田町水道事業会計予算執行計画であります。

その他の項目については、税抜き金額で記載してあります。

まず初めに、1ページをごらんください。

これは平成31年度吉田町水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございます。

まず初めに、収入から説明させていただきます。

水道事業収益は5億9,651万4,000円を予定しております。

その内訳として、営業収益の給水収益は5億3,340万9,000円とするもので、これは、水道料金の算出根拠のもととなる有収水量を400万288立米とし、その有収水量に供給単価123.08円と消費税を乗じて算出したものでございます。

受託工事収益は108万円とするもので、これは、消火栓の修繕などでございます。

その他の営業収益は172万6,000円で、これは、材料検査及び設計審査などの手数料や消火栓維持管理料でございます。

次に、営業外収益の受取利息及び配当金は1万2,000円で、これは、減債積立金、建設改良積立金の利息でございます。

長期前受金戻入は5,565万5,000円で、これは、建設改良事業などの償却資産の取得、改良のために交付された補助金などを収益化した金額でございます。

雑収益は 463 万 2,000 円で、これは、下水道使用料賦課徴収事務委託料及びコピー代などでございます。

次に、2 ページをごらんください。

支出について御説明させていただきます。

水道事業費用は 5 億 4,017 万 4,000 円を予定しております。

その内訳として、営業費用の原水、浄水及び配水給水費は 1 億 5,251 万 2,000 円で、主な支出は、職員 3 名分の人件費、漏水調査業務委託などの委託料や水道施設の修繕費、動力費などでございます。

受託工事費は 170 万円で、主な支出は、消火栓などの修繕費などでございます。

業務費は 4,552 万 1,000 円で、主な支出は、職員 4 名分の人件費、料金システム使用料、検針業務委託などの委託料でございませう。

総係費は 3,035 万 8,000 円で、主な支出は、職員 2 名分の人件費や平成 30 年度分の水道料金不納欠損処分額の貸倒引当金繰入額などでございませう。

減価償却費は 2 億 3,470 万 9,000 円で、配水管などの構築物、量水器などの機械及び装置などの減価償却費でございませう。

資産減耗費は 571 万 6,000 円で、配水管の布設がえ工事による配水管除却費でございませう。

その他営業費用は 5 万 3,000 円で、公用車の車検に伴う重量税及び代行料などでございませう。

次に、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費は 4,850 万 6,000 円で、財務省及び地方公共団体金融機構からの借入金の利息などでございませう。

雑支出は 445 万 4,000 円で、特定収入分の支払い消費税及び仕入控除できない仮払消費税でございませう。

消費税は 1,564 万 4,000 円で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いたものでございませう。

その他特別損失は 1,000 万円で、臨時的な取引の損失に備えるためのものでございませう。

予備費は 100 万円とするものでございませう。

次に、資本的収入及び支出でございませう。

まず初めに、収入について御説明申し上げます。

資本的収入は 1 億 2,928 万 1,000 円を予定しております。

その内訳として、企業債は 7,800 万円で、水源から浄水場までの導水管、浄水場から配水池までの送水管を耐震化する基幹管路耐震化事業と、配水池から避難所までのルート耐震化する耐震ネットワーク事業に対して起債を借り入れるものでございませう。

他会計出資金は 120 万円で、新設消火栓 2 基分の設置費でございませう。

国庫（県）支出金は 1,762 万円で、上水道事業に対して交付される静岡県生活基盤施設耐震化等補助金でございませう。

その他資本的収入は 3,246 万 1,000 円とするものでございませう。

その内訳として、工事負担金は 2,397 万 6,000 円で、下水道関連工事に伴う補償費でございませう。

また、加入分担金は 848 万 5,000 円で、量水器の出庫に伴い、給水の申し込み者から徴収するものでございます。

次に、4 ページをごらんください。

支出でございます。

資本的支出は 4 億 1,449 万 5,000 円を予定しております。

建設改良費は 2 億 5,066 万円で、主な支出は、委託料や工事請負費などがございます。

固定資産購入費は 67 万 6,000 円で、新品の量水器を出庫する費用などを購入する費用でございます。

企業債償還金は 1 億 6,283 万 8,000 円で、財務省及び地方公共団体金融機構からの借入金の元金を償還する費用でございます。

国庫（県）支出金返還金は 32 万 8,000 円で、補助事業にかかわる消費税返還金でございます。

次に、5 ページをごらんください。

これは、平成 31 年度吉田町水道事業会計予定キャッシュフロー計算書でございます。

1 の業務活動において 2 億 2,441 万 8,000 円の現金がふえる予定でございます。

また、6 ページの 2 の投資活動において 1 億 8,004 万 9,000 円、3 の財務活動において 8,363 万 8,000 円の現金が減る予定で、この結果、平成 31 年度は 3,926 万 9,000 円の現金が減り、平成 31 年度末には現金が 4 億 3,315 万 7,000 円となる予定でございます。

次に、22 ページから 26 ページまでをごらんください。

これは、平成 31 年度吉田町水道事業会計予定貸借対照表でございます。

初めに、23 ページをごらんください。

2 の流動資産の現金預金については、先ほどのキャッシュフロー計算書で御説明したように 4 億 3,315 万 7,000 円と予定しております。

また、未収金については、現年度分の水道料金などとして 2,378 万 7,000 円と予定しております。

次に、24 ページをごらんください。

4 の流動負債の未払金については、平成 31 年度の消費税納入分として 305 万 2,000 円を予定しております。

次に、26 ページをごらんください。

(2) 利益剰余金のハに記載してあります当年度末処分利益剰余金は 1 億 4,617 万 1,000 円と予定しております。

次に、27 ページから 36 ページまでは、先ほど御説明いたしました収益的収入及び支出と資本的収入及び支出の詳細でございます。

また、37 ページから 39 ページまでは、注記としまして、重要な会計方針などを記載させていただきましたので、御確認いただければと思います。

最後になりますが、参考資料ナンバー 7 の 2、平成 31 年度吉田町水道事業会計予算資料について御説明申し上げます。

1 ページから 3 ページまでが平成 31 年度執行予定事業一覧表で、配水管などの工事と業務委託を記載してあります。

事業種別の基幹管路耐震化及び耐震化と記載してある工事が、起債の借り入れを行う事業でございます。

また、4ページ、5ページは予定執行計画書比較、6ページは資本的支出補填財源の一覧表、7ページから9ページは平成31年度に事業を予定しております建設改良工事の事業予定箇所図を記載してありますので、御確認いただきたいと思います。

以上が第15号議案 平成31年度吉田町水道事業会計予算についての概要でございます。

上下水道課からは、以上4件につきまして御説明申し上げます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 各担当課長からの説明が終わりました。

ただいま説明のありました第5号議案及び第8号議案の2議案については、この後、全員協議会で内容確認を行い、6日審議を行います。

また、第9号議案、1議案については、4日月曜日に項目ごとの詳細説明を行い、13日に質疑、最終日18日に討論、表決を行います。

第6号議案、第7号議案、第10号議案、第11号議案、第12号議案、第13号議案、第14号議案及び第15号議案の8議案については、12日に質疑を行い、最終日18日に討論、表決を行います。

そのほかの第1号議案、第2号議案、第3号議案、第4号議案、第16号議案、第17号議案、第18号議案及び第19号議案の8議案については、最終日18日に審議しますので、よろしく申し上げます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 2時22分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会4日目でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第9号の詳細説明

○議長（八木 栄君） それでは、議事に入ります。

日程第1、第9号議案 平成31年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから、第9号議案について、項目ごとの詳細説明を行います。

初めに、歳入の1款から11款及び21款について説明願います。続けて、歳出の説明を順次願います。

なお、歳入の12款から20款までは、歳出の説明に合わせて願います。

説明は、一般会計歳入歳出予算事項別明細書により、項目順に各事業区分に沿って、わかりやすく簡潔に願います。一部順序が前後する場合がありますが、御了承願います。また、説明は自席で願います。

それでは、歳入の1款から11款まで及び21款について説明を求めます。

初めに、税務課長、願います。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

歳入1款町税について御説明申し上げます。

お手元の予算に関する説明書1ページをごらんいただきたいと思います。

平成31年度の町税予算額は54億7,469万4,000円でございます。前年度対比1億7,460万8,000円、3.3%の増でございます。

項目ごとに御説明申し上げます。

3ページから5ページをごらんください。

1項町民税でございますが、22億4,253万6,000円を計上いたしました。前年度対比4,954万1,000円の増でございます。まず、1目個人町民税につきましては15億7,297万1,000円、前年度対比2,806万3,000円の増でございます。現年度課税分の所得割額14億9,670万3,000円、前年度対比2,757万9,000円の増でございます。雇用、所得環境の改善が続いていることから、

平成30年度の課税状況につきましても納税義務者数及び課税標準額が前年より増加していることから判断いたしまして、平成31年度につきましても増額となっております。

均等割額は5,626万8,000円、前年度対比72万6,000円の増で、納税義務者の増加によるものでございます。滞納繰越分につきましては、現年度分の徴収を強化していることもあり、過年度分として繰り越される額が年々減少しているところでございますことから、平成30年度の決算見込額から前年度対比24万2,000円を減額し、2,000万円を計上しております。

次に、2目法人町民税でございますが、6億6,956万5,000円を計上いたしました。前年度対比2,147万8,000円の増でございます。現年度課税分の法人税割額5億5,821万3,000円、前年度対比で1,933万2,000円の増でございます。予定納税を含めた法人町民税の申告状況及び企業への見込み調査を行い、状況を判断し、平成30年度の課税状況に基づき予算を計上しております。

均等割額1億1,125万2,000円、前年度対比214万6,000円の増でございます。平成30年度の課税状況に基づき計上をいたしました。滞納繰越分につきましては、30年度の決算見込額から計上しております。

次に、2項固定資産税でございます。27億1,139万8,000円を計上いたしました。前年度対比1億1,211万8,000円の増でございます。1目固定資産税の現年課税分は26億9,181万9,000円、前年度対比1億1,223万6,000円の増でございます。土地につきましては、7月1日時点の地価調査をもとに評価額の修正を行い、地目変更等を含め試算を行い、8億239万円を計上いたしました。前年度対比721万3,000円の減額でございます。

町内の地価につきましては、沿岸部の地価下落が続いており、町内の地価の平均下落率は2.2%、最高下落率は5.4%となっております。家屋につきましては、11億7,165万3,000円、前年度対比5,909万5,000円の増でございます。平成30年の滅失処理分の減、新築家屋分の増を見込み、計上しております。また、大型店舗等の進出があったこともあり増額となっております。

償却資産につきましては、経年の下落率に企業への見込み調査を行い、平成30年度の課税状況から判断し7億1,777万6,000円、前年度対比6,035万4,000円の増となっております。償却資産につきましても、店舗等の進出が増額の要因となっております。滞納繰越分につきましては、平成30年度の決算見込額から1,700万円を計上しております。

2目国有資産等所在市町村交付金及び納付金につきましては、家屋について県の算定基準をもとに算定し、257万9,000円でございます。

続きまして、3項軽自動車税でございますが、9,385万4,000円を計上いたしました。前年度対比606万8,000円の増でございます。現年課税分は9,112万9,000円で前年度対比394万3,000円の増でございます。主な増額の要因といたしましては、登録台数の大きな増減はないものの、重課税率を適用するものが増加したことによるものでございます。滞納繰越分につきましては、平成30年度の決算見込額により計上いたしました。

2目環境性能割でございます。平成28年度の税制改正において創設されたものでございます。本年10月1日から軽自動車税として環境性能割が導入されることとなっており、その税額を212万5,000円と見込んでおります。

続きまして、4項たばこ税でございます。現年課税分1億8,966万1,000円、前年度対比25万7,000円の減でございます。税額の改正はあったものの販売本数が減少しており、前年度

の課税状況により見込み本数を算出し、予算計上をいたしました。

次に、5項都市計画税でございます。2億3,724万5,000円、前年度対比713万8,000円の増でございます。土地につきましては1億785万8,000円、前年度対比77万7,000円の増額でございます。家屋につきましては1億2,808万7,000円、前年度対比636万1,000円の増でございます。滞納繰越分につきましては、平成30年度の決算見込みにより計上をいたしました。

以上が1款町税についての御説明でございます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

それでは、1款から11款及び21款のうち企画課に関係します歳入につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

説明書の5ページ、6ページをごらんください。

2款地方譲与税は1億220万円でございます。これは地方財政計画の伸び率を考慮し、1項地方揮発油譲与税を2,810万円、2項自動車重量譲与税を7,280万円計上するものでございます。また、3項森林環境譲与税はパリ協定の枠組みのもとにおける我が国の温室効果ガス排出削減目標や災害防止を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から平成31年度に新たに創設されるもので、130万円を計上するものでございます。これは平成36年度から導入されます森林環境税、仮称でございますが、の収入に相当する額の総額の9割に相当する額を市町村ごとに市有林、人工林面積10分の5、林業就業者数10分の2、人口10分の3で案分され交付されるものでございます。

次に、3款利子割交付金は630万円でございます。これは個人県民税で集められました利子割の合計額を過去3年分の配分率で算定した額となりますことから、景気動向を勘案して計上するものでございます。

次に、7ページ、8ページをごらんください。

4款配当割交付金は1,570万円を計上するものでございます。これは県民税として特定配当等の額の5%を課税し、収入された額から所要額を控除しました100分の64.6相当額を各市町村に交付されるものでございます。

5款株式等譲渡所得割交付金でございますが、1,940万円の計上となっております。県民税として一括して徴収されるもので、その徴収額の一部が市町村に配当されるものでございます。

6款地方消費税交付金につきましては5億8,440万円でございます。これは県の地方消費税収入額の2分の1に相当する額が市町村に交付されるものでございます。交付額は直近の国勢調査結果による各市町の人口と経済センサス基礎調査による各市町の従業員数によって算出されるものでございます。

なお、別添の参考資料ナンバー5の19ページをごらんいただきますと内訳を計上させていただいております。総額として2億2,850万4,000円が社会保障財源としての予算となるものでございます。

すみません、説明書に戻らせていただきます。説明書に戻りまして、8ページの7款自動車取得税交付金につきましては1,790万円の計上でございます。これは県の自動車取得税収入のうち、徴税経費を差し引いた額が交付されるものでございます。市町への配分基準は道

路の延長と面積となりますが、この自動車取得税交付金は税制改正に伴いまして、9月分までを計上しているものでございます。

9ページの8款環境性能割交付金につきましては910万円の計上でございます。これは平成31年10月の消費税引き上げに伴う税制改正によりまして、自動車取得税にかわり新たに自動車税環境性能割が導入されるための交付金でございます。この交付金はこれまでの自動車取得税と同様に、県の自動車税環境性能割収入のうち徴税経費を差し引いた額が交付され、その配分基準は道路の延長と面積になるものでございます。

9款地方特例交付金につきましては7,065万8,000円の計上でございます。これは昨年度までと同様に、個人住民税における住宅借入金等特別税控除の実績に伴う地方団体の減収を補填することに加えまして、平成31年10月の消費税引き上げに伴う需要の平準化のための環境性能割の臨時的軽減による減収分の補填及び平成31年10月から実施されます幼児教育の無償化に伴う地方負担分の補填するために、それぞれ交付されるものでございます。

10款地方交付税につきましては4億円の計上でございます。普通交付税3億円のほか、前年度と同額となります1億円の特別交付税を計上しているものでございます。

次に、11ページをごらんください。

11款交通安全対策特別交付金につきましては380万円でございます。これは道路交通法第128条第1項の規定により納付されます反則金に係る収入見込額から事務費相当額を控除した額が、都道府県及び市町村に交付されるものでございます。

続きまして、38ページをごらんください。

21款町債となります。町債につきましては8億5,180万円を計上するものでございます。1項1目農林水産業債につきましては1,900万円を計上するものでございます。吉田湾内泊地整備事業に770万円、水産物供給基盤機能保全事業に890万円、漁港環境整備事業に240万円をそれぞれ計上するものでございます。

次に、2目土木債は1億4,830万円の計上でございます。これは町内道路舗装繕事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業、町上3号線整備事業、吉田町内橋梁改修事業に、それぞれ充てるための起債として道路橋梁債1億1,690万円を計上しております。土木債の説明の続きとなりますが、大幡川改修事業に充てるための起債としまして河川債を3,020万円計上しております。また、松下団地改修事業に充てるための起債といたしまして住宅債を120万円計上するものでございます。

次に、3目消防債は1億970万円の計上でございます。これは消防用機器積載車量整備事業、防潮堤整備事業や同報無線デジタル化整備事業に充てる起債でございます。

次に、4目教育債は2億6,190万円の計上でございます。これは社会教育債として総合体育館空調設備整備事業に730万円を充てるとともに、小中学校債として小中学校体育館空調設備整備事業に2億4,950万円、小中学校防災機能向上設備改修事業に510万円をそれぞれ充てる起債でございます。

次に、5目災害復旧債は1,290万円の計上でございます。これは昨春の台風24号の被害に伴う小山城復旧事業に680万円、大幡川水門復旧事業に500万円、総合体育館復旧事業に110万円をそれぞれ充てるものでございます。

最後に、6目臨時財政対策債でございますが、これは国の地方交付税の財源不足について国と地方との折半ルールに基づいて借入れを行う制度のもと、町で地方債を発行するもの



でございます。制度の性格から、この記載につきましては全額一般財源となりますが、平成31年度の当町の臨時財政対策債の発行可能額を3億円と推計して計上しているものでございます。

以上が歳入の2款から11款及び21款に關します企画課の歳入に關します概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（八木 栄君） 歳入の説明が終わりました。

これから歳出に入ります。

歳出の1款議会費、2款総務費の1項までの説明を求めます。

初めに、議会事務局長、お願ひします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

一般会計予算に關する説明書の40ページから41ページをごらんください。

1款議会費、1項議会費、1目議会費になります。財源は全て一般財源でございます。

40ページから41ページ、2の事業、議会運営費は6,823万7,000円でございます。議員報酬、議員期末手当、議員共済費が主な内容でございます。前年度と比べまして、議員期末手当が増額し、議員共済費の給付費負担金は負担率が下がったことにより減額となっております。

また、平成31年度は統一地方選挙に伴う議会構成の変化に対応するため、一部経費が微増しております。

次に、41ページ、3の事業、議会調査活動費でございますが、こちらは505万円でございます。この事業は主に議員に係る研修、各委員会等の活動費を計上しております。前年度と比べまして、執行予定の会議、また見積の結果を踏まえた経費の微増減のほか、議会運営費と同じく統一選挙に伴う議会構成の変化に対応するため、一部経費が増加しております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務課長、お願ひします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

2款総務費、1項総務管理費の当課が所管します予算につきまして、平成31年度吉田町一般会計予算に關する説明書の事項別明細書により御説明いたします。

なお、各項目の1の事業、職員人件費につきましては、後ほど総括的な人件費として御説明申し上げますので、御了承ください。

それでは、説明書の42ページから44ページ、2の事業、一般行政事務費をごらんいただきたいと存じます。予算額は4,505万4,000円で、財源内訳は一般財源のほかに県支出金及び諸収入でございます。行政事務の円滑かつ適正な執行を行うとともに、他の部署に属さない事務を全庁的に執行するもので、例規集などの追録代を初め、後納郵便代など経常的経費が主なものでございます。

次に、44ページ、3の事業、吉田町表彰費でございます。予算額は59万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。町の各分野における業績顕著な方、または行政に貢献していただいた方を表彰し、町政のさらなる発展に寄与することを目的としたものでございます。表彰状及び感謝状受賞者への記念品代が主なものでございます。

次に、説明書44ページ、4の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金総務管理費でござ

います。予算額は3,235万円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の事務費を牧之原市とそれぞれ分担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は一般管理費としての人件費が主なものでございます。

次に、説明書44ページの5の事業、日曜開庁事業費でございます。予算額は425万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。住民の多様化する生活環境に対応するため日曜日に役場庁舎を開庁し、住民生活に関連の深い諸証明交付事務を中心とした業務を日曜日に実施し、住民サービスの向上に努めるもので、日曜開庁を円滑に実施するため行政サポーター4人分の賃金が主なものでございます。

次に、45ページの2款1項2目文書広報費の2の事業の広報・広聴事業費でございます。予算額は1,104万7,000円で、財源は一般財源のほかに繰入金でございます。行政のさまざまな情報を迅速かつ積極的に提供し、町民の多様なニーズに沿った情報提供をするもので、広報紙の発行に係る印刷代や委託料としてFM島田における放送番組制作委託料、ホームページの保守管理業務、そしてスマートフォンやタブレットを活用した情報発信アプリケーション「よしだポケットニュース」の保守管理委託料が主なものでございます。

次に、47ページの2款1項5目財産管理費、2の事業の庁舎管理費でございます。予算額は7,373万9,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。役場庁舎及び周辺の附属施設等の快適な公共施設空間の確保を図るため維持管理を行うもので、庁舎管理に必要な施設点検業務、電話料などの役務費に加え、庁舎の清掃業務、警備保障業務の委託料など庁舎管理に係る経常的な経費が主なものでございます。

次に、説明書の49ページ、3の事業、公有財産管理費でございます。予算額は2,177万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。公共施設及び町有地の適正な管理を図ることを目的に、総務課が管理しております公共施設の修繕を初め、町が所有する公共施設の損害保険料、土地借上料など経常的な経費が主なものでございます。

次に、説明書の49ページ、50ページの4の事業、公用車管理費でございます。予算額は334万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。公用車の適正な維持管理を図るため、総務課の管理車両の修繕、車検等の維持管理費と、公用車リース料が主なものでございます。総務課管理車両は集中管理の公用車を含めて11台となっております。

説明書の50ページの5の事業、契約管理費でございます。予算額は189万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。町が行う契約管理事務の円滑かつ適正な執行を図るため、発注工事に係る材料検査の旅費を初め、担当職員が発注予定事業の設計積算事務を進める上で資料として徴取する見積書や図面等の作成費とする設計手数料が主なものでございます。

次に、57ページ、2款1項7目自治振興費の2の事業の自治振興費でございます。予算額は1,831万円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。自治振興費は自発的・積極的にコミュニティ活動を行ってもらい自治意識の高揚を図ることを目的に、地域の自治組織であります各自治会の正副自治会長、町内会長、隣組長の活動に対しまして定額の補助金を交付するとともに、円滑なコミュニティ活動が図れるよう自治会連合会に対しまして研修費やスポーツ大会等の補助金が主なものでございます。

次に、57ページの3の事業、自治会運営費でございます。予算額は448万円で、財源は全て一般財源でございます。自発的・積極的にコミュニティ活動を行ってもらい自治意識の高揚と地域の特色を生かされた自治会活動に資するため、各自治会の基盤数値となる世帯数に

定額の補助額を乗じた額を運営補助金として各自治会に交付するものでございます。

次に、58ページの4の事業の地域施設管理費でございます。予算額は465万円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。町が管理委託している地域コミュニティ施設の指定管理委託料や各自治会が所有するコミュニティ活動の拠点施設に対して、管理運営に係る補助金を交付するものでございます。

また、静岡県市町村振興協会の省エネルギー・新エネルギー機器導入助成事業を活用し、各自治会が所有するコミュニティ施設の省エネルギー化を図るためのLED照明の導入などに補助金を交付することとしており、平成31年度は片岡区自治会が片岡会館のLED照明取りかえ工事を実施する予定で、その補助金として200万円計上いたしました。

次に、58ページの5の事業、町内会運営費でございます。予算額は380万円で、財源は全て一般財源でございます。各自治会の下部組織になります町内会の活動に対しまして、1町内会当たり20万円の補助金を交付し、円滑な町内会の運営に資するものでございます。

次に、58ページの6の事業、町内会活動費でございます。予算額は851万9,000円で、財源は一般財源のほかに利子及び配当金収入でございます。町内会活動の活性化を図るため、交通安全、防災会、社会福祉、環境美化、青少年育成の五つの分野につきまして、コミュニティ活動費補助金をそれぞれ4自治会に交付し、自発的・積極的なコミュニティ活動の推進と自治意識の高揚を図ろうとするものでございます。

次に、説明書の61ページ、2款1項10目人事管理費の2の事業の職員福利厚生費でございます。予算額は450万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。職員福利厚生費は、職員の健康管理に資するため定期的に職員の健康診断を実施するほか、産業医の委託料が主な支出でございます。

次に、説明書の62ページの3の事業、臨時職員対策事業費でございます。予算額は7,538万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。多様化する行政需要に対応するため、臨時職員を含めた効率的な行政執務体制を整備するとともに、緊急時に臨時職員を雇い、事業の執行に支障が生じる不測の事態に対応するため、臨時職員の雇用に必要な人件費に係る経費が主なものでございます。

次に、62ページの4の事業、職員研修事業費でございます。予算額は600万円で、財源は一般財源のほかに国庫支出金でございます。自立した職員を育成することを目的に、職員が研修に参加するために必要な経常的経費で、旅費や研修負担金が主なものでございます。

次に、説明書63ページの5の事業、人事管理費でございます。予算額は1,196万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。必要な人材を確保しながら定員管理を適正に実施していくため、職員採用に係る経費を初め、適正な人事管理を行うための給与・人事システムの委託料などが主なものでございます。

次に、説明書の63ページ、2款1項11目の事務改善対策費の2の事業の情報化推進費でございます。予算額は6,023万円で、財源は一般財源のほかに国庫支出金でございます。事務の効率化と適正な情報管理を図るためのもので、通信運搬費としてネットワーク通信のための回線使用料を初め、庁舎内で使用するパソコン機器の使用料、セキュリティー対策などの業務委託料が主なものでございます。

次に、説明書の64ページの3の事業の情報公開制度推進費でございます。予算額は305万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。町政の透明性の向上及び公平性を確保する

ため、情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示請求に係る事務に必要な経費を初め、例規集の電算化サポート処理業務のための委託料、法制支援業務委託料などが主なものでございます。

次に、1款から10款までの各項目の1の事業、職員人件費でございます。

説明書の216ページから223ページの4、給与費明細書をごらんいただきたいと存じます。216ページからです。

1款から10款までの各項目の1の事業に予算計上しております職員人件費につきましては、4給与費明細書に総計を掲載しておりますので、こちらで御説明申し上げます。

まず、216ページでございますが、1、特別職の表の長等の欄をごらんください。町長、副町長及び教育長の3名分の給与費及び共済費でございます。前年度と比べ、期末手当が人事院勧告による率が改正されたことによります増額、その他の手当は扶養手当及び住居手当が増額となっております。

続きまして、217ページ及び218ページをごらんください。

一般職職員分でございます。一般職の職員数は前年度に比べ、5人増員の230人分の人件費を計上し、給料と職員手当であります給与費は全体で13億3,426万9,000円で、共済費は2億5,078万5,000円でございます。ここで言う一般職職員には職員のほかに再任用職員が含まれておりますが、育児休業により平成31年度中に復帰を予定されていない職員分は除いております。

なお、職員手当の詳細につきましては、(1)の総括の下段に職員手当の内訳がございます。給料及び職員手当の増減額の要因につきましては、218ページの(2)給料及び職員手当の増減の明細に記載しておりますとおりでございますが、平成31年度当初につきましては、前年度に対する増加要因の主な理由といたしましては、平成30年度の人事院勧告に基づく給与改定及び定期昇給によるものでございます。

219ページ以降は、給料や職員手当等について現状を示す数値資料となっております。このため、この数値と平成31年度当初予算額との相関関係はありませんので、御承知おきくださるようお願いいたします。

以上が2款1項の総務管理費及び各項目に係る1の事業であります人件費の説明でございます。御審議のほど、よろしく御願ひ申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

それでは、2款1項の企画課に関連いたします歳出につきまして、予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

説明書の45ページをごらんください。

2款1項1目の6の事業、行財政構造改革推進事業費でございます。予算額は4万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は行財政改革や吉田町まちづくりステップアップ行政評価に係る事務を推進するものでございまして、全庁的に対応すべき新たな行政課題の検討や総合計画の進捗状況の確認を初め、総合戦略の評価等の行政評価につきまして、行財政構造改革推進本部会議を開催して行っているものでございます。経常的経費が主なものでございます。

次に、46ページ、3目財政管理費でございます。予算額は330万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は予算編成事務、交付税算定、起債管理、決算統計、その他財政の健全化への取り組みを行っている事業費でございます。

次に、51ページの6目企画費の2の事業、企画調査費でございます。予算額は721万1,000円で、財源は5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金600万円、残りは一般財源でございます。この事業は企画調査事務全般につきまして他の事業に含まれない企画調査事務経費を支出しているところでございます。

平成31年度は毎年の行政評価のほか、第5次吉田町総合計画後期基本計画及び第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定年度となりますことから、例年より総合計画等審議会の開催回数が増え、委員報酬を増額しております。また、5市2町連携中枢都市圏内の交流人口の拡大を図るため、町内3カ所、小山城、総合体育館、学習ホールにWi-Fiを整備し、施設利用者の利便性の向上を図ろうとするものでございます。

次に、同じく51ページの3の事業、国際交流推進費は予算額180万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は吉田町国際交流協会に対します補助金が主なもので、国際交流協会では、町の補助金を活用して外国人のための日本語勉強会、地域住民に対する外国語教室、地域住民と外国人の相互理解を深めるための異文化交流会などの事業を行っております。

次に、52ページの4の事業、地域交流費は予算額488万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は福岡県八女市との都市間交流事業を初め、町内で開催される大規模イベントの開催を促進し、交流事業の拡大を図り、もって当町のにぎわいの創出と、あわせて町の活性化を図ろうとするものでございます。

同じく52ページとなりますが、5の事業、男女共同参画推進費は予算額100万円で、財源はふるさとよしだ寄附金基金繰入金26万8,000円、地域振興セミナー開催事業助成金60万円、残りは一般財源でございます。この事業は男女共同参画意識の普及啓発を推進するための事業費でございます。

平成31年度は男女共同参画のさらなる普及啓発を図るため、町内企業向けのセミナー開催に係る講師謝礼金等を計上しているものでございます。

次に、53ページの6の事業、ふるさと納税推進事業費は予算額2億3,793万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業費はふるさと納税制度を活用したシティプロモーション活動及び返礼事業などのふるさと納税に係る事業費でございます。

同じく53ページ、7の事業、生活交通確保対策費は予算額1,274万8,000円でございます。財源は国庫補助金、公有民営方式車両購入費国庫補助金375万円、5市2町連携中枢都市圏構想事業負担金600万円、残りは一般財源でございます。この事業は地域住民の交通の利便性を確保することを目的としておりまして、島田静波線と藤枝相良線の2つの国庫補助対象路線を維持するために必要な経費を関係市町と協議して交付することが主なものとなりますが、平成31年度は路線バスの維持のための補助金や、静岡市及びバス事業者と連携して特急静岡相良線の利便性の向上に向け、自転車置き場の整備等を進める補助金を計上しているものでございます。

同じく53ページの8の事業、住民参画推進費では予算額7,000円、そして54ページの9の事業、ユニバーサルデザイン推進費は予算額3,000円でございます。

10の事業、コミュニティ施設整備事業費は予算額250万3,000円で、財源は静岡県市町村振興会のコミュニティ助成事業補助金250万円で、補助率は10分の10でございます。残りは一般財源でございます。この事業はコミュニティにおける住民の主体的な活動を支援することにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を図る取り組みを行っているものでございます。

平成31年度は一般コミュニティ助成として、川尻区の川尻上組町内会連合会の屋台建設費に対する交付金でございます。

11の事業、大井川流域s m i l e ネット事業費は予算額152万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。これはコミュニティFMを活用した町の情報発信事業費でございます、株式会社FM島田に対する放送番組制作と中継局設備保守の委託料を計上するものでございます。

12の事業、大井川流域交流費は予算額65万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は大井川流域の市町が連携し、さまざまな交流を図るとともに流域全体の振興と発展を図ることを目的としておりまして、大井川長島ダム流域連携協議会、大井川の清流を守る研究協議会、大井川流域振興連絡会に係る経費として、それぞれ負担金等を計上しております。

次に、55ページの13の事業、吉田町総合計画策定事業費は予算額462万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は吉田町の町政運営の基本的かつ総合的な指針となります吉田町総合計画の策定に関する事業費になります。

平成31年度は第5次吉田町総合計画前期基本計画の最終年度となりますことから、平成32年度を始期としました第5次吉田町総合計画後期基本計画を策定するため、総合計画策定に係る業務委託料460万円を計上しているものでございます。

次に、14の事業、シーガーデンシティ推進事業費は予算額399万円で、全て一般財源でございます。この事業はシーガーデンに係る事業費を初め、国の総合特区制度の指定を受けました静岡県の“ふじのくに”のフロンティアを拓く取り組みとなります川尻区内で展開する企業活動維持支援事業と、北区内で展開する物資供給拠点確保事業の2事業を含めましたシーガーデンシティ構想に係る事業を総合的な企画調整及び推進に関する事務を行うための事業費を計上しているものでございます。

平成31年度では、昨年度に引き続き、シーガーデンシティ構想のさらなる推進を図るため、シーガーデンシティ構想推進委員会の開催経費やシーガーデンに係る調査委託料などの経費を計上いたしております。また、町の玄関口となります吉田インターチェンジ周辺の活性化を図るため、地元の皆様を初めとする利活用検討委員会を立ち上げ、吉田インターチェンジ周辺の活性化を検討する組織を立ち上げるものでございます。

55ページから56ページの15の事業、シティプロモーション事業費は予算額5,392万4,000円で、財源は国庫支出金の結婚新生活支援事業費補助金90万円、地方創生推進交付金移住支援金150万円、県支出金のふじのくに地域少子化突破戦略応援事業費補助金782万円、移住支援事業費補助金75万円、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金66万7,000円、諸収入の地域づくり推進事業費助成金350万円、そして一般財源でございます。この事業はさまざまなツールを活用し、町の魅力や特徴ある施策を効果的に発信し、移住・定住者や交流人口の増加を図り、町の新たなにぎわいを創出しようとする事業でございます。この事業では大きく四つの事業

を実施しております、吉田町PR部長よし吉を活用したPR事業を初め、移住・定住促進事業、町のシティプロモーション事業、一般社団法人吉田町まちづくり公社への負担金等の事業を展開しております。

平成30年度に引き続きまして、町のPR部長よし吉を活用した町のPR等を行い、町と事業者等が一体となってにぎわいづくりに取り組む吉田町にぎわい創出事業費補助金、また、地域イノベーション推進事業費負担金は当町と川根本町による実行委員会を構成し、創業支援セミナーの実施を初め、地域の課題解決に向けた取り組みや地域資源を活用する取り組みなどを行う地域イノベーション推進事業を進めるための負担金、そして国の結婚新生活支援事業費補助金を活用した定住促進事業費補助金や県のふじのくに少子化突破戦略応援補助金を活用した若年者住宅取得応援補助金などを計上しております。

平成31年度では、地域おこし協力隊とタイアップしながら町のフォトコンテストを実施し、町の地域資源の掘り起こしに期待するものでございます。また、移住・定住に向けましては、国・県と連携いたしまして地方創生推進交付金事業を活用しました移住支援制度を創設し、移住支援金として300万円を計上しているものでございます。

次に、16の事業、地域おこし協力隊事業費は予算額834万7,000円で、全て一般財源でございます。この事業は総務省が推奨します地域おこし協力隊事業を活用し、町の観光イベント等の企画運営を初め、地域の魅力の発信業務や世代間交流、移住・定住促進支援業務のさらなる推進に資する事業費で、平成30年12月に採用いたしました地域おこし協力隊員2名分の報酬などの人件費及び活動費が主なものでございます。なお、この地域おこし協力隊につきましては、1人当たり400万円を上限に特別交付税が措置されるものでございます。

次に、57ページの17の事業、町制施行70周年記念事業費は予算額350万円で、全て一般財源でございます。この事業は本年7月に町村政施行70周年を迎えるに当たり、当町も単独の吉田町として70周年を迎えますことから、町政施行70周年を記念いたしました式典などのイベントを開催するための事業費を計上しているものでございます。

次に、65ページ、12目空港対策費でございます。予算額は106万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。空港対策協議会や島田市、牧之原市などと連携した空港対策や利活用事業の調整を進めるための経費を計上しているものでございます。

以上が企画課に関連します歳出の2款1項1目6の事業から12目までに関する概要でございます。よろしくお願いたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

予算に関する説明書の47ページをごらんください。

会計課からは、2款1項4目会計管理費の2の事業、出納管理事務費について御説明申し上げます。予算額は186万5,000円で、財源内訳は全て一般財源でございます。公金の収納及び支払い事務を円滑かつ適正に執行するための事務管理費で、全て経常経費でございます。主なものといたしましては、12節役務費の指定金融機関派出手数料109万円の計上でございます。また、13節委託料は備品の登録や廃棄などの処理を行っている備品管理業務システムの電算委託料で26万2,000円の計上でございます。

以上が会計課にかかわる予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いたし

ます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 2款1項のうち防災課関係の予算につきまして、平成31年度吉田町一般会計予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の58ページから59ページ、8目防犯対策費、2の事業、防犯対策推進費をごらんください。予算額は1,023万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。防犯活動の支援や犯罪の起こりにくい環境を整備することで、健全で明るい社会を形成することを目的としているものでございます。防犯まちづくり推進協議会の委員報酬、各自治会に管理委託しております防犯灯の整備委託料や防犯カメラの借上料及びLED防犯灯の借上料などを主に計上しております。

次に、説明書59ページから60ページの9目交通安全対策費、2の事業、交通安全推進費でございます。予算額は628万1,000円で、財源は一般財源のほかふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。交通安全意識や交通安全マナーの高揚を図るため交通安全運動等を展開することで、安全で安心な町づくりを推進することを目的としているものでございます。主に交通安全施設の修繕や新設工事費及び県交通安全指導員4人の設置費負担金を計上しております。

次に、説明書60ページから61ページの3の事業、交通指導員活動費でございます。予算額は560万2,000円で、財源は一般財源のほかふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。交通安全活動の推進を担う交通指導員の活動費でございます。主に交通指導員34人分の報酬及び出動手当を計上しているものでございます。

以上が2款1項に係る防災課関係の説明でございます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは4の事業、交通安全施設整備費につきまして予算に関する説明書に基づき御説明をいたします。

説明書の61ページをごらんください。

4の事業、交通安全施設整備費について説明をいたします。予算額は500万円で、財源は一般財源となっております。町内全域を対象に通学路や生活道路等の安全性・利便性を確保するため、各種交通安全施設を維持・修繕し、町民の皆様が安全で安心に暮らせるよう実施しております。主な事業内容は区画線工5,865メートルを施工するものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 次に、2款総務費、2項から6項、12款公債費、13款諸支出金及び14款予備費の説明を求めます。

初めに、税務課長、お願いします。

税務課長、松浦伸子君。

○税務課長（松浦伸子君） 税務課でございます。

2款総務費、2項徴税費につきまして予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の65ページから67ページをごらんください。



1目税務総務費、2の事業でございます。予算額は5,881万4,000円でございます。財源は全て一般財源でございます。税務事務の効率化を図るため、臨時職員の雇用、各種協議会への負担金及び過年度分町税還付金が主なものでございます。

続きまして、説明書68ページをごらんください。

2の事業、賦課徴収費でございます。予算額は5,261万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。課税の適正化、収納率向上を図るため、税務相談員の顧問料、電算システム委託料、固定資産課税基礎作成委託料、滞納整理機構負担金が主なものでございます。

平成31年度は平成33年度の固定資産の評価替えにかかわる準備のため、標準宅地不動産鑑定委託料基礎資料作成委託料が増額となっております。

以上が2項徴税费でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長、お願ひします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

町民課に係ります予算について御説明申し上げます。予算に関する説明書の69ページをごらんください。

町民課からは、2款3項1目戸籍・住民基本台帳費の2の事業、戸籍・住民基本台帳事務費につきまして御説明申し上げます。予算額は3,959万5,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国・県支出金とその他の窓口手数料でございます。この事業は戸籍事務、住民基本台帳事務等に関する届け出の受理及び住民票等の証明書の交付事務に係る予算を計上しております。主な支出といたしましては70ページにございます13節の戸籍電算事務委託料821万9,000円、14節の各種証明書のコンビニ交付サービスに係ります使用料507万6,000円、また71ページにございます19節の個人番号カード交付事務費交付金645万3,000円などでございます。

以上が町民課に係る予算でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、総務課長、お願ひします。

総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

総務課からは、2款総務費の4項選挙費と13款諸支出金の1項普通財産取得費につきまして予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の71ページ、72ページの2款4項1目選挙管理委員会費の2の事業、選挙管理費でございます。予算額は104万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。選挙の適正な執行に資するため、公職選挙法に基づく定期的な選挙管理委員会の開催の経費及び適正な選挙人名簿の管理に資する電算処理委託料などの経費が主なものでございます。

次に、説明書の72ページの2目明るい選挙推進費の2の事業の明るい選挙推進費でございます。予算額は16万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。選挙に対する意識を向上させるとともに、きれいな選挙が行われるよう選挙啓発を行うため、小・中学校の児童・生徒を対象としたポスターコンクールへの参加賞、副賞代などのほか新成人及び18歳になる高校生へ選挙啓発物品の経費が主なものでございます。

次に、説明書の73ページの3目静岡県議会議員選挙費の2の事業、静岡県議会議員選挙費でございます。予算額は549万8,000円で、財源は全て県支出金でございます。平成31年4月

7日に予定されております静岡県議会議員選挙の執行経費で、公平かつ迅速な選挙事務を執行するため、選管委員、投開票管理者の報酬を初め、選挙事務従事者の手当、選挙事務に係る経費が主なものでございます。

次に、74ページの4目町長、町議会議員選挙費の2の事業の町長、町議会議員選挙費でございます。予算額は1,109万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。平成31年4月21日に予定されております町長、町議会議員選挙の執行経費で、公平かつ迅速な選挙事務を執行するため、選管委員、投開票管理者の報酬を初め、選挙事務従事者の手当、選挙事務に係る経費が主なものでございます。

次に、説明書の75ページの5目参議院選挙費の2の事業、参議院議員選挙費でございます。予算額は1,385万3,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。平成31年7月に予定されております参議院選挙の執行経費で、公平かつ迅速な選挙事務を執行するための選管委員、投開票管理者の報酬を初め、選挙事務従事者の手当、選挙事務に係る経費が主なものでございます。

続きまして、説明書の213ページ、13款1項1目普通財産取得費の2の事業の普通財産取得費をごらんいただきたいと存じます。予算額は2,000円で、財源は全て一般財源でございます。土地購入、補償費、それぞれ1,000円の頭出しでございます。

以上が総務課からの2款4項の選挙費と13款1項の普通財産取得費の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、企画課長、お願いします。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

それでは、企画課に関連いたします歳出につきまして予算に関する説明書に沿って御説明申し上げます。

説明書の76ページをごらんください。

76ページの5項統計調査費、1目統計調査総務費の2の事業、統計一般事務費をごらんください。予算額は19万1,000円でございます。財源は一般財源のほか県支出金に計上いたしました統計調査費委託金4万7,000円で、統計に係る経常的な経費を計上しております。

次に、2目諸統計調査費の2の事業、諸統計調査費は予算額189万1,000円で、財源は全て県支出金の統計調査費委託金でございます。

平成31年度は工業統計調査、農林業センサス調査及び経済センサス基礎調査が実施されますことから、調査委員報酬等が主な内容となっております。

続きまして、211ページをごらんください。

12款公債費でございます。1項公債費、1目元金の2の事業、公債費（元金）は予算額9億9,534万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。

211ページの2目利子の2の事業、公債費（利子）は予算額7,715万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。

次に、3目公債諸費は1,000円の計上でございます。

213ページの13款諸支出金のうち213ページから214ページにかけましての2項基金費、1目基金費の積立金でございますが、2の事業、財政調整基金費は予算額16万円、3の事業、減債基金費は予算額4,000円、4の事業、環境保全基金費は予算額1,000円、5の事業、小・

中学校建設基金費は予算額2万円、6の事業、教育振興基金費は予算額39万4,000円、7の事業、ふるさとよしだ寄附金基金は予算額1億1,253万円とそれぞれ計上しております。積立金の合計は1億1,310万9,000円となっております。財源は財産収入に計上いたしました基金利子でございますが、6の事業、教育振興基金費につきましては基金利子のほか諸収入に計上いたしました高等学校等奨学金返還金38万8,000円、7の事業、ふるさとよしだ寄附金基金費につきましてはふるさと納税指定寄附金1億1,250万円となっております。

最後に、14款予備費は昨年同様2,000万円の計上でございます。

以上が企画課に関連します歳出の2款5項1目から2目までの事業並びに12款、13款、14款の事業に関する概要でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、議会事務局長、お願いします。

議会事務局長、八木寿彦君。

○議会事務局長（八木寿彦君） 議会事務局でございます。

予算に関する説明書の77ページをごらんください。

2款総務費、6項監査委員費、1目監査委員費でございます。予算額は129万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は監査委員の例月出納検査、定期監査、決算審査などに係る監査委員報酬が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、会計管理者兼会計課長、お願いします。

会計管理者兼会計課長、中村真也君。

○会計管理者兼会計課長（中村真也君） 会計課でございます。

予算に関する説明書の211ページをごらんください。

12款公債費の1項2目、2の事業、公債費利子の23節償還金利子及び割引料内の会計課が所管いたします一時借入金償還利子について御説明いたします。これは一時的に資金不足となった場合、不測の事態に対応するための一時借り入れで生じる利子で、一時借入金の借り入れの最高額を5億円と定めておりますことから、借り入れ最高額の5億円に伴う利子として52万5,000円の計上でございます。

以上が会計課にかかわる予算の説明でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、3款民生費の説明を求めます。

初めに、福祉課長、お願いします。

福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

3款民生費のうち、福祉課が関係する予算につきまして御説明申し上げます。

説明書の78ページをごらんください。

3款1項1目、2事業、福祉総務費でございます。予算額275万円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金でございます。臨時職員の賃金と社会福祉業務に係る消耗品や自動車修繕、電算委託料等の経常的な経費が主なものでございます。

次に、79ページ、3事業、民生・児童委員活動費をごらんください。予算額657万3,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。民生・児童委員の活動費に係る負担金が主なもので、3年に一度の一斉改正が平成31年12月に実施され、民生・児童委員が51人、

主任児童委員が3人、地域の代表として活動をしていただきます。

4事業、戦没者追悼事業費をごらんください。予算額66万円で、財源は全て一般財源でございます。戦没者のみたまを弔う事業として10月に挙行しており、戦没者追悼式に係る記念品と委託料が主なものでございます。

次に、80ページ、5事業、社会福祉協議会補助金をごらんください。予算額3,632万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。事務局人件費のほか相談事業、民生・児童委員活動費、福祉団体に対する補助金でございます。

6事業、福祉介護手当支給事業費をごらんください。予算額248万円で、財源は全て一般財源でございます。在宅で寝たきりの高齢者や重度の心身障害者の介護者に対して支給する福祉介護手当で、月額1万円でございます。

次に、7事業、地域福祉計画策定事業費をごらんください。予算額8万4,000円で、財源は全て一般財源です。地域福祉計画は町の地域福祉を総合的に推進するために5年ごとに見直し、策定を行い、毎年進捗状況を確認してまいります。

次に、82ページ、4目老人福祉費、2事業、老人福祉対策費をごらんください。予算額29万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。老人福祉事業のための経常的経費に加えて、特殊寝台などの日常生活用具貸与事業、電磁調理器などの日常生活用具給付事業、紙おむつなどの費用を助成する在宅支援生活品助成事業など、高齢者の在宅生活を支援するための事業費を計上しております。

次に、83ページ、3事業、敬老事業費をごらんください。予算額396万円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者を敬い長寿をお祝いするために100歳の方へのお祝い金、米寿を迎えられた方へのお祝い写真の贈呈、喜寿及び80歳以上の方への敬老記念品の贈呈を行っております。

4事業、社会福祉施設管理事業費をごらんください。予算額は5,054万6,000円で、財源は一般財源のほかに使用料、手数料でございます。当課が所管する各施設の指定管理料及び牧之原市にあります相寿園管理組合負担金でございます。相寿園の負担金につきましては、エアコン修繕が30年度に完了したため、30年度予算に比べ減額されております。

次に、84ページ、5事業、老人保護措置費をごらんください。予算額は533万7,000円で、財源は一般財源のほかに負担金でございます。現在2人の方が措置入所されており、入所に係る措置費でございます。

6事業、高齢者社会参加推進事業費をごらんください。予算額は961万3,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。さわやかクラブやシルバー人材センターへの運営費補助金で、高齢者の社会参加を支援しております。

次に、85ページ、7事業、高齢者見守り体制整備事業費をごらんください。予算額は5万円で、財源は全て一般財源でございます。高齢者の見守りネットワーク連絡会を開催し、地域で見守ることの大切さを理解していただいております。

8事業、ひとり暮らし高齢者等対策事業費をごらんください。予算額は9万1,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。救急連絡カード郵送代や配食サービス委託料など、ひとり暮らし高齢者の在宅生活を守るための事業を実施しております。

次に、9事業、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画策定事業費をごらんください。予算額は187万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。平成32年度に実施します計画策

定のためのアンケート調査を平成31年度に実施するものでございます。

次に、86ページ、5目心身障害者福祉費、2事業、心身障害者福祉費をごらんください。予算額151万1,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金及び諸収入でございます。身体、知的、精神の3障害の相談員の報償費と心身障害者扶養共済に係る納付金でございます。

3事業、心身障害者更生援護費をごらんください。予算額4,781万円で、財源は一般財源のほかに県支出金です。重度障害者に対する医療費や移送費が主な事業費でございます。

次に、87ページ、4事業、心身障害者施設等負担金をごらんください。予算額2,418万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。駿遠学園とつくしの家に対する負担金でございます。

5事業、心身障害者自立支援事業費をごらんください。予算額5億790万4,000円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金です。障害のある方が地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスを提供しております。障害児の放課後等デイサービスや児童発達支援に係る事業費が増加している状況です。

次に、89ページ、6事業、障害者自立支援施設管理事業費をごらんください。予算額は471万3,000円で、財源は一般財源のほかに諸収入でございます。障害者自立支援施設あつまりーナに係る指定管理料が主なものでございます。

7事業、地域生活支援事業費をごらんください。予算額は2,866万5,000円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金及び諸収入でございます。手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業、訪問入浴サービス、相談支援事業などで、障害者が在宅で生活し続けられるよう支援する事業でございます。

次に、90ページ、6目人権・地域改善費の2事業、人権・地域改善費をごらんください。予算額は36万1,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。人権啓発活動を推進するため人権教育後援会やパンフレットなどの作成を行います。

次に、90ページ、91ページ、3事業、神戸西会館運営費をごらんください。予算額は434万9,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金及び使用料でございます。

92ページ、7目介護保険費の2事業、介護保険事業一般会計繰出金をごらんください。予算額は2億9,091万2,000円で、財源は一般財源のほかに国・県支出金でございます。平成31年度の保険事業の介護給付費、地域支援事業費、事務費の法定負担割合繰出金と低所得者の保険料に対する軽減分繰出金でございます。

次に、93ページ、3事業、低所得者利用者負担額軽減措置事業費をごらんください。予算額は29万2,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金でございます。社会福祉法人等が低所得で生活が困難な方に対して介護保険サービスの利用負担額の軽減を行った場合に、法人に対して補助を行うものでございます。

次に、111ページ、3項1目生活保護費、2事業、生活保護費をごらんください。予算額は20万3,000円で、財源は一般財源のほかに県支出金です。行旅人に対する近市へのバス代の支給です。

次に、4項1目災害救助費、2事業、災害救助費は3,000円でございます。

福祉課からは以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

予算に関する説明書の81ページをごらんください。

3款1項2目国民年金事務費の2の事業、国民年金事務費につきまして御説明申し上げます。予算額は61万8,000円で、財源は全て国庫支出金でございます。国民年金の事務は国の法定受託事務であり、町では国民年金の資格に関する届け出や保険料の免除申請などの手続を行っております。

次に、82ページの3目国民健康保険費の2の事業、国民健康保険事業会計繰出金でございます。予算額は1億5,150万5,000円で、財源につきましては一般財源のほか国・県支出金でございます。主な支出といたしましては低所得者の軽減対策としての保険基盤安定繰入金でございます。このうち保険税の軽減分を補填します保険税軽減分は、県が4分の3、町が4分の1を負担し、保険税負担を緩和するための保険者支援分は、国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1を負担するものでございます。また、次の職員給与費等繰出金は、国保会計が支弁する国民健康保険運営協議会費や国民健康保険税の賦課徴収費用などを計上しております。

以上が町民課に係る予算でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） ここで、暫時休憩とします。

再開は10時40分です。

休憩 午前10時27分

再開 午前10時40分

○議長（八木 栄君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

引き続き、詳細説明をお願いします。

こども未来課長、お願いします。

こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

予算に関する説明書の94ページ、3款2項1目、2の事業、児童福祉費をごらんください。予算額は984万3,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。この事業は子供たちが健やかに育つために、子供たちの成長や子育ての喜びを地域全体で実感できる町づくりを進めるための事業でございます。主な支出は13節調査委託料で、これは平成30年度に国の指示を受け実施しました子育て世代の保育ニーズ等の調査結果を、今後の子供・子育て支援事業に反映させるための計画を策定するものでございます。また、20節出産祝い金事業費は平成30年度に引き続き第2子以降の子供を持ちたいと思う世帯を応援する施策として、第2子の出産で5万円、第3子以降の出産で10万円のお祝い金を母親に支給するものでございます。当初予算では過去の実績を鑑み、100人分を計上させていただきました。

次に、94ページから95ページの3の事業、児童虐待防止事業費をごらんください。予算額は544万6,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金

でございます。この事業は子供の安全を確保するために指導及び見守りを実施し、虐待等の早期発見、早期対策を図る事業でございます。主な支出といたしましては7節臨時職員賃金であり、これは保護者や子供からの相談を受けたり、家庭訪問等を実施したりする家庭相談員2名の賃金でございます。

次に、4の事業、ひとり親家庭対策事業費は予算額627万5,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか県支出金でございます。この事業はひとり親家庭の経済的自立と安定を図るため、日常生活を支援する事業でございます。主な支出といたしましては20節母子家庭等医療費であり、これは20歳未満の児童を扶養している母子家庭、父子家庭等に対する医療費の助成でございます。また、ひとり親家庭就学支援事業費は小学校に入学する際に必要なランドセル及び学校指定用品購入費の一部を補助するものでございます。

次に、96ページ、97ページの5の事業、こども発達支援事業費は予算額2,509万4,000円でございます。財源といたしましては県支出金、保護者からの利用料、そして国民健康保険団体連合会等の諸収入でございます。この事業は児童の発達に応じた少人数での保育サービスを提供することで、日常生活の自立や対人関係の苦手さを改善するための事業でございます。主な支出としましては7節臨時職員賃金で、30年度と同じ7人分を計上してございます。また、18節発達支援事業所の備品として一度に数名の子供たちを乗せて移動できる乳幼児ワゴンを計上させていただきました。

次に、6の事業、こども医療費助成事業費は予算額1億5,636万9,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか県支出金、静岡県町村自治振興協会からの諸収入でございます。この事業は保護者の経済的負担の軽減を図り、子供疾病を早期に発見し、適切な治療を受けさせるため、ゼロ歳から18歳までの児童の医療費を負担する費用でございます。また、平成30年10月から対象年齢を15歳から18歳に拡大しておりますことから、20節こども医療費は30年度と比べ1,770万円増額しております。

次に、97ページ、98ページの7の事業、ファミリーサポート事業費は予算額285万円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。この事業は平成28年度に立ち上げましたファミリーサポート事業についての運営費でございます。平成31年度は児童福祉費から独立させ、予算を計上させていただきました。主な支出はサポート会員とリクエスト会員をマッチングする役目を担うアドバイザー1名の賃金でございます。また、10月から開始されます幼児教育無償化に伴い、3歳から5歳のファミリーサポート事業利用料も無償となる予定でございますことから、当該分を町から支給するために過去の利用状況から算定した金額を20節扶助費に計上させていただきました。

次に、2目児童措置費の2の事業、児童手当費は予算額5億2,765万1,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。児童手当はゼロ歳から中学校終了前までの児童の保護者に支給するもので、対象児童数の減少が見込まれますことから、20節扶助費が平成30年度よりも減額となっております。

次に、99ページから101ページまでの3目保育所費の2の事業、保育園管理費は予算額2億9,849万5,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか一時預かり等の使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、そしてふるさと納税寄附金基金繰入金でございます。主な支出は7節臨時職員賃金、13節保育園人材派遣委託料で、臨時保育士や派遣保育士の力をかりながら待機児童ゼロを維持し、質の高い保育環境をつくるためのものでございます。

また、19節小規模保育施設整備事業費補助金は民間事業者が小規模保育施設を建設する際に補助するものでございます。財源は国の保育所等整備補助金を活用し、国庫支出金が3分の2、一般財源が3分の1でございます。20節施設型給付費は子ども・子育て支援法に該当する他市町の保育園、認定こども園等に通う子供に対しての給付費でございます。平成31年度から牧之原市のすすき幼稚園が認定こども園に移行する予定となりましたことから、平成30年度より金額が増額しております。

次に、3の事業、さくら保育園運営費から106ページの6の事業、わかば保育園運営費は各園を運営するための事業費を計上してございます。財源といたしましては一般財源のほか利用者負担金、平成31年10月から国の幼児教育無償化の施策により徴収が始まります給食代の諸収入でございます。各園共通の主な支出は保育に係る材料費や給食等の賄い材料費でございます。

101ページの3の事業、さくら保育園運営費は予算額1,915万5,000円でございます。4月の入所予定者は91人で、平成30年の同時期よりも6人多い状況となっております。

102ページから104ページまでの4の事業、すみれ保育園運営費は予算額2,714万1,000円でございます。4月の入所予定者は157人で、平成30年同時期よりも11名多い状況となっております。

104ページ、105ページの5の事業、さゆり保育園運営費は予算額2,024万7,000円でございます。4月の入所予定者は103名で、平成30年同時期よりも7名多い状況となっております。

105ページ、106ページの6の事業、わかば保育園運営費は予算額2,611万7,000円でございます。4月の入所予定者は149名で、平成30年の同時期よりも6名少ない状況となっております。

次に、107ページ、108ページの4目児童館費、2の事業、児童館運営費は予算額801万円でございます。財源といたしましては一般財源のほか利用者からお預かりする材料費の諸収入でございます。この事業は児童が心身ともに健やかに成長するため、児童館において各種事業を行う経費でございます。児童館は月平均で1,700人の利用があり、児童厚生員2人が常勤し運営をしております。平成31年度は子供たちの安全対策としてトランポリンマットを購入する計画で、18節一般備品費、一般備品を計上させていただきました。

次に、108ページ、109ページの3の事業、放課後児童健全育成事業費は予算額7,427万3,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金、保護者からお預かりするクラブ利用料の諸収入でございます。この事業は学校終了後の放課後の時間に保護者が就労等で家庭にいない子供たちに適切な遊びと生活の場を提供する放課後児童クラブの運営費でございます。平成30年度と比べクラブ数が6から11へと増加したことで、施設の運営費が大きく増額しております。特に7節臨時職員賃金は1,438万2,000円の増額で、これは臨時職員として採用をしておりますクラブ支援員を平成30年度予算より11人多い33人分を計上させていただきましたことに加え、支援員資格を有し、クラブ支援単位ごとの保育計画等を立てる業務を行っておりますサブヘッドの賃金を見直したことが主な理由でございます。また、4月の入所予定児童数は352人でございます。平成30年4月と比較しますと51人増員となっております。

なお、平成31年度からの新たな取り組みといたしまして、19節ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費補助金を計上させていただきました。これは児童扶養手当受給者に対し、



クラブ利用料を最大3,000円支援するもので、県の補助金を活用して実施するものでございます。

次に、109ページ、110ページの4の事業、地域子育て支援拠点事業費は予算額562万9,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか国庫支出金、県支出金、利用者からお預かりする材料費の諸収入でございます。この事業は子育て支援センターに係る運営費で、子育ての不安を緩和し、保護者同士が交流する場としてセンターを利用していただけるよう運営をしております。主な支出は児童指導員3人分の臨時職員賃金でございます。

次に、5の事業、子ども会育成連合会助成事業費は予算額40万円でございます。財源といたしましては全て一般財源でございます。この事業は地域における児童の健全育成を推進する子ども会育成連合会への補助金でございます。

最後に、5目児童厚生施設整備費の2の事業、児童厚生施設整備費は予算額32万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。町内にあります8カ所の児童遊園の管理費でございます。

こども未来課からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 次に、4款衛生費の説明を求めます。

初めに、健康づくり課長、お願いします。

健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

4款衛生費、1項保健衛生費のうち、健康づくり課に関する事業につきまして説明書により御説明いたします。

113ページから114ページをごらんください。

1目保健衛生総務費、2の事業、保健衛生管理費でございます。予算額は838万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。健康づくり課の総務経費と保健センターの管理費で、臨時職員賃金、健康管理システムの電算処理委託料が主なものでございます。

次に、3の事業、救急医療対策事業費でございます。予算額は819万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。志太榛原地域の市町が連携し、地域の救急医療体制を整えるための事業でございます。内容は志太榛原地域救急医療センターの運営費負担金、志太榛原地域救急医療対策協会の会費、榛原医師会の休日当番医の救急医療業務に係る負担金、志太榛原圏域内の4つの総合病院への第2次救急医療に係る補助金の負担金でございます。

次に、115ページをごらんください。

4の事業、榛原病院負担金でございます。予算額は3億9,394万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。町民に安定した医療を提供するため、榛原総合病院の運営に必要な負担金を支出いたします。平成31年度の吉田町の負担割合は33.385%でございます。

次に、6の事業、災害時医療救護対策事業費でございます。予算額は13万6,000円で、財源は一般財源のほか県支出金及び諸収入でございます。災害時医療救護対策事業は災害時の医療救護体制の整備を目的に事業を進めており、平成31年度も引き続き医療救護訓練への実施等を通じて災害発生時に必要な体制整備を進めてまいります。また、特定消耗品費には救護所の医療救護活動に必要な物品を配備するための予算を計上しております。

次に、7の事業、地域医療対策事業費でございます。予算額は7万3,000円で、財源は全

て一般財源でございます。核家族化や高齢化の進行により変化する地域が必要とする医療体制を構築していくための会議、研修会等の事業費を計上しております。

次に、116ページをごらんください。

2目予防費、2の事業、感染症予防費でございます。予算額は9,912万8,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、ふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。伝染のおそれのある疾病の発生と蔓延を予防するため予防接種を行い、また感染症及び予防接種について正しい知識の普及などを行います。

平成31年度は国が平成31年度から平成33年度までの3年間で、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に実施する風疹に関する追加的対策によりまして、市町村が実施主体で行う抗体検査と抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がないことが判明した方に対して行う予防接種を予防接種法による風疹の定期接種として実施するための予算を予防接種委託料に計上しております。また、町が独自に実施しております、風疹の抗体の量が十分でない妊娠を希望する女性や妊婦さんの同居家族などを対象として、風疹予防接種費の一部を助成する風疹予防接種費助成事業の助成額を拡充するため、扶助費の風疹予防接種助成金を増額して計上しております。

次に、少し飛びまして121ページから123ページをごらんください。

5目母子保健衛生費、2の事業、母子保健衛生費でございます。予算額は6,494万5,000円で財源は一般財源のほか国・県支出金、諸収入及びふるさとよしだ寄附金基金繰入金でございます。この事業は思春期教育、不妊に係る支援から母子手帳の交付、妊婦、産婦、乳幼児の健診、相談、健康教育、家庭訪問等の事業に加え、妊娠出産応援パッケージ助成などの助成事業を実施しております。

平成31年度は乳幼児健診等の母子保健情報の利活用を推進し、子供時代の適切な健康管理や効果的、効率的な母子保健指導が行えるよう国のデータヘルズ時代の母子保健情報の利活用に関する情報システム改修事業の補助金を活用し、健康づくり課の電算システムの改修を行うため、電算処理委託料として110万円を計上しております。

次に、3の事業、妊娠・出産包括支援事業費でございます。予算額は218万6,000円で、財源は一般財源のほか国・県の支出金と諸収入でございます。妊娠・出産・子育て期にわたり健やかに安心して出産、育児ができるよう切れ目ない支援を行うための子育て世代包括支援センター事業と、それに関連する産前・産後サポート事業、産後ケア事業を実施しております。

次に、123ページから124ページの6目健康づくり事業費、2の事業、健康づくり事業費でございます。予算額は352万1,000円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。この事業は地域の健康づくりのリーダーとして活動していただく保健協力員活動事業、町の健康づくりの推進を図る健康づくり推進協議会等の開催などの町ぐるみの健康づくりの体制整備に加えまして、平成27年度から実施しております健康マイレージ事業、ウォーキングイベントも引き続き実施する計画でございます。また、健康増進計画と食育推進計画を一体的に策定した健やかプラン吉田21の次期計画の策定を平成32年度に予定しており、平成31年度にはその基礎資料とするための町民の皆様の健康観、生活習慣など健康に関する実態調査を実施する予定で、委託料に健康増進計画策定委託料として200万円を計上しております。

次に、3の事業、ダンス健康づくり事業費でございます。予算額は350万円で、財源は一

般財源でございます。吉田町オリジナルダンスを用いて健康づくりを推進するダンス健康づくり推進会の事業に対しまして、実績に基づき補助金を交付いたします。

次に、4の事業、健康体操運営費でございます。予算額は335万円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。各種健康体操教室を実施することにより運動不足の解消や体力低下の防止を図り、運動習慣の定着を目指す事業でございます。成人を対象とした若返り貯金塾は7教室、親子体操教室は1教室を実施いたします。

次に、124ページから125ページにかけての5の事業、食育推進事業費でございます。予算額は45万2,000円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。食育推進連絡会議の開催、食育に関する講話、調理実習等の実施、健康づくり食生活推進協議会に対する補助金等、町ぐるみで食育推進を図るための事業でございます。

次に、126ページから127ページの8目、2の事業、健康増進事業費でございます。予算額は3,103万8,000円で、財源は一般財源のほか国・県支出金でございます。各種がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診、骨粗鬆症検診などの成人検診事業、健康相談、検診事後の個別指導と集団指導等の実施が主なものでございます。平成28年度から実施してまいりました地区健康度アップ事業は、平成30年度までに14町内会で実施しており、平成31年度は残りの5つの町内会での学習会を開催する計画で、町内の全ての町内会で実施する目標を達成できる予定でございます。町の健康課題である高血圧有病者と予備軍を減らす対策や生活習慣病の発症予防と重症化予防事業を引き続き実施してまいります。

以上が健康づくり課に関する事業の説明でございます。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（八木 栄君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、4款衛生費、1項保健衛生費の9事業につきまして、予算に関する説明書に基づき御説明申し上げます。

予算に関する説明書の115ページをごらんください。

1目保健衛生総務費、5事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（火葬場費）でございます。予算額は1,642万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合火葬場の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。火葬業務委託料や例年実施しております火葬炉補修工事などにかかる負担金でございます。

次に、117ページをごらんください。

3目環境衛生費、2事業の環境衛生推進事業費でございます。予算額は526万7,000円で、財源は一般財源のほか使用料及び手数料、県支出金でございます。死亡猫等の回収や狂犬病予防注射等、犬猫を初めとする動物保護に係る経費が主なものになっており、主な予算項目といたしましては犬猫等死亡体収集運搬委託料や飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金などでございます。

次に、118ページをごらんください。

3事業のごみ減量・リサイクル推進事業費でございます。予算額は817万円で、財源は一般財源と基金繰入でございます。この事業はごみの分別収集や排出抑制により減量化、リサ

イクル率の向上を図るものでございます。主な予算項目といたしましては生ごみ処理機等設置費補助金やシルバー人材センターに剪定枝等をチップにし、堆肥化するための委託料などでございます。

次に、119ページをごらんください。

5事業の地球温暖化防止対策事業費でございます。予算額は150万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの利用を促進し、環境保全を図るため、太陽光発電システムを設置する方に、その経費の一部として1件2万円、太陽光発電等で作られた電力を安定かつ効率的に利用するために蓄電池を設置する方に、1件10万円の補助金を交付するものでございます。

次に、6事業の環境教育推進事業費でございます。予算額は26万7,000円で、財源は一般財源と基金繰入でございます。主な予算項目といたしましては環境に対する関心と理解を深めるための環境学習教室の開催のための経費や子供たちがエコリーダーとなり、学校や家庭で地球温暖化防止に取り組むエコチャレンジKIDS事業開催のための負担金でございます。エコチャレンジKIDS事業につきましては、平成31年度につきましては自彊小学校で実施する予定でございます。

次に、7事業の環境保全費でございます。予算額は2,730万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。公園や河川等公共用地の除草や低木の剪定、害虫駆除、不法投棄の回収等の作業に係る経費でございます。主な予算項目といたしましては公共用地草刈り業務等委託料といたしまして、シルバー人材センターに委託するための予算を計上しております。このほか臨時職員賃金や燃料費などの需用費、車両の借上料、備品購入費などの経費を計上しております。

次に、120ページをごらんください。

8事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（し尿処理費）でございます。予算額は9,368万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合し尿処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は施設運転管理委託料や修繕料などの施設の管理に係る経費が主なものの負担金でございます。

次に、121ページをごらんください。

9事業の吉田町牧之原市広域施設組合負担金（ごみ処理費）でございます。予算額は4億5,523万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合ごみ処理施設の運営費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。この負担金は施設整備修繕費や施設運転管理費委託料、ごみ収集業務委託料などの経費の負担金でございます。

次に、4目公害対策費、2事業、公害対策費でございます。予算額は727万円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。主な予算項目は通年で実施しております環境調査及び分析調査委託料や大井川地域地下水利用対策協議会負担金などでございます。

以上で都市環境課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

予算に関する説明書、118ページをごらんください。

上下水道課からは、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費の4の事業、生活排水改善対策事業費につきまして御説明申し上げます。予算額は3,288万円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。これは合併浄化槽の設置を推進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止することを目的として執行するもので、主な支出は浄化槽設置費補助金でございます。

上下水道課からは、説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

予算に関する説明書の125ページ、126ページをごらんください。

4款1項7目老人保健事業費の2の事業、後期高齢者医療事業事務費につきまして御説明を申し上げます。予算額は2億7,648万9,000円でございます。財源といたしましては一般財源のほか県支出金と広域連合からの858万5,000円でございます。この事業は後期高齢者医療に係る保険料の徴収事務、資格の管理事務及び各種届出に係る事務でございます。主な支出といたしましては13節の健康診査委託料822万3,000円、19節の広域連合に支払う療養給付費負担金2億1,169万3,000円、そして28節の後期高齢者医療事業特別会計へ繰り出します保険基盤安定繰出金4,156万円などでございます。

なお、保険基盤安定繰出金は県が4分の3、町が4分の1を負担するものでございます。

以上が町民課に係る予算でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の説明を求めます。

初めに、産業課長、お願いします。

産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

産業課からは、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費につきまして予算に関する説明書により御説明申し上げます。

初めに、5款労働費でございます。

説明書の128ページをごらんください。

5款1項労働諸費、1目労働諸費、2の事業、雇用対策費でございます。予算額は48万3,000円で、財源は一般財源のほか繰入金でございます。この事業では町内企業の人材不足解消や企業PRの場の提供、求職者と求人者のマッチングの機会を創出することなどを目的に、町内企業に御参加いただきまして合同企業説明会を開催する計画であります。そのためのチラシ作成に伴います印刷製本費、施設の使用料でございます。そのほか、榛南建築高等職業訓練校への補助金がございます。

次に、3の事業、労働福祉費でございます。予算額は255万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。勤労者の福利厚生を初め中小企業と大企業とにある雇用・労働条件、労働福祉など、さまざまな格差を縮小するための支援といたしまして、榛南地区労働者福祉協議会と榛南地区勤労者共済会に対し、それぞれ補助金を交付するものでございます。

5 款労働費は以上でございます。

続きまして、6 款農林水産業費でございます。

説明書の129ページから130ページにかけてごらんいただきたいと思います。

6 款 1 項農業費、1 目農業委員会費、2 の事業、農業委員会運営費であります。予算額は391万4,000円で、財源といたしましては一般財源のほか県支出金及び諸収入でございます。農業委員会の所掌事務を進めるための運営費であります。農業委員及び農地利用最適化推進委員への委員報酬のほか、県農業会議等の各関係団体への負担金が主なものでございます。農業委員会総会につきましては、毎月1回、合計12回の開催を予定しております。

次に、説明書の同じく130ページ、3 の事業、農業者年金事務費でございます。予算額は16万2,000円で、財源は全て諸収入でございます。この事業は農業者年金基金からの受託事業で、事務に伴います需用費が主なものでございます。

次に、説明書の131ページから132ページにかけてごらんいただきたいと思います。

2 目農業総務費、2 の事業、農業総務費であります。予算額は98万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。静岡県中部農業共済組合負担金等、各関係団体への負担金と公用車の維持管理に伴います経費でございます。

次に、説明書の同じく132ページと133ページをごらんください。

3 目農業振興費、2 の事業、農業振興費であります。予算額は357万2,000円でございます。財源といたしましては、一般財源のほか県支出金であります。意欲的な農業経営と地域農業の振興に寄与することを目的とした農業経営振興会と部農会組織の活動に対する補助金が主なものとなっております。

次に、説明書の133ページ、3 の事業、担い手育成総合対策事業費をごらんください。予算額は319万4,000円で、財源といたしましては一般財源のほか県支出金と使用料及び手数料でございます。農用地の有効利用及び利用権の集積を通じて、担い手の育成を図るための農用地利用集積奨励補助金と10分の10県支出金でございます。農業次世代人材投資資金、また本年秋ごろに静岡県内で開催が予定されております全国農業担い手サミット負担金がございます。農業次世代人材投資資金につきましては、新規就農者が地域の担い手となるため、その経営が軌道に乗るまでの間を支援するもので、平成26年度から就農しております1人と平成29年度に新規就農いたしました1人の計2人分を計上してございます。

次に、説明書の134ページをごらんください。

4 の事業、農業経営所得安定対策推進事業費でございます。予算額は15万円で、財源は全て国庫支出金でございます。この事業は自給率の向上と農業経営の安定を図ることを目的に実施しておりまして、主な支出は水田台帳システムの保守点検委託料と需要費でございます。

次に、5 の事業、耕作放棄地対策事業費でございます。予算額は20万円で、財源は全て一般財源であります。この事業では荒廃農地の再生を行う農業者に対しまして補助金を交付することにより、荒廃農地の解消や農地の有効活用に取り組んでまいります。

次に、説明書の同じく134ページ、4 目畜産業費、2 の事業、畜産業費をごらんください。予算額は11万1,000円で財源は全て一般財源でございます。中部家畜保健衛生推進協議会への負担金、そのほか死亡獣畜を適切な処理を図るための補助金が主なものとなっております。

次に、説明書の136ページをごらんください。

5目農地費、4の事業、土地改良事業費でございます。予算額は2,251万8,000円で、財源は全て一般財源となります。大井川土地改良区への負担金が主なものでございます。国営大井川用水第1期事業元利償還金、国営農地農業用水路等資源保全管理推進事業負担金及び組合賦課助成金などのほか、一昨年11月に国営大井川用水の第2期工事が完成したことにより、国営大井川用水第2期事業元利償還金の利息分も計上しております。

次に、説明書の136ページ、2項林業費、1目林業総務費、2の事業、松くい虫防除事業費をごらんください。予算額は352万円で、財源は全て一般財源でございます。例年と同様に保安林等における松枯れの蔓延を防止するため、地上散布防除、予防材注入防除、被害木伐倒駆除を実施いたします。

次に、説明書の136ページから137ページにかけてごらんいただきたいと存じます。

3の事業、保安林等保護環境整備事業費でございます。予算額は333万2,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。例年同様、保安林帯の除草や支障木の伐採を初め、大幡川の桜並木の保護といたしまして、薬剤散布、枯損木の処理を実施することによりまして、保安林等の公益的機能を生かすための環境維持に取り組んでまいります。

続きまして、説明書の137ページから138ページ、3項水産業費、1目水産振興費、2の事業、水産振興費をごらんください。予算額は214万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業の内容でございますが、水産業の振興や活性化を目的に水産関係団体等への負担金や補助金が主なものとなっております。

次に、説明書の138ページ、3の事業、地域栽培推進事業費でございます。予算額は46万7,000円で、財源は全て一般財源となります。この事業は榛南地域における漁場の環境整備や漁業資源を確保する活動といたしまして、ヒラメやマダイの稚魚放流、藻場の保全のためのアイゴ等藻食性魚類の駆除を行うなど、豊かな漁場を取り戻す活動に対しまして負担をしているものでございます。

次に、説明書の139ページから140ページをごらんください。

2目漁港管理費、2の事業、漁港管理費でございます。予算額は2,247万3,000円で、財源は一般財源のほか町債でございます。この事業は吉田漁港の維持管理費に伴うものでありまして、漁港管理会、多目的広場利活用検討委員会の開催や公用車の維持管理、津波・高潮防災ステーションや陸閘、大幡川水門の保守点検業務などがございます。また、植栽管理手数料では、本年度、多目的広場のり面部に張芝を施工しておりますが、その芝生の管理のほか、施設整備につきましては台風第24号により被災した大幡川水門の操作室の屋根部や通路部の復旧工事を計画しております。

次に、説明書の140ページ、4の事業、水産物供給基盤機能保全事業費でございます。予算額は6,880万円でございます。財源としましては一般財源のほか県支出金、分担金及び負担金、繰入金、町債であります。事業内容といたしましては水産物供給基盤機能保全計画に基づき、3件の工事を実施するものであります。漁港改修では鋼矢板の腐食が進んでいる西側泊地の4号岸壁防食工事といたしまして、コンクリートパネルの設置を16メートル、陽極取り付けを100メートル施工し、導流堤工事においては大幡川の導流堤の改修工事を施工延長10メートル実施する予定でございます。また、港内しゅんせつ工事は漁港開口部付近及び船上げ場付近に堆積している土砂、約1万立法メートルをしゅんせつする計画でございます。

次に、5の事業、漁港環境整備事業費をごらんいただきたいと存じます。予算額は1,200

万円で、財源は一般財源のほか県支出金、繰入金、町債となります。この事業については防潮堤機能の役割とともに、水産業の振興や新たなにぎわいを創出する施設となるよう多目的広場を整備しているものでございます。事業の内容であります、平成30年度に続きまして、のり面部における護岸工事として植生工、張芝を1,000平方メートル施工する計画であります。

6款農林水産業費は以上であります。

続きまして、7款商工費でございます。

説明書の141ページから142ページにかけてごらんいただきますようお願いいたします。

7款1項商工費、1目商工総務費、2の事業、消費生活費でございます。予算額は106万9,000円で、財源は一般財源のほか県支出金、繰入金でございます。主な支出であります、週2日配置しております消費生活専門相談員への報償金のほか、被害防止用のリーフレット作成、教育用副教材の印刷製本費でございます。

次に、説明書の同じく142ページ、2目商工業振興費、2の事業、商工業振興費をごらんください。予算額は201万円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。吉田町商工会が行っております経営改善普及事業を支援するため、その運営に伴う補助金が主なものでございます。

次に、3の事業、中小企業振興費でございます。予算額は110万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業内容としましては中小企業者の事業資金の低利融資や利子補給を実施することで、借り入れ者の負担を軽減し、経営基盤の安定及び合理化を図るための補給金、負担金が主なものとなります。

次に、説明書の143ページをごらんください。

4の事業、産業支援事業費でございます。予算額は403万2,000円で、財源といたしましては使用料及び手数料と繰入金でございます。事業内容といたしましては創業者の掘り起こしを行う創業応援セミナーの開催に伴います講師謝礼やチラシの印刷代を初め、創業支援センターの維持管理経費として電気使用量や複写機の借上げ料などがございます。また、産業振興事業費補助金によりイベント交流事業、新規創業事業のほか特産品開発事業、6次産業化事業についても積極的な働きかけを行い、産業の振興や商工業等の活性化に努めてまいります。

次に、5の事業、企業立地振興費でございます。予算額は2億311万6,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。主なものは企業立地促進事業費補助金でございます。地域産業の振興及び就業の場の確保を図るために、町内で製造業などを新規に立地した企業の用地取得費と新規雇用に対し県と連携して補助金を交付いたします。平成31年度につきましては、町内に立地する企業7社を予定してございます。

次に、説明書の144ページをごらんください。

6の事業、プレミアム付き商品券事業費でございます。予算額は3,460万7,000円で、財源は全て国庫支出金であります。事業内容は本年10月の消費税率10%への引き上げに合わせた経済政策の一環としまして、低所得者や子育て世代へのプレミアム付き商品券を発行する事業でございます。主な支出は商品券やポスターなどの印刷や加盟店募集等を行う予定の実行委員会への補助金を初め、繁忙期に対応する臨時職員の賃金、購入希望者申請に伴う需用費や通信運搬費、対象者抽出に係る電算処理の委託料などがございます。



次に、説明書の144ページから146ページにかけてごらんいただきたいと存じます。

3目観光費、2の事業、観光振興費でございます。予算額は4,594万4,000円で、財源としましては一般財源のほか国庫支出金と県支出金、使用料及び手数料、繰入金、町債であります。この事業では展望台小山城等の施設管理を行います臨時職員の賃金を初め、需用費、役員費などの経常経費のほか委託料と工事請負費、各観光団体への負担金でございます。

説明書145ページの委託料につきましては、観光協会へのイベント委託でございます。凧揚げまつり、港まつり・花火大会、小山城まつりを初め、小山城等施設の警備保障、展望台小山城周辺の樹木管理の業務委託でございます。また、設計委託料では築30年余りを経過しております展望台小山城の劣化診断調査を行う計画でございます。また、工事請負費につきましては、施設整備として台風第24号により被災を受けました展望台小山城と郷土資料館の屋根瓦の復旧工事を計画してございます。

負担金補助及び交付金におきましては、静岡県観光協会や静岡県大型観光キャンペーン推進協議会、静岡県中部志太榛原地域DMOへの負担金などを計上してございます。

次に、説明書の146ページ、3の事業、観光PR事業費をごらんください。予算額は227万3,000円で、財源は全て一般財源であります。事業内容といたしましては県内外に向けてのPRキャンペーンを実施するなどの情報発信を初め、観光施設やイベント、特産品等をPRするための業務に伴います観光パンフレット等の印刷代が主なものでございます。

次に、4の事業、産業委員会運営事業費でございます。予算額は11万9,000円で、財源は全て一般財源であります。産業委員会の開催に伴います委員報酬でございます。

以上、産業課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、少し戻りますが6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業、水門・排水機場管理費と3の事業、用水路改良維持修繕費につきまして、予算に関する説明書に基づき御説明をいたします。

それでは、説明書の135ページをごらんください。

6款農林水産業費、1項5目農地費のうち、2の事業、水門・排水機場管理費について御説明いたします。予算額は1,556万4,000円で、財源は一般財源となります。用排水路の維持管理で、主に排水機場の維持管理になります。各施設の電気料や委託料として農業用水門を4自治会ほかに依頼をしております。排水機場の電気保安関係も計上をしております。負担金は片岡新橋頭首工の修繕を全国土地改良連合会の適正化事業として行うことに係るものでございます。

次に、同じく135ページから136ページをごらんください。

3の事業、用水路改良維持修繕費について御説明いたします。予算額は156万円で、財源は一般財源となります。用排水路の維持費となります。機械借上料は用排水路内の堆積土砂等のしゅんせつなどの撤去費用を計上をしております。公有財産購入費は神戸地区の用水路用地の買収費用でございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 次に、8款土木費及び11款災害復旧費の説明を求めます。

初めに、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは8款土木費及び11款災害復旧費について予算に関する説明書に基づき御説明をいたします。

説明書の147ページから149ページをごらんください。

8款土木費のうち、土木総務費の2の事業、土木管理費について説明いたします。予算額は1,670万5,000円で、財源は県支出金と一般財源となります。土木管理費については土木行政の事業を円滑に運営するための費用で、賃金は臨時職員1名を雇用し、道路・河川の占用事務の電算化によるデータ入力等を行い、占用事務の効率化を図っております。委託料は道路台帳の更新費用となります。使用料及び賃借料については大型複写機の借上料、土木積算システム使用料と道路河川占用システム借上料でございます。負担金及び交付金では土木事業の推進を支援するため、各同盟会への負担金と同盟会等が主催する研修会への参加、県への要望活動等を行う予定でございます。

次に、説明書の149ページをごらんください。

8款土木費のうち、土木総務費の3の事業、防潮堤整備事業費について説明をいたします。予算額は7,140万5,000円で、財源は地方債と一般財源となります。防潮堤川尻工区の整備に伴う費用で、背後盛り土の支障となる松林の撤去や盛り土の敷きならしを行います。

次に、説明書の150ページをごらんください。

2項1目道路維持費のうち、2の事業、道路維持費について説明をいたします。予算額は4,048万8,000円で、財源は一般財源となります。委託料は植栽管理委託料を計上し、幹線道路の樹木の剪定、除草、防除等を行います。維持修繕では突発的に発生する道路の陥没、舗装の剥離などに対処するため、年度当初に単価契約を行い、修繕工事を行っております。地元からの要望や道路パトロールの結果をもとに執行しております。

次に、同じく3の事業、吉田町内道路舗装修繕事業費でございます。予算額は6,000万円となり、財源内訳としまして国庫支出金と地方債、そして一般財源でございます。町の総合戦略に掲げる事業でございまして、国の社会資本総合整備事業費などを活用し、特に状況が悪いところから舗装の打ちかえや切削オーバーレイなどの工事を実施し、道路の長寿命化を図るものでございます。

次に、説明書の151ページをごらんください。

2目道路新設改良費のうち、2の事業、企業活動維持支援事業区域基盤整備事業費です。予算額は6,635万4,000円となり、財源内訳は地方債と一般財源となります。大幡川に設置します橋梁の上部工や道路の舗装工事費を計上しております。

次に、同じく3の事業、大幡川幹線道路改良事業費です。予算額は154万円となり、財源内訳は一般財源となっております。道路の計画線を検討するための路線測量を計上しております。

次に、同じく4の事業、町上3号線道路改良事業費です。予算額は1,795万8,000円となり、財源内訳は静岡空港関連県支出金と地方債と一般財源となっております。この事業は川尻、小山地区における緊急時避難路として大幡川尻2号線と大幡川幹線を結ぶルート的设计調査業務、用地買収費、物件移転補償費を計上しております。

次に、説明書152ページ、3目橋梁維持費のうち、2の事業、橋梁維持補修費です。予算額は4,635万円で、財源内訳としまして国庫支出金と地方債及び一般財源になります。町の総合戦略に掲げる事業であり、国の社会資本総合整備事業費を活用し、橋梁の長寿命化を図るものでございます。従来の橋梁点検に加え、橋梁点検結果により、緊急措置段階に判定された念仏橋の撤去工事と早期措置段階に判定された大幡川に係る3橋の補修設計業務を計上しております。

次に、同じく152ページの3項1目河川総務費のうち、2の事業、河川総務費について説明いたします。予算額は102万3,000円で、財源内訳としまして県支出金と一般財源となります。委託料の水門管理委託料ですが、湯日川水系3カ所、坂口谷川水系3カ所の水門管理について、県から委託を受け、町は消防団に再委託をしております。

次に、説明書153ページの3の事業、治水対策推進事業費について説明をいたします。予算額は1万円で、財源内訳は一般財源となります。坂口谷川水門建設促進期成同盟会において、坂口谷川河口部に津波水門設置推進のため、要望活動を県に対して行う計画でございまして、その同盟会への負担金を計上しております。

次に、同じく153ページの3項2目河川維持費のうち、2の事業、河川維持管理費について説明をいたします。予算額は335万2,000円で、財源内訳としまして県支出金と一般財源となります。委託料として大井川の堤防除草を計上しております。

次に、同じく153ページと154ページの3項3目河川新設改良費のうち、2の事業、大幡川改修事業費について説明をいたします。予算額は5,059万8,000円で、財源内訳としまして国庫支出金と地方債及び一般財源でございます。この事業は大幡川、大窪川の治水対策として行っているものでございまして、川尻地区の大幡川護岸改修工事と片岡地区の大窪川改修工事を計上しております。また、工事用地に伴います補償費なども計上をしております。

次に、158ページをごらんください。

4項3目街路事業費のうち、2の事業、都市計画道路事業負担金について説明をいたします。予算額は13万8,000円で、財源は一般財源となります。町は各種事業促進のため、都市計画道路関係の協議会、同盟会に加入をしております。その負担金でございます。

次に、同じく158ページの4項5目都市下水路費のうち、2の事業、都市下水路費について説明をいたします。予算額は10万円で、財源は一般財源となります。機械を借り上げて、都市下水路のしゅんせつを行う計画です。

次に、説明書の159ページをごらんください。

4項6目公園費のうち、2の事業、公園維持管理費について説明をいたします。予算額は3,480万9,000円で、財源は一般財源となります。この事業の主な内容は管理委託料として都市公園の樹木や芝生などの剪定、除草、防除を実施するものでございます。

次に、同じく159ページの3の事業、公園愛護会支援事業費でございますが、予算額は30万円で、財源は一般財源となります。公園維持活動を自発的に行う団体に褒賞金を交付しております。現在の活動団体は6団体で、小藤路公園、青柳公園、湯日川親水公園、西ノ坪公園、西の宮公園、大井川清流緑地で活動をしていただいております。

少し飛びますが、説明書の210ページをお願いいたします。

11款災害復旧費のうち、1項1目農林水産施設災害復旧費と、同じページの2項1目公共土木施設災害復旧費について御説明をいたします。農林水産施設と土木施設のどちらも頭出

しとして2,000円を計上しております。

以上が8款、11款、建設課からの説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） ここで、暫時休憩とします。

再開は午後1時です。

休憩 午前11時53分

再開 午後 零時58分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

それでは、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、8款土木費、4項都市計画費及び5項住宅費の中の都市環境課に係る事業につきまして、予算に関する説明書に基づき御説明申し上げます。

予算に関する説明書の155ページをごらんください。

1目都市計画総務費、2事業の都市計画総務費でございます。予算額は77万6,000円で、財源は全て一般財源でございます。事業といたしましては、都市計画事業を推進していく上での必要な経常経費でございます。

次に、3事業の建築確認事務費でございます。予算額は14万1,000円で、財源は一般財源のほかは県支出金でございます。主な事業といたしましては建築確認事務に係る図書の追録代でございます。

次に、4事業の土地利用対策費でございます。予算額は146万5,000円で、財源は一般財源のほかは県支出金でございます。主な事業といたしましては宅地分譲地内公園等の樹木の剪定、調整池施設の修繕等でございます。

次に、156ページをごらんください。

5事業のTOUKAI-O促進事業費でございます。予算額は3,168万円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金と基金繰入でございます。事業といたしましてはわが家の専門家診断事業、既存建築物耐震診断促進事業、木造住宅耐震補強助成事業、ブロック塀等耐震化促進事業の4事業でございます。平成31年度につきましても、平成21年度から引き続き木造住宅補強助成金が従来の助成金より最大30万上乘せになるため、対象世帯への戸別訪問やダイレクトメールの送付などにより掘り起こしを進め、木造住宅の耐震化を進めるとともにブロック塀の撤去についても積極的に推進してまいります。

次に、157ページをごらんください。

2目土地区画整理事業費、2事業の土地区画整理事業費でございます。予算額は3,278万9,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。この事業の主なものは浜田土地区画整理組合への負担金及び補助金でございます。負担金につきましては浜田土地区画整理事業区域内の整備を組合が国からの交付金を受けて進めているところでございますが、この

交付金の負担割合が、国が55%、県が22.5%、町が22.5%であり、町負担金分として支出しているものでございます。補助金につきましては吉田町土地区画整理事業助成要綱に基づき事業費の一部を助成しております。また、設計委託料といたしまして住吉富士見土地区画整理事業の公園用地の変更に伴う換地変更等の業務委託を計上しております。

次に、160ページをごらんください。

7目緑化推進費、2事業の緑化推進費でございます。予算額は312万5,000円で、財源は一般財源と基金繰入でございます。主な事業といたしましては委託料としまして、みどりのオアシスマつり実行委員会に委託し、毎年みどりのオアシスマつりを開催しており、31年度につきましても4月29日に開催する予定でございます。また、新築家屋に苗木を配布し、緑化の推進を図るための事業費を計上しております。

次に、3事業の花のまち推進事業費でございます。予算額は206万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。主な事業としましては花街道事業用の花苗の購入、吉田町花の会への補助金、花いっぱい活動団体への補助金でございます。

次に、4事業のみどりのまちづくり事業費でございます。予算額は15万円で、財源は全て一般財源でございます。この事業は道路に面している部分を生垣として利用する個人に5万円を上限に補助金を交付しております。

次に、161ページをごらんください。

5項住宅費、1目住宅管理費、2事業の町営住宅維持管理費でございます。予算額は972万2,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金と使用料、手数料でございます。現在、吉田町が管理しております町営住宅の戸数は141戸で、平成31年1月末現在の入居者数は108戸となっております。主な事業といたしましては通常の維持管理業務に加え、吉田町公営住宅長寿命化計画に基づく改修事業といたしまして、平成31年度につきましては松下団地A棟の居住性改善工事のための設計業務委託を計上してございます。

以上で都市環境課からの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

説明書158ページをごらんください。

上下水道課からは、8款土木費、4項都市計画費、4目公共下水道費の2の事業、公共下水道費につきまして御説明申し上げます。予算額は6億5,820万円で、財源は一般財源のほかふるさと吉田寄附金基金繰入金で、これは公共下水道事業特別会計への繰入金でございます。

上下水道課からの説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） 次に、9款消防費の説明を求めます。

初めに、防災課長兼防災監、お願いします。

防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

9款消防費、1項消防費につきまして、予算に関する説明書により御説明申し上げます。

説明書の162ページの1日常備消防費、2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金

(消防費)をごらんください。予算額は853万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町牧之原市広域施設組合の消防費を牧之原市とそれぞれ負担し、広域行政の円滑な執行に資するものでございます。主には起債償還のための費用負担でございます。

次に、同じく162ページ、3の事業、消防救急広域事業費でございます。予算額は2億7,333万円で、財源は一般財源のほか県支出金及び繰入金でございます。3市2町で構成する静岡地域の枠組みにより消防事務を静岡市へ委託をしております、その事務委託料を計上しているものでございます。

次に、162ページから164ページの2目非常備消防費、2の事業、消防団運営費でございます。予算額は2,050万4,000円で、財源は一般財源のほか県支出金及び繰入金でございます。消防団員の育成と消防技術の向上を図るものでございまして、主に消防団員の報酬、費用弁償及び本部運営費交付金、分団運営費交付金、研修負担金を計上してございます。また、被服費ですが、火災現場での安全を確保するため防火衣を配備する計画でございます。

なお、平成31年度につきましては準中型自動車運転免許取得事業費補助金として11万5,000円を計上させていただきました。これにつきましては道路交通法の改正により、平成29年3月12日から準中型免許が新設されたことにより、平成29年3月12日以降に取得した普通免許では消防ポンプ車が運転できない団員のために、準中型免許の取得費を補助し、消防団活動の充実を図るものでございます。

次に、説明書の164ページ、3の事業、消防団員福利厚生費でございます。予算額は1,220万5,000円で、財源は一般財源のほか諸収入でございます。消防団員の福利厚生の充実を図るもので、退職団員の報償金、福利厚生事業のための自動車借上料、消防団員退職報償金負担金、損害補償掛金などを主に計上をしております。

次に、説明書の165ページ、3目消防施設費、2の事業、消防施設整備事業費でございます。予算額は1,694万円で、財源は一般財源のほか県支出金及び地方債でございます。消防団の装備品の充実及び消防施設の適切な維持管理を図るものでございます。老朽化した第1分団の小型動力ポンプ積載車を更新するための費用や消火栓及び消火栓器具類の維持管理に関する経費が主なものでございます。

次に、説明書の166ページから168ページの5目災害対策費、2の事業、地震対策費でございます。予算額は4,937万4,000円で、財源は一般財源のほか県支出金、繰入金及び諸収入でございます。大規模地震などから地域住民の生命、財産を保護するため、津波防災まちづくりを推進するとともに、災害に強い町づくりを進めることを目的としたものでございます。防災用資機材や備蓄品の充実を図るため、特定消耗品費、防災備品において災害用救急医療セットの更新費用及び避難生活用間仕切りセット、毛布、非常食、簡易トイレの購入費用を計上しております。修繕料では住吉コミュニティ防災センターの便器を和式から洋式に取りかえる経費を計上し、津波避難タワー用地では富士見土地区画整理事業区域内に整備をいたしました津波避難タワー用地を買収するための購入費を計上しております。また、買収のための不動産鑑定評価手数料につきましても予算計上をしております。その他、防災ベッド及び耐震シェルターの整備に係る防災対策推進事業費補助金やコミュニティ助成事業に係る交付金を計上しているものでございます。

次に、説明書の168ページ、3の事業、国民保護対策費でございます。予算額は5,000円で、財源は全て一般財源でございます。旅費のみの計上でございます。

次に、同じく168ページ、4の事業、防災意識向上事業費でございます。予算額は1,207万8,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。防災訓練などを通じて防災意識の高揚と地域防災力の向上を図ることを目的とするものでございます。防災講演会や地域防災指導員養成講座の開催及び防災公園の指定管理委託料が主なものでございます。

次に、説明書の168ページから169ページの5の事業、情報伝達充実・強化学業費でございます。予算額は6,238万2,000円で、財源は一般財源のほか県支出金、地方債でございます。情報伝達用資機材等の整備を通じて、災害時における情報収集及び情報伝達体制の充実強化を図ることを目的としたものでございます。防災メールの通信回線使用料、MCA無線機の電波塔利用料及び防災行政無線の点検委託料など情報伝達機器の運用や維持管理に要する経費を計上しております。同報無線デジタル化工事につきましては、防災情報の伝達体制の強化を図るため、平成29年度から整備を進めており、平成31年度には屋外子局設備を12局更新し、全ての整備が完了する予定でございます。

なお、平成31年度につきましては、設計委託料で156万6,000円計上しております。同報無線のアナログ基地局の更新に伴う設計業務委託でございます。電波法の改正により、平成34年12月以降はアナログ波が規制され、当町の防災行政無線が使用できなくなるため、現在デジタル化工事を実施しているところでございます。これに伴いまして、各家庭に配付している防災ラジオも平成34年12月以降は同報無線が受信できなくなることから、今後も安定した情報伝達手段を確保するため、防災ラジオの有効活用について東海総合通信局と協議をした結果、平成34年以降もアナログ波の使用許可をいただける旨の回答をいただいたところでございます。このようなことから、引き続き防災ラジオを利用していただけるようアナログ基地局の整備に向けた設計業務委託を実施するものでございます。

以上が9款1項における防災課関係予算の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（八木 栄君） 続きまして、建設課長、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

建設課からは、9款消防費、1項4目の水防費につきまして、予算に関する説明書に基づき御説明をいたします。

少し戻りますが、説明書の165ページをごらんください。

9款1項4目水防費のうち、2の事業、水防費について説明いたします。予算額は43万2,000円で、財源内訳は一般財源となります。水防資機材の充実を図ることにより、水害の軽減を図ることを目的としております。土嚢やバリケードなどの購入や排水ポンプの借り上げを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 次に、10款教育費の説明を求めます。

初めに、学校教育課長、お願いします。

学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

学校教育課からは10款教育費のうち、学校教育課に関する内容について、予算に関する説明書に基づき御説明させていただきます。

説明書の170ページをごらんください。

10款1項教育総務費について御説明いたします。1目教育委員会費のうち、2の事業、教育委員会費でございます。予算額は122万7,000円で、財源は全て一般財源でございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第2条に基づきまして設置をされている教育委員会の活動を円滑かつ効率的に運営するためのものございまして、教育委員の委員報酬など経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の171ページをごらんください。

2目事務局費のうち、2の事業、事務局事務費でございます。予算額は628万8,000円で、財源は一般財源のほか県支出金でございます。教育委員会事務局を運営するための経費で、経常的な経費が主な内容となっておりますが、平成31年度におきましては教育委員会の会議録を迅速かつ正確に作成することを目的といたしまして、議事録作成手数料を100万6,000円計上させていただいております。

続きまして、説明書の173ページをごらんください。

3目教育諸費用のうち、2の事業、小・中学校健康診断費でございます。予算額は1,250万9,000円で、財源は全て一般財源となります。児童・生徒並びに教職員の健康を管理し、正常な学校運営を維持しようとするものございまして、学校医等の報酬、また健診の委託料が主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく173ページから175ページをごらんください。

3目教育諸費のうち、3の事業、教育振興事業費でございます。予算額は2億9,229万円で、財源は一般財源のほか教育振興基金等繰入金、日本スポーツ振興センター納付金等諸収入、地方債でございます。学校の教育活動を支えるための環境整備を行おうとするものございまして、いじめ問題対策連絡協議会の開催経費でありますとか、言葉の教室の講師や学校用務員の臨時職員賃金、公設学習塾運営に係る委託料、全小・中学校の体育館へのエアコン設置に係る設計委託料及び工事費、教職員の公務用パソコン等の機器賃借料、個に応じた支援の充実に向けた心理検査、心理相談員派遣業務委託料といったものが主な内容ございまして、そのほか、吉田町高等学校等奨学金を計上させていただいております。

平成31年度における新規事業といたしましては、学校用務員を1名任用するための賃金として138万3,000円計上させていただいております。これは学校教育課に学校用務員を1名配置し、各学校を巡回しながら雑務、軽作業を実施することで、教職員の多忙化解消を図るものでございます。

次に、印刷製本費でございますが、小学校3、4年生が使用する社会科副読本を4年に一度改訂しておりますことから、その費用として191万9,000円計上させていただいております。

続きまして、委託料でございますが、全小・中学校の体育館へのエアコン設置に係る費用といたしまして、設計管理委託料を1,421万1,000円、また児童・生徒に寄り添いながら個の特性を理解し、適時適切な支援を行っていくための心理士、児童相談員派遣業務委託料を83万2,000円計上させていただいております。

続きまして、賃借料でございますが、全小・中学校に配置しております教職員が使用しております校務用パソコンのリプレース費用といたしまして、1,056万7,000円計上させていただいております。これは校務用パソコンのOSのサポートが2020年1月に終了することに伴いまして、セキュリティー及び適正な動作を確保するために実施するものでございます。



最後に、工事費でございますが、全小・中学校の体育館へのエアコン設置に係る費用といたしまして2億3,530万1,000円、老朽化している住吉小学校、自彊小学校、吉田中学校の防火扉等設備の機能向上を図るための小・中学校防災機能向上設備改修工事費といたしまして、691万5,000円計上させていただいております。

続きまして、説明書の同じく175ページ、3目教育諸費のうち4の事業、英語教育推進事業費でございます。予算額は1,999万4,000円で、財源は一般財源のほかふるさと吉田寄附金基金繰入金、諸収入でございます。新学習指導要領を踏まえた外国語教育の充実のため外国語指導助手、いわゆるALTを全小・中学校に引き続き1名ずつ配置するための経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく175ページから176ページをごらんください。

同じく、3目教育諸費のうち、5の事業、教職員等負担金・補助金でございます。予算額は120万8,000円で、財源は全て一般財源でございます。学校運営が円滑にできるよう組織されている各種団体への負担金と部活動など中学校の課外活動への補助金が主な内容となっております。

続きまして、説明書の177ページをごらんください。

3目教育諸費のうち、7の事業、確かな学力定着事業でございます。予算額は5,078万8,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金、ふるさと吉田寄附金基金繰入金でございます。本事業の内容といたしましては学校の授業や部活動など、教育課程を中心とした学校における教育活動を支援しようとするための経費でございます。主な内容は、部活動指導員の報酬でありますとか、教員補助の賃金のほか、吉田町学力調査研究委託料やプログラミング教育支援業務委託料といったものが主な内容となっております。

平成31年度の新規及び拡充事業といたしましては、まず、教員補助員賃金でございますが、特別支援教育のさらなる充実を図ることを目的に、特別支援教育支援員賃金引き上げと1名増員を行う計画でございます。これまで特別支援教育支援員は担任の補助として教科を教えることはせず、児童・生徒の世話役的な業務に従事することを前提とした賃金でありましたが、実際には教員免許を有しており、通常級の教育補助と同等の業務を行うことができる方もおられることから、教員免許を有している方につきましては教員補助と同等の業務を行っていただくため、教員補助と同等の賃金に引き上げることといたしました。また、中学校のおきましては、3学級であった特別支援学級が平成31年度は5学級となりますことから、1名増員する計画でございます。

次に、プログラミング教育支援業務委託料でございますが、プログラミング教育の実施に向けた対応といたしまして、ICT支援員の各学校派遣等を通じて、現在、保有している教育用タブレットを活用しながら、教職員のスキル向上や授業の充実を図ることを目的に実施するものでございます。

続きまして、説明書の178ページをごらんください。

3目、教育諸費のうち、8の事業、幼児教育振興事業費でございます。予算額は5,447万1,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、県支出金でございます。主な内容といたしましては幼稚園や保育園などにおける幼児教育の振興のための経費でございます。幼児教育カリキュラムを推進するための経費、また、私立幼稚園運営費補助金、就園奨励補助金がその主な内容となっております。

平成31年度におきましては、さゆり保育園、すみれ保育園、こども発達支援事業所を実践指定園として、幼児教育カリキュラム実践と検証を行うとともに、小学校においてスタートカリキュラムを本格的に実施していく予定でございます。

続きまして、説明書の同じく178ページ、3目教育諸費のうち、9の事業、小・中一貫教育振興事業費でございます。予算額は100万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。吉田町教育大綱にも掲げられております小学校と中学校とのつながりのある教育を推進していくための会議開催経費や先進事例の調査、研究に係る旅費等が主な内容となっております。

以上が10款1項教育総務費の説明でございます。

続きまして、10款2項小学校費について御説明いたします。

説明書の179ページから182ページをごらんください。

1目学校管理費のうち、2の事業、住吉小学校維持管理費でございます。予算額は3,042万7,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、施設使用料、ふるさと吉田寄附金基金繰入金となっております。住吉小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品の購入費でありますとか、施設整備費を計上しており、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく182ページから184ページをごらんください。

同じく、1目学校管理費のうち3の事業、中央小学校維持管理費でございます。予算額は3,576万3,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、施設使用料、ふるさと吉田寄附金基金繰入金でございます。中央小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品の購入などがありますとか、施設整備費を計上しております。経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の185ページから187ページをごらんください。

同じく、1目学校管理費のうち4の事業、自彊小学校維持管理費でございます。予算額は2,629万1,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、施設使用料、ふるさと吉田寄附金基金繰入金でございます。自彊小学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品の購入費でありますとか、施設整備費を計上しており、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく187ページをごらんください。

2目教育振興費のうち2の事業、住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は279万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。住吉小学校に子供を通わせている世帯のうち、要保護・準要保護世帯への就学援助を行うための経費で、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の同じく187ページをごらんください。

2目教育振興費のうち3の事業、中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は201万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。中央小学校に子供を通わせている世帯のうち、要保護・準要保護世帯への就学援助を行うための経費で、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の188ページをごらんください。

2目教育振興費のうち4の事業、自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費でございます。予算額は175万円で、財源は全て一般財源でございます。自彊小学校に子供を通わせている世帯のうち、要保護・準要保護世帯への就学援助を行うための経費で、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の同じく188ページをごらんください。

3目特別支援学級費のうち2の事業、住吉小学校特別支援学級費でございます。予算額は67万4,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。住吉小学校の特別支援学級の運営及び援助に関する経費でございまして、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく188ページをごらんください。

3目特別支援学級費のうち3の事業、中央小学校特別支援学級費でございます。予算額は94万2,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。主な内容につきましては先ほど申し上げました住吉小学校と同様でございます。

続きまして、説明書の同じく188ページをごらんください。

3目特別支援学級費のうち4の事業、自彊小学校特別支援学級費でございます。予算額は61万5,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。主な内容につきましては先ほど申し上げました住吉小学校、中央小学校と同様でございます。

以上が10款2項小学校費についての御説明でございます。

続きまして、10款3項中学校費について御説明させていただきます。

説明書の189ページから191ページをごらんください。

1目学校管理費のうち2の事業、吉田中学校維持管理費でございます。予算額は5,261万3,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金、施設使用料、ふるさと吉田寄附金基金繰入金でございます。吉田中学校の教育活動が円滑に行われるための消耗品の購入や施設整備費といったものを計上しており、経常的な経費が主な内容でございます。

続きまして、説明書の192ページをごらんください。

2目教育振興費のうち2の事業、吉田中学校要保護・準要保護生徒就学援助費でございます。予算額は779万2,000円で、財源は一般財源のほか国庫支出金でございます。吉田中学校に子供を通わせている世帯のうち、要保護・準要保護世帯への就学援助を行うための経費でございまして、経常的な経費が主な内容となっております。

続きまして、説明書の同じく192ページ、3目特別支援学級費のうち2の事業、吉田中学校特別支援学級費でございます。予算額は186万1,000円で、財源は一般財源のほか、国庫支出金でございます。吉田中学校の特別支援学級の運営及び援助に関する経費でございまして、経常的な経費が主な内容となっております。

以上が10款3項中学校費でございます。

最後に、10款5項保健体育費について御説明いたします。

説明書の207ページをごらんください。

2目給食施設費のうち2の事業、吉田町牧之原市広域施設組合負担金でございます。予算額は1億2,289万7,000円で、財源は全て一般財源となっております。主な内容としましては吉田町牧之原市広域施設組合の吉田榛原学校給食共同調理場の経費を吉田町と牧之原市とで規約に基づき、それぞれ負担するものでございます。

以上がこのたび上程させていただきました学校教育課の予算の説明となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 続きまして、生涯学習課長、お願いします。

生涯学習課長、大井一弘君。

○生涯学習課長（大井一弘君） 生涯学習課でございます。

生涯学習課からは、10款1項3目教育諸費のうち6の事業、ちいさな理科館事業及び10款

4項社会教育費、5項保健体育費に関する概要について、予算に関する説明書に基づき御説明をさせていただきます。

初めに、説明書の176ページ、177ページをごらんください。

10款1項3目教育諸費のうち6の事業、小さな理科館事業費でございます。予算額は813万6,000円でございます。財源は一般財源のほか講座参加料の諸収入でございます。この事業はふるさとの自然に愛着を持ち、自然の現象に触れる活動を通して、子供たちの自然科学に対する興味や関心を呼び起こすことを目的として行われる小さな理科館に要する経費で、臨時職員賃金や講師謝礼金が主なものでございます。

次に、10款4項社会教育費につきまして御説明いたします。

説明書の193ページ、194ページをごらんください。

10款4項1目社会教育総務費のうち2の事業、社会教育総務費でございます。予算額は34万6,000円で、財源は一般財源と財産収入でございます。社会教育事業を行うことを目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

同じく194ページをごらんください。

3の事業、社会教育委員費でございます。予算額は91万1,000円で、財源は全て一般財源でございます。社会教育法第15条に基づき設置された社会教育委員の活動を円滑かつ効率的に運営するためのもので、社会教育委員の委員報酬などが主なものでございます。

同じく194ページ、4の事業、人権教育事業費でございます。予算額は1万3,000円で、財源は全て一般財源でございます。人権教育の充実を図り、人権に対する意識の啓発を行うことを目的としたもので、平成31年度は旅費のみでございます。

次に、195ページをごらんください。

5の事業、芸術・文化振興事業費でございます。予算額は330万1,000円で、財源は一般財源のほかジャズコンサート等の入場料の諸収入でございます。この事業は地域に根差した芸術文化活動に親しみ、楽しむことを通じて心豊かな暮らしの創造に努めるためのもので、ジャズコンサート等の謝礼金や文化協会補助金、文化協会文化祭負担金が主なものでございます。

同じく195ページ、6の事業、文化財保護事業費でございます。予算額は45万4,000円で、財源は全て一般財源でございます。文化財に対する理解と関心を高めるとともに、文化財の保護と活用を図ることを目的としたもので、文化財保護審議会委員報酬や植木剪定手数料が主なものでございます。

次に、196ページをごらんください。

7の事業、青少年健全育成事業費でございます。予算額は60万9,000円で、財源は一般財源のほかふるさと吉田寄附金の繰入金でございます。家庭や地域から青少年の健全な育成を図ることを目的としたもので、吉田町笑顔いっぱい運動スタッフベストを制作する特定消耗品が主なものでございます。

同じく196ページ、8の事業、生涯学習推進事業費でございます。予算額は12万2,000円で、財源は全て一般財源でございます。生涯学習を推進するための経費で、生涯学習推進委員の研修のための経費と講座委託料が主なものでございます。

次に、196ページ、197ページをごらんください。

9の事業、地域教育推進事業費でございます。予算額は172万7,000円で、財源は一般財源

のほか県支出金の学校家庭地域連携協力推進事業費補助金及びふるさと吉田寄附金の繰入金でございます。この事業は子供たちが地域の大人とさまざまな体験や活動を通して、地域で子供を育む体制を確立することを目的として、地域で活動する団体あるいは個人へ支援を行うもので、放課後子ども教室委託料や地域教育推進協議会等への補助金が主なものでございます。

同じく197ページ、10の事業、コミュニティづくり推進事業費でございます。予算額は2万3,000円で、財源は全て一般財源で、静岡県コミュニティづくり推進協議会主催のコミュニティカレッジ研修に参加するための旅費を計上しております。

次に、197ページと198ページをごらんください。

2目公民館費のうち2の事業、中央公民館運営費でございます。予算額は1,031万1,000円で、財源は一般財源のほか公民館使用料及びコピー代の諸収入でございます。中央公民館の維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

次に、198ページ、199ページをごらんください。

3の事業、中央公民館活動費でございます。予算額は587万6,000円で、財源は一般財源のほか生涯学習教室やシニアカレッジの講座受講料等の諸収入でございます。中央公民館を活用して、教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うことを目的としたもので、生涯学習講座やシニアカレッジの講師謝礼金が主なものでございます。

同じく199ページ、4の事業、地域教育活動費でございます。予算額は312万8,000円で、財源は一般財源のほかチャレンジ教室の参加料等の諸収入及びふるさと吉田寄附金の繰入金でございます。地域の教育力を活用して、町内の児童を対象とした講座や体験活動を行うチャレンジ教室の講師謝礼金等が主なものでございます。

次に、199ページ、200ページをごらんください。

3目学習ホール運営費のうち、2の事業、学習ホール運営費でございます。予算額は790万6,000円で、財源は一般財源のほか学習ホールの使用料でございます。学習ホールの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

なお、平成31年度は15節工事請負費に給水加圧装置ポンプを修繕するための施設補修費を計上しております。

次に、10款4項4目図書館費につきまして、御説明させていただきます。

説明書の201ページから203ページをごらんください。

2の事業、図書館管理費でございます。予算額は4,371万4,000円で、財源は一般財源のほか図書館視聴覚ホールの使用料でございます。図書館管理費は施設の維持管理のための経費で、経常的経費が主なものでございます。

なお、平成31年度は図書館周辺のヤマモモの木などを剪定する植木剪定手数料を計上させていただきます。

次に、203ページ、204ページをごらんください。

3の事業、図書館活動推進費でございます。予算額は2,668万5,000円で、財源は全て一般財源でございます。図書館活動推進費は主に図書館サービス運営のための経費で、臨時職員賃金、図書費等が主なものでございます。

なお、平成31年度は図書費680万の中に英語多読用図書の費用として30万円を計上しております。英語多読とは、易しい絵本や読み物から初めて、無理なく英語を大量に吸収するこ

とで英語力を身に着ける読書法のことでございます。

次に、10款5項保健体育費につきまして御説明させていただきます。

205ページ、206ページをごらんください。

10款5項1目保健体育総務費のうち2の事業、社会体育振興費でございます。予算額は872万9,000円で、財源は一般財源のほか各種大会参加料や教室受講料の諸収入でございます。町民のスポーツ振興と体力の向上を目的としたもので、スポーツ推進委員報酬や講師謝礼金、体育協会やスポーツ少年団等への補助金が主なものでございます。

次に、206ページ、207ページをごらんください。

3の事業、体育施設・広場維持管理費でございます。予算額は758万9,000円で、財源は全て一般財源でございます。各コミュニティ広場や高島グラウンド等の体育施設の維持管理を目的としたもので、スポーツ広場等管理業務委託料やコミュニティ広場指定管理委託料が主なものでございます。

次に、207ページから209ページをごらんください。

10款5項3目体育館運営費のうち2の事業、総合体育館運営費でございます。予算額は3,146万3,000円で、財源は一般財源のほかトレーニング室などの使用料及び地方債でございます。総合体育館の維持管理の経常的経費に加え、トレーニング室管理運営業務委託料、設計委託料、清掃管理委託料、施設整備などが主なものでございます。

平成31年度は12節役務費に自家発電機負荷運転試験手数料、13節委託料に総合体育館空調設備設置工事实施設業務委託料、15節工事請負費に総合体育館屋根災害復旧工事費を計上しております。

最後に、209ページをごらんください。

3の事業、吉田町体育センター運営費でございます。予算額は169万2,000円で、財源は一般財源のほか吉田町体育センターの使用料でございます。吉田町体育センターの維持管理を目的としたもので、経常的経費が主なものでございます。

以上で生涯学習課関係の当初予算の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） これで、第9号議案の詳細説明を終わります。

---

### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 1時53分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会 6 日目でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議案第 5 号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第 1、第 5 号議案 平成30年度吉田町一般会計補正予算（第 4 号）  
についてを議題とします。

これから第 5 号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑を行います。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いいたします。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1 款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

16ページをお願いします。

16ページのシーガーデンシティ推進事業費ということの中で、調査委託料、これが700万円減額となっております。これは当初予算では1,500万ついている中で、約半分が減額ということで補正が出ているわけですが、調査委託料という中で、これほどの、もう約半額になるほど減額するという中で、果たして十分な調査・委託ができていたのかというところで疑問があるんですが、答弁のほうお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今回のシーガーデンシティの推進事業費の中で、調査委託料ということで700万円減額をさせていただきます。この関係ですが、確かに議員がおっしゃるとおり、予算の中では1,500万円という当初予算お認めいただいています。

その中で、今回この内訳の中には2つ大きく事業がございまして、1つが、ジオラマの作製を踏まえたシーガーデンの関係、それからあと、シーガーデンシティ構想の中で、インター周辺の関係がございまして、この2つが一応今回13節の中には事業としてございます。そのうち、インター周辺については、予定どおり、今現在、委託のほうをかけておりまして、今月の20日ぐらいに納品されるという状況でございます。

ジオラマのほうですけれども、こちらが大きな減額の要因となっております。ジオラマにつきまして、当初、900万円ほど見積もりの際には考えていたわけですがけれども、今回、委託先が静岡文化芸術大学の寒竹先生の研究室のところへ委託というようなことの中で、委託料が大幅に減額になったということがございまして、今回この700万円のほうを減額させていただくということになっております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。



○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

当初の予算の中では、吉田インターチェンジ云々は350万くらいの予算を立てていて、今言ったジオラマ云々、これはもう繰り越しということで、減額の中じゃないですよ。減額に含まれているんですか。違うと思います。

そうした中で、先ほど言ったように、じゃ、これ、700万も減額するということところがちょっと理解できないので、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

先ほどの、今議員のほうから言われましたインター周辺のほうですが、これは600万円ほど当初となっておりますので、その点がまず違うのがあります。

それから、ジオラマはこれの900万円ほどを予定しておったわけですけども、こちらが一般企業も含めて、通常ジオラマをつくるぐらいの関係で積算をしております。そうした中で、今回文化芸術大学の学生、先ほど申し上げましたとおり、文化芸術大学に委託契約をさせていただいて、委託料が大幅に減額になったと。

それで、繰り越しの話をさせていただきますが、繰り越しのほうですが、この700万円の中には繰り越しのお金172万8,000円、こちらのほうは含まれておりませんで、要するに不用額といいますか、その分だけを今回減額をさせてもらって、必要なものは繰り越しをさせていただいて、平成31年度に繰り越しをさせていただいて、完成を目指すという形になります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 今の件に関しましては、理解いたしました。

そうした中で、予算を立てるとき、いろんなことで積算して立ててくるとは思うんですが、今回これだけの差ができた要因というのは、ただ単に学生にやってもらうようになったから、もともとそういう企画はなかったということですか。どこかの業者にやってもらうという企画があって、途中というのか、大学のほうで生徒さんにやってもらうというふうに急に変わったということで理解していいですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

当然、予算の積算の段階では、相手先を決めて予算計上というのは行っておりませんで、どこにというか、通常の委託ということで積算をさせていただきました。

静岡文化芸術大学のほうの委託につきましては、当然予算をお認めいただいた後に進めていく中で、大学側からも提案等もいただきながら、また、県内のところで申し上げますと、袋井市さん等も、袋井市、浜松市が同様に芸術大学のほうにも委託をさせていただいているという実績等もあったものですから、そうした中で今回お願いをしたということでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

次に、3款民生費について質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

全協の中でもお尋ねをいたしました。その中で、まず24ページのところで見ていただけますか。

19の農業経営振興補助金の経営体育成支援事業、この中で聞いたのは、台風24号の今までにないような被害があって、実際にビニールハウスの影響というのはかなりあったと思うんですね。それで、建築でもまだいまだに全部解決しているわけではありません。

その中で、あれから確認をさせていただいたところ、3農業地帯、農業体というんですか、それが申請が上がってきたと。それで、実際には自分のところの、自分で申し込んだ保険で賄ったところもあると思うんですけれども、その中のしっかりした把握、要するに今いろいろお聞きはしましたけれども、間違いなくもうないですねというところを確認したいんです。

確認というか、もう一度確かめたいんです。それは、こういう被害は知らなかったというわけにはいかないものですから、後でいろんな問題が出ると困りますので、聞いたところでは、もし出てきたときには、もう次にやるよということがないということです、その辺のしっかりした調査と、それと間違えないかということだけを答弁願いたいんですけれども。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいま議員御質問の、経営体育成支援事業の関係でありますけれども、台風が9月30日に発生しまして、その直後、町のほうでも被害のほうを確認、情報収集のほうをして確認しております。JAハイナン農協にもそういった被害状況が入ってくるということであるものですから、農協にも確認して、10月の上旬に被害11経営体、ハウス等が35棟という報告を受けて、県に提出のほうもしておる状況でございます。

そういったことから、国のほうの制度ができて、町のほうで要望調査期間、実際被害に遭われた方を対象にということで、ホームページでありますとか部農会組織のほうに案内を出して、要望期間のほうを設けるということで、実際被災した方があれば相談してくださいということで、広く周知のほうをさせていた状況でございます。

そういった中で、12月の頭から13日までの2週間ほど期間を設けて、12経営体、37棟被害があったということで、その12経営体から相談がございました。ほぼ事前調査で情報を得ていた規模とほぼ同数であるというところで確認をとってございます。

そうした中で、また国のほうの期間が延長したということでありまして、それに対応して事務のほうを進めておりまして、その中で最終的に全協でも説明させてもらいましたが、3つの経営体、ハウスが15棟を対象に再建、修繕、それから撤去のみという作業をするというところでありましたので、その3経営体を対象に、この経営体育成支援事業というものを計上のほうをさせていただいております。

議員心配されております、全ての農業者というか被災された方に言ったかどうかということで、町のほうとしましては、農協さんにも協力をしていただいた、それから部農会組織にもちゃんと末端までいくようにちゃんと周知もした、ホームページへも掲載のほうをして、周知をあわせて行っておるということで、これ以外のものの被害、対象となる被害はないということでは判断をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 了解しました。

聞いた理由は、なぜ聞いたかといいますと、最近、皆さんよく御存じのとおり、地球温暖化の影響で台風の被害が、とてつもないでかい台風がたくさん出始めている。これは当然これから突発的なものがたくさんおきるでしょう。その中で、これも確認をさせてもらった中で、その補助を受ける対象が、保険に入ることが重要な条件であるとか幾つか条件は聞かせていただきましたけれども、今言った、これから多分台風がこういう温暖化の中での台風の影響が出てくることを想定すれば、そのときにこれからのそういう想定をして、入る条件を明確な形で、わかるようにゆっくりと教えていただいて、周りの町の人たちにわかりやすく発信できるような形をいただきたいと思うんですけれども、要するに補助を受ける理由があったと思うんですけれども、それもまたちょっと聞かせていただければと思います。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいまの補助を受ける理由ということで、今回の補助対象者につきましては、台風24号で被災された農業用施設を持っておられる方、その後、農業経営を継続していく方が対象ということになってございます。かつ、農業共済、またはその他の民間の保険に加入することが基本的な条件ということになっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、その他というのは、今なぜかというのと、これから言いますさっき言った想定される中で、こういうものって出てくると思うんですよね。それと、町の人たちも心配している部分が、農業やっている方たち。

それと、今言ったその他という部分が幾つかあると思うんです。それは詳細わかりますか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

その他と申し上げましたが、その他農業関係の保険ということで、想定としては民間のほうでやっている保険というものが加入の条件ということであると思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに、いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

27ページのところへお願いいたします。

中に（3）の吉田町内道路舗装繕事業費、この大きな減額について、内容は確認はした中では、国の補助が非常に低い中でまあやられたと。そういうことで、この大きな減額ということですよ。

そもそも道路改良であるとか、橋梁であるとか、生活に密着したそういう部分のそういうものに対する優先順位の中で決めていきますよね。いつも言われるとおり、優先順位を持って決めていくと。そうすると、その優先順位の中で決めていったときに、優先順位そのものが絶対必要だからということで始まるわけなんです。そのときに、予測は立ったというのは、国のそういう確定率が低かったときに、当然今までもそうなんですけれども、東名の前の途中でやめたりとか、途中でしかできなかつたりとか、そういうものは本来は町の人たちが生活するための一番主な、一つの重要なことになるわけですね。そういうときに、国の補助金が出ないというのがよくわかりますけれども、そのときにその部分を、例えば町の補正をかけて長短でやるとか、そういうものはできないんですか。なぜかと言いますと、結局いろんな声が聞かれるのが、そういう部分、生活に密着した部分がすごく聞かれますよね。そのところを優先順位の中でやっていかなきゃいかんと。理由はいろいろ聞きましたけれども、それでもその理由は全てではないということですから、その中でそういうものというのは、必要なものはやれないんですかということですから、ちょっと聞かせていただければ

ば。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 議員のおっしゃることは理解できますけれども、全体の財政運営として、その考え方であると、なかなか財政調整基金などもすぐに枯渇してしまうということになります。

まず、財政上の基本的なものは、収入をいかに確保するかということが先決になります。したがって、収入を見込める中で支出の規模というのは決めてまいりますので、そういう中で国庫補助金がかもともとこれだけもらえると、100%もらえるという中で、その裏負担として一般財源をどれだけ使うかとか、起債をどうしていくかとかいうことで、事業の量というのは決めてまいりますので、その中で当初予算というのは、見込まれる財源のもとで優先順位を決めながら事業というのは決定していますので、この国庫補助金が予定どおりいかなかったという場合に、ほかの優先順位もやるんだということで優先度は決めていますので、そこを新たな財源を用意するかというと、財政調整基金を取り崩したり、そういう一般財源の調達をしなければいけない。

財政調整基金をどれだけ持てばいいかというのも非常に難しい問題ですけれども、今後の財政状況に十分に備えていくためには、今持っている程度の財政調整基金というのは保持していけないと、なかなか余裕度のある財政というのは築けないのではないかとこのように判断しています。

そういう中で、収入をとにかくどう調達していくかというところで、今後とも事業というのは決めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 理論的にはよくわかります。ただ、財政そのものが、そこだけじゃなくて全体の中で動きますよね。そのときに、私がいろいろずっとやっている中で、繰入金とか繰出金とかいっぱいあるじゃないですか。ところが、それは本当に公平にいくとかかそういうのを考えていくと、そういう動かし方というのはできるじゃないかと。そして生活に密着した優先順位の中でそういうものがやっていけるのではないですか。

この中で今見ていくと、減額いっぱいありますよね。その中で、そういうものへの補填とか、そういうものを利用してやるとか、そうすれば今言われた財政基金から、法的に難しいかもしれませんが、それは迂回をさせればいわけですから。そういう形でやめません

かということなんですよ。

要するに、生活に密着したものが、皆さん毎日使っていて非常に大変な思いをして、そして不満が出てきたときに、それを爆発したときにはもう解消しようがなくなっちゃいますので、だからそういう意味でいろんな密着したことに関して言わせてもらっているんですけども、その辺ももっと柔軟にいきませんかということなんですよけれども。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 財政運営はできるだけ柔軟に運営をしたいというのは、私ども同じ思いでございますけれども、町の財政事業などを発注していく際に、まず予算があるということが前提になります。どういう状況でもその予算内におさめなければいけないというのが原則でございます。結果として、先ほどの文化芸術大学に出した結果、非常に予算圧縮することができたというようなたまたま結果でございます。そうならなかった場合には事業できないような予算額しかもともと用意していないのでは、もう事業そのものができるかどうか分からないということになります。

支出負担行為を起こすというのが、事業の実施の伺いから始まりますので、その段階で予算がなければ、事業実施の伺いすらできないということになりますので、結果、落札率が非常に下がって不用額が出たというのは、あくまでも結果だものですから、これが早い段階でそういう結果が出ていれば、余った一般財源というのは年度内にほかに使うということは可能かもしれませんが、今の事業の消化のタイミングでいきますとなかなか難しいので、不用額に残すか、基金に積んで翌年の財源にするかというような財政の運営スタイルになっているというのが現実でございます。

できるだけその辺も柔軟に使えるように財政としては工夫をしなければいけないと思っていますので、御意見の趣旨は十分に理解しているつもりですので、そういうところを留意してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今聞いていて、確かに今の予算の決め方というのは、一つの今言った土木費の中の決め方ですよ。そのときに、例えばさっき言われた不用なんかが出たときに、そういうものに充てて、そういうものに使えば、非常にスムーズな町そのものの運営ができるんじゃないかということで、そういう意味での柔軟にということだものですから、またその辺ができるようであれば、できれば本当は不用額じゃなくてもいい。出た場合には、それは

そういうことに設けることができたなら、1回積み立てをしてその中から出すとかそういうこともできればと思いますので、まずその辺もできるようであればいただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） 要望でよろしいですか。

○6番（山内 均君） いいです。

○議長（八木 栄君） 要望だそうなので。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、これで質疑を終結します。

次に、9款消防費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

以上で、第5号議案についての質疑を終わります。

これから第5号議案について討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。



〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第8号議案 平成30年度吉田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから第8号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、質疑なしと認めます。

以上で、第8号議案についての質疑を終わります。

これから第8号議案について討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午前 9時32分

散会 午後 1時53分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会12日目でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） それでは、議事に入ります。

本日は、提出された、これまでに議決した議案を除く特別会計及び企業会計の予算に関する議案の質疑を行います。

初めに、総務文教常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。

次に、産業建設常任委員会の所管に係る議案について、議案番号順に質疑を行います。

途中、説明員の入れかえを行い進めてまいりますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないよう、お願いします。

また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

---

◎議案第6号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第1、第6号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第7号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第2、第7号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第10号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第3、第10号議案 平成31年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

◎議案第11号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第4、第11号議案 平成31年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

それでは、国保会計について質問をさせていただきます。

昨年の当初予算の中で、県単位機関への移行ということで制度的に大きく変わったわけですが、昨年の30年度の予算の中では、国保税の算定の見直しというものがされませんでした。県のそうした作業のおくれから、町のほうでも作業が十分に作る期間がなかったということをお聞きをされているわけですが、この30年度は据え置きということで聞きましたし、それから31年度についても同じようにそうした算定方法の見直し等もされずに、そのままの形で予算が組まれているという状況ですが、この1年間の中でそうした算定方法も含めて、県への広域化の移行に伴う制度改正もあわせて、町のほうでそうした保険税の算定方法の見直しというものがどういう作業で行われてきたのか、そのあたりをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

税率改正につきましてですが、30年度は資産割をなくしていくという方針が県でも定められましたので、資産割をなくすことを念頭に置いて、その他の税率を、じゃ、その分どうすればいいかとかということをお聞きをしながら検討はしてまいりました。

ただ、その検討をしてきた中でも、31年度の納付金が段階的にだんだん発表されていくうちに納付金も上がってきた。それから、被保険者数の減少に伴って税収も下がっている。ま

た、新たなこの制度改革がまだ始まったばかりですので、まだ先行きも明確に決まっていな  
いところもありまして、県内の他市町でもまだ状況をもう少し見るといふことで、税率も据  
え置いているところもたくさんあります。そういった周りの国・県・他市町などの状況も踏  
まえまして、31年度はまだ現段階での税率改正は時期尚早と判断をいたしまして、31年度は  
据え置くといふことで方針を決めております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

そうした状況については、いろいろ検討されているといふことについて理解はいたします  
が、内容確認の中で年度末の基金の積み立ての問題で、29年度末は2億8,000万、それから、  
30年度末の見込みとしては4億3,000万といふふうなお話を聞いています。こうした基金を  
単に積み立てるといふよりも、どういふふうにして、その基金を活用していくのかといふこ  
との検討。それから、あるいはその基金を積み増しするよりも、その分を少しでも保険税の  
ほうに還元をして適正な保険税の検討がされないのかといふ点で、大変疑問に思ふわけでは  
ありません、そうした適正な算定方法といふものを、この31年度の中でどういふふうに進める  
のか、その辺を伺いたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

基金につきましては、平成30年度末の時点で予定で約4億3,000万の積み立てがありまし  
て、基金を保有しておるといふ状況でございます。ただ、今回上程しております31年度の当  
初予算においては予算不足が生じまして3,500万の取り崩しを予定しております。今までは  
保険給付費の不足の事態に備えまして、不足が生じた場合にこちらに基金を充てるために、  
今まで積み立てをしてまいりました。今回制度改革によりまして、財政運営が県単位化にな  
りまして保険給付費は全額県が交付することとなりまして、支払い額の不足を理由とした基  
金の取り崩しといふのは必要はなくなってまいりました。

そうなりますと、今後は被保険者数の減少によりまして、国保税の収入も減少しています。  
それに比べて、県全体で集めなければいけない保険給付費、イコール納付金なんですが、こ  
ちらは今ふえております。そういったことから、基金は今後は予算の不足したときの補填と  
か、あとは資産割を今後廃止しなければいけないので、その廃止をした場合のほかの税率  
の改正にあわせまして、この基金を十分に検討を重ねた上で有効に活用をしていきたいと考  
えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

県のほうの方針とあわせて、町のほうもそうした見直しをするといふことについては、よ  
く理解をするわけですが、ただ、この国保制度といふものはやっぱり町民の皆さんの健康や、  
そうした暮らしを守るための大事な制度ですので、しかも収入の少ない人にとっては、やは  
りその掛金が高いといふものも大きな負担になるわけですので、そうした適正な見直しとい  
うものを早急に行っていただく必要があるんじゃないかなと思ふんですが。31年度予算の中  
では、予算的には見直しがされずにそのままといふふうになっているわけではあります、こ

の31年度の中で早急にそうした見直しの作業を進めるという点での計画的なものがあれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（八木 栄君） 町民課長、門田万里子君。

○町民課長（門田万里子君） 町民課でございます。

税率の改正につきましては、32年度をめどに他市町でも見直しを進めるということ多数聞いております。当町におきましても30年度も資産割をなくすことを前提にシミュレーションをかけて税率改正を検討してまいりましたので、引き続き、この31年度も1年をかけて検討を十分してまいりたいと考えております。

以上です。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

---

#### ◎議案第12号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第5、第12号議案 平成31年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

---

#### ◎議案第13号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第6、第13号議案 平成31年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

25ページをお願いいたします。

質問のときにもさせていただきましたけれども、町内のボランティアに従事している人たち、100人近くいるわけですけれども、登録されている方たちが。このボランティアをコーディネートする方が社会福祉協議会に一人おまして、委託していると思うんですけれども、この方等を応援する者、またはそれをボランティアをまとめるというか、そういうふうな考えはありますか。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員おっしゃられますように、ボランティアをコーディネートするという立場で、吉田町社会福祉協議会に生活体制支援整備事業というところからコーディネーターを委託しております。コーディネーターは一人ですので、ボランティアを支えるのにはなかなか苦勞しているところがございます。活動の中で連絡会等を開いてもおりますが、それ以外に31年度にはボランティアの代表の方たち、ボランティアを支援してくれる方、そういった方をちょっとわかるようなものを会議を開きまして、そのところでボランティアさんを、より活動しやすく、一般のボランティアさんを活動しやすく支援していただけるような方たちを養成するようなことを少し考えております。

○議長（八木 栄君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤です。

ありがとうございます。そのような形をやっていただくと、よりボランティアの皆さんが多くなって、それからコーディネーターを支えるというようなこともあって、底支えをする人たちが裾野が広がって、うまく展開できると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

説明書の26ページをお願いします。

保健福祉事業費の中の自立支援重度化防止対策ということで、その中の最初のところで、高齢者移動支援事業費委託料というのがあるんですが、これ、30年度までが民生費のほうについていたと思うんですが、ここあえて、こっちの特会のほうに移したというところで、何かメリットがあるのか、特会のほうで賄わなきゃいけない理由というのは何かあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員おっしゃられますように、この(1)の自立支援重度化防止対策費、こういったものが3つありまして、高齢者の移動支援とひとり暮らし緊急通報システム、あとワンコインサービスといった事業を民生費、一般会計のほうで今までは実施しておりました。今年度から、新しく国のほうで保険者機能強化推進交付金というものが創設されました。保険者がどのように介護保険をうまく運用するために強化した事業を行っているかといったところで点数化されて交付金が入ってくるといったものです。それに対しまして、その交付金をどのように使うかといったものが、高齢者が介護予防ができますよう、介護にならないように、重度化を予防できますような事業を組み立てるようにといったことを、この交付金で実施することを国のほうで提示してきましたので、うちの町でもともとやっているものではありましたが、より高齢者が自立した重度化の予防ができる事業ということで、この事業を取り上げさせてもらって、介護保険の交付金の中でやらせていただこうというものです。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。  
ここで、暫時休憩とします。  
休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時19分

- 議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を再開します。  
ただいまの出席議員は12名です。

---

◎議案第14号の質疑

- 議長（八木 栄君） 日程第7、第14号議案 平成31年度吉田町公共下水道事業事業特別会計予算についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

- 5番（大石 巖君） 5番、大石です。

予算書説明書の12ページ、浄化センター建設費の中で、施設整備として2億円上がっていますけれども、電気機械の更新工事については、これは債務負担ということで継続的な事業ですが、31年度の中で浄化センター耐震補強工事ということで反応タンクが入っております。これまで私の認識では、耐震工事というのを計画的にされてきて、設備的にはもう終わっているという認識でいたわけですが、この31年度の反応タンクというものは、やり残しでやるのか、あるいは補強に問題があって追加的にやるのか。その工事の31年度で入ります5,100万円、この工事の目的というか、根拠といいますか、そのちょっと説明をしていただきたいと思います。

- 議長（八木 栄君） 上下水道課長、山脇一浩君。

- 上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この反応タンクの耐震補強について、地震対策で実施するものですが、そもそもはこの浄化センターに自家発電機を設置、現在、自家発電機はないんですけれども、この発電機を設置するための前段階として、この地震対策で、まず水処理棟の反応タンクの耐震補強を、現状、2系統ありまして、31年度に1域の耐震補強した後に、その上部に浸水しないところに自家発電機を設置する予定がありまして、そのための耐震補強工事になります。

以上です。

- 議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

- 5番（大石 巖君） 5番、大石です。

これまでの自家発電機の設置については、以前に説明を受けました。そうしますと、31年



度、32年度、それ以降の自家発電機の設置ということで、これも継続的な事業ということで、予算は単年度予算で継続的事业というふうなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 議員おっしゃるとおり、継続して自家発電機をつけて、災害時にも浄化センターが問題なく稼働するために実施するものであります。

以上です。

○5番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

2ページの歳入のところからちょっと見ていただけますか。ここに、公共下水道負担金として、歳入ですね、公共下水道受益者負担金、そういうものが入っています。全協では一応確認はさせていただきました。改めて、大事なことですので答えていただきたいんですけども、この受益者負担金は全体的な工事の中で約8%、全体的に国の中の標準の中での費用、パーセントを占める費用が出ていますけれども、8%ぐらいでということよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この受益者負担金については、全協でも説明させていただいたとおり、町民全体ではなく、この下水道環境の整備した区域のところを実施していくものでありまして、面積に対して金額を掛けて算出しているもので、議員おっしゃるとおり8%、全体事業費のうちの8%ということで、今年度実施するものであります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） この受益者負担という観点で、ちょっとこのお話を聞かせていただきます。

本来であれば、都市計画税の中から当然下水道には税金として入ってきますよね。しかも、都市計画税が収入として約2億ちょっとの金額があると思うんですけども、都市計画税から公共下水道事業に対して繰り入れる金額というのは、ちょっと確認の中で、先、行きたいもんですから、その辺は確定されているんですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

都市計画税の用途ということで、下水道のほうにということでございますが、今回の議会の資料の資料ナンバー5、平成31年度吉田町一般会計予算の参考資料の18ページ、こちらに都市計画税の用途内訳ということで記載をさせていただいております。一番右側にこの表のとおり、公共下水道特別会計の分ということで内訳ということでありますが、このところで全体で1億8,373万3,000円ということで内訳のほうに記載させていただいております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今回、特に聞きたいと思っておりますのは、今言われた都市計画税、都市計画税にはこれはもう取らなきゃならんという、当然、全てにかかるわけではなくて、これは任意で公共団体が決めるわけですよね。そのときに、受益者負担ということ考えた

ときに、こういう形で文章が載ってきたときに、本来なら受益というそのものが、支払った税に対して、皆さん方の血税に対して、それをどういう形で豊かな生活に結びつけるかということやっていたことが当然なことなんですけれども。

その中で、前回でも一般質問でもやりましたし、先日、浄化槽の公共合併浄化槽推進特別セミナーですか、そこへ行っていろいろ勉強をしてきたわけです。そのときには、環境大臣が城内実衆議院議員ですよね、環境副大臣が。それで、井林議員が前回の環境政務官、そういう中で、やっぱり一緒にその講習の中でやってくれたんですけれども、浄化槽市町村整備事業推進事業で市町村設置型というのが、皆さんのほうにも情報が入っていると思います。その中で、受益と負担が非常にうまくというか、当然、受益と負担の関係が成立をしていくんです。現在、北区とか入っていないところ、今現在やっていないところに関しては受益者の負担というのがないわけですね。その中でお聞きしたいんです。こういう浄化槽の下水をこれから浄化センターと同じように、合併浄化槽は非常に有意な技術革新によって非常にきれいな水が、安価で、そして短期間のうちにできると。例えば、説明をいただいた中に、大体、83万だか6万だったかな、それが工事をやることによってできるんですよ。そうすると、例えば、毎年繰り入れをしている6億5,000万で、ひょっとしたら3年もあるとできちゃうと。そういう中で、当然、町のほうでもわかっていると思いますけれども、そういう選択肢ですね、そういう公共下水道のかわりに同じような機能を持った、そして、しかも安価で、特に国が認めている、地震に対してこれは非常に強いものであると。それと理由は、土地と一緒に動くわけですから、壊れる可能性は少ないわけです。そういう中で、いろんなあれがあるので、その中で選択肢というのはなかったんですか。例えば、その公共下水道から国が進めている市町村設置型の下水道浄化槽市町村整備推進事業というものに関してのこの選択肢、そういうものはなかったんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この下水道事業の中では、今ある事業計画の中で実施して受益者負担金としてやっているものであります。これは、今、実際、事業計画として平成36年までの計画の中でやるものについては、このような形でも継続して、全体計画がある中の事業計画としてやっているものであります。ただ、議員おっしゃるとおり、合併浄化槽の機能がよくなっているというものも、技術的に向上しているものもありますし、そういうことについては、この下水道事業とは別に合併浄化槽のことも、どのようにそれに進めるかということ考えたことにならないものではあると思います。ただ、この平成31年下水道事業の区域の中の実施については、この計画で下水道を推進して実施していくものであります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

これはなかなか口から言いにくいことだとはわかっています。その中で、やっぱり、今って受益者と受益者負担、そういうものに関しての何か、受益者負担、当然、今言った都市計画税に関して、そういうものに関して、やっぱり何のためにやるかということ、自分たちの生活が豊かになるために、税としては納める義務等目的があるわけですからね。それを、やっぱりその中でどういうふう考えているのか、町の考え方というか、それをちょっと聞かせ

ていただくとありがたいんですが。受益者負担、それと税との関係。

○議長（八木 栄君） 上下水道課長、山脇一浩君。

○上下水道課長（山脇一浩君） 上下水道課でございます。

この公共下水道につきましては、当然、受益者負担金として賄って、負担金を払ってもらって実施しているものでありますけれども、雨水に対して側溝に流れて浄化される面から、地域全体として公共用水域の環境対策としても機能しているものと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ただいま上下水道課長から説明がございましたけれども、少し観点を御質問のほうに戻させていただきます。

受益者負担金と都市計画税というものの考え方でございますが、都市計画税自体は都市計画事業全体に対して用途を定めることができるということで、公共下水道のための財源となるというばかりではないわけでございます。それに対して受益者負担金につきましては、条例の中で規定をさせていただくなど、議会でお認めいただいたわけですが、それが公共下水道の事業を始める段階において、その財源の手当ての仕組みというのを、町全体として決めてありますので、その中で受益者負担金の賦課率というのはどれぐらいに定めるのが適切かということで、皆さんで御協議いただいて、それで現在の受益者負担のルールというのはでき上がっているわけでございます。現在、それに基づいて、受益地が拡大されて、実際に受益地となったところについては、受益者負担金をいただいて事業を進めていくと。それについては、建設事業の資金として使わせていただくというような、そういう内容でございますので、都市計画税とセットでお考えいただくというのは、少し観点がそれぞれの財源のあり方が違っているということだというふうに認識をしております。

あと、合併浄化槽市町村設置型も、これをどう考えるかという部分については、現在、当町、何度も言わせていただきますが、公共下水道の事業を進めるということで全体計画をつくってございますので、その中において、いろんな技術を全体として絶えず見直しも図っていかなければいけないということを担っておりますし、平成32年度には公共下水道事業の経理そのものが公営企業化をしていくということにもなっておりますので、以前と全く、固定化した事業の進め方をしていくかどうかということについては、十分に今後柔軟性を持っていかなければいけないのではないかと考えています。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

さっきの考え方が、多少、今の回答と矛盾が当然あると思いますけれども、その中でやっぱり全体の、特に都市計画税とか繰入金であるとかそういうものが入っている中で、受益を受ける権利が皆さんあるわけですね、平等に。その平等なものを本当は、焼津市ではああいいう形で50年間で110億が60億でできると。恐らく管理の金額も含めてのそういう金額が出るわけですね。例えば、いろいろちょっと計算をしていくと、北区なんかでやっぱり2,000軒あったとしても80万で工事ができると16億でできるわけですね。かたや、何回かやっているうちに、いつかも聞かせていただきました、これから北区の計画のところに関しては約200億かかりますよね。そうすると12分の1くらいの金額でできるわけです。ぜひ、その辺を考

えていただきたい。そして、考えていかないと、これはそうなっていくと思いますけれども、いつかは、そのうちに。当然、もとがだめになりますから行き詰ってきますので、それをもって、これからは町ではすぐ答えは出ないとは思いますが、考え方としてお聞きをしていきたいとそういう意味だったんです。ですから、これから町の考え方としては、それに対して、環境省がやっているものに関しての考え方、町としての考えに至るところがありますのかということをお聞きして最後にします。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 北区へ向けての整備については、当町の公共下水道の大きな課題ではあるというふうには捉えておりますので。ここにどういう形で下水道を普及させていくかということについては、十分議論をすべきであろうというふうには思っておりますが。

公共下水道をそのまま延ばしていくのか、ほかの合併浄化槽等の技術も取り入れて、今後、事業を進めていくかということについては、現在の投資額だけではなかなか判断しにくいものもあるのではないかなど。あと、その受益スパンといいますか、どれぐらいの期間をその受益の対象としていくのかとか、いろんな要素を含めて投資効果というのを考えていかなければいけないだろうというふうに思っておりますので。

議員の御指摘というのは重々趣旨は承知しておりますので、そうした観点で、余り現在の事業をそのまま無理やり進めるといような、そういう無理がないように進めてまいりたいと思っております。

一つ、私の認識として、市町村設置型の合併浄化槽等のその事業の考案の起点というのは、なかなか集落が分散していて、それで公共下水道を面的に広げにくいというようなところで採用されるような、そういう技術だというふうに思っておりますので、当町として少し土地の事情が違っているかなとは思いますが、そういうものに当町の状況とどうマッチングさせていくかというようなところも含めて、さらに研究はしていかなければいけないことだろうというふうに思っておりますので。いずれにしても柔軟な発想で今後の事業というものは展開していかざるを得ないだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 一つだけ、最後に。

特に、計画の中に入っている部分に関しては通用すると思うんですけども、その計画に外れたものに関して、非常に全く未知とかゼロなんですよね。その部分では、ぜひその辺も、今言われたものを、回答はいいですけども検討していただきながら、やっぱり一番いい方向へ、継続できるいい方向に行っていただきたいと、それが趣旨ですので、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑は終了します。

○議長（八木 栄君） 日程第8、第15号議案 平成31年度吉田町水道事業会計予算について  
を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、質疑なしと認めます。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。

御協力いただきありがとうございました。

本日はこれをもって散会いたします。

散会 午前 9時45分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は、定例会13日目でございます。

ただいまの出席議員は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

それでは、議事に入ります。

---

◎議案第9号の質疑

○議長（八木 栄君） 日程第1、第9号議案 平成31年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから第9号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入の1款から11款及び21款についての質疑を行います。引き続き歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思いますが、説明員を入れかえながら進めるため、出席する説明員により順番が前後する場合がありますので、御了承願います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

それでは、質疑に入ります。

初めに、歳入の1款から11款及び21款についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

すみません、この議事の進行の関係ですが、今、11款までということですが、私は17款の寄附金のことについて伺いをしたいと思うんですけども、これは企画のほうになると思いますけれども、この項目でよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 歳入に関しての今の17款ですけども、それは歳出のほうとして質疑をするということで御理解を願いたいと思いますが。

わざわざ歳入のほうから外してあるということでもありますので、それは、歳出のほうから歳入を絡めて聞いていただきたいということをお願いしたいですけども。

○5番（大石 巖君） はい、了解です。

○議長（八木 栄君） いかがですか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

きのうの審議の中で、都市計画税についてお聞きをいたしました。

都市計画税はもともと目的税、目的を持った税金、目的税ということで成立をしているわけです。しかも、これに関しては全ての自治体で持っているわけではなく、自治体の中での話し合いの中で決めていくわけです。

そのときに、きのう、企画課長からも都市計画税から公共下水道事業に入っていくお金が2億近くのお金が入っていくと。そういうときに、今、吉田町の下水道の計画の中で、現在進んでいるのは一つの区切りの中の計画の区域です。そうしてその次の段階が北区を含めた全体計画の中、その次の段階は計画が全くありませんけれども、その中で合併浄化槽の話もありますけれども、そういう中で、都市計画税の性質上、受益、当然、税を納めるわけですから、その税を納めることに対して受益を受けてなきゃならん。公平にやっていただかなければならないと私は感じておりますけれども、その辺で、特に目的税である都市計画税の解釈、町のほうの解釈をお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 都市計画税の収入でございますが、御質問にありましたとおり、都市計画税、目的税として賦課する団体ばかりではなくて、市町村の条例設置によって取るか取らないかということを決めているわけでございますが、当町の場合は、都市計画区域が全域にまたがっているということもございまして、都市計画税を財源として基盤整備を、都市計画事業を進めていくということには最も適した環境にあるというふうに判断して、都市計画税を賦課をするという決断をしているというふうに認識をしておりますが、そうした中において、公共下水道に対してどれだけのその収入の中から充当していくかということについては、公共下水道事業自体、都市計画事業でございますので、都市計画決定された事業でございますので、当然、都市計画税を充てることのできる事業として位置づけられておりますので、その中にどれぐらい充当するかということについては、年々その年ごとの都市計画事業のボリュームございますので、その中で財政を調整する中で規模を決めているというのが実情でございます。

下水道の場合、御質問では、直接受益できていない方もいるのではないかという多分趣旨だというふうに捉えましたけれども、都市計画事業、まずその直接的に面している部分だけを捉えるとそうなるかもしれませんが、都市計画決定自体は、もっと広範な中で計画決定しているわけですので、特に、公共下水道についてはほぼ全域を計画区域としているという中において、早いか遅いかという段階で都市計画税の充当が適しているかどうかということ判断をしております。

この事業進捗がかなり長期にわたっておりますので、あと今後を見据えたときに、直接的に公共下水道の今の手法をもって受益を受けられるかどうかということはまだまだ検討の余地があると思っておりますが、ただ、何らかの事業としては今後も継続的に事業化をしていかなければいけないということになってまいりますので、そうした中に都市計画税を継続的に使わせていただくという、そういう考え方で今のところは貴重な財源の一部とさせていた

だいているという実態でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

総論的な話、理念的な話はよくわかります。それは法律の中で決められていることですので、もちろんわかっております。

ただし、今言われた公共下水道事業がもし、もしですよ、途中で限界を迎えたときに、私は限界を迎えると思っていますので、それはもとをもうやらないとだめですよ。そうすると、負の連鎖の中に、あえて負の連鎖と言いますけれども、連鎖的な中に入ってきたときに、今理事が言われた長期的な、確かに長期的、逆に長期的に、これの長期的なものが、私にとっては無限的な長期的なものを非常に考えるもんですから、その中で、やっぱり本来であれば、金額が、町の人たちの利益を考えれば、当然全町的に下水道をやっているとは言いましたけれども、区域入っていない区域は4割近くあります。その4割近くの中に、今、よそから新しく建ってきた人たちはほとんど4割の外に入っているんですね。そういう意味で、やっぱりそこに、本来であれば、税の公平とかそういうのを考えていくと、減免であるとか、何か措置があってしかるべきだと思って、ずっと思っているんです。そのために議員になったみたいもんですから、その辺をきょう、今回初めて言わせていただきますけれども、何かの方法で、例えば還付するとか、極論ですよ、そういう公平的なものを、税としてのあり方の公平性、それはどこかで担保していかないといかんと思うんですけれども、その辺は、非常にやっかいな話なんですけれども、もし何か答えていただければと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 都市計画税の充当先が全て公共下水道だと、こういうように仮定をすると今の議論も成り立つのではないかというふうに思いますが、都市計画税自体を公共下水道の財源として限定しているわけではございませんので、都市計画道路の整備とか、今までも基盤整備はそれを財源として多々進めてまいったわけでございますので、どの部分の都市計画税がどこに行ったかというのは色づけはできかねますので、全体として町の基盤整備が進んでいくということには変わらないわけでございます。

その都市計画事業、議員も御承知の中でございますので、都市計画事業が、直接的に投資効果が固有の固定資産をつくるというだけではなくて、都市の環境全体をつくっていくということで、その都市環境を整備することによって新たな定住を生むことができたり、いろんな効果を生み出すもとになっているわけでございます。

そういうところからいくと、その投資効果が直接的に公共下水道だけを捉えて議論をするというのはちょっと私どもとしては、そういう直接的な話は避けたいなというふうに思っております。将来も見通して、また、この都市基盤を整備することによって町がどう発展できているのかということも踏まえて、都市計画税というのは今後とも貴重な財源として今までと変わりなく、現状のところは考えさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、もちろん都市計画税そのものの使い道が道路であるとか公園であるとか公共の基盤整



備であるとかもちろんわかっています。

その中で、ここに載っています都市計画税が本年度2億3,724万5,000円、その中で、課長にもう一度お聞きをしたいんですけども、既存の都市計画税から2億3,724万5,000円の中から公共下水道事業に入っていく、充当される金額というのをちょっと教えてください。もう一度確認をさせてください。

○議長（八木 栄君） 山内議員、参考資料ナンバー5の平成31年度吉田町一般会計補正予算参考資料の18ページに都市計画税の用途内訳というのが載っているんですよ。それを承知で聞くということですか。

〔「そうです。議長、6番」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

議長、お願いをしたいんですけども、皆が知り得ない数字に関してはあえて聞きます。それはこの議事録に載って行ってその議事録を皆さんが見たときに、もしその金額がなかったら、今課長の言った答弁がそのまま進んでいくわけですよ、わかりましたで。ところがやっぱり、そうじゃなくて、その中で、私はだめとか、そうじゃなくて、考え方の中で、理論的な考え方の中で、税が確かにそれだけ使われていますよと、その部分に関しての全部だめというわけじゃないんです。法律で決まっていますから、税を支払う義務もちろんありますから、やっていくんですけども、その中でその金額が重要な意味を持っているものですから私にとって、多分、わかっていただけると思いますが、その中で教えていただきたいということですので、ぜひお願いをします。

○議長（八木 栄君） 質疑といたしましては、数値や説明を受けた内容などについての確認の質問とならないようにということをお願いしてありますけれども。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

残念ですけども、そういう回答。例えば国会なんか見てくださいよ。わかっているんですけども。なぜかといいますと、それはみんなが認識をしなきゃならない数字なんですね。これだけじゃなくて、例えば事故もそうです。公のものに関してはそうなんです。そういう意味で聞いているんですけども、もし答えなくて、嫌だったら別に全然構いませんよ。そういうわけじゃないんですから、議長が制することないじゃないですか。議長に制されても困るんです。やっぱり、そこがないと進んでいかないんです、議論が。

○議長（八木 栄君） だけれども、そういうものは個人として、議員として皆さんにお知らせするというのもあると思うんですけども。

○6番（山内 均君） 議論の厳守というのは、もともと一番あってそうにやるわけですよ。それがなかったらどうするんですか。

○議長（八木 栄君） いいです、今それを、そのことについて今やっているわけじゃありませんから。

○6番（山内 均君） いただけませんか。もしだめだったらいいです。

○議長（八木 栄君） じゃ、当局のほう、この今、山内議員のほうは下水のことにわりかし固執してやっていますけれども、都市計画税全体の用途とかそういうものの内訳で、金額的なことの中での具体的な、こういうものもやっていますよという、下水じゃなくて、下水が

行っていないところはというような形で今聞かれていると思うものですから、その辺でもしお答えができるようならお願いしたいですけれども。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

それでは、都市計画税の用途の内訳ということで御報告させていただきたいと思いますが、参考資料ナンバーの5、18ページをごらんください。

こちらに都市計画税の用途内訳ということでさせていただきます。

今、公共下水道事業ということでお話がありましたけれども、都市計画税事業の用途全体ということで、公共下水道につきまして直接的に下水道事業の特別会計ということでいきますのは、公債費の中の内訳としまして公共下水道事業特別会計分ということで明確にしているのは1億8,373万3,000円ということでございます。

また、事業区分といたしましては、上からいきます、公共下水道としまして713万6,000円、土地区画整理事業としまして1,080万4,000円、公債費分、先ほどの公共下水道それから一般会計分合わせまして、都市計画事業分の公債費としまして2億1,930万5,000円、こちらのほうを都市計画税の用途ということで充てさせていただいているというものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ありがとうございます。すみません。

その中で、やっぱり今、課長の、理事の答えていただいたものに関して、納得しました、わかりましたとはなかなか言えないんです。それなものですから、一応、これが本当に重要な議論になっていきます。私はなっていくと思いますので、その辺を、またこれからやっていくに当たって、義務の中での税の、皆さんが血税を出していただいた中からそういう形で使っていったときに、やっぱりそれはどうしても目的、希望としては、できるだけ早くそういう環境に、いい環境になっていただきたいと、そういう意味での税だと思いますので、その辺をぜひわかっていたいただきたいと思うし、特にいろんなイノベーション世の中で起きています。そういう意味もあって、当然、一番合理的な方法をやっていただきたい、考えていただきたい、そして、それも重要なことであるかと思しますので、ぜひその辺で一つ最後にお答えいただければありがたいと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 確かに御質問いただきましたとおり、平成31年度の当初予算については、都市計画税の多くが公共下水道に充当されているという実態はそのとおりでございます。

この都市計画税を都市計画事業である公共下水道に充当するという手法は何ら誤ったものではございませんので、予算立てとしてはこうなっておりますが、その目的税たる税の負担と受益の問題というのは、その時々によって見直しを図っていくべきものであるというのは間違いございませんので、そうした観点で、もともと公共下水道の事業計画をお認めいただいたときにも、全町的に公共下水道布設をしていって住環境を良好なものにしていくんだという思想のもとに計画決定しておりますので、それがまだ途上にあると。その途上にあるものをそのまま、受益をなかなか受けられない状態でこのまま進めるのがいいかどうかというのは、やはり十分議論されるべき事項だとは思っておりますので、そうした議員の御指摘も踏まえまして、今後の事業のあり方、また、予算の組み立て方ということはその時々で継続

的に検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

納税の義務、日本国民の背負わされている当然の義務ですよ。その中で、やっぱり義務である以上、できるだけ今言われた形で常にやっていただきたいと。特に下水道に入ったときにはとてつもない右肩上がりで、そしてここにいますけれども建設省のある程度の強烈的な指導のもとにやったわけですから、それはやっぱりまたぜひその辺で柔軟な形でやっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 9時24分

再開 午前 9時26分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名です。

次に、歳出に入ります。

歳出の1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費、1項総務管理費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

6目の企画費で伺います。

○議長（八木 栄君） ページ数を言ったほうがわかりやすいね。ページ数お願いします。

○5番（大石 巖君） 53ページの(6)ふるさと納税推進事業費で伺いたいと思います。

先ほど歳入のほうで伺いたいと思ったんですが、去年のふるさと納税の返礼品3割という形で大分見込みより寄附金が減ったということで、取り扱う事業者を増やして寄附金の増額ということでの予算を組んでいるわけですが、2億7,000万落ち込んで、それから今度の予算は4億5,000万の見込みを立てているということで、いわゆるV字回復的な、そうした予算に内容になっていると思うんですけども、取り扱う事業者を増やただけでそれだけの歳入が見込めるのかどうかちょっと不安なんですけど、その4億5,000万円の歳入を見込んだその根拠といいますか、積算、皆さんがこれなら確かに見込みがあるなということがわかる

ように、そうした説明をいただきたいんですけどもいかがでしょう。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今回、ふるさと納税ということで4億5,000万ということで歳入のほうを見込ませていただいております。こちらにつきまして、確かに平成29年度につきましては、6億9,000万円ほどの御寄附をいただいたわけですけども、今回、積算に当たって、一つ、窓口を二つ増やすということで、現在よりも窓口を増やすということでお伝えをさせていただきました。

確かに窓口を開けばそれ以上上がるというものではないというふうに思っています。あわせて、吉田町シティプロモーションも含めて、積極的に吉田町を応援していただけるようにPRを強化するというのもまず一つございます。

それから、ふるさと納税の窓口ということですが、現在、当町、さとふるというところを今中心として行っていますけれども、今回二つ窓口を増やすということにつきましては、通常ですと、ふるさとチョイスさん、それからあと楽天さんという、この二つを考えています。

この二つにつきましては、現在ふるさと納税の大手の中のビッグ2のところにもなっております。さとふる合わせてビッグ3というようなことを言われていますが、そちらにあわせて、吉田町も皆さんから応援していただけるようにこちらのほうを新たに契約をさせていただきたいというふうに思っています。

実際に積算に当たっては、やはり現状をまず踏まえた上で行っております。まず、一つはさとふる等につきまして、現在今、約2億5,000万弱の数字で御寄附いただいております。これを当然継続をしながら、またさらにここを上乗せをしていくということもございますけれども、今の現状のこの2億5,000万円を一つの数字として捉えた場合に、今一つの窓口でその金額いくというところの中で、新たなところが出せば、じゃ、同じ額が来るかということはないというふうに思っています。

新たに開設しますけれども、一応こちらを3割、2億5,000万の30%はいきたいということの中で計算をしています。こちらのほう7,500万円ずつというようなことの中で、あと、さとふるも強化をして現状で3億程度、それからそれぞれで7,500万で1億5,000万というような計算の中で一応積算のほうをしております。当然それにあわせてシティプロモート、それから広告費、こちらもしていきたいということでございます。

そうした計算の中で4億5,000万ということで、実数をもとにして行っておりますので、また、ふるさと納税の制度自体も今後、今、議員も御承知のとおり、国会のほうでも今議論されておまして、3割、当然、当町はもう平成29年度から、途中からもう3割にしているという状況でございますので、そうしたことを踏まえて、当然シティプロモートもあわせていきたいというふうなことで数字のほうの根拠とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、説明をいただきましたように、確かにそういう幅を広げて吉田町のPRの要素を増やしていくということが大事だと思います。ただ、吉田町をPRする、あるいは吉田町のよさをもう少しPRする何か新たな工夫といえますか、もう少し新しい企画というものを打ち出

して、常にそうした吉田町に目が向くような企画を打ち出していないと旧態依然とした方法だけではなかなか魅力が発信できないんじゃないかと思うんですけども、何かそうした新しい取り組みというの何かお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

吉田町の魅力発信というのは、このふるさと納税だけではなくて、やはり先ほど来もシティプロモーションだけではなくて、子育てであるとか、いろんなPRをしていく、吉田町のよさを発信をしていくということの中で、いろいろな方策というのは当然今後も考えていかなきゃならないというふうに思っています。今までも継続してきていますし、今後もしないかなきゃいけないというふうに思っています。

その中で、例えば、一例ということですが、例えばふるさと納税の関連でいきますと、吉田町ではいろんなイベントが行われています。例えば、6月、5月には音楽イベントということで全国的にも非常に有名な音楽イベントがございます。そうした形の返礼品として一つ、チケット、いわゆる、当然転売できないというのはありますけれども、この点は国にも確認をしている中で、転売当然できない、吉田町で消費というようなことの中で、そうしたところとコラボしながら行っていくというようなことも、新たな取り組みも行っていくものですから、そうした例を踏まえて、いろんなアイデアを出しながら、吉田町をさらににぎわいにもつなげていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今のところなんですが、従来、我が町は返礼品競争には余り巻き込まれないような方針というのをずっと出してきていたと思います。ここへ来て、サイトのほうを4社にするとか、今も言われたんですけども、チケット、コンサートのチケット云々ということで、ちょっと考え方変わってきたのかなというふうにかがえたんですが、そもそもこのふるさと納税に関する町の考え方についてお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） ふるさと納税の返礼品のこうした競争になるというのは、ふるさと納税というものが提唱されて、皆さんが検討を始めたときには、多分こういう状況なるだろうと。税制調査会の中でこのふるさと納税が議論された段階でも、こうしたことは調査会の中でも話が持ち上がっているんですよ。税の仕組みの中でこうしたことを行うのが果たしてなじむのかどうなのかということはその当時から議論をされていて、国としても非常に慎重な対応を求められていた中で、余り制度が成熟されない中で見切り発車されてしまったと、こういうふうに我々は受けとめております。

当時、これに対して非常に否定的な説明を私自身が議会でも何度もお話をさせていただいておりますので、この税制の中でこれを考えるというのは全くいまだもってしっかりいっておりません。寄附制度であれば、これは制度としては何ら問題はないと思っておりますが、税と絡めている段階で、税というのは本当に安定した税財源を自治体が手に入れることができるかどうかによって自治体の運営って全く変わってきますので、そういう、本当に見込み

をしっかり立てなければいけないような税財源の中に、こうした非常に振れ幅が大きくて、まして本来見込むことができるような税財源が失われるような、そういう自治体も出てくるという、全くちょっと不可思議な制度だというふうにもいまでも思っています。

ただし、そうした議論の中、我々全くそういう制度を活用しないという、そういうスタンスでは町のためにはならないだろうなというところもありまして、その収入をどう確保するかというよりも、地場産品をどう活用できるかとか、全国にアピールできるかとかいう、そういう側面を重視すべきだろうということで、途中から考え方を変えて、返礼品も用意しながらやっていきたいと思いますという、そういうスタンスに変えていきました。それまでには返礼品などなくても吉田町に寄附をしたいんだということで、実際に返礼品がない状態で寄附をしてくださっている方もいらしたもんですから、そういう篤志家の方々を非常に無視するような形で返礼品を用意するというのは非常に戸惑いもあったんですが、そうしたところも御理解をいただく中で返礼品を用意しながら、プロモートの一環としてその制度を活用してこうと、こういうようなスタンスにしたわけでございます。

そうした中で、これをそういうプロモート活動じゃなくて本当にお金を得るための、そういう自治体も出てまいりまして、本当に節度ある状態とはとても思えないというような日本になっているわけです。

私どもとしてはそれに乗っかって、そういう品格を失うような、そういう自治体運営というのはしたくありませんので、かといってプロモート活動はやりたいという中で、余り過度な競争の中に入らないようにみずからを律して節度を持ってやってきたつもりでおりますが、そうした中で、国がある程度一律的なルールづくりを進めてきたというところもありますので、そうしたルールの中で全体が動くのであれば、もう少しプロモート活動の強化の一環として窓口を増やしたり、新たな返礼品を開発しながらプロモート活動につなげていくという、そういう時期が来ているのではないかということで、31年度についてはそうした方向性を持って予算を組ませていただいたというところであります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 理解はしました。

そうした中で、プロモーション、プロモーションということでありましたけれども、返礼品を扱う業者というか、そういったものにしたときに、町の産業の活性化にもつながってくるのかなというのはあります。そうした中で、こうした大手のショッピングサイトじゃないんだけれども、ふるさと納税サイトを使うということは、本当の意味での地場産品を扱っている小さな業者さんであるとか、農家の方であるとか、そうした方々が、じゃこういったものがあるけれども、載りたいと、載りたいというか返礼品に使っていただきたい、そうしたときに、その対応、今、全部ネットでやっているわけで、当然高齢者の方がもしそういうことをやっていたら、なかなかできない。そうしたところの地場産品を売ると言ったらおかしいけれども、PRするという意味があるとしたら、その対応というのはどのように考えておられますか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今の議員さんから、今、ふるさと納税という中でのお話の中で、やはり地場産品というの

は地域振興にもつながるといのは私ども同様でございます。

ただ、今、小さな商店ということがありましたが、その方々が、例えば、ふるさと納税という制度だけではなくて、あくまでもこれは一つの手段でございますので、ほかのやり方といいますか、例えば間に入る方も、例えば仲介の方もいるでしょうし、そこからの、という方法もあるでしょうし、また、制度ではなくて、地域おこし隊も含めた範囲というか、何ていうんですか、やはり聞きながらという形になるかと思いますが、合った形を模索はしていかなきゃいけないというふうには思っています。

その人たちがふるさと納税制度というので、その対応をどうするかということですが、それについては、現時点で、この方法がいいという方法は確かに今ない状況です。今の制度の中で大きい窓口の中では、現時点ではそこないですけども、そこを、何ていうんですか、つなげる、そうしたことは当然考えていかなきゃいけないというふうに思いますが、ただ、全てをふるさと納税制度、今おっしゃられた、小さな、例えば高齢者の方が売りたいんだけれどもということで、そうした売り方もあるでしょうが、また別の方策もあるというふうに思っていますので、その点は、総合的な形という言い方はおかしいかもしれませんが、トータルの中で地域振興どうつなげていくかという形でふるさと納税の手法を活用する場合もあるでしょうし、また、店舗的な形でいく形もあるでしょうし、いろんな形をちょっと模索をしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） このふるさと納税の返礼品に関してどのような対応をとられるかというところで聞いているので、その他のいろんな手法というのは当然あると思うんですが、こういった大きなサイトが入ってきたときに、その対応を町として、こうしてやるんですよという、細かい対応というのか説明というのか、どこまでやっていくのかというところでお聞きしていますので、お願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ふるさと納税の、いわゆるつなぎ役をどうしていくかということだというふうに、つなぎですね、ふるさと納税、そのサイトは確かにインターネットもあるかとは思いますが、実際に申し込み等については、役場でも電話でもファックスでも利用者の方からは来るわけです。そうしたところでサイトを、何ていうんですか、肩がわりといいますか、その辺をちょっと、町としては、いわゆるきめ細かなところを今後考えていきたいというふうに思っていますので、小さな商店の方がどうふるさと納税制度を活用していくかというところを、今後、いわゆる、このふるさと納税制度は、このインターネットの窓口を使わなければならないというものではありませんので、ふるさと納税制度自体は。

○議長（八木 栄君） 何かを返礼品として出したいですけども、そういう方が、今決められた方がやっているわけですね、それ以外の方は、何か手続をしたらそういうものができるかどうかというようなところら辺を、それ以上の方が返礼品で出したい場合は何かそういう手続がありますかということを知っているんじゃないかなと思いますけれども。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） すみません。

はっきり言って、自分やったことあるんですよ。やったことというか、今のさとふるさんとの取引というか、途中まで、すごい煩雑なんですよ、はっきり言って。そこに載つけるまでが。そのサポートというのは町として何か考えていますかというところをお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

すみません、先ほど来から、実際に今議員がおっしゃられたように、手続の難しさというのは確かにあるというふうに伺っていますし、実際にその事業者というのものなかなか登録も難しいというの伺っています。

そうした中で、出店自体はさとふる、ネットだけでなく、実際に電話、ファックス等でも受注が可能になるものですから、そうしたことの中で、きめ細かく、今、ネットの話を中心にやっているものですからあれなんです、そうした写真等は仮に載せても、その手続をサポートするような形で業者のほうもありますので、電話、ファックスでも出店が可能ということになりますので、そこはちょっとやり方のところがあるかと思っておりますので、今後その辺も踏まえて、この委託業者も含めて考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） そうしますと、もう業者にある意味丸投げで、取引というか、それはもう業者とやってください、町は特別サポートというか、ことはしませんよということよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） そういうことではなくて、何ていうんですか、勝手にやってくださいよということではなくて、当然そのつなぎというのは、町がさとふるさんと納税制度ということで運用しているわけですから、町から事業者にも委託をしていますので、その点は出店可能のような形で今後その打ち合わせのほうも町も中に入りながら行っていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 質問変えます。

今回、もう2社増やすということで、今までやってきた返礼品を取り扱っている業者さんというのは、改めてまたその2社と契約を結んでやっていくということで、全部、もう4社やるという、本当大変になると思うんですが、その点はどこかが統合して全部一括できますよという形になっているんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

現在、当町、さとふるさんを今行っているわけですが、今後2社がありますけれども、2社窓口を増やすということで今検討していますが、これはさとふるのところまで1社でまとめてそこから行くというような形で、煩雑化にならないような形で今考えています。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。



○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

6目の企画費の中です。

まず一つ、56ページをお願いいたします。

これも全協で聞きました一般社団法人まちづくり公社負担金です。

全協で聞いた後、いろいろ調べました、確認をしました。その中で、今、まちづくり公社が平成28年度の5月設立から2年です、2年近くなってきています。その中で、目的としては北オアシスパークに拠点を置いて、北オアシスパークの運営管理、町の魅力を発信する情報発信の拠点としているということは間違いはないですね。その情報発信には、本当はやっぱり、いろいろこれの中に入ってきますけれども、情報発信をする条件として、吉田町のことを本当に熟知している人、それがやっぱり一番必要な条件になるだろうということです。組織自体を批判しているわけではなくて、これから今の質問することはまたちょっと違います。

先日、全協の中で、吉田町出身者が3人いると聞かせていただきました。インターネットの情報もちょっと古いかもしれませんが、平成29年11月10日現在の情報ですので、役員と社員が8名ずつ掲載されていまして。その中で、4人が役員と委員を兼務しているわけです。考え方を聞きます。

その中で、先ほどの吉田町の3人というのをちょっと、役員と委員以外の中に当然あると思うんですけども、組織、ちょっと調べたけれどもわからなかったものですから、次のために聞かせてください。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 反問ですが。

○議長（八木 栄君） はい、どうぞ。

○理事（塚本昭二君） 今、役員と委員というふうに聞かれたと思いますが、委員ということではないんですか。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今ちょっと、とってきたやつを持ってこなかったもんですから、役員はありますよね。それと、もう一つ、もう一方は何なんですかね。ちょっと、委員だと思うんです。

〔「社員」の声あり〕

○6番（山内 均君） 社員ですか。社員ですね。すみません。

社員という形で載ってしまっていて、それぞれの半数が、4人が同じ方が出ているわけです。それがどうのこうのということではなくて、先ほど言ったこの情報発信の最前の拠点がやっぱり吉田町を熟知している人、それが全く知らない人も重要な位置を示しますので、その中で吉田町を知っている人もある程度3割、4割は必要だろうという考え方を持っています。その中で、この3名が、言われた中にその3名というのはどういう形で入っているかってお聞きします、先に。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 社員と役員というのは理事のことだと、理事会を構成している理事のことだと思いますが、社員は吉田町を含めて現在8個人、法人がおります。その中で、理事

会に出ている役員を出している社員もおりますので、そういう中でダブっている者がいるというのは確かですので、社員から役員を、理事を出しておりますので、そういう意味では、一般社団法人を構成している者と運営している者とは当然その中から選んだ方々になりますので、そういう意味で社員と役員会の理事というのはダブっていて当たり前です。

その法人外からも役員を招聘して構成しているというのが理事会になっております。

全員協議会で私が少なくとも3人はおりますというふうにお答えをしたのは、実際に仕事をやっていただいているのは事務局なものですから、事務局の職員の中に少なくとも3人はおりますという、そういう答え方をさせていただいたということで、それで3人です。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

事務局というのは何人いるんですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

現在、まちづくり公社のほうは6名の方がいらっしゃるかと思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 一つ思うのは、今、8人の中で、公社の中で、確かに4の方がやっていたらいいと。そして、プラス6の方が全体でそういう構成をされている。その中で、一番、先ほど言いました吉田町の情報発信ということを見ると、吉田町の情報発信の条件として、よく知っている人が本当は役員であり、社員の中にいていただくと、情報、非常に、いい情報、悪い情報、そういうものがトータルして入ってくると思うんです。

そういう意味で、今言った役員の8人の構成がもう少し、事務局含めた社員ですか、社員の構成が今言った幅広い人材、そういうのを求めるとすれば、もっといてもいいんじゃないかと、そういう思いで聞いていますので、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） もともと一般社団法人まちづくり公社を立ち上げようとした狙いというのは、先ほど議員からお話がありましたけれども、吉田町を行政だけではなくて民間の視点で行政とタイアップしてまちづくりと一緒に担ってもらえる、そういう法人が欲しいんだということで、そうしたことを呼びかけをさせていただいて、当初、核となって構成員の中に入れていただける方々をお願いをしたわけで、同調をしていただけないかということで、御賛同いただいた方々が8社、8人、法人格を人というふうに呼べば、8人いらしたということで、あくまでもそれは組織をする上での核として御賛同いただいた方々ですので、それは吉田町内に事業所を置いている方々とか、吉田町に関係を持っていただいている法人とか金融機関の方々とか、そういう方々ですので、吉田町をよく知らないということじゃなくて、吉田町を、我々行政の目以外でも知っているという方々をお願いして入っていただいたつもりでおります。

それから、それを核として社員は8で限定的に考えているわけではなくて、御賛同いただける方々をどんどん増やしていったらいい、それで会費を納めていただける方々も多く集めていかなければ運営できていきませんので、そういう過渡期にあるということになります。

そういうところが増えていけば、役員の理事会の構成もどんどん変わってきて、もう少し活発な動きが出てくるのではないかというふうに思っております、それで、そういう社員が増えていくことによって事務局ももっと体力をつけていくことができますので、事務局自体がどうも指定管理を行うだけでもうふうふうしているような、かなり余力がない状態ですと、本来のまちづくりへの参加というのがなかなか難しい状況でございます。

そうしたところの法人としての体質改善をどう図っていくかというのは、現在まちづくり公社としても大きな課題だという捉え方をしておりますので、そうしたものをどうやって初期の目的を達成するために今後さらにいいものにしていくかということを経験として、法人としても考え始めているというところで、もう少し長い目で御期待いただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） まちづくり公社の役割が、いろいろ町の意気込みを聞いていると、非常にかなり大きなウエイトを占めてくるでしょう。それと同時に、あそこの役割がひょっとしたら、中にありますけれども、イノベーションを生んでほしいんです。それを目的としたときに、やっぱりできるだけ多くの人材と、吉田町に私の知っている限りかなりの人たちいますから、それも含めて、ぜひやっていただきたいと。そういう思いで、もっと組織的に、余り広げちゃってもいけないけれども、役員は少なくてもいいですよ、その中の社員が増えてもらって、その分だけ、そうすればそれを、イノベーションが大きくなる状況ができればいいんですけれども、そこに至らなくてもそれに向かっていける人たちが、できるだけ人材的に幅広い人たちがやってくれればと思います。

それで、質問しますけれども、役員と社員ってこれ、報酬というのは別々なんですか。中へ、こことはやっぱりあんまり町とは関係ないですか、向こうで決めることですか。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 独立した社団法人のことですので、なかなかここでお答えするのも難しいかなと思っておりますが、知っている範囲でお答えをさせていただきますと、法人は、社員は報酬をもらうどころか逆にお金を法人のために出してもらっていますので、会費を払って組織をしていただいていると。吉田町も運営費を負担金として払って、ここは予算計上しておりますが、吉田町は特段額が多いわけですが、ほかの構成社員も会費をちゃんと負担していただいて運営をしているということになります。

役員の中で社員から出ている理事というのは報酬全く払っていません。無報酬でやっています。社内から招聘した場合だけは出席していただいた場合に日当的に払うような報酬はあると思いますが、それ以外は出ていないと思います。

以上です。

〔「議長、6番」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 数値とか説明を受けた確認とかって、そういうことにならないような質問をお願いしたいんですけれども、よろしいですか。

〔「議長、6番」の声あり〕

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

〔「はい、いいですよ」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、非常に本当に重要なことなんですけれども、社員の人たちは自分の夢であり希望であり、それをかなえるためにお金を出して入ってくれます。これは、聞いたときに、それを今聞かなきゃこんなの誰も知らないですよ。だから、そうやって考えていくと、人材はどんどん取り入れてもらって、可能な限り、そうしないとイノベーションって起きませんからね、1人や2人、5人や10人じゃ。だから、そういう中でやっていただきたいです。

本題に入っていきますけれども、これが最終的な問題になりますけれども、現実的に夜9時まではあそこあいていますよね、会館が。そして、私あそこに住んでいますので、太平洋岸自転車道、夜よく歩きます。冬も歩きます。最近も歩いています。夜7時以降の、19時以降の利用度というのが約1週間に1回ですよ、利用を見ていくと。これちょっと古いかもわからないですけども、情報が、それしかないもんですから。そうすると、あそこに本当に9時までやる必要があるのかということです。逆に言うと、人の人生、一つの仕事ですから縛っちゃう可能性もあるし、この補助負担金だって減らせる可能性もあるわけです。例えば、1週間に1回のやつだったら、それは自彊館等ですべてやっていますよね。手を挙げた形でそうしてやっていただければいい構造にすればいいわけですから、そういう形で一つ思っています。

今言った、理事の言ってくれた中に、私がいつも思っているのは、夜だけ点灯している中に本当にもったいないんじゃないかなと思うんです。何人いるか知りませんよ、あの中に。それは余り問題じゃないんですけども、その中で、先ほど含めた2年たってきますので、PDCAサイクルのもし活用していたならば、しっかりと活用していただければ、今どういう状況で本当にこれが一番効率的に動いているかどうか、ひょっとしたら無駄なことをしていないかどうか、もっと合理性を持たせることができるんじゃないかという意味で、ちょっとこれを聞きたいと思ったんです。

PDCAサイクルを考えたときに、やっぱり今、私が懸念しているようなあその使い方、合理的な使い方がこれ以上もっとスムーズな合理的な使い方、それと、これから町としては負担金を出していくに当たって、どうしてもどういう形で進めていったらいいかというのをもし考えていることがあれば、もう一度教えていただきたいと思っておりますけれども。

○議長（八木 栄君） 副町長、森泉文人君。

○副町長（森泉文人君） 私、理事長を拝命しておりますから、理事長としての発言というよりも、町の者として発言させていただきたいと思っておりますけれども、公社が設立いたしましてもうしばらくたっております。その中で、やはり効率性、いわゆる公社の運営実態と効率性をどういうふうに兼ね備えるか、または、公社の設立趣旨、そういったものをやっぱり両立させなきゃいけないというふうに考えています。その中で、この時期迎えて、公社のいわゆる設立趣旨を踏まえて効率性を目指しながら、どういうふうな運営形態にしていかなきゃいけないということについては、不断のやっぱり吟味をしていかなきゃいけないというふうに考えております。その中で、勤務体系とかそういったもので、一つのアイデアですけども、勤務の一律勤務というやり方もありますし、交代制とかいろんな勤務形態もございますので、そういったことも視野に入れながら、効率性を追求していきたいというふうに考えております。

以上です。

○6番（山内 均君） 了解です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今のまちづくり公社に関連する質問ですが、先ほど公社の体質を改善をしていくというようなことで、事業費も公社の負担金と、それから防災公園の指定管理の費用ということで、前年よりも縮小しているというふうに感じているわけですがけれども、この31年度の中で、このまちづくり公社に期待をする、町のどんなことを期待するのか、そのあたりをちょっと伺っていきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 非常に、副町長、理事長でありますので、なかなか町の期待を自分で自分の、重要なことになると思いますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まちづくり公社、予算的には昨年度よりも縮小したというようなことでございますけれども、昨年度、予算を編成するに当たりましては、公社で見直しているだけではなくて、当町としてもどれだけのボリュームの仕事を期待するかということを念頭に置いて、当町独自としても予算規模というのは決めさせていただきながら予算化をしているという状況でございます。

それで、31年度に向けましては、現実的にシーガーデンシティ構想が動き出そうとしているという中であって、30年度はシーガーデンシティ構想推進委員会もでき上がったわけでございます。その中にもまちづくり公社の理事のお1人が町のシーガーデンシティ構想推進委員会の委員として御就任いただいておりますし、当初からシーガーデンシティ構想の担い手のお1人としてまちづくり公社が参画いただきながら、具現化を図る役割を担っていただきたいというようなことは当初から計画の中に入っておりますので、特に31年度については、そうしたところを実際にかかわりを具体的に持っていただけるような動きを示していただきたい。これが最も期待をするところでございます。

そうある中においては、今、当町の副町長が理事長ということで公社の代表をしているわけですが、こうしたあり方も本当に町と別の民間の形でそれを担っていくという意味では、そうした役員のあり方も効率的なものであるかどうかというようなところをほかの社員の皆様方、それから役員の皆様方にお諮りをしながら、今後、そうしたあり方そのものを議論をしながら、十分機動力のある法人にもう少し体質を変えていくというような、そういう作業もお願いしなければいけないだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

確かにシーガーデンシティ構想を推進するその中核としてのまちづくり公社の役割ということは、当初から、そうした大きな目標はあるわけですがけれども、今、答弁でお聞きしましたが、具体的に31年度の中では、公社として体制をつくりながら、独自のそうした事業展開をしていくということになると思うんですが、具体的にどうした点について公社に期待をするのか、もう少し具体例を挙げていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（八木 栄君） 副町長、森泉文人君。

○副町長（森泉文人君） 町として公社をどういうふうに期待するか、公社を町が発起人になりまして設立いたしました。

まちづくり公社、私、考えますのに、やっぱり行政だけで町のいろんな各方面にいろんな施策を打つのは、一つ限界といっでは何ですけれども、やっぱりそういう一つの天井があると思っております。そこに、よく言われるPFIですか、民間の活力を使ったそういったものを持ってくるというのは一つの道具として非常に有効だというふうに思っております。公社としてそういった民間の活力を、民間の活力もそうですけれども、自分自身が民間的な発想で物事をつないで行動していくというのが望まれる姿だというふうに考えております。

公社で情報発信等、WEBサイトを使った情報発信しておりますけれども、例えば、イラスト一つにしても、町ではこんな派手なイラスト、余りいい例ではないかもしれませんが、やっぱり民間だったらできる例えばイラストとか表現ってあると思います。そういったものも活用する、一つの例でございますけれども、やっぱり官とは違った一つの、何ですか、カラーを出したインパクトのあるお仕事ができればなというふうに考えております。

そういったことを公社が、いわゆる先ほど申しましたけれども、設立趣旨にのっとなって、そういったものが達成できればなというふうに期待しております。

以上です。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今の社団法人、公社の負担金の中で、ちょっと運営に関してお聞きをしたいんですけども、よろしいですか、防災に関して。ここでいいですか。本来の役割の防災の持っている役割に対しての町の考え方です。

○議長（八木 栄君） 予算書に計上されていることなら別に構いませんけれども。

○6番（山内 均君） 要するに公社負担金の中で運営というのは含まれますか。

○議長（八木 栄君） 負担金の中で聞いていただければ別に問題ないんですけども。

○6番（山内 均君） 議長、6番。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今の答えで負担金の中に運営費が入っているということで確認をしましたのでお聞きします。

防災訓練のときに、避難訓練のときに、北区の役割、防災センターの役割、ちょっと見せてもらいに行ってきたんですけども、受け入れる人数、件数というのが全部決まっているわけですから、それに向かっての防災センターの活用というのは今やっていないですね。その辺はどうなんですか。例えば、かまどベンチがありますよね、そういうものの実際にやっている人を見たんですけども、働く人じゃないもんですから、物すごく訓練していない……

○議長（八木 栄君） すみません、山内議員、防災のことだと後ほど防災のこと出てきますんで、そこで言っていただきたいと思っておりますけれども。

○6番（山内 均君） そっちのほうがいいですか。

○議長（八木 栄君） ちょっと今場所が違うと思うんですけども。

○6番（山内 均君） わかりました。じゃ、そうします。

○議長（八木 栄君） すみませんけれども、お願いします。

ほかにかがですか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

55ページのシティプロモーション事業費ということでいろいろ出ているわけですが、過日の2月9日によしだ未来フォーラムの中で、吉田沙保里さんを町のPR大使、応援大使、ちょっとそこわかんないんだけど、に任命するというようなことでマスコミにも出て、決まったような話になったと思うんですが、その点について、一切予算的なものもないし、あれ以来説明もないという中で、実際どうなっているのかなというのが非常に思うところです。また、町のプロモーションとしてそうした有名人の方を今後も活用していくという、何かに任命していくというようなことがあるのかということでお聞きしたいと思うんですが。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員から御質問ありましたとおり、2月9日のよしだ未来フォーラム、男女共同参画のフォーラムのときに吉田さんが来ていただきまして、そうした中で最後にこうした吉田町応援していただけないかということの中で、吉田さんが内諾といたしますか、そこでいただいたと、皆さんの前でいただいたということになります。

当然その予算というか、今後、吉田さんとどういう応援というか、応援大使という仮称ということのあれですけども、そういったことにどうかかわっていくのか、また、町としてもどうしていくかというのは、今後、これから具体的に打ち合わせをしていくという形でさせていただいているものですから、今直接、ここにどれがそれに当たるとかではなくて、この中にも当然可能なものは溶け込ませていきたいというふうには思っていますが、吉田沙保里さんとの関係というのはこれから築いていくという形になりますので、そういうことで御理解いただきたいと思います。

協議というか、いわゆる今後どうしていくかというのを、やはりお互いに内諾というか、その辺を調整していかなきゃいけないものですから、方向性としては応援大使ということでもう内諾いただいていますので、これをどう具現化していくかというのは今後になっていくということになります。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 今年度の予算には組み入れていないという話なんだけれども、そういった内諾を得た中でもうやっていくことがわかかっていて、全く予算づけをしていかないというところはどのなんでしょうというのがすごく思うんですよ。

過日、塚本理事も言われたんだけど、後でなくなっちゃったら困る、予算が、そういう中でつけていくんだよというお話もありました。そうした中で、今回、今、そのような発言があったんですが、どうお考えなんですか。今年度はもう一切それには手をつけないわけじゃないでしょう。今年度もうやっていくといたら何かしらのものがついてくればいいのかと思うんですが、その点についていかがでしょう。

○議長（八木 栄君） 時期的なものがあると思うんですよ。吉田沙保里さんがフォーラムやった時期と予算を組み上げた時期が、もうこれができ上がっていたとしたらここに載せるこ

とができないような形にもなっていると思うものですから、今ここには載っていないという考え方もあると思うんですけれども、その辺は何か回答できますか。

○12番（増田剛士君） 議長、12番。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 今の議長の発言だと、時期があれだったと言うんだけど、でもそういった企画がなかったら、そういう思いがなかったら、有名人を起用するような話がなかったら、もともとそんな内諾も何もない、要請することもないと思うんですよ。そういう企画が多分内々にあって、たまたまと言ったら失礼なんだけれども、吉田沙保里さんが見える。吉田沙保里さんが吉田つながりで見える。そういう中で考えたときに、もとはあったはずなんです。なかったらいきなりきょう会って、きょう1回や2回会って、あ、吉田のお願いしますってそんな失礼なことは多分ないと思うんで、内々にはあったのではないかと私は思っています。そういう中で、予算計上がないというところでお聞きしているわけで、時期がどうのこうのじゃないとは思いますがいかがでしょう。

○議長（八木 栄君） 回答できますか。

企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

吉田さんを予算に全く考えていないというのではなくて、当然含まれている、その視野に入れた中でもいろんな活用もできますし、ましてやシティプロモート等も含めて、当然そこから辺も踏まえた中での予算立てはしています。ただ、その活用というか、ピンポイントという形になりますとなかなかそこは難しいものですから、そういうことですが、例えば、70周年記念のところでもそうしたのも踏まえた中で計上を考えておりますので、全くそうしたことではありませんので、そういったことで御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） それでは、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行いますが、ここで通常の休憩をとりますので、再開を10時40分にします。そのかわり、ここから見ていると議員の皆さん結構居眠り、時々居眠りしている方がおるものですから、しっかり目を覚ましてください。お願いします。

〔「名前出していいよ」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 次寝ていたら名前出しますよ、注意します。よろしくお願いします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時37分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。



ただいまの出席議員は12名です。

次に、2款総務費の2項徴税費から6項監査委員費までについての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、12款公債費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、13款諸支出金についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、14款予備費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時41分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

90ページをお願いします。

90ページの成年後見人申立支援手数料と、その一番下のほうにあります成年後見人等報酬助成金というのがあるんですが、これ、昨日やった介護事業のほうにも同じものが出ております。金額的にも手数料のほうは同じ額で出ております。この違いというのが、民生費で扱うこの費用、手数料と、介護事業費で扱うもの、担当課としては同じだと思うんだけど、どうこれ、違いを、使い道としてやっていくのかなという非常に疑問があるんですが、昨年度までは民生費のほうでは鑑定料ということで頭出しで出ていたんだけど、今回はこういう形で手数料として同じものが出ている。これに関してなぜこういうことになるのかとい

うことでお尋ねします。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

成年後見人制度につきましては、町で吉田町成年後見制度利用支援事業実施要綱というのを設けております。対象者としましては、高齢者と、知的障害者及び精神障害者等という形で対象者を分けておりますので、介護保険制度におきましては高齢者で介護認定のかかる方、今回の一般会計につきましては、知的障害や精神障害、また、高齢者でも介護認定にかかっていない方というような割り振りをさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） そうしますと、昨年まではそうした違いがなかったというのか、区別をしていなかったと思うんです、会計的に、なかったから。昨年というか今年度、30年度の予算書を見ますと、鑑定料としか出ていないんですよ、民生費のほうには。今年度というのか31年度に関しては分ける。その急に変わったところ、何か、法的には余りないのかな。要綱的にも急に変わったわけじゃないですよ。30年度も、自分、去年かな、一般質問の中でやらせてもらっている中で、変わってはいないと思うんですが、なぜここで急に、しかも同じ額できているということは、合算して340万、合算すると。そういうことでやっていくのかというところで、なぜ急に分けるようにしたのかというところをお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

分けたという意味ではなくて、30年度に該当者がいるということで30年度は介護のほうの認定の方が該当者がいるということで、社会福祉協議会の生活困窮の方たちとの面接をする中で、予算に成年後見の町長申し立て等の費用を算定する人が該当者がいるかどうかというような、予算の前にも打ち合わせのほうをさせていただいた中で、今までは介護認定のかかる方が出てきそうですよということで予算化をさせていただいていました。

今年度、31年度予算につきましては、障害者の方で成年後見の申し立てをしそうな方がいますよということで提起がありましたので、予算化を具体的にさせていただいているというところです。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） その件には理解しました。

そうしますと、そうした事前の調査で前年度にやって、じゃ、ほかの科目に関しても、もしそういったものがあつたら、今後、民生費と介護と分けていく、そういった予算をつくるということでよろしいですか。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

議員おっしゃられるように、該当者によって介護保険の交付金の中で払えるものとそうでない方というのがありますので、予算化するときにはそういった分けて予算化をさせていただいております。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） ある程度は理解したんですが、项目的に老人福祉費とか身障者福祉

費とかということがありますよね、民生費の中で。その中であえて高齢者に関しては介護のほうへ回しちゃう、介護事業費のほうへ回しちゃうというところがなかなか理解できないんだけど、だったら、一般会計のほうで上げておいてやったほうがもっと大きく使えるのかなと思うんですが、一つの例として今言っているんだけど、ほかの、先ほどの答弁の中で、今後そういうことも起きてくるというようなことがあったんで、だったら一般会計のほうで大きな予算というか、つけておいて、介護保険とは別個に賄ったほうがもっと手厚くできるかなと思うんですが、その辺はいかがなんでしょう。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

介護保険の交付金の制度のところ、予算化されていないものについては交付金がおりにくいような形にもなりますので、当初から介護保険には介護保険にも予想で今回1名挙がるであろう、2名挙がるであろうということで予算化しているんですけども、ある程度の予算をつけておかないと介護保険の交付金のほうもおりにきませんので、両方に介護保険と一般会計と両方に予算化をさせていただいて、どちらに該当する方かというのは、うちの社協や私たち、あとほかの部門、介護保険サービスの事業所等と話をした中で決定をしていきたいと思っておりますので、介護保険の特会のほうにつけないで一般会計のほうにだけつけておいたんでは、介護保険の交付金はもらえない形になるということなので、両方に介護保険と一般会計と、両方に予算化させていただいているところです。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

特会のほうである程度の予算的なものが上がってこないと交付金が得られないからというところなんだけれども、それはそれでわかりますよ。そういう中で、でも同じ額というか、同じものを一般会計のほうにも上げてきて、一般会計で賄えたら別に交付金なくてもいいのかなって。交付金ありきでやっていくのか、そこのところがちょっとわからないんですが、せっかくもらえるもんだからつけておいて、交付金をいただきましょよという考えなのか、一回もしそれがなくなった場合、次年度からとるのがもう大変になっちゃうからというようなこともあるのか、その辺ちょっとわからないんですが、交付金ありき、交付金をもらうためにあれをつけるというのが果たしてどうなんだろうかといいところがあるんですが、その点についてはいかがでしょう。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 一回つけた交付金が次の年度つけていないとつけるのが大変といったことはございません。

交付金ありきというよりも、今回、31年度に予算化している方が介護保険にかかわる方が予想されるということで、交付金の該当になる方を1名分。それに該当しない方が、もう名前が挙がっている方になるんですけども、この方は障害者なのでということで予算化させていただいていますので、交付金をもらうために予算をくっつけているという意味ではなくて、該当者が介護保険の認定にかかる方が今回該当になる方がお1人、そうでない方がお1人という形でいらっしゃるんで、別々に予算をつけて、今回、このように予算化してあっても、もしかすると、親権者がしっかり動いてくれますよということで予算を使わない場合もありますけれども、どちらも該当者が介護保険でいらっしゃる方、一般の方でいらっしゃる

方ということで予算化をさせていただいているところです。

片方に集めるということはしません。1人は介護保険の該当になる方になりますので、  
以上です。

- 議長（八木 栄君） 介護保険の関係する人がいなかったら介護保険のほうは載らないということですよ。こっちの一般会計のほうでなくて全部が介護保険の関係するであれば、こっちの一般会計のほうには載らなくて介護保険のほうに載るといふ、そういうことであると思いますが、御理解できませんか。

〔「議長、12番」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

- 12番（増田剛士君） 今回の案件に関してはそれで理解しています。それはさっきも言った。そういう中で、町の考え方ってどうですかと聞いたときに、交付金云々という話になったもんだから聞いているわけですよ。

今回のこの成年後見人の申し立てに関しては理解しました。町の考え方として、じゃ、これからもそういったやり方で両方に予算をとっていくというやり方で考えているということではよろしいですかということでお答えをお願いしたいと思います。

- 議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

- 福祉課長（杉田香織君） 31年度に関しましては、そのように該当者が両者にありましたのでそのようにつけましたが、32年度につきましては、どのような該当者になるかによって予算化はまだ確定はしていませんので、該当者によって予算化のほうはさせていただきます。  
以上です。

- 12番（増田剛士君） 了解。

- 議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

6番、山内 均君。

- 6番（山内 均君） 児童虐待防止、94ページでお願いをいたします。

この予算の一番大きいものは臨時職員の賃金ということですね。連続して確認をしているのは、なかなか担当者が見つからないということで回答はいただいたと思います。30年もそうでした。

そのときに、今回はこういう金額で当然載ってきたということは、常に一生懸命探してもなかなかできないということが非常に問題、そこの部分も問題だと思うんですけども、これだけなかなかやってくれる人がいないということになると、人材を見つけるためのハードルというか、なかなかいろんな、要するにプライベートにかかわることですから、非常に難しい問題あると思うんですけども、その辺のハードルの高さというのは、多少、多少というか、少し考慮していかないと、この虐待防止の問題に関しては毎日報道されているとおり、私は、子供たちを親が育児放棄という形の心配をするわけですけども、その中で大事なことなもんですから、この賃金の、相談する方2人がいる中で、なかなか見つからない理由というのはあるんですか。

- 議長（八木 栄君） こども未来課長、太田順子君。

- こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

すみません、お聞き苦しくて申しわけありません。

児童虐待防止事業費の一番の主な予算としては臨時職員の賃金だということで御説明をさ

せていただきました。

うちのほうからこんな人が臨時職員になってくれたらいいなというところで考えているのは、児童福祉司の方だとか児童心理司の方だとか、あと、カウンセラーの方だとか保健師だとか教師だとか、そういった方のOBの方だとかを想定をしていますけれども、まず最初に児童相談所のほうに皆さんお声がかかって、そちらのほうに就職する方がすごく多いです。その次は市に持っています福祉事務所と、あと家庭児童相談室のところにもまずは就職をされて、なかなか私たちのような町のところまで職員が来てくださらないというような現状があります。

ただ、国の方もそういった状況を踏まえまして、児童福祉司を2,000人採用の資格の枠を広げるという報道もありますので、そういったところに期待をしております。ただ、期待しているばかりではうちの町も体制として何も変わらないところですけれども、この30年度につきましては、再任用の職員を1名、保育士のOBになるんですけれども、再任用の職員を1名配置をさせていただきましたので、そういったところで充実をしておりますので、31年度も引き続き資格を持っている職員を募集していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

児童虐待防止の中で、いろんな法律がまた出ましたよね、虐待が、禁止するとか。残念ながら、普通当たり前のことであって、なかなかできていないというのは、やっぱり世の中のシステムが多少無理があるかなという、最近の傾向ね。

もちろんその中で、一番情報を受けて困ったのは、やってくれた人が結局児相行ったときに、児相での対応が非常に、見逃したことによって子供の命がなくなったと。そういうものを、いずれにしてもどうやってフォローするかわからないもんですから、私の中での一つの案としては、地域おこし協力隊とかそういう人もいるでしょう。基本的にハードルが高いか低いかわというのは、何とか司という、国家試験を持つことによって、どうしても物すごい狭い地域に限定されるもんですから、それもちろん大事なことなんですけれども、それ以外に世の中に強い人っているじゃない、地域に力を持った人たち、そういう人たちをやっぴりうまく利用して、そうして力を発揮してもらおうということも大事だと思うんですけれども、その辺でもっと、何とか司もいいんですけれども、柔軟な、柔軟というか、もっと地域の人材が、力のある人に相談するとか、そういう方法も一つの方法じゃないのかと思うんですけれども、どうなんですか、とにかく、何かあったときに相談乗って、そうして毅然とした態度でやれる人じゃないと、また、どこかにああいう形になっちゃうわけですから、その辺も含めて、この臨時職員、臨時職員じゃなくてもいいと思うんですけれども、職員であってもいいし、そういう方を、逆に言うと、臨時職員という名前つけちゃうと、1年ごとの契約になるもんですから。その辺は、そういう計画とか、そういうこれからの問題というのは考えているのってあるんですか。

○議長（八木 栄君） こども未来課長、太田順子君。

○こども未来課長（太田順子君） こども未来課でございます。

地域の見守り体制につきましては、もちろん、うちの課の中だけではやり切れない部分もたくさんありますので、民生委員、児童委員の、特に児童委員さんの協力も仰ぎながら見守

り体制をともにやっただいていただいているところでございます。

もう一つの臨時職員の任用のことにつきましては、当課だけでできることではございませんので、また町全体として検討をさせていただきながらやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（山内 均君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。  
ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時02分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名です。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 2番、三輪です。

118ページですけれども、お願いします。

飼い主のいない猫の不妊と去勢手術について、補助金の300万円でございますけれども、27年度から29年度の決算の報告ですけれども、1年で215匹ぐらいの、平均として、不妊と去勢手術はやっていただいております。30年度と4年間で大体の数字ですけれども800匹ぐらいであろうかと思っておりますけれども、飼い主がいない猫が随分少なくなっているとは聞いてはおりますけれども、私も飼い主のいない猫をどうすればもっと少なくなるかというも考えたりはしておりますけれども、単純に飼い主がいない猫と飼い主のいる猫を区別すれば少しはいい結果が出たりするんじゃないかなということも考えたりはしておりますけれども、飼い主のいる猫も不妊と去勢をしている猫ばかりではないわけですから、外へも自由に散歩に行くということもあるわけです。そうなりますと、まだ増える可能性はあるわけですが、町としては、ボランティアの方にこういうふうな去勢、不妊を任せているわけですが、町としてはまだほかに対策を考えていることがいらっしゃるでしょうか、ちょっとお願いしたいと思います。お聞きします。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この飼い主のいない猫の補助金でございますが、飼い主のいない猫の不妊、去勢についてを飼い主のいない猫を少なくする最大の活動というのが、この補助金でやっておりますTNR活動ということで、不妊、去勢をしてなるべくそういう不幸な猫を少なくするというのが

最も効果的な方法だというふうには考えております。

ただ、今度、飼い主の意識の問題というのがございまして、それにつきましても、動物愛護法の中では飼い主の責任というところが一番今明確にされております。そういう中で、県のほうでも動物愛護の推進計画という中で、猫の飼い方、猫の飼育の仕方というところにつきましても、その計画の中では、なるべく部屋の中で猫を飼うようなことで、なるべく外に行ってほかの猫と接触をしない中で、そういう不幸な猫を少なくしていこうというような計画もございまして。

そういう中で、県と町とも協力しまして、そういう動物愛護の教室であるとか、そういう中でもそういう猫の飼い方であるとかそういうものにつきましても、なるべく周知をして飼い主の責任を明確化しているというところもございまして。

今回、うちの町としましても、今月の広報ですけれども、広報の中に猫の飼い方、犬の飼い方につきまして特集を組んでいただいて、こういうふうな形で猫、犬については飼ってくださいという中と、あとは飼い主の責任についてもこういうものでなるべく、なるべくというか、責任を持って飼っていただくというところの特集を組みまして、飼い主の責任を明確化していくというところにつきましても、町のほうでも周知していきたいと。そういう広報活動を通じて周知していきたいというふうに町のほうでも考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 2番、三輪美由紀君。

○2番（三輪美由紀君） 三輪です。

不妊、去勢手術というのは、富士宮のほうへ、遠いところへ出かけて、ボランティアの方たちは大分負担をかけているとは思いますが、こうして長く続けていっていただくということは大変なことだと思いますけれども、少しでも近くにこういう不妊と去勢をやっていただける獣医さんがいらっしゃったら、まだしも負担は少しは軽くなるだろうとは思っておりますけれども、町の考えとしてはどうでしょう。まだ近くで交渉していただいたりとかということはございませんか。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、この不妊、去勢の手術に関しましてもボランティアの方の協力をいただいて進めているわけですが、できれば一番ボランティアの方にも負担のかからないような方法でやれるのが一番いいというふうに町のほうでも考えております。

近隣の中では町内なり市内の獣医師さんに頼んでやっているところもございまして、町としましてもなるべくそういう負担のかからない範囲内で行う。ただ、獣医師さんのほうでも受け入れの件数でありますとか、費用の負担でありますとか、そういうまたいろいろな問題もございまして、そういう面も含めまして今後町内の獣医師さんともちょっと検討をしていながら、なるべくそういうふうな費用負担の少ない範囲内の中で進められるようにということも検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○2番（三輪美由紀君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

116ページの感染症予防費の中の風しん予防接種費助成金についてなんですが、先日、全協でお聞きしたときは妊婦及び同居の家族と、あと男性向けのがごっちゃになってしまったんですけれども、今回、男性向けの風疹予防対策についてちょっとお聞きをしたいと思っております。

風疹の罹患の予防及び蔓延防止のための抗体価が低いとされている30から50歳の男性を対象に風疹抗体検査及び予防接種業務委託を実施すると言われております。対象者として3,650人いるということなんですが、この予防接種についてどういうふうに進めていくのかちょっとお聞きしたいと思っております。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

31年度から33年度までの3年間で風疹の追加的対策ということで、国が示した対策に沿って市町が実施主体となってしていく事業というふうになります。

それにつきましては、対象者が働く世代の男性であるということから、国のほうでも居住地以外でも抗体検査及び予防接種を受けられる体制の整備が必要ということで、国が集合契約という形をとるということで今事務を進めております。したがって、国が出した方針、あと、ガイドライン、手引きが今、示されているところなんですけれども、まだこれから調整が必要な部分もその手引きの中にはございますが、その手引きに沿って町としましても実施をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。

国のガイドラインに沿ってやっていくということなんですが、先ほど説明の中でもあったんですが、やっぱり30代から50歳というと、働く世代でもあるので、やっぱり忙しい世代だと思うんです。そういった方たちのために町独自が何か考えていることとか、今後進めていくために考えていることというのは何かありますでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

ガイドラインに沿ってということの説明をさせていただきましたけれども、その中で、働く世代の男性であるということで、事業所健診、あるいは特定健診等で抗体検査がまず実施ができる体制を整えるということで、そのガイドラインに沿って町としましても準備を進めているところです。そのほかの受けやすい体制ということにつきましても、町独自というよりは医師会等関係機関と調整が必要になるものです。

それから、国のほうとしましても、いろいろなやり方をしてしまうと審査、請求、それが全国的に一斉に行われるものですから、独自性が余り出してしまうと混乱を招くというような説明を受けておりますので、やはり実施を委託する期間が混乱しないようにという体制を整えたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 4番、蒔田昌代君。

○4番（蒔田昌代君） 4番、蒔田です。



独自性が出るとちょっとということなのであるんですが、今後、周知に向けて、こういった風疹予防対策費がつかしましたよ、対策ありますよという、これを町民への周知はどのように行っていくつもりなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 健康づくり課長、増田稔生子君。

○健康づくり課長（増田稔生子君） 健康づくり課でございます。

周知につきましては、まず、対象者の方には、先ほどから説明しているガイドラインにクーポン券を各市町村が発送しなさいと。そのクーポン券につきましては、紙の材質から仕様、封筒の大きさ、案内の告知の内容等、全て国が示したものに沿って行うということになっておりますので、町としましても、31年度は国が段階的にその制度を進めていくということで、その中でも昭和47年4月2日から昭和54年4月1日までの男性の方にクーポン券を発送するということが示されておりますので、まずは個別にクーポン券を発送させていただき、それから、国の全国的な周知ということで、リーフレット、ポスター等も既にでき上がっているということでお知らせを受けています。そちらを使いまして周知をさせていただき、それから、町としましては、従来の保健事業もお知らせしているとおり、広報、ホールページ、よしポケNEWS等を利用して周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○4番（蒔田昌代君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

先ほど同僚議員が猫のことで質問しました。そういった中、飼い主の責任、これは当然なんです。犬はいいんですよ、縛っておきますから、ふらふらしているのはまずありません。猫なんです。それで猫でも、例えば、飼い主がいても雄猫、これに対して去勢の補助とか考えませんか。徹底的にしていれば減っていくんじゃないかと。

最近、丸々太った猫がいるんですけども、これ、飼い主いるんですよ。これが毎晩のようにわあわあ騒いでいるんですよ。ということは、男性の機能持っているということなんです。

そういった面でいけば、徹底的にそういったところへも、何ていうか、雄猫に対して助成して去勢すると。そういうことを考えられませんか。

それと、もう一点。

かなりの数の猫が捕獲されております。去勢手術を受けております。これ、地区的にはわかりますか。例えば、北区ぐらいが多いのか、あるいは住吉が多いのか、川尻なのか、片岡なのか、そういったところの猫の、やはりこれを吉田町で出している補助金ですから、やはりある程度地区に限定していると思うんですよ。ただ、そういった猫がどの辺にどれぐらい多いのか、そういった数は確認しておりますか。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、議員の御質問の飼い主のいる猫に対してこの補助金を使えないかというお話でございますが、確かに飼い主についてやっている市町も近隣にはございますが、限られた予算の中でいかにそういう不幸な猫をなくしていくかというふうに考えたときに、今でも、現状でも

予算、ほぼ使う、200頭ぐらいの飼い主のいない猫に対して補助金を交付しているという中で、いかに効率よくやるかということを見ると、飼い主のいる猫に関しましては、動物愛護法の中でも、先ほど申しましたとおり、飼い主の責任と。責任の中でやっていただくということが明確化されておりますので、そこにつきましては、先ほど言ったそういう愛護教室であるとか、うちのほうの広報等を通じて飼い主の責任というものがあると。そういう中で、飼い主の責任において管理していただくと。それに対してなるべくそういうふうな飼い主を、飼う方法についてもよりよい、こういう方法があるということを紹介しながら、飼い主の責任の中でやっていただくというのが一番効率的であるというふうに今、町のほうでは考えておりますので、この補助金につきましては、飼い主のいない猫に限定してうちのほうは進めていきたいというふうに考えております。

そういう飼い主のいない猫の分布と。どこが一番多いかというところでございますが、確かにうちのほうに出てきたものに対して統計をちょっととっているものではありませんので、今出てきている感じでいきますと、やはり沿岸部であるとか、あと、川尻のほうの沿岸部であるとか、あとは漁協付近が多いというような感じは受けますが、正式に北区でどのぐらい、川尻でどのぐらい、住吉でどのぐらいという数字を細かくはうちのほうではちょっと把握しておりません。出てきた申請書を見る限りではそんな感じを受けております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） ありがとうございます。

しかし、やはりある程度、何ていうのかな、場所ですか、捕獲した場所を確認しておくべきじゃないですか。別に疑うわけじゃないんですよ。しかし、どの辺で、出身地といたらおかしいんですけども、川尻で捕獲しましたよ、住吉で捕獲しましたよとか、それくらいやはり、お金出すんですから、補助として。ですから、それぐらいは大まかでもいいんですけども、確認しておくべきじゃないですか。

そうすると、その場所によって、あ、多くなった、少なくなったがわかるんですよ。そうすると対策のとりようもあるし、そういう面はどうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

申請につきましては、今、うちのほうに出してもらう中には場所であるとか、そういうものも添付書類としてついておりますので、今後そういう概要につきましては把握していきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（三輪正邦君） 了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午前 11時22分

再開 午前 11時25分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名です。

次に、5款労働費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

ページ135、先日の全協でも少しお伺いしましたが、機械設備整備682万6,000円と。これは片岡橋の下のラバーダムの修理と。こういうことをお伺いしたんですが、ラバーダム、コンプレッサーでエアーを入れて膨らませて、それで水の制御をしているということですが、どの部分というんですか、先日もお伺いしましたが、悪いのか、もう一度修理をするのかお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） その後何か質疑ありますか。内容確認だけですか。

○11番（河原崎昇司君） いえ、あります。

○議長（八木 栄君） じゃ、お願いします。

建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

予算に関する説明書の135ページの(2)の水門・排水機場管理費の中の15節、機械設備整備682万6,000円のことだと思います。

議員おっしゃるとおり、片岡の頭首工、通称新橋頭首工と私ども申し上げておりますが、場所におきましては、総合体育館から川尻へ向かう町道が湯日川にかかっている橋がございますが、片岡橋ですが、その下流にございますラバーダムでございます。その頭首工の状況を申し上げますと、現在、すみません、その前にあの頭首工というのはゴム堰で、ゴムに空気を入れてせり上げることができます、というシステムのものになっていて、自動でも手動でもできるというものでございます。

現在の状況を申し上げますと、自動で起き上がるという機能が故障をしております。手動で起き上がらせている状況でございます。それを機能回復させたいために、土地改良連合会、県・国の補助金を活用して修繕を行うために、ここに予算として計上してしまして、入も後でお話をしようと思いましたが、後ろにくっついておりまして、10%の補助ということの中で補修を計画しているものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 11番、河原崎です。

それこそ、これやはり農家の水、生命線だと思います。これ、時期的には大体いつごろまでに完成ができるのか。田植えまでには間に合うような形になるのか、いま一つお伺いします。

○議長（八木 栄君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 修繕が完了する時期のお尋ねだと思います。

所定の手続を行いますので、田植えには間に合わない予定です。

以上です。

○議長（八木 栄君） 11番、河原崎昇司君。

○11番（河原崎昇司君） 農業の、昔で言えばいせぎであります。

水は最近、大井川用水の関係は、夏は農業用水、冬は防火用水として皆さんに利用されておりますもんだから、なるべく早くに修理をよろしくお願ひしたい。

以上です。

○議長（八木 栄君） 要望ですね。

○11番（河原崎昇司君） はい。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

145ページをお願いします。

145ページで観光費の中であるんですが、まず、清掃管理手数料というのが、昨年というか、30年度と比べまして大幅に減額となっている中で、そのかわりと言ったらおかしいんですが、13節のほうで能満寺山清掃管理業務委託料、その下に観光施設トイレ清掃業務委託料ということで新しいものが上がってきているわけで、何でこういうふうな委託のものに変わってきたのかというのをまず一点、先にお尋ねします。

これまでは清掃管理手数料という中で多分賄っていたのではないかなと思うんですが、あえてここで二つ上げてきたというところで、何でこういうことが、上げてきたのかなというところでお願ひしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいまのトイレ清掃等の関係でございますが、議員おっしゃるとおり、これまで役務費のほうに計上しておったものを、来年度につきましては委託ということで計上のほうを改めてさせていただいている状況でございます。

役務費の中につきましては、労働作業ということでお願いしている中で、現場での確認等をおったところでございます。そういったことも含めて委託の中でやることによって、仕様書で事細かく指示等をさせていただいて、観光施設ということで常にきれいな清潔な状態であることが最善であるという判断で委託費のほうに改めて計上をし直したという状況で

ございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

特定したら悪いんですが、小山城のトイレ、売店の横のトイレというのは従来はこの手数料の中に多分入っていて、売店の職員さんとかがやっていた。あそこはもともとどこかに委託していたというわけじゃなくて、今回、観光施設トイレということであると思うんだけど、そういうことで理解してよろしいですか。

それで、もう一点、観光施設トイレというと、非常に大きなタイトルというか、なっていると思うんですが、具体的に、じゃ吉田町で観光施設といったときに、トイレがあつてと考えたときにばって浮かんでこないんですよ。小山城はありますよ、小山城と、あとどこがあるんだろうというのが非常に思うところがあります。各公園だったら公園でまた別個にやるべき、公園管理の中でやるべきだと思うんで、ちょっとこの、すごくタイトルが、タイトルといったらあれ、項目の名前が観光施設トイレ、ましてやトイレ専用みたいな形で委託しているわけで、その辺がちょっと理解できないんで、答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

議員御指摘の観光施設トイレという、この予算書で言う位置づけでございますが、議員おっしゃられるとおり、小山城売店西側のトイレ、それから吉田漁港荷さばき所の北側に海岸トイレと私どもも言っているトイレがございますが、そのトイレを含めて産業課のほうで管理しているというところで観光施設トイレということで計上させていただいております。

それから、小山城売店西側のトイレでございますが、これまで臨時職員が清掃をしておりました。それを改めて委託に出すということで、31年度改めて計上のほうをさせてもらっております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） そうしますと、わざわざ職員でなくて委託するということによって、よりきれいというか、状態が維持できるというふうに判断されるということですよ。

これまで、じゃ、何年も臨時職員の方にやってもらっていた費用と比べて、実際どれだけの費用対効果というものが出てくるのかなというのは考えておられるんですか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、売店西側のトイレでございますが、実際臨時職員のほうがやっていたということでございます。それで、今年度までにつきましては4名体制でやっていたということもございまして、今年度末をもって1名退職されるという中で、トイレの清掃をどうしていくかという検討のほうをさせてもらいながら、臨時職員とも相談、話し合いのほうをさせていただきまして、そういった中で、売店、それから小山城の管理業務に専念するというのがいいという判断のもと、清掃につきましては業務委託ということで外注のほうをするというふうな判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 今のトイレに関しては理解します。

そうした中で今、答弁の中で、1人減って3人になるということなんだけれども、1人退職するから3人になる。もともと4人必要だ。そこをじゃ募集をするのかしないのかというところも出てくるんだけれども、その辺の点について、臨時職員というのもこの中にあると思うんですが、その点についてはもう3人いれば十分賄えるよという中で、募集もせずに、そのかわりトイレ清掃とかというのは業者に任せて、専念してもらおう。3人で賄えるという判断をされているということよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、先ほども述べさせてもらったんですけれども、現在雇用しています臨時職員のほうと面談等をやらせてもらった中で、3人体制でできるということで町のほうとしては判断しております。

ただ、もし体調が悪くて休暇とかということも想定はあると思いますので、そういった場合には正規の職員が支援していくという体制で考えております。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

144ページの観光振興費についてお伺いしたいと思います。

31年度の当初予算といたしましては、昨年度と同じぐらいの予算計上になっていると思うんですけれども、我が町の観光事業というところは、この予算の項目になると思うんです。町のほうでもにぎわいのあるまちづくりということをやっております、この中身を見ますと、3大祭りの委託料など、本当に吉田町の魅力を発信して大勢のお客さんに吉田町に訪れてもらいたいというふうなことが載っているというふうに思うんですけれども、主にはこの委託先というのが観光協会ということになります。

次年度、31年度の予算的には昨年並みではありますけれども、まちづくりの協力隊が導入されたり、あとまちづくり公社も入ったりする中で、この観光振興費といたしましては、これまでと違った当課の取り組み、考え方というのがちょっと御答弁いただければと思います。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

この観光振興費につきましては、吉田町の観光振興に資するものということで計上のほうをしてございます。特に観光協会が委託先になります3大祭りにつきましては、昨年12月から地域おこし協力隊員が配属のほうもされておりますので、そういった既存のイベントでの来場者数の増加であるとか、あと、今後、観光協会では何か新規のイベントを考えるようなものがあったらアドバイス等をいただいて、それを実現していくというところで、主に観光協会の役割として思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

産業課におかれましては、観光協会の事務局ということになっているかと思うんですけども、今、御答弁いただいたように、新たに31年度行っていく事業として、今答弁いただいたと思うんですけども、具体的に観光協会の事務局として観光協会にどのようにかかわっていくかというところがとても大事だというふうに思うわけでございます。

その点において、今までとは変わっていく観光協会ということについては、何か形が見えるものがこの中で期待ができるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

観光協会につきましては、吉田町におきましては、行政で事務局を持っているというところがございます。ほかの市町で言いますと、独立して観光協会が運営していると。独自の活動を行っているというところで、そういう状態でもございます。

吉田町におきましても、これまでも外部団体のほうにもお願いしたいというところではやりとりといたしますか、そういった協議のほうを重ねていたということもあったと記憶してございます。

今後におきましても、やはり行政の中ではなく、外の団体等に観光協会を任せていきたいと。独立していったほうがいろいろ、行政ではなく、民間といたしますか、そういった何か新しいいろんなPR、イベント等ができると思いますので、そういった協議のほうをこれからも進めていきたいというふうに考えておりますが、31年度のこの予算計上においては、そういった計上のほうはしておらない状況でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

31年度の予算の中で、3大イベントの委託料が計上しております。それは町の観光協会に委託をしているわけございまして、ただいま課長の答弁の中にありましたように、地域おこし協力隊の活用をすることによって、例えば、見える化としては入場者数が増えるというところもございまして、あるいは、これ以外にも町独自の新たなイベント、これも期待ができるんだろうと思うんですけども、こういったところを、予算の中には盛り込んでいないと言われましたけれども、そういう考えがあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

既存の3大イベントの中でのその中の新たな事業の展開、そういったことも地域おこし協力隊には何かいいアドバイスといたしますか、そういったものを期待するところでございます。

そのほかにも、新しいイベントということで、それを考案するという業務に関しても、地域おこし協力隊の一つの業務というふうに位置づけているところがございますので、今後、そういった地域おこし協力隊員との協議の中で、新しいものができたときには、来年度ではなく今後においてということでは、こういった予算計上、もしくは、町でなくても観光協会が実施できるものがあるということであれば、観光協会の中で協議をしながら、実現に向けて進めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○10番（大塚邦子君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

145ページの、これは設計委託料ということで、多分この間のとき、喫茶店も含めて何かやり直すというのかな、そういうようなことをちょっと記憶したんですけども、当然こういった機能も一回見直して、これを何か新しい、何ていうんですか、売店もつくと。そういうようなことでよろしいのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

ただいまの13節、委託料の設計委託料518万4,000円でございますが、この設計委託料につきましては、展望台小山城が築30年余りを経過しているという中で、塗装が薄れてきたり、さまざまな老朽化が進んでいるというところで、劣化診断をするということで、この委託料のほうを計上して劣化場所の特定をすると、把握するということの委託を今後、31年度に実施するという計上のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 私のじゃ、とり違い、勘違いでしたかね。何かそんなような、売店も含めてちょっと考えるような、聞いたようなことが記憶にあったような気がしたものですから、もしそういう、これがそういったことでない、全然売店の関係は含まれていないということあるなら結構でございます。すみません。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

小山城の売店につきましては、これまで説明をさせていただいたのは、売店のあり方の見直しといたしますか、運営方針を見直していくということで、予算の計上はございませんが、31年度協議していくということでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） わかりました。

運営方法を見直すという中でございますけれども、やはり、ここへ小山城へ来た人たちが売店に対して、別に悪いわけじゃないんですけども、ちょっと、お茶ぐらい飲めるようなところないかなと、そういうようなことをちょくちょく聞くんですよ。例えば、喫茶店でコーヒー1杯ぐらい飲みたいねと。そういったあれがないんですけども、そういった売店の、要は、経営やあり方じゃなくて、もっと、何ていうんですか、小山城へ来てゆっくりできる、そういったような形態に考えていきませんか。どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 産業課長、中山孝宏君。

○産業課長（中山孝宏君） 産業課でございます。

それこそ、町ではシーガーデンシティ構想の推進ということが大きなものがございます。そういった中でも、小山城位置づけとして観光拠点の一つということになってございますの



で、そういったことを含めて、まずは売店から見直していくというふうなことで、今後、小山城の老朽化に伴います劣化診断の状況等によって、今後、小山城であるとか能満寺山公園であるとか、あと芝生広場、そういったところも含めて検討していくということで現在のところ考えております。

以上です。

○7番（三輪正邦君） 了解しました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。  
ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。  
ここで暫時休憩とします。  
再開は午後1時とします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 零時55分

○議長（八木 栄君） 少し早いようですが、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名です。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

土木費の153の河川維持管理費、それともう一つは水門の3カ所の、その前のページの水門管理委託料、これ、ちょっとお伺いしますけれども、湯日川の3カ所というのがちょっとはっきりわからないんですけれども、多分ラバーダムに関してでしょうか。

○議長（八木 栄君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

今、議員お尋ねなのは、予算書に関する説明書の152ページの河川総務費の中の(2)の13の水門管理委託料63万6,000円というところだと思います。これにつきまして、今、おっしゃられたのは湯日川の3カ所がわからないんですけども、ということだと思います。

これは、坂口谷川と湯日川、いずれも県管理河川のところの水門をラバーダムではなくて、樋門、樋管、こう巻き上げたりするシステムの水門を県から町が委託を受けまして消防団のほうにお願いをしているものでございます。

湯日川につきましては、湯日川の河口の古川橋の上流に3カ所ありますので、湯日川親水公園の奥のほうに1カ所と本庭の湯日川のところに2カ所ありまして、そこが3カ所となっております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番(山内 均君) その次のページの153ページに河川管理委託料というものがあるんですけども、特に山崎橋と東名のところのラバーダムに関してのちょっと管理に関してお聞きをしたいんです。

ラバーダムが山崎橋のところ、特に山崎橋のところですけども、常にダムが膨らんでいる状態で、水が冠水していますよね、水が貯水というんですか、そのときに、あの地域の神戸川ありますね、神戸川。神戸川はちょっと雨が降るたびに、何ていうんですか、水が冠水をして、道路とか田んぼの中に冠水をするわけです。これは前からずっと言われていたんですけども、それともう一つは神戸川のところに水がたまっていて、神戸川のところの流れが悪いことによって、その上流の人たちの水の流れ方が非常によくないし、それともう一つは神戸川の両サイドの管理が、常に雑草であるとか竹であるとか、そういうの多分御存じだと思いますけれども、その部分で管理というのを含めて、その辺の維持の、要するに、皆さんが困っているような管理、それをどう解消するかという管理に関してお聞きしたいんですけども、あの部分に関しての管理の仕方、管理の目的とか、そういうのというのは町のほうはどう考えていますか。

○議長(八木 栄君) 建設課長、大石 充君。

○建設課長(大石 充君) 議員がお尋ねなのは、153ページに(2)の河川維持管理の中でという解釈で、山崎のラバーダムを誰が管理をしていて、どういう方向性で管理をしているんだという御質問だと思います。

あそこの山崎のラバーダムにつきましては、管理手数料ということで計上はしておりません。職員が直営で上げたり下げたりをしています。おっしゃったとおり、どっちかというところと365日の中で立っている、水をためている状況の方が日は多いと思います。

しかしながら、大雨時とかでは、自動で倒れて水が流れるようなシステムにもなっていますし、地元の方にもお力をいただいた中で、農業関係者のお力をいただいた中では、上げ下げをして用排水の利活用ということで運用をしているところでございます。

そのもう少し小山城のほうへ50メートルぐらい上がったところに、右岸側に神戸川という川が注いでいまして、能満寺山公園の縁を通りまして青柳のほうにいつているところがあるんですけども、その維持管理はどうしているんですか、対策はどうしているんですかということにつきましては、ここの項目で申し上げますと、153ページの14節の機械借上料というところで、毎年のように神戸川の土砂のしゅんせつを行っております。能満寺山公園のすぐ下の竹だとか雑木が神戸川のほうに倒れているんじゃないかというようなことにつきましても、直営で切ったりですとか、余り太い木でありましたら造園業者さんに頼みまして切ったりですとか、民地の場合につきましては、原則その方に切ってもらいたいというようなどころでお願いをしているところでございます。

湯日川のカンド川の合流地点をみていただくとわかるんですけども、かなり神戸川の河床、川の高さのほうが高くて、1メートルぐらい落ちて湯日川の河床ということになっています。そのところも常に目配り、気配りをして、埋まっちゃうことのないように気をつけているつもりではありますし、必ず大雨のときには初めにラバーダムを倒して、湯日川の水位を低くして、なるべく神戸川が流れやすい状態を保っているものでございます。

以上でございます。

○議長(八木 栄君) 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 神戸川に関しては、以前からずっといろいろな問題があつて要望があると思うんですけども、その中で、平成30年度の予算の中には維持管理費というやつが650万、そうですね、650万のやつが入っていたんですけども、今回、この中に項目に維持管理というものがなくなつてきて、その維持管理がなくなったということに関して今言った部分がまた余計心配な部分になるのではないかという気がしているものですから、この維持管理費というのはここではなくなったという理由は何なんですか。

○議長（八木 栄君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

議員がおっしゃっているのは、153ページの河川維持管理費ですとか治水対策のところ、本年度予算があつたものが少し寂しいのではないかという御意見だと思います。正直、少し控え目の予算になっております。

ことし、治水の方向性としましては、来年のことも含めてお話ししますと、土砂のしゅんせつとって、常日ごろの維持管理も大切だとは思っている中で、来年度は坂口谷川、湯日川、いわゆる町の中小河川が流れ込んでいる川を集中的に県を通しまして河床掘削ですとか護岸の整備だとかというのをお願いをするという、その整備計画も坂口谷川につきましては本格的になってきていますし、湯日川についても今度組み上げていくというような県の方向性も示されていますので、その中で積極的に町としては県にお願いをしていくと。内水のことについてはしゅんせつも大事ですけども、流れ込むところの川を今度、来年は集中的にやっただくというような方向をとらせていただいております。

もう少し申し上げますと、国の補助制度の中で、全国の市町村のところで内水氾濫が起きている関係がありまして、国でも補助メニューを今考えてくれています。まだ確定はしていません。ですので、そういう情報を私どもキャッチをしまして、そういう吉田町にとって有意な治水対策のメニューを探してすぐに飛びつくというような体制は財政のほうとも連携をとりましてやっていく方向ということで、今年度のほうはそういう方向性予算措置をさせていただきます。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、初めて聞きました。非常に私としても期待をするわけです。周りの人たちも多分期待をするでしょう。その中で、ラバーダムができることによって、昔の水の環境、生物環境、魚の遡上、そういうものがずっともう阻害されていて、なかなか昔はたくさん、非常にいい環境で、自然環境の中で生物が、生き物いっぱいいたわけですけども、ところが、今は、大きなライギョみたいなやつ、コイのようなものが確かにいるんですけども、その中で、川の環境、美化含めて、時々水を抜いてくれたときには非常にきれいな流れができるんです。その辺も含めて、今の回答の中では、そういう、あそこのダムの、例えば、魚が遡上できるような、そういうものを含めてのこれからの計画なんですか。先ほど国のほうのやつ、これからやるというのはそういう形を含めてですか。

本当はラバーダムで完璧にシャットアウトするんじゃなくて、魚が上ってこられる状況をつくっていただきたいと。それが一番自然だと思うんですけども、その辺は町の考え方というのはどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 議員のおっしゃるのは、川の維持方法というか、整備方法という

か、環境面にどういふふう配慮していくんだというふうな御質問だと思います。

実際、私が申し上げた国の施策というのはどっちかという防災色が強いと感じています。内水氾濫を起こさないように、水を吐かせるようにというふうな施策になってくるのではないかと。しかしながら、今まで国の方向性としてしましては、環境も考えて多自然型の川づくりというのを積極的に推し進めていますので、そういう面はずっと引き続けていると思いますので、防災色が強くなってきたといえども多自然型の川づくりを指導される方向性というのは変わらないと思います。

また、今のラバーダムのお話をさせていただくと、実際にはちょっとアユの遡上とかがしにくいのもかもしれませんけれども、ラバーダムの必ず隣には魚道、魚の道といまして魚が上がるだけの仕組みはつくってございます。そういうものも含めまして、いわゆる専門用語で言うと、じゃかごとすとか、護岸が石であったりですとか、そういうふうなやり方を推奨されていますので、防災面も合わせて多自然型の川づくりを町では進めていく方向でござい

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 期待をしていますので、よろしく、いい方法をぜひ選んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

157ページをお願いします。

土地区画整理事業の中で設計委託料、これは富士見土地区画整理のところでは換地の変更ということで、将来的には都市公園として管理していくよというふうな話をいただいております。

ここの整理組合自体がもう体力が余らない状況にあると思うんですが、そういう中で、今回、都市公園として換地の変更ということをしていくわけで、もともと今まで多分、売べき土地を都市公園というか、公園に換地の変更ということになっていきますよね。その説明というのがちゃんとわかってもらえるようにできるのかなというのがすごくあるんですよ。

それとあと、体力的に余らないという中で、そうしたことをした場合、もう一度あそこの整理組合の中で測量とかそういうのをやり直しが出てくるのか、そういったことがもし起きてくるとすると、なかなかここの整理組合の中でも議論が出てくるのかなと思うんですが、その辺の調整というのはもうされるおわけでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

この富士見土地区画整理の委託料でございますが、今、議員のおっしゃる換地という中で、今の避難タワーが建っている場所の土地について、今度新しく公園にする土地については、保留地を公園にする。売る土地がなくなるというわけではなくて、保留地をタワーの用地の中に集めて、もともと公園として換地してある用地の土地を新たに公園として生み出すと。なので、今の避難タワーの土地については公園用地なんですけれども、その公園用地と今あ

る保留地のところを入れかえて、結果的には保留地を町が買うような形になるんですけども、そういう換地の入れかえをして組合のほうにお金を支払うような形になります。

改めてできた換地については、まだ、今、公園の必要とする用地が今、タワー用地で9,400平米ほどあるんですけども、保留地が足りない分については、新たに組合の方と相談をしながら、3%以上公園を確保しなきゃならないもんですから、その辺については、組合の方とは議論を進めております。

大体、組合の方とも話の中ではここにこのぐらいの面積というめどは大体ついてはおるんですが、今の組合用地と公園用地を入れかえるという作業について、今回この委託料の中で換地処分をしていきたいというふうに考えております。

今後の組合の進め方につきましても、そういうことで組合が持っている保留地を避難タワーのところに換地して、それを今回町が買い上げるような形をとる。

それと、あと、前にも御説明させていただきましたが、区画整理の補助金等ございますので、その中で町として組合のほうに助成できるものについては助成しながら、今後組合の解散に向けて協議を進めていきたいというふうに町のほうでは考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

そうしますと、今、買い上げるような話も出ていたんですけども、その費用というのはこのあとに出てくる避難タワー用地にもう含まれちゃっているということによろしいですか。それはまた別個に新たにまたこの設計ができた時点でそういったものが出てくるということによろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

その避難タワーの用地の買い上げの費用については、防災のほうで計上してあるタワー用地費というところで計上してある金額となります。

避難タワーのほうの金額というか、そちらのほうで予算措置してあります。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

156ページのところのTOUKAI-0促進事業からお聞きします。

その中で、一番最後のブロック塀のブロック塀等耐震化推進事業補助金に関してお聞きします。

この推進化、今、ブロック塀の耐震補強に関しては、予算づけが毎年200万という形で上げていただいているのはあるんです。そして今回、非常に増えてきたと。その理由が、平成30年、去年の8月18日に大阪の北部地震で小学生が皆さん知ってのとおり亡くなりましたよね。それを受けまして、国もそうですけれども、いろいろブロックに関してそういう調査を始めた。

その中で、今、このTOUKAI-0の中でせっかくこういう事業をやっていたいてい

ますので、ことし、関係していますので、非常に増えてきたこともよくわかっていますけれども、この200万という金額の、これを目的が子供をブロックから守ると。そういう目的で今やっているわけですよ。それと同時に、コンクリートのブロックの一番怖いというのは、伊豆石とか、名前出しますよね、いいですね、何だっけ、大きな、伊豆石と大谷石、非常にきれいな、やっています。ところが、あれ一つが頭に当たれば大人の頭でも軽くつぶれます。

そういう意味で、これ教育委員会のほうにも通じていくんですけども、実は、そういうブロックの怖さ、例えば、鉄筋が入っていて、そうしてその鉄筋が全体で壊れるときのエネルギーとばらばらになって壊れるときのエネルギーというのは格段に鉄筋が入っていて壊れたときが大きいんです。これはもう明らかなんです。運動の法則から見ると明らかにそういうことが出るわけです。そういうときに、鉄筋が一番怖いのは根元がさびて、見ていくとやっぱりそうですよね。やっぱり根元がさびていって、そうして上がふらついていたときに、上の荷重がいきなりどんと、結局その形で1人の女の子が犠牲になったんですけども、そういうのを含めて、ブロック塀の補助とこれから目的に達するための勢い、方向、そういうのに関してお聞きしたいんですけども、ブロックの補助金の、もう少し、何らかの形でブロックをやっていたきたい。

これは平成26年の12月に一般質問で通学路のことをやったときに、全協でも言いましたけれども、資料として見つけた中に、小学校三つと中学校一つ、四つの学校を中心に500メートルの円を描いたときに、各地域に6個から8カ所の非常に危険なところを持っているんです。それは、まぎれもなく、そのために、大阪の北部地震で起きた教訓を生かすためには、それはやっぱり形を変えてでもいいから守るための何か方策をしないかんと。そう思っているものですから、その中での補助金、補助金もそうですけれども、そういう特化したようなものとか、そういうものをしていただければと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

このTOUKAI-0のブロック塀に関しましては、ブロック塀、この今、うちのほうで措置しておりますブロック塀の補助金につきましては、対象となる道路と申しますか、対象となるところが道路に面しているという中で、建築確認上の道路というところで拾ってございます。

建築確認の道路ということでありますと、位置指定道路も建築確認の道路ですし、町道についても建築確認の道路ということで、そういうことで拾ってきますので、かなりのところは道路に面しているものについては、ブロック塀の補助を使って撤去をしていただけないというふうに考えております。

今度、通学路に特化してそういうものを入れていくか、そういうものについてでございますが、それにつきましては、教育委員会のほうとも協議しながら、そういうものに集中していくのか、そういうことにつきましても協議していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

今、言われたとおり、ブロックの補強に関しては認定する道路、全てを含めてのというこ

とですよ。

私が今、ここで予算の中で聞こうと思っているのは通学路です、通学路ね。通学路に関しては本当に何とか早くしないと、それが起きてからでは犬死になっちゃいますよね。

だから、そういう意味で、教育委員会との話になるというので、それを含めながら、できるだけ補正でも何でもいいですので、そういうのをやっていただきたい。そして、全体の中での、特に子供たちが集まるところの、少なくともそこだけは安全地帯として守ってやれるようなそういうところをつくっていただきたいんです。そういう意味で、これからどういう形になるかわかりませんが、そういうものがもしてきたときの対策として、考えているものがあれば、ぜひ、それで、その対策ができるとなれば、我々も集中的に動くことができますので、そういう形でちょっと、今の全体でなくて、全体のブロックの工事ではなくて、学校の、小学校、中学校の近くの範囲の、みんなが集中して集まるところの再度の調査とそれに対する対策をお願いをしたいと思うんですけれども、どんなものでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、通学路に特化してやるかどうかというところにつきましては、通学路のほうはどのようなものであるかということも教育委員会のほうと協議をしながら進めていきたいというふうに考えておる中で、今、このTOUKAI-0に関しましては、平成30年度におきましても174件戸別訪問というのをやっております。戸別訪問の中では、主には耐震化と。耐震工事のほうのことにつきましてPRしていくというのを集中的にやっておるわけですが、その中でもブロック塀もその中で、耐震化をしなければならぬうちだけしかブロックがないわけではないんですが、そういう家に関しましても、戸別訪問する中で、同じようにブロック塀についても撤去のほうをお願いするというのもあわせて行っておりますので、そういう中でブロック塀の撤去についても戸別訪問の中であわせて施主さんをお願いしていくというところは今後も進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。最後にします。

ブロック塀の補助に関しては、わかっていると思うんですけれども、メーター当たりが8,900円、最大が10万円の補助、どっちかということになっていますよね。その部分をやっぱりもう少し、もしできれば、そういう形での子供たちを守るための方策ができればありがたいと思って質問させていただきました。できたらぜひそういう形のやつができればと思いますけれども、最後に何かもしあればお願いいたします。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、おっしゃられたとおり、今の補助メニューでいきますと、メーター当たり8,900円と、あと10万円以下どちらか2分の1の安いほうというところで補助のほう出しているわけですが、今後、先ほどおっしゃいましたとおり、北部地震から国のほうにつきましても、かなりその辺のブロック塀の補助につきましても、かなり新しいメニューであるとか、そういうものが検討されておりますので、そういうもので対応できるものについては、なるべく施主さ

んのほうの負担が少ない形で、そういうものに補助メニューとして載れるものがあれば、町のほうでも十分検討して、そういうものは利用していきたいというふうに考えております。以上です。

○6番（山内 均君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかにいかがですか。  
7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

先ほど、同僚議員が質問したように、157ページの富士見土地区画整理、これちょっとお伺いしたいんですけども、これは長い間の懸案事項であると私は思っております。私が議員になったときからもう8年、この間ずっと180万ぐらいの補助金という形で支払われているということでもあります。そうすると、8年で約1,500万ぐらいですね。

そういう中で、今回いよいよゴールへ向かって、先ほど、課長説明いただいたように、ああ、いい案だなと。このように思っております。それこそ、もう世帯も変わっちゃって、だんだん難しくなってくるという中で、できるだけ早急にこの問題はゴールに向かってしてもらいたいと思っております。

そういった中で、今、公園用地がありますよね。それで、公園用地は確保するという中で、これ、私の耳に入ったうわさ程度かもしれませんが、今のタワーの横の何か土地を何か、今家屋が建っているところを移転して、そこを公園用地にするんだよというようなことを聞いたんですけども、そういうことはないですか。なければ別に差し支えないんですけども。私のうわさだけで終わるならそれで結構ですけども。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今、公園用地につきましては、新たにどこかに3%の公園を配置しなきゃならないという中で、やはり、また新たに組合、組合の中で協議していかなければならないんですけども、その換地につきまして、新たに移転をさせるとか、施主さん、要は組合員の方の負担が増えるような形であるとか、例えば、換地を大幅に変えなきゃならないとか、そういう組合に負担のかかるようなことにつきましては、やはり組合のほうでもその辺は望んでおりませんので、なるべく今の現状が変わらないような形で公園用地を考えていかなければならないというふうに、改めてこの中で考えていく換地については、そういうような方針で考えているということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） 7番、三輪です。

それでは、そういった危惧はないよと。ただ、私が思ったのは、そういうことをちょっと耳にしたもんですから、そうすると、また家屋を移転するとまた移転料もかかるよと。そういうようなことをちょっと小耳にはさんだもんですから、そういうことでそういったことがないということであるならば結構でございます。了解いたしました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 反問です。



ただいまの三輪議員のうわさというお話でしたけれども、差し支えなければどういう状況でどういう話になっているのか。私どもとしても事業を進めていく中で、余り困ったような情報が出回ると困りますので、ぜひお教えいただければありがたいと思います。

○議長（八木 栄君） 7番、三輪正邦君。

○7番（三輪正邦君） それこそ、そんなよううわさをちょぼっと聞いた。ここで私、関心持っていたもんですから、こういうことで、別に私がよそでべらべらしゃべるわけじゃありませんし、そういうことで、ただ、そういったことがなければ、それでどんどん進めて一刻も早く、これをゴールに向かって清算してほしいと。そういう思いです。ですから、別に他意はありません。

○議長（八木 栄君） いや、そういうことではなくて、やはりここで質疑をするに当たっては、ちゃんとした根拠を持って質疑しないと、ただうわさとかそういうもので質疑とかいうものはちょっと困るもんですから、これからはそういうことのないように気をつけていただきたいと思います。

もしそういうものがあつたら、ここで質疑するんじゃなくて、直接担当課に言って、先にお話を伺ってくれたほうが助かると思いますので、そのようにお願いいたします。

○7番（三輪正邦君） はい、わかりました。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。  
ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。  
次に、11款災害復旧費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。  
ここで暫時休憩とします。  
休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時31分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。  
ただいまの出席議員数は13名です。  
次に、9款消防費についての質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 先ほど聞いたときに、防災のこっちのほうで聞けということですので、お聞きします。

北オアシスパークの役割の中に、先ほどの防災公園としての役割、その防災公園としての役割が、最初に受け入れですね、被災者の受け入れ、仮設住宅をつくらうと。そういうの

が主な原因であったと思うんですけれども、その中で、今回、防災訓練に関してお聞きをしたいんです。この中にありますね。防災地震対策の防災訓練の災害補償費とかそういう部分の中です。それを関連してお聞きします。

今回、防災訓練がありまして、あそこのオアシスパークで見せていただきました。そうして、中では、公園であるとか非常に有意義なものをやっていたいていました。その後、中にベンチかまどのあそこに二つついています。そこはやってくれたんですよ。ところが、先ほども言ったとおり、中の人たちが訓練をしていないもんですから、これで本当に助かるの、できるのというイメージを持ったんです。防災課としても、実際のところ見てもらって、あれはやっぱり常に訓練をしておくことが第一条件ですよ。そして、その中で、やっぱり、誰がやるかという指揮がなかなかできていないと。私はそう感じました。そうして、そのためには、訓練する者が訓練ではなくて講習の一貫でやった、まず一つは、そうすると目的が防災公園の受け入れの体制の目的が一つ達していないんですよ。ですから、自主防災会に任せてあるとはいえ、ぜひその辺の受け入れの準備、それは今のうちにやっておいていただきたいんです。そうしないと、今の状況でやったら間違いなく混乱します。間違いなく混乱します。理由はそれぞれがベンチかまどの組み立てに関しても訓練をしていませんから、非常にうまくいかなかった、それが見えてきました。

それともう一つ一番怖かったのが、何と思ったのが、あそこベンチかまどのやつがありますよね、二つ、皆さん御存じですね。あれで、あの地域って風がすごい強いんですよ。中でやってくれた人も言っていました、風が強いもんで。ところが、風が強いところ何が起きるって、炊けませんよね、大体。だから、その辺の訓練と、訓練によって見えてくるものがあると思うんですけれども、それを早くつくっていただきたいんです。ひょっとしたらあした来るかもしれないし、そういう意味でちょっとお聞きしたんですけれども、防災課としての、さっきの負担金を含めた防災課としての北オアシスパークの役割を全うすべく、指示であるとか、そういうものの何ていうんですか、訓練の要望であるとか、そういうものをぜひやっていただきたいと思うんです。もう2年たって全くやっていませんから。その辺をちょっと防災課として、今、現状をどういう把握しているかとお聞きします。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

まず、防災公園の役割というところでございますけれども、議員も御承知のとおり、大規模災害があったときに、要するに、津波等で被災をされた方々の受け入れる場所であるという形、あそこには仮設応急住宅を建てて、オアシス館においては物資も滞りなく供給をさせていただいて、オアシス館はその避難をしてくださっている方々の仮設住宅で暮らしている方々の憩いの場となるような形にしているという形でございます。

それから、その中で、防災公園ですので、今議員がおっしゃられたように、かまどベンチであるとか、防災パーゴラであるとか、トイレを配備しておりまして、非常時の際に皆さんにお使いをいただくという形にしております。

議員がおっしゃられたように、防災訓練につきましては、この前の津波避難訓練では、北区の方々にあそこの公社の方々にお願いをして、防災公園の防災施設の実際にやっていただくというような訓練を北区のほうでやっていただいたというところで承知しております。

あそこの防災公園につきましては、今回の訓練だけではなくて、あそこで指定管理でいて

くださっているまちづくり公社の方々が、その防災公園の防災施設の見学会みたいなものを企画をしております、平常時からオアシス館の施設を見学できますというような形で3コースくらいつくりまして、そうした企画をつくって住民の皆さんに来ていただいて、施設を見ていただいたり、じっさいにこういうふうになるんだよというようなこともやっています。これについては、昨年の広報吉田の9月号でお知らせもしておりますし、自治会連合会の定例会でもこういうことをやっていきますというような形でお知らせをしたところでございます。

現実的に、今、ちょっとそうした防災公園の施設の、要するに使い方というところにつきましても、あそこのまちづくり公社の方々にもお願いをして、情報も発信をしていただいているというところでございます。

防災課としましても、こういったことをちょっと引き続きやっていただきながら、町としましても、広くこうした施設を周知をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） ベンチに関しては、J I AMよく行くんですけども、その防災の講習には必ず出てきます。ただ、出てきたときに、やっぱりああいう大きさではなくてもっと大きいんですね。ぜひ本当に役に立つ、あれは風よけと雨よけをすれば本当にしっかりしたやつができると思うんですけども、その辺で、訓練を含めてもうちょっと準備のための大きなやつ、そういうものがないかなと。そういうふうに思っていたんです。それは今そのために聞きました。

それと、もう一つ、あそこにタンクができたでしょう。タンクがありますよね。説明を聞いたら、常にタンク水たまっていますね。そのときに、いざ地震があつて、それを飲むときに、塩素できれいにして3時間ぐらい、それをこしてきて、ろ過機を持ってきて水を飲むと、飲料水にすると。そういう説明があつたんですけども、そうなんですか。あのタンクにあるものは常に浄化しているでしょう。それはいきなりは飲めないんですか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

防災公園にある貯水タンクでございますけれども、40トンの貯水タンクでございます。あれにつきましても、塩素剤も変えておまして、常に非常時があつたあとに常にそのまま飲めるような状態で管理をしているというところでございますので、ちょっとそれを御説明なられた方はちょっと勘違いをしているのかなと思っています。常に、今、非常時で何かあつたとしても今すぐ飲めるような状態で管理をしているというところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） この発言はあそのトップが言ったんですよ、トップの方が。ろ過機をそこから持ってきてやるというから、それじゃろ過機を持ってこなかった、それがぼしゃって電源が潰れたり飛んだりしてなくなったら使えないじゃないかと。まさかそんなためにつくったわけじゃないと思っていますので、ぜひそれはしっかりやっておいてください。やっぱり困ります、そうしないと。そういうところを含めて、訓練のときには受け入れる体制も含めて、そしてベンチかまどに関してはやっぱり地元の人に常に入れるような形を、やっ

ていただけるような形を何とか、理事そこにいますので、ぜひその辺をやって、本当にしっかりした準備をしておいてください。それはもう目の前に来ていることですので、よろしく願いいたします。一言お願いします。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

今の貯水タンクも含めて、また少しちょっとお話をさせていただきますと、先ほども申し上げましたとおり、防災公園のほうにつきましては、大規模災害があったときには、応急仮設住宅の建設用地という形で、あそこのオアシス館は避難所にはなりません。避難所には指定してありません。先ほども申し上げましたとおり、あそこの方々が、応急仮設住宅に住んでいる方々の憩いの場所としてあそこのオアシス館を使っていたかと。

それから、貯水タンクも、そうした方々のための貯水タンクであるというところで、災害があつてからは、もちろん公社の方々があその場所で町の災害対策本部の一員としてあそこでやるわけではなくて、もちろん初めは役場のほうがバックアップをするかもしれませんが、あその場所は場所で、それぞれの方々、避難所と一緒にそこの方々が運営をしていただくといいような形になってくると思いますので、そこら辺ちょっと御説明をさせていただきたいと思いますが、ただいまちょっと違ったような認識を持たれていますので、防災課のほうとしましても、また改めてちょっと公社の方々にもう一度説明をしながら、的確な説明ができるような、情報発信ができるような形でちょっとまた防災課のほうで周知をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） まさにそのとおりなんですよね。やっぱりいざというときのためにあるわけですから、どうしても近くにいる人たちの力が多分大きなちからになるでしょう。そういう意味を含めて、ぜひその辺がしっかりした組織と管理と、それとその計画と、それを切り離れた感じでやっていたかないと、どうしたって、あそこでもし何かがあつて、確かに避難所として使えませんよと言っていますけれども、あそこの方が、トップの人がいたときに、絶対にみんな聞きますから、組織ってそういうもんですから。だから、その辺だけしっかりしていただいて、ぜひ、訓練を含めたやつでやっていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（八木 栄君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

165ページの消防施設整備事業費ということですが、つい先日、大浜のほうで火事がありました。そのとき、その近くに消火栓はあったと。実際その消火栓は初動の消火では使えなかったとか、使える人がいないという中でありました。そのホースの箱はすごいきれいになって新しくなってよかったよ。そのホースについて、長さがとてもじゃないけど短くて、消火現場までも全然届かないし、その近くにほかにあるかといふとなかったということ聞いてはいるんですが、実際、消火栓の位置とホースの長さ、どれくらいまでをカバーするかということは当然わかっていてやっていると思うんですが、そういったことというの

はあり得ることですか。

特にこのごろ、家が増えているというか、今までなかったところに家が建っていて、そこまではいかないみたいなものもあるのかなと思うんですが、一つの例としてこの間そういう話を聞いています。

ほかにもそういったような現状があるのかというところで、そういったチェックというのは常にされていて、今回、特に大きなものはないわけなんですけど、そういった点検というか費用というものをこの中には入ってきてはいないと思うんですが、こういった考え方でおられるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

まず、消火栓でございますが、基本的に消火栓につきましては、一般的に用途地域別に包含範囲が決められておりまして、一番大きいところで大体半径120メートルという形で決められております。これは消防水利の基準からいって決められております。その中で、いつも、町としては、消火栓のある場所に、ホースが20メートルですのでホースを3本箱の中に入れて包含できるような形で置いてあります。

先ほど議員おっしゃられた場所がほかになかったというところでございますが、ただ、消火栓の数としましては、消火栓の充足率、水利の充足率は、今、すみません、はっきり正確な数字ではございませんけれども、大体吉田町については80%を超えているくらいで、場所によっては充足されていない場所もまだあるというような形です。

ただ、今の先ほど言われたところが充足しているかどうかというのはちゃんと見てみないとわかんないんですが、恐らく住吉のほうとすれば、充足をされていると思っています、住宅街のほうは。ですので、ほかに消火栓がなかったということではなくて、ちょっと見当たらなかったのかなとは思っていますけれども、基本的には120メートルを包含できるようにそれぞれ、何ていうんですか、充足できるような形で1カ所にホースを3本ずつ入れて、不測の事態に備えているというような形でございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） もちろんそういう形で以前も聞いたことがあって、地図をいただいて、そのときには大丈夫かなとは思っていました。実際そういう話を聞いたんで、今、確認も含めてさせていただいています。

そうした中で、初動で消す、消火栓を一般の方がなかなかあけることもできないし、そういった訓練というものを日ごろされてはいないわけですね。避難訓練というのもいろいろやるわけですが、そうした訓練も一つの避難訓練の中に入れていけるというようなことも必要なのかなと思うんですが、本当にぼや程度でそういうのを使える方がいれば、近くに、それができるのかなと思うんですが、そういったことに関しては、防災という意味も含めていかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

消火栓の使用というところでございますけれども、例えば、火事があつたりとか、消火栓を使わなければならないというようなときは、やはり地域住民の方というよりも消防団がい

ますので、例えば消防団、それから消防団のOBの方々、消防団がすぐに駆けつけてというような体制をとっておりますので、そうした消防団が使っていただくと。あるいは地域の住民の皆さんは、あくまでも防災訓練の中でどこにそういった水利があるのかというような地域で、何ていうんですか、見ていただいて確認していただいて、場所を確認していただいて、使えるようであれば即座に使っていただくというようなこともあるかとは思いますが、基本的には消防団のほうが初期消火に当たっていただくというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 消防団の方のほうが間違いなくやっていただけるというのは理解します。

そうした中で、今言われたようなことを、自主防災会なりに町のほうからもそういった指導というのか、そういうこともやっていただけませんかというようなことは今後していくということでもよろしいですね。今言われた消火栓の場所がどこにあるかというのを確認するようなそういった訓練もお願いしますねというような呼びかけということを今後やっていただけるということでもよろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 防災課長兼防災監、大石剛久君。

○防災課長兼防災監（大石剛久君） 防災課でございます。

消火栓の位置なんかを以前も地元の訓練のときにやっていただいたりというところもありますので、全域で全自主防がそうした訓練も普通の訓練の中に取り入れながらやっていくような形で町からもお願いをしながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に説明員の入れかえを行います。

休憩 午後 1時53分

再開 午後 1時55分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員は12名です。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

187ページ、教育振興費の中で、小学校要保護・準要保護児童就学援助費という項目があります。これは各学校、あるいは中学校も含めて一括してお聞きしたいわけですが、前年の

30年度予算のときにもお聞きしました。小学校、中学校入学前に、学用品あるいは制服代等費用がかかるということで、その援助をするという制度ですけれども、実際には、各家庭で入学前にそういう費用がかかるわけです。ところが、この援助費については4月以降、後から支給ということで、実際に生活が大変なところで、3月前、入学前にそういう費用立てかえというよりも、実際にかかった費用をぜひ援助していただけないかという声があるんですが、昨年もそういうことで質問をしましたが、検討をするというようなお返事でしたので、今それがどういうふうにと検討されてなっているのか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今、議員から御質問のございました要・準要保護就学援助につきましては、今現在の制度上は4月の前に、前年度に新入学児童・生徒の準備の支払いをするということにはなっておりませんが、今年度、予算のほうにその分は計上させていただいております、平成31年度に制度のほうを改定して、32年度の新入学児童・生徒につきましては、4月前にそういう支払いができるような形で今考えておりますので、そういったところを今検討してございます。以上です。

○5番（大石 巖君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 174ページで見てください。

この中に、まず、設計監理委託料、それと施設改修、説明の中で、設計監理委託料は小学校、中学校4施設のエアコンの費用だと思います。それともう一つは総合体育館の改修費ということでもいいですか。下の施設改修費に関しては、内容は総合体育館のエアコン設置ですか、じゃなくて。いいです。

設計監理料のまず1,421万1,000円からお聞きします。

これは、4カ所の設計監理ですから、一括でやっていくと思います。それできのう、おととい、ちょっと聞きました。私もちょっと土木事務所に確かめました。

エアコンの設置に関して、既存のものにつけるものに関しては法的な拘束力はないと。まさにざる法だと思いますけれども。

今、我々がある程度、300平方メートル以上かな、とるというときに、必ず、エネルギーの損失、それを抑えなさいと。そのためには何を使ってどういうものを作って何%やるかという厳密な数値を出して、そしてそれが確認の条件になるわけです。

ところが、これが今回に関しては、土木事務所の、島田土木の判断ですけれども、返事ですけれども、聞いたら、何もないと。つけるだけと。つけるだけならこの1,400万ちょっと高過ぎると思うんですけれども、それはしょうがない。それはそれでいいでしょう。そのときに、一つは、小学校の体育館の設計理念というのは、風通しをよく、小学校の体育館です。あれは全部風を通して、その中で、自然の中で快適にという形をとっているんです。ところが今度エアコンをつけたときに、一番のネックになるのは、エアコンの冷氣、それをどうとめるかです。どうとめるかです。自彊小学校一つとってみても、全てが引き違いの重たいドアになっています。その辺の設計監理を委託するに当たって、町のそういうデメリットの部分のクリアはどういうふうにと考えているか、ちょっとお聞きをしたいんですけれども。

○議長（八木 栄君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今、議員のおっしゃった設計委託のほうについては、特にそういった、もともとエネルギーの消費性能の向上に関する法律で求めているようなものは入っておりません。

実際、そこについて、今心配されているのは、結局体育館のほうで通気性が高いようなところをどうするかというところだと思いますが、今のところ、特にそこについてこういうふうにしたいというところが今ないので、一応、その設計の中でどういったことが考えられるか等をちょっと設計のほうと話をし、それが対応できるものかどうか等もそういった中でちょっと検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、できるかどうかじゃなくて、することを考えるしかないんです、できるように。

なぜかという、冷気を幾らエアコンで送風をしたところで、それが全部外に抜けていっちゃうのであれば、それこそ非常に不合理な話になる。そのときに、電源とかランニングコストとか、そういうのというのはこういう中には、これから考えるわけですか。それともそれも全部含めてお願いをしちゃうわけですか。ランニングコスト、それとそのランニングコストを賄う費用、何を使うとかかそういう、当然一つの理想というか、発注する側にもなきやいかんと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（八木 栄君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

基本的には、設計のほうを委託してその中で検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今の返事だと、そのままお願いしちゃうという感じですよ。設計をする側から見ると、非常にやっかいなんですよ、本当やっかいなんですよ。一つのやっかいというのは、ルールがあるでしょう、ルールのあとをどうやってこすかということですよ。その一番いい例がエレベーターなんです、改正した隙間を突いて費用を上げるなど。それと同じようなものをやっぱり要求をしていかなきゃと思うんですから、当然それやっていると費用としてはなるとは思いますけれども、総合的なランニングコストを考えていけば、そのほうが安いだろうということで、ある程度目的というか、しっかり持ってもらわないと。そのやつはどこかコンサルタントでも何でもいつもやっているところでもいいから聞けばいいじゃないですか。聞いてもらって、ちょっとその辺はやってください。そうしないと、ランニングコストを考えたときに何をどういうものを電源にするかってまだ全然お考えはないわけですよ。ぜひその辺は聞かせてください。

○議長（八木 栄君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

電源につきましては、多分電気であるかガスであるかということだと思います。

そこについては、ガス等も当然検討には入れております。その中で、またやはり詳細設計の中でその熱源については確定していくと。



あと、今おっしゃったすき間等についての対応については、事前にこちらで確認できるようなことについては、ちょっと設計士等に、やったところとかに聞いてみたいとは思いますが、限られた予算の中でどこまで対応できるかということもございますので、そういったところでちょっと検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

もし私が設計をするとしたら、太陽光を使いますね、これは。永遠として出してくれますから。そうすれば、今言ったランニングコストを当然抑えることができますよね。

それと、もう一つは、体育館の改修、エアコンがありましたね。体育館と……何ですか。

○議長（八木 栄君） 何かあれば、ちゃんとした意見があれば言ってもいいですよ。何ですか。いいですよ。

[「いいですか」の声あり]

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員は建築士ですからいろんなことについては御存じかもしれませんが、しかし、今、議員が学校教育課のほうに聞いていることは、当然のことながら、お願いするとき、そんなことこっちが考えることですから、議員が今言わなくても、当然考えるというか、要は設計を委託する際に、当然のことながら学校教育課のほうで相手にそんなことは言いますから、それは議員が1級建築士という知識を持っているから言えるだけのことであって、それは別に考えることですから、別にいらぬことじゃないですか。

[「議長、6番」の声あり]

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 私はそのために議員でありますので。要するに、吉田町の福祉のため、財源を含めて、それは無駄なものをなくすためにやるわけですよ。当然ですよ、そんなことは。だってそれが私の使命ですから。

それで、もう一つ言いますね。言われたついでに言いますよ。

総合体育館はエアコンは冷房はオクケーなんです、入り口さえ塞げば。入るところへもう一つのエアカーテンなりつけば。それは当然考えてくれていると思いますよ。ただし、その考える中に基本的な理念が持っていなかったら発注できないじゃないですか。丸投げというやつですよ、それだったら。そうでしょう。私はそのために一生懸命全身全霊でやるわけですから。私はほかに関しては余り言いませんよ。

だから、そういう意味で、絶対に財源が非常に大きなものを使っていく、その財源で起こしたものを利益を無駄にしないためには何をするかということですよ。そのために法律ができていくわけですから。その辺を含めて、当然やってくれると思います。それでやってくれることになると思います。だから、それはそれでいきたいと思います。

それで、そのときに、設計監理委託料の中から、今度は実際にやるときに、吉田町はトイレの改修もそうだったんですけれども、一括して、ちょっと悪いことした会社入れましたね、静岡にある菱和設備、浜松でやったでしょう、起こしたでしょう、ああいうところへ一括してやるのもいいと思うんですけれども、ただ、基本的に一括してやったときに、これ、町長、これからは違いますからね、私、全体の考えですからね、一括してやるじゃないですか。そ

のときに必ず入ってくる地元の業者がやっているんですよ。よくわかっていると思います。そうすると、そこに、できたら、本当に町のことを考えてやるんだったら、もちろん点数で切ることは簡単なことなんです。でもやっぱり、地域の人たちがやっぱり町の中で生活をしていて、そしてその中で税金を納めながらやっているんですから、ぜひその地域の人たち、要するに、例えば自彊小学校の場合には自彊管内の設備だって電気屋さんで十分ですから、電気屋さんでできるんですから、それをやっていただきたいんです。それは今回、そのためのちょっと質問の趣旨なんですけれども、そういうこの設計監理の向こう側にあるものに関してちょっと聞かせていただければと思いますけれどもどうですか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 今、予算の審議やっているわけで、別に議員がおっしゃられるように技術検討委員会じゃないんですよ、ここは。

そんなことは当然のことながら発注する際に、当然のことながら行政のほうで考えることですから。

それと、もう一点、地元の間人を入れてろって、議員、あんまりそういうことは言わないほうが結構ですよ。それ言うといろいろ問題も生じますよ。

○議長（八木 栄君） 当然、入札をしてやるもんですから、指名願いとかがそういうものを出した中で、指名検討委員会というもので諮って、そうして決めていくと思うもんですから、その辺は、行政のほうでそういう形で執行していくということで御理解をいただきたいと思います。

それから、今、体育館のほうの設計のほうの委託の仕方ということも、もう少し、担当課のほうも、もうそういうことがわかっているなら、幾ら議員からそういう質問があっても、ちゃんとそういうことを理解した上でちゃんとして発注しますよというようなことをはっきりと言っていたいただきたいなど。

町長からそういう意見があったもんですから。ですから、担当課のほうもそういうことがわかっているようならばはっきりとした回答をお願いしたいと思います。よろしいですか。

6番、山内議員、よろしいですか。

○6番（山内 均君） 議長の判断に任せますよ。

○議長（八木 栄君） そういうことで御理解をお願いします。

ほかに質疑はございませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

173ページの教育振興事業費の中で、臨時職員ということで、これは用務員を1名ということで聞いてございます。この用務員1名ということで、四つの学校を巡回してやるというようなお話を聞いているんですが、これ、用務員の業務がどこまでというのがちょっと理解できていないんですけども、果たして1名で足りるのかというのが非常に思うところです。時間がたってくるといろんなことを用務員さんをお願いすることが増えてくる可能性がある。そうした中で、1人で本当に大丈夫かなというのが非常に思います。新しいこれ事業というか、新しく取り入れたことなので、最初から1人というのにどういった観点から1人ということになったのかをお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

こちらの用務員につきましては、やはり学校のほうからも要望の非常に高かったものです。その中で、学校の校長等と話をしている中で、用務員さんは毎日ずっと学校にいらなくても、学校教育課のほうでやはり今回言っているような形で雇って、1日ごと学校に行きながら業務をやっていくという形で雇っていただけたらということもありましたので、今回初めてのこともありますので、業務としては、やはり一番わかりやすいものとするれば草刈りであるとか小破修繕、小さいちょっとした修繕です。大きいものになってくると、それは当然業者のほうにお願いをしなきゃならないものですから、余り2人、3人とか人手のかかるようなものについてはやはりそういった実際には業者をお願いするようなものになっていって、とりあえずは1名でできる範囲で回りながら、先生の御用を聞きながら、中の雑務をやっていくということで想定して1名とさせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

自分が子供のころというのか、小学校のころ、用務員さんっていたんですね、常に。いつの間にか、そういった制度なのかわからないのですが、なくなって、今回復活というか、そういう形になっているんですね。

今、言われたように、軽度な修繕であるとか、草刈りであるとかというのはわかるんだけど、本当に1人で本当足りるのかなというのがすごく純粋な思いであります。

最初はそういった考えで多分やっていきますよ。でもだんだん増えていくというのが常というか、やっぱりこれもやってください、これもやってくださいというふうになっていくと思うんですよ。あんまり時間が余っていてもよくないというところで、だんだん業務が増えていくのかなというのをすごく懸念するんですよ。そういう中で本当に1人でいいのか。

試験的に今回1人でやってもらうということであれば、考えはまた変わってくるんですが、今後、じゃ、1年やってみて、いや、やっぱり1人じゃ足りなかったということでだんだん増えていくという可能性も含んでいるということで、町としては考えておるでしょうか。

○議長（八木 栄君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

先ほど申し上げましたとおり、用務員さんが1人だけでやれるものと、あとやはりそこから見立てをして業者のほうにお願いしてということもありますんで、そういった選別は当然業務の中でやって、それでもなおまだ人が足りない。どうしてもということであれば、またちょっと学校のほうと話をしながらどういう形で雇ったほうがいいのかとか、検討の余地はあるのかなとは思いますが、今のところ1名ということで運用させていただいて、業者も活用した発注をここで判断していただいたりという形で進めていきたいと今、考えております。

以上です。

○12番（増田剛士君） 了解。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑ありませんか。

10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

私は、県の教職員の人事管理について教育長にお伺いしたいと思ひまして、予算書を見ているわけですが、強いて言うなら負担金のところでしょうか。

この負担金の中で、県町教育長会負担金と、あとは教育振興事業費の中の負担金で子どもの体験型防犯講座負担金など、こうした負担金が幾つか出されているわけですが、先般、町内の児童が被害者となる教員による不祥事件がありました。これを受けまして、本当にこの予算審議でありますので、一般的に県の教職員の人事の管理、監督についてはどのようなことになされているのかお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 栗林でございます。

まず、お答えさせていただく前に、そういう御質問がございましたので少しお話をさせていただきたいと思ひますけれども、まずは、当町において報道にありますとおり、教育公務員としてという言い方をしましたけれども、人としてあるまじき行為が行われたということにつきましては、教育委員会としても大変申しわけなく思っております。また、再発防止に向けて、今、学校ともども、どういったことができるのかしっかりと検討して、二度と当町においてそういったことがないように再発防止を徹底してまいりたいというふうに思っております。

その上で、教員の人事のことですけれども、まずは、教員の任命でありますとか、あとは懲戒処分であるとか、そういった人事権というのは基本的には県の教育委員会にございます。また、教員の給与というものは県のほうから支払われております。ですので、県費負担教職員という言い方をしたりもしますが、給料は県から出ていて、採用や懲戒やといった人事権も全て県にあるというところがございます。その中で町の教育委員会のかかりとしては、管理監督というような、町立の学校ですので、町立の学校の管理をする教育委員会として、そこで働く県費の教職員を一義的に管理監督する責任が生じているというようなことになっております。

そういった中でもろもろの負担金を町としても支払っているわけですが、その負担金については、例えば、榛原地区教育協会でありますとか、学校保健会でありますとか、そういった教職員の福利厚生も含めてですけれども、そういったところが安定して運営されるようにということで、研修に使われていたりだとか、もろもろの資料の配付に使われていたりだというお金の一部を負担をしているところがございます。

お答えになっているかどうかわかりませんが、そういった県の職員と県の教育委員会、また、町の教育委員会の関係ということになっているところです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚です。

吉田町内の小・中学校において、教育環境に何か問題はあったのかというふうに今、疑わざるを得ないわけですが、こうしたことを受けて、子供の安全をどう守るのかというところになると思ひますが、教育長として今後、どのように、再発防止の話も今ありましたけれども、どのようなことをして子供の安全を守るのかというところについて御答弁をお願いします。

○議長（八木 栄君） 予算的に何か絡めるところありますか。予算の関係するところありま

すか。

[「議長、10番」の声あり]

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 今、教育長から答弁がありましたように、県の教職員の研修等もあるというふうに御答弁ありました。

そういった中で、再発防止をするということにおいては、何か町でできることがないのかというふうに思うわけでありますので、町としてどのように対応をしていくのか、子供の安全をどう守るのかというところの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） まずですけれども、報道にもありましたけれども、逮捕されたその当日、臨時で校長会を開催いたしまして、4人の校長に教育委員会のほうにお集まりいただき、私のほうから、まずは研修を必ずこの3月中に、不祥事根絶の研修を行ってくださいというようなお願いをしております。

また、学校の中で見回りであるとか、教職員同士のコミュニケーションを図って、情報を共有をして見落としのないように、いろいろな隅々までしっかりと見られるようにしましょうというようなことでありますとか、また、教育委員会事務局職員も学校のほうに定期的に訪問をさせていただいて、校内の見回りであるとか、先生の様子、また子供たちの様子を見るような機会を設けさせていただきますというようなことを校長会の中でお伝えさせていただきました。

これについてはまだ、場当たりの対応といいますか、根本的な解決であるとか再発防止策までには至っていないというふうに思っておりますので、今、現時点において教育委員会としては、まず、なぜそういうことが起こったのか、それは防ぐことがどうしてできなかったのかということ聞き取り調査でありますとか、実際いろいろな関係者にお話をお伺いをして整理をしているところでございます。

それをもって初めて本当の意味での再発防止策というのが出てこようかと思っておりますので、今しばらく具体的な対応というところにつきましては、お時間をいただければなというふうに思っておりますけれども、いずれにせよ、これもそんなに長い時間をかけてやっては意味のないことではございますので、スピード感を持って対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

○10番（大塚邦子君） 今、平成31年度の新年度の予算に向けての審議でございます。教育費10億強の予算が入っていきまして、町でも教育を重点政策にして掲げているところでありますし、児童・生徒、保護者のことにも関係することでもありますので、平成31年度のこの予算の中で、研修費は県の事業の負担金ということもあるでしょうけれども、町の予算も費やしても私はいいと思っております。ぜひ、町の子供を安全に守るところでのしっかりとした対策をとっていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 学校というのは本来的には一番安心して安全でなければならない場所だというふうに思っております。

今回、そういった保護者の信頼も含めて失ってしまったことはとても大きく、本当に信頼を失うのは一瞬だというふうに思っておりますし、その回復に向けてはやはり長い年月を要するんだろうなというふうに思っております。

その中で、予算との関係で申し上げますと、今ありましたように、多くの予算を今計上させていただいて議会のほうにお示しをさせていただいているところですが、そういった多くの予算を教育にかけていただいているということも大きく責任を感じているところでもあります。

再発防止についてお金でどうこうというところは、もちろん講師招聘というところであるとか、そういったようなところで考えられるところでもありますけれども、まずは研修、また、教員一人一人の意識の問題ということもありますので、一義的にはまずそういったところの啓発ということから考えてまいりたいというふうに思っております。ということで、お金でここでこうひもづいて再発防止というところで、今のところ、御説明できるところはありませぬけれども、研修会や意識の徹底をどう図っていくのかということはお金をかけずともまずはできる場所がありますので、そういったところで教育委員会、学校が一丸となって、もう二度とこういったことは町の中で起こさないというような強い決意を持って取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○10番（大塚邦子君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

全協でお聞きしました同じところですが、177ページ、(7)の事業、確かな学力定着事業費のことで、部活動指導員報酬ということを全協でお聞きしました。

昨年今ごろ、吉田中学校からの要望で7部活、8人の指導員の補助が欲しいということで予算どりをしまして、課長の説明ですと、残念ですが3部活のみの指導員ということでお話がありました。

教育委員会としてはTCPトリビンスプランの大きな事業の中で、躍進その1、教育環境の充実ということで、授業に専念できる環境づくりということで予算どりをしたんですが、今年度同様、予算が309万2,000円ついておりますけれども、要望があつてのこの予算だと思うんですが、前年度と同じようなものでしたら、考え方といたらあれなんですか、指導員がないので3部活になってしまったんでしょうか。それも踏まえて、今年度この予算をとったのは、何人ぐらいの指導員のお願いするというふうな人数があつたんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 学校教育課長、八木邦広君。

○学校教育課長（八木邦広君） 学校教育課でございます。

今現在、中学校のほうでは3部活ということで指導員を配置させていただいております。

それ以外、もともと学校からこういう、先ほどおっしゃられた7部活であるとかということで、そういうところに指導員配置できればという話はございましたが、結局その指導員がそこにちゃんとつけられる方がいるかないかということもございまして、今年度につきましては、あくまで3名で終わっているというところでございます。

この31年度予算につきましては、その3名は予算どりをして、あとはもう一名雇用できる

ような形で4名分ということで予算計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

ことし夏ぐらいから、車座ということで各学校を回りまして、教員の方との現場の中で多忙化について、教育長も含めていろいろお話ししたと思うんですけども、現場の先生方はこの部活にとられる時間が非常に長いということはおうちの町だけではなくて全国的にも大きな声になっていると思うんですけども、この4名ぐらいのものだけでこの多忙化というのは、部活に関しては解消ができるという現場の声なんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 私、車座対話で回らせていただきましたので、お答えをさせていただきたいと思いますが、議員御指摘のとおり、中学校の超過勤務の多くは部活動で占められているのではないかなというところも感じたところですし、実際そうも思っておりますけれども、そうなんだろうなということを改めて感じたところです。

4名で足りるかということでありまして、当然多様な部活があつて、4名入るということは先生方の中から、基本的には全員の教員が何かしらの顧問か副顧問に割り当てられていますので、4名ということとは部活から外れる先生は、単純に考えれば4名しか外れることができないということですので、それで全ての多忙化が解消されるということまでは考えておりません。

ただ、これの一つの手だてとして4名配置することで、外れた4名の方がほかの先生方の仕事の校務分掌なんかを分散していく中で、全体としては多忙化が解消されていくという傾向になるだろうということを期待はしているところです。

以上です。

○議長（八木 栄君） 1番、山口一博君。

○1番（山口一博君） 1番、山口です。

それと、当町の、例えば、中学校に限定して申しわけないんですけども、吉田中学校の先生方は車座対話で全員がお話聞いたわけではないと思うんですけども、部活に関してはまだ自分たちでやるというんですか、町で予算をせつかくとってつけているのに、そういうことを使わないで自分たちで多忙化に対してはまだそんなに積極的ではないという考えの方、先生方が多いんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 全員に聞いたわけではないので、多いか少ないかというところはわかりませんが、実際、先生方の中にはそういう先生もいらっしゃるのではないかとこのように考えています。

○1番（山口一博君） 了解です。

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで質疑を終結します。

これをもって、第9号議案についての質疑を終結します。

---

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は終了しました。御協力いただきましてありがとうございました。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後 2時33分



開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会14日目でございます。

ただいまの出席議員数は12名であります。

これから本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

◎一般質問

○議長（八木 栄君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定により、期日までに通告を受け、質問を許可しております。

また、同条第3項の規定により、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。

なお、本日は議場内備えつけの発言残時間時計が故障により使用できないため、仮設の発言残時間時計により、1人の質問及び答弁に要する時間をはかることといたします。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

---

◇ 大 石 巖 君

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

〔5番 大石 巖君登壇〕

○5番（大石 巖君） 5番、大石 巖です。

私は、行政改革の取り組みと個人情報の保護の2点について質問をいたします。

まず、行政改革の取り組みについてであります。社会経済情勢の高度化・多様化に対応する行財政運営、これが大変求められているところであります。効率的で質の高い行政の仕組みというのが、あるいは環境というのが必要となってまいります。

これまで吉田町人口ビジョンなどを包含する第5次吉田町総合計画が平成28年度からスタートをいたしました。吉田町行政改革大綱（第5次）が平成30年度までの3年間で10の推進項目を掲げまして取り組まれております。

以下の点について質問をいたします。

1点、推進項目1の事務事業の合理化のうち、(2)吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムの活用では、実施計画の作成に当たり、PDCAサイクルの考え方を取り入れ、事務事業評価を行っております。この評価結果を活用して次期実施計画を策定をし、この実施計画を基礎資料として次年度以降の当初予算編成を行うという総合計画、行政評価及び予算が連動した一連の取り組みとなっております。この取り組み内容と評価について、まず質問をいたします。

2点目、推進項目3にあります町民参加型の町づくりのうち、(2)町民の声の反映では、町民参加型の行政の推進を図るために効果的な意思抽出方法の導入など、町民等からより多くの意見及び情報を求め、寄せられた意見等を考慮した意思決定に努めますとされていますが、取り組み内容と評価について質問をいたします。

3点目、推進項目5にあります定員管理の適正化・給与の適正化のうち、(1)定員管理の適正化では、職員数増加の抑制に努めつつ、期待される行政サービスを確実に提供できるよう柔軟な対応を図るとしておりますが、取り組み内容と評価について質問をいたします。

4点目、推進項目6の人材育成基本方針の推進のうち、(1)人を育てる職場環境の形成では、職員同士の信頼関係を築くためにも、職場は仕事をする場であると同時に学びの場でもあるという意識を職員が共有し、意思決定等の際には活発な議論を行い、よりよい結論が導き出されるように明るく活気に満ちた職場づくりを推進するとしております。この取り組み内容と評価について質問をいたします。

続いて2つ目、個人情報の保護についてであります。安倍首相が、自衛隊員の募集について自治体の6割以上が協力を拒否しているというような発言をされたことから、防衛省への名簿の提出問題がクローズアップをされております。もとより、住民基本台帳の管理は自治体の大事な業務でありますし、個人情報の保護は基本的人権の擁護・尊重の観点からも慎重な取り扱いが求められます。

以下の点について質問をいたします。

1、自衛隊員の募集について、町は防衛省からの要請に応じて個人情報を提供しているのでしょうか。また、どのような協力をしているのでしょうか。

2点目、町民の葬儀・告別式がとり行われた際、国会議員や県議会議員からの弔電が披露されることがありますが、町からの情報提供はあるのでしょうか。

3点目、災害時において、高齢者や障害者など、みずから避難することが困難な人を支援する吉田町要配慮者避難計画を策定しておりますが、要配慮者名簿があっても個人情報保護の観点から支援者の確保など、有効な活用が難しいとの声があります。地域で見守り、助け合う体制をどう推進するのか。

以上の点について質問をいたします。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員からの1つ目の御質問でございます行政改革の取り組みについての御質問にお答えする前に、まずは吉田町行政改革大綱（第5次）につきまして御説明をさせていただきます。

吉田町行政改革大綱は、昭和60年に第1次の大綱を策定して以来、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大及び行政に対する町民ニーズの高度化・多様化など、行政を取り巻く環境の変化に応じて、その都度改定を行い、現在は平成28年度から平成30年度までを計画期間とする第5次の行政改革大綱を平成28年3月に策定をし、当町における行政改革の基本的な考え方及び方向性などの指針となっているものでございます。

議員も御承知のとおり、少子高齢化の一層の進行、人口減少時代の到来などの社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大及び行政に対する町民ニーズの高度化・多様化など、行政を取り巻く環境は常に変化しております。

このため、限りある財源、人的資源のもとで、町民ニーズを的確に捉え、町民の視点に立った公共サービスを提供し、町民の満足度を高めていくためには、より効率的・効果的な行政運営が求められていることから、行政運営に係る基本的な方針として行政改革大綱を定め、より効率的・効果的な行財政運営を行うものでございます。

こうした行政改革大綱の意義等を踏まえまして、議員からの行政改革の取り組みについての4点の御質問にお答えをいたします。

初めに、1点目の推進項目1、事務事業の合理化のうち、(2)吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムの活用の取り組み状況と評価はについてお答えをします。

吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムは、総合計画に基づく実施計画を作成するに当たり、PDCAサイクルの考え方を取り入れた事務事業評価を行い、この評価結果を活用して実施計画を作成し、予算編成を行うという総合計画、行政評価、予算が連動した一連の取り組みを行うシステムで、平成24年度から導入をしているものでございます。

具体的には、P、D、C、Aの四つのシートで構成する吉田町まちづくりステップアップシートを活用し、実施計画事業ごとの行政評価を通じて、総合計画と予算を連動をさせております。

この吉田町まちづくりステップアップシートは、当町独自の行政評価を進めるためのツールとして、各担当課において実施計画の目的を達成するための手段である予算を伴う事業の執行状況、実績及び現状を把握した上で、実施計画事業全体の課題や改善点を見つけて今後の方向性を示し、次年度以降の実施計画の作成に反映させる流れとなっております。

Pシートでは、評価対象である実施計画事業ごとに第5次吉田町総合計画前期基本計画における位置づけ及び事業の目的となる対象と意図、並びに目的を達成するための手段の設定を行います。このPシートの作成に当たりましては、行政改革大綱の基本的な方向性を踏まえた上で作成しているものでございます。

Dシートでは、実施計画事業を構成する予算事業の執行状況を初め、取り組んだ事業内容、実績を把握し、事業効果をまとめております。このDシートは、監査委員の決算審査資料として活用するとともに、9月の議会定例会時には、議員も御承知のとおり、決算の附属資料「主要な施策と成果に関する説明書」として活用しているものでございます。

Cシートでは、Pシート及びDシートの内容を踏まえ、決算年度の事業を有効性、効率性及び妥当性の三つの視点により評価を行い、現年の事業状況を把握した上で、翌年度及び翌々年以降の事業の方向性を示します。このCシートの内容につきましては、町の諮問機関であります吉田町総合計画等審議会における外部評価の審議資料として活用しております。

そして、Aシートでは、翌年度以降3年間の実施計画を作成し、実施計画ヒアリングや次

年度の当初予算編成資料として活用しております。Cシート及びAシートにつきましては、行政評価結果報告書及び実施計画書として取りまとめ、議員各位にも御報告するとともに、公表しているものでございます。

このように、吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムは、1年を通じたPDCAサイクルにより、予算編成時における資料を初め、議会の議決が必要となる決算の附属資料として活用するなど、多用途に活用しているもので、これまで導入から6年が経過する間にも、毎年改良を加えながら、現在のシステムを構築したものでございます。

その成果といたしましては、行政が行う事務事業の透明性を確保しつつ、事業の継続性と実効性を重視することによりまして、行政の説明責任がより明確になったことなどが上げられるほか、この吉田町まちづくりステップアップ行政評価システムを運用している各職員にとりましても、常に総合計画を念頭にPDCAサイクルを意識した事務処理を行うことの重要性を理解するなど、人材育成の点でも大きく寄与しているものと認識をしております。

次に、2点目の推進項目3、町民参加型の町づくりのうち、(2)町民の声の反映の取り組みと評価はについてお答えをします。

吉田町行政改革大綱では、町民の声の反映につきまして、「行政運営の基本的かつ重要な方針を定める計画等の決定に当たっては、町民参画の機会を確保するとともに、町民参画型の行政の推進を図るため、効果的な意見抽出方法の導入など、町民からより多くの意見及び情報を求め、寄せられた意見等を考慮した意思決定に努めます。」としております。

この効果的な意見抽出方法とは、住民意識調査、パブリックコメント手続やタウンミーティングなどがそれに当たるものでございます。

当町における行政運営の基本的かつ重要な方針を定める計画などを策定する際における一般的な町民の声の反映方法を申し上げますと、まず、客観的な住民意識調査を実施をし、現状と課題を把握します。その後、町民の皆様を初め、識見を有する方々、町内で活動されている各種団体の皆様に参画していただく委員会を設置し、住民意識調査の結果とあわせて、委員の皆様から御意見をいただきながら計画の素案を作成します。

この計画素案を作成するに当たりましては、必要に応じて団体ヒアリングやタウンミーティングなどを開催し、より広く、また、より多くの意見聴取の機会を増やししながら、それらの意見を踏まえた上で作成するものでございます。

そして、委員会で計画素案について承認していただいた後に、パブリックコメントの手続により計画素案に対する意見募集を行い、パブリックコメント終了後には、必要に応じて計画素案を修正し、計画案を作成します。

その後、委員会におきまして、計画案をご審議いただき、計画を決定していくこととなりますが、町の総合計画のような行政運営の基本的かつ重要な方針を定める計画は、議会の議決が必要となりますので、議決を得てから計画が決定する運びとなります。

このように、当町では、計画策定に当たりましては、町民の皆様からより多くの意見及び情報を求め、一連のプロセスを経た上で計画を策定しております。

今後も引き続き、計画等を策定する際には、より多くの町民の皆様の見解を聴取できるように、効果的な意見抽出方法を導入しながら、質が高く、そして町民ニーズにマッチした行政サービスを提供できる計画づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、3点目の推進項目5、定員管理の適正化・給与の適正化のうち、定員管理の適正化

の取り組みと評価はについてお答えをします。

吉田町行政改革大綱では、定員管理の適正化の方針といたしまして、「今後の定員管理は、これまでのような一律的な数値目標では変化し続ける行政需要に適切に対応していくことが困難であると予想されることから、職員数増加の抑制に努めつつ、期待される行政サービスを確実に提供できるよう柔軟な対応を図ります。」としております。

当町では、従来から少数精鋭の考えのもと、最少の経費で最大の効果を上げるべく、定員管理の適正化として、とりわけ職員数の増加の抑制に努めてまいりました。

しかしながら、平成12年4月の地方分権一括法の施行により、行政運営は中央集権型から地方分権型に移行し、地方公共団体を取り巻く環境は一変しました。それにより、地方は独自の考えのもとで行政運営を行うこととなり、かつ、みずからの責任において、社会経済情勢の変化や町民ニーズに迅速かつ的確に対応することが求められました。

また、現代においては、個人の価値観やライフスタイルが多様化し、町民ニーズが高度化しており、防災、福祉、教育などさまざまな分野における行政に対する需要が増加し、あわせて業務量も増加をしております。

そうしたところ、平成23年3月11日には東日本大震災が発生し、当町は、それまで培ってきた安全・安心を一挙に失い、新たな安全・安心を手に入れなければならないという大きな課題を背負うこととなりました。

このため、さらに業務量が増加する中、必要に応じて職員数を増やしてまいりましたが、既に町長部局及び教育委員会事務局において、定数条例による職員数の上限となっておりますことから、平成29年3月議会定例会において、吉田町職員定数条例の一部改正をお認めいただき、定員数を235人から248人に変更をいたしました。

近年においては、適正な定員管理のもと、行政サービスを確実に提供できるよう職員数の増加に努めてまいりましたが、総務省自治行政局が発行する「類似団体別職員数の状況」を用いた分析である定員管理診断表によりますと、平成29年4月1日現在における当町の職員数は226人であり、類似団体と比較して23人少ないという結果が出ているところでございます。

以上のように、計画的に職員の確保を図りながら、変動する行政需要に柔軟に対応し、適正に定員管理を行うよう努めております。

次に、4点目の推進項目6、人材育成基本方針の推進のうち、(1)人を育てる職場環境の形成の取り組みと評価はについてお答えをします。

当町の人材育成基本方針は、分権型社会の担い手にふさわしい人材を育成することが重要な課題であるとして、平成20年10月に策定されたもので、目指すべき職員像「地方分権の受け皿となり、自律して行動できる職員」の実現のため、総合的な人材育成に努めることとしております。

本方針は、第1章「行政を取り巻く環境の変化と職場の課題」、第2章「吉田町職員を目指すべき職員像」、第3章「人材育成の推進」、第4章「質の高い吉田町職員を育成するために」の4章で構成をされております。

御質問にございます人を育てる職場環境の形成は、本方針の第3章「人材育成の推進」に掲げているもので、「人材育成基本方針を実効あるものとするためには、職場における様々な場所を人材育成のために活用していくことが必要であり、そのためにも職場は学習するこ

とのできる風土が形成されていなければなりません。」としております。

当町では、この人材育成基本方針に基づき、職員の自己啓発に対する意欲を高めるとともに、その自主性や資質の向上を図るための職場環境づくりを行っております。

具体的に申し上げますと、外部機関での研修やみずからが企画する研修に職員が参加することができるよう、職員研修事業費として毎年相当額の予算を計上しております。

また、職員に対して、外部で行われる研修メニューを毎月定期的に紹介し、平成30年度は、日本経営協会や全国市町村国際文化研修所などが主催する研修に73人もの職員が参加し、みずからの意思で資質を高める自己研さんに励みました。

さらに、近年におきましては、しずおか中部連携中枢都市圏である5市2町の自主研究グループが主催して行う研修等にも当町の職員が参加しており、他市町の職員との交流や意見交換により、人的ネットワークの構築にもつなげております。

このように、当町では、職員が自主的に参加を希望する研修がある場合には、その意向を尊重し、研修に参加できるような環境が構築をされております。

また、こうした職場外でのOFF-JTの奨励に加えて、日常業務における教育、OJTにも力を入れております。現在の当町の組織体制は、管理職の若年化により、経験が少ないことから生じる管理職としての脆弱な部分についてスキルアップを図る必要がございますので、幹部職員からいつでもどこでもOJTが行われ、その脆弱な部分を即座に補うことができる体制を築くよう努めております。

地方分権一括法の施行により、地方自治体は自己解決型の行政運営が求められるようになり、みずからが考え、みずからが工夫して処理していかなければならない時代となりました。

このように絶えず変化する時代に対応するためにも、当町の職員が自己啓発に係る研修事業に積極的に参加することを奨励するとともに、職場内のOJTも積極的に行われる職場環境を形成することで、政策決定の際には、職員の多彩な発想により、活発な議論が交わされ、よりよい結論が導き出せるような明るく活気に満ちた職場づくりを促進してまいります。

続きまして、個人情報保護についての御質問のうち、1点目の自衛隊員の募集について、町は防衛省からの要請に応じて個人情報を提供しているか、また、どのような協力をしているかについてお答えします。

自衛官の募集につきましては、自衛隊法第97条第1項におきまして、都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行うとされております。また、自衛隊法施行令第162条におきましても、第1号法定受託事務として、法に基づき市町村が行う事務と位置づけられております。

市町村が行う事務の内容でございますが、平成30年5月15日付の防衛大臣通知「自衛官募集等の推進について」の中に、具体的な依頼事項が記載をされております。

その記載内容の一部をご紹介しますと、市役所、町村役場等における立て看板や懸垂幕の設置のための場所の提供、広報誌類への募集記事の掲載、各種広報媒体による広報、市町村が管理する施設等へのポスターの掲出等、自衛隊協会等の各種協力団体との連携、自衛官募集相談員の依頼及び委嘱等、自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報の紙媒体等での提出、入隊予定者を励ます会合の実施に関する事項などとなっております。当町では、自衛隊法及び自衛隊法施行令等の趣旨に沿って、これらの事務を行っているところでございます。

議員御質問の防衛省からの要請に応じて個人情報を提供しているかにつきましては、この防衛大臣通知の依頼事項の自衛隊地方協力本部に対する募集対象者情報の紙媒体等での提出という事務に当たるのではないかとと思いますが、この依頼につきましては、吉田町個人情報保護条例第10条の規定に、個人情報を収集した目的以外に提供してはならないという個人情報の提供の制限がございますので、同条例の趣旨に基づき、町から紙媒体等やデータ等で個人情報の提供は行っておりません。

このため、当町におきましては、防衛省からの要請に応じて個人情報を提供していないということになります。住民基本台帳法第11条の規定に、国または地方公共団体の機関が指定するものに住民基本台帳の一部の写しを閲覧させることを請求することができることとされていることから、自衛隊地方協力本部から住民基本台帳の一部の写しの閲覧の請求がなされた場合は、閲覧に応じております。

次に、2点目の町民の葬儀・告別式がとり行われた際、国会議員や県議会議員から弔電が披露されることが見受けられるが、町からの情報提供はあるかについてお答えします。

吉田町に住所を置いている方が亡くなった場合は、戸籍法第86条に基づき、届け出義務者である親族等が、死亡の事実を知った日から7日以内に市町村に死亡届を提出していただくこととなっております。

先ほど、1点目の御質問の中でも申し上げましたが、吉田町個人情報保護条例第10条の規定に、個人情報を収集した目的以外に提供してはならないという個人情報の提供の制限があり、この規定に基づき、国会議員や県議会議員の方に情報提供することはできませんので、町からは情報提供はしておりません。

次に、3点目の災害時において、高齢者や障害者などみずから避難することが困難な人を支援する吉田町要配慮者避難計画を策定しているが、要配慮者名簿があっても、個人情報保護の観点から支援者の確保など、有効な活用が難しいとの声がある。地域で見守り、助け合う体制をどう推進するのかについてお答えをします。

平成23年3月に発生した東日本大震災において、必ず本人に同意を求める必要があるなどの個人情報保護の厳格化により、救助や安否確認に活用されるべき個人情報が提供されず、人の命が守られないという事態が各被災地域で発生をしました。

国では、この事態を重く受けとめ、市町村長が避難について特に支援が必要な者、いわゆる避難行動要支援者の名簿をあらかじめ作成をし、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設すること、被災自治体において個人の安否情報の回答が可能となるよう、法律上の明確な根拠を創設することなどを盛り込んだ法律、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成25年6月に制定をされました。これにより、被災者支援に伴う個人情報の取り扱いが大きく改正されることとなりました。当町では、この法改正を受け、同年に避難行動要支援者名簿を作成し、高齢者、障害者などの要配慮者の避難支援を迅速かつ的確に行うことができるよう体制を整えてまいりました。

この名簿を作成することにより、個人情報保護に関する課題はなくなり、避難支援が迅速に行われることを期待しておりましたが、改正法第49条の11に規定されている名簿情報の利用及び提供には、災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、本人の同意を得なくても避難支援関係者である自治会や民生委員児童委員の皆様などに名簿を提供することができることとされておりますが、平時は、本人が同意しない限りは名簿提供ができないこと

とされており、その部分については、個人情報保護に関する課題が解決されていない状況にありました。

1点目、2点目の御質問でも申し上げましたが、吉田町個人情報保護条例の第10条の規定に、個人情報を収集した目的以外に提供してはならないという個人情報の提供の制限がございますので、通常であれば、目的外の提供はできないこととなりますが、同条第1項第5号に、個人情報保護審査会の意見を聞いた上で、必要があると認める場合は提供できるとする規定がございます。

そのため、町では、平時でも避難支援関係者である自治会や民生委員児童委員の皆様などに名簿を提供することができれば、要支援者の事前の情報確認や見守りなど、災害に備えた支援活動ができ、名簿の活用がより効果的になると考え、吉田町個人情報保護条例第10条第1項第5号の規定に基づき、平成26年6月に、町の第三者機関である吉田町個人情報保護審査会に対し、平時から避難支援関係者に避難行動要支援者名簿を外部提供することについて諮問をいたしました。

そして、審査会からは同月に、避難行動要支援者の権利利益を保護すること、また、知り得た秘密を漏らさない秘密保持の義務を徹底することとする意見が付された上で、「外部提供することは適当である」という答申をいただきましたので、町は、この答申を踏まえ、平時から避難支援関係者に避難行動要支援者名簿を提供することといたしました。

こうした経過を踏まえ、現在では、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員児童委員、消防署、警察署などの避難支援関係者の皆様や町の関係部局において、避難行動要支援者名簿により平時から情報を共有し、安否確認や見守り活動が円滑に行われる体制を整備しているところでございます。

また、災害時における避難行動要支援者の避難支援を的確に実施するためには、平時から地域で支え合い、顔の見える関係を構築することが重要であると考え、昨年12月から、避難行動要支援者名簿に登録されている方を対象に、民生委員児童委員の皆様による訪問調査を実施しております。

この訪問調査では、災害時に自力で避難することが困難で支援を申し出られた方々に対し、どういった手助けが必要か具体的な支援方法を聞き取りをし、支援に関する情報を地域ぐるみで共有することで、地域で見守り、助け合うことができる体制を構築しております。

このように、当町における要支援者名簿が平時から活用されていること、また、地域ぐるみで支援体制が構築されていることは、議員が憂慮される要配慮者名簿の有効な活用は難しいという状況には当たらないものと考えております。

今後も、避難行動要支援者が抱えている問題を町と避難支援関係者との間で共有をし、災害時に限らず、平時から地域で見守り、助け合う体制整備に努めてまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石でございます。

それでは、再質問をさせていただきます。

まず1点目に、答弁にもありましたPDCAサイクルの循環によって、よりよい施策の実行ということで、計画、実行、評価、改善というサイクルを回していくと。私も、システム



としては大変いいサイクルだというふうに思っております。

ただ、今の答弁にもありましたように、担当課の中でこのサイクルを回すということが、一つは基本的な作業になっているんじゃないかなと思います。

その過程の中では、審議会の資料ということで提供もされているわけですが、もう少し客観的に、第三者的なチェックがこのサイクルの中に入ってくれば、より実効性の高いものになってくるのではないのかなという感じもいたしますが、こうしたPDCA評価システムをよりよく改善するということについての何かお考えというものはあるでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この行政評価システムでございますが、これは毎年毎年見直し、PDCAサイクルをしながら、ことし、また、来年、再来年ということで続きながら、一連に動いていくものでございます。

そうした中で、現在、まず1点目が、担当課の評価だけではないかということでございますが、内部では、評価の場合は担当がまず自己評価を行います。その後、役場としての評価ということで、行財政構造改革推進本部という内部会議がございまして、そこにまた評価をかけます。内部として2度の評価を行いまして、その中で、その後、先ほど言いました外部評価、いわゆる総合計画等審議会、こちらのほうにかけていくと。

ただ、評価というのが、これは一連の動きになっていきますので、Do、いわゆる先ほどの行動のところ、議員さんを含めて議会の参考資料として出させていただいて、そこでいろいろ御審議いただく中で意見をいただいて、それをその評価のほうにも反映しながら行っておりますので、ただぶつ切りではなくて、一連の流れの中で行っています。ですので、実効性というお話がありましたけれども、これまでも、いわゆるつながりをしながら実効性を担保しながら、評価のほうを進めているということでございますので、そういった形で評価のほうを行っているというものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、答弁いただいたように、議会のほうにも、こうした行政評価結果報告書という形、あるいはそれぞれの事業の実行状況等を資料をいただいて、私たちもそれを検証しながら当局の今の状況については把握をさせていただいております。

たくさんの項目がこの中に入っているわけですが、私の感じなんです、こうしたサイクルを回すのはいいことだと、私、先ほど言いましたが、このサイクルの中で、この作業の中で予算編成、あるいは次年度以降の実施計画というのが当然入ってくるわけですが、どうしても予算的な縛り、あるいは補助金とか、それから総合計画の中での年度計画というのが、縛りが当然かかってくるわけで、その枠からはみ出すような新しいことをすぐ提案しても、なかなかそれが取り入れられないのではないのかなという気がします。

もう一つの点は、予算的な総枠というのは大まかには毎年決まっているわけで、歳入のほうがあれば歳出も当然縛られるわけですので、そうした点では大きな枠が決まっているから、そこにおさめるような計画にならざるを得ないということで、予算に縛られた逆算的な計算で、この計画というのが、どうも小さく自分で抑えるような形に、予算を見据えた計画

というのがなっているんじゃないかという危惧がするんですが、そうした逆算的な作用が現場のほうで働くという、そういう危険性はないんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

この行政評価システムは、今、議員おっしゃるように当初予算に、次の予算につながっていくという制度になっております。

そうした中で、当然、担当課としましては、やはり今、逆算というお話がありましたが、そうしたことは、まず先に結論から申し上げますと、逆算ということはありません。ただ、やはり行政を進める上では、人・もの・お金というところも当然ありまして、限られた財源の中で、その中で知恵を出しながら事業のほうを計画、もしくは継続で、工夫を凝らして改善をしていくということになります。

ですので、実施計画、実際には、先ほど実施計画書ということで出されましたが、そこと予算も若干のまだ乖離があります。計画のほうは、やはり限られた予算の中で、より効果的に行うためには、もう少し補助金等も含めた中でやっていく必要もあるだろうということもあります。ですので、当然そこは乖離が出てくるというのは御承知おきいただきたいと思っております。ただ、そこに至るまでに、実施計画をしたから予算、予算も実はヒアリングというの何回も行っていきます。担当者レベル、それから幹部レベル、また、町長レベルということで、そうした全般的な順序を踏んで行っていますので、その中で選択といたしますか、効果的な、他どうなのかというところの中で予算編成をしておりますので、当然その土台には実施計画があって、そこからという形になりますので、決してその予算を前提として逆算ということではなくて、限られた予算をどう有効に使うかということで行っているものでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

町の行政を進めるために、当然、町民の皆さんからの要望・御意見を踏まえた上での計画にもなっているわけですが、それぞれ事務事業を行う場合には、細かな年次計画、あるいはどこをどういうふうに直すんだと、あるいはつくるんだというような、そうした地元への説明が必要なことが多々あると思うんです。

そうした点で、例えばですが、道路や河川など、そういう公共物の補修や改良といった点が、かなり住民からいろいろ御意見をいただいていると思うんですけれども、そうした、例えば来年度に移行した道路のこの部分を補修します、あるいは河川のこの部分を改良しますというような計画がある場合に、あらかじめ地元の町内会などに説明をされていると思うんですが、そうした地元に対する説明と理解が十分でない、いきなりこんな工事を行ってというようなことがあると思うんですけれども、その点の住民への説明、あるいは理解の程度といたしますか、周知徹底といたしますか、その点については、今どういう状況になっているかお答えいただきたいと思うんですけれども。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいまの御質問は、具体的な事業を展開する場合にということだと思います。住民の

方にちゃんと説明をしているのかどうかということだと思いますが、通常、道路であるとか河川ということで今出ましたけれども、こうした事業を進めるに当たりましては、自治会の皆様の御協力をいただきまして、特にその関連する地域住民の方、町内会等を含めた方々に対しまして説明会を実施をしておりますので、この点は基本的に、当然、受益者として影響がある方々、そうした方々も行っております。そうしたきめ細やかに説明会等を実施していると。住民の方の理解を得ながら事業を進めるというのは、やはり基本でございますので、そうしたことで進めております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

例えば、河川でいいますと、住吉の稲荷川が大雨が降った都度、氾濫といえますか、するわけですが、そのための地元から河川改修を、あるいは水の流れをよくしてほしいという要望がたくさん出ていると思うんですけども、これに対して、この計画の中で地元に対する説明会というのはやったんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 建設課長、大石 充君。

○建設課長（大石 充君） 建設課でございます。

稲荷川という河川改修のお話だと思いますので、事業課である建設課のほうからお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃったとおり、内水氾濫の要望が出ているということで、今年度、治水対策のモデル地区としまして、住吉の稲荷川の周辺の護岸のかさ上げ、ちょっと高さを高くする工事をさせていただいて、今後の治水対策の検証を行っていきたいということで事業を実施しております。

それにつきましては、議員のおっしゃる地元の意見を吸い上げているか、聞いているかというところにつきましては、地元の説明会も行って、現地の立ち会いも2回、3回行いまして、十分話し合いをした中で工事を進めていると理解をしております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

続いて、庁舎内で明るく皆さんが元気に働ける、そうした職場環境、これも大切なことなんですけど、昨年度を見ますと、定員が条例で増えたんですが、実際にはなかなかそうした計画どおりに職員の数を確保されないという状況があったわけですが、私が心配するのは、病気などを理由とした退職というような人がありますと、貴重な人材が失われるわけですし、そういう人は健康管理にも十分配慮しなければいけないと思いますが、一つは昨年の職員の年次有給休暇の取得状況です。これも1年間1人20日という日数があって、それが消化できなければ次年度に繰り越すということもありますが、毎年その消化が足りなければ繰り越した分がそのまま消えてなくなるわけですので、そうした点も職員の健康管理、あるいはいろんな用事があれば、当然、その職員、仕事を休んでもいいような体制がつけられていけば、安心して有給休暇が取れると思うんですけども、その取得状況はどういう状況だったでしょうか。

○議長（八木 栄君） 総務課長、久保田明美君。

○総務課長（久保田明美君） 総務課でございます。

職員の有休休暇の取得状況ということでございますけれども、昨年度の状況を申し上げさせていただきますと、平均で答えをさせていただきますけれども、平均で、職員の有給休暇の付与日数といたしましては、平均では年間で38.54日。38日、平均です。付与日数です、それに対しまして、年間取得日数が7.6日ということで、取得率につきましては約19.8%ということで、取得率になっております。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

年間20日という基本的な日数があるわけですので、職員の皆さんがその20日を有効に使うということも、これはやっぱり職場環境の改善にとって大事なことだと思いますし、そうしたことが自由にとれる状況ということを、まず、環境の整備で前提であるんじゃないかなと思います。7.6日というのは私が考えれば非常に少ない数字だと思いますので、ぜひその点は改善をしていただきたいなというふうに考えております。

それから、話は変わりますが、自衛隊への名簿の提出については、先ほどの答弁の中で防衛省からの通達ですか、それから、個人情報保護条例に基づいて、個人名簿については提出はしていないと。ただ、名簿の閲覧等、これについてはあるよというようなお話がありました。ただ、いろいろ新聞等にぎわっている問題、なぜそうなっているかといいますと、名簿を提出している自治体も36%ある。それから、自治体のほうで抽出、例えば18歳、22歳に該当する年齢の人を抽出をした名簿の閲覧をさせるとか、そうしたことが34%の自治体であるというようなことが共同通信の調査でも新聞で報道されておりました。

ですから今、先ほどの答弁にありましたように、個人情報の保護について、やはり厳格にさせていただく、これが国の機関だからいい、あるいはほかのことだからいいという例外をつくるということが、ちょっとまずいんじゃないかなと私は思いますので、先ほどの答弁のとおり、その点については取り扱いは厳格にさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、地域の見守りの関係ですが、答弁にもいただきましたように、自治会、あるいは民生委員の方々等に対して、あと消防の関係、そうした要支援者の名簿については、条例の改正等によって提供についてはして、広く共有をしていくというような答弁をいただいたわけですが、実際に、それが具体的に、支援をしようとする人がいますよと。この地域で支援をする人、応援をする人がどういうふうにマッチングしているのかということです。そういう状況が今、果たしてできているのかどうかということが、非常に皆さんからもいろんな意見が出されています。ただ、それがどうマッチングしているかということの情報が共有されていなければ、なかなかこのシステムってうまくいかないと思うんですけれども、これは防災計画ということの中での話になっちゃうと思うんですけれども、そうしたマッチングというのはいまうまくいっている状況にあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

避難行動要支援者名簿の関係になりますので、福祉課のほうからお答えさせていただきます。

議員がおっしゃられるマッチングということですが、議員がおっしゃるマッチングは、災害時、有事のときのことでしょうか、それとも、今回名簿に関することですので、名簿は事

前に作成をさせていただいているので、平時からのマッチングということでしょうか、ちょっとそのところが……

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

すみません。説明が不十分で申しわけありません。

緊急時に要保護者といいますか、支援を受ける人の名簿、これはそれぞれの協力をいただいているいろんな形でできているとは思いますが、その人に対して、緊急時にどういう人がどういうふうな支援をするのかということのマッチングの名簿がないと、そういう意識を持っていなければ支援ができないわけですので、そういった緊急時にそうした体制ができているのかどうか、そこが非常に心配なんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

緊急時のときの1人の方に対して、どなたがどのように対応するかということだと思います。

それにつきましては、今回提案されている避難行動要支援者名簿の中に明記されている方のところに、個別計画といったものをまずは1回配付をさせてもらっています。その個別計画の中に、どこそこの誰それ、私は誰それに避難のための支援をしていただきますといったことを書く計画表になっておりますが、そちらを御本人さんたちから町のほうに提出をしていただくような形になっております。

今回、郵送でやりとりをしたんですが、郵送ではなかなか全ての方が回収できなかったものですから、今度は民生委員さんに名簿の対象者のところへ訪問していただいて、計画の提出はしますか、しませんかということから、計画をもし出されていないようだったら、用紙のほう、こういうふうにありますよということでもちょっと紹介をしていただいて、また提出を促すというようなことをお願いしております。計画を見ればマッチングができるような形になります。

○議長（八木 栄君） 大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今の説明で、そうしたマッチングをスムーズに行われるような努力をされているということについては理解をいたしますが、実際に今の要援護者が緊急時でもそうした伴う支援者がいて、すぐ避難できるという状況というのは、実際そういう体制ができているのかどうか、どの程度できているのかどうか、その点が心配なんですけれども、どうでしょうか、実態としては。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 名簿にお名前のある方が、町内では2,586名、3月の時点で、今おります。その中から、計画を提出された方というのが682人というような状況です。

この中には、ほかの人に手伝ってもらわなくても、家族の中で自分で避難することができますといった方もおまして、その数はちょっと入っていないんですけれども、計画として提出されている方については682人というような形で、今、提出のほうをお願いしております。民生委員さんに、12月からまた訪問に行っていただいていますので、その時点でまた催告されたことで提出をしていただいている方がかなりいらっしゃいます。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

なかなか難しい作業だというふうに思います。

やはり、いろんな家庭の状況、昼間うちの人がない場合、それから、夜だと応援する人もなかなか難しいというような、いろんなケースが出てくると思うんですけども、いずれにしても、これはこつこつと進めていかなければならない問題ですし、基本的には、やっぱり地域での助け合いという土壌がなければ、なかなかそれも進まない問題じゃないかなと思います。

やはり地震等、いつ来るかわからない状況ですので、早急にそういう体制をつくっていく必要があると思いますし、やはり皆さんが安心して暮らせるということで、吉田町はいい町だというふうな実感を生むためにも、そうした一つ一つの施策を実行していただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（八木 栄君） 以上で5番、大石 巖君の一般質問が終わりました。

ここで、傍聴される方に再度お願ひをいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源を切るか、マナーモードに切りかえていただきますようお願いいたします。

---

#### ◇ 遠藤孝子君

○議長（八木 栄君） それでは、続きまして、3番、遠藤孝子君。

〔3番 遠藤孝子君登壇〕

○3番（遠藤孝子君） 3番、遠藤孝子です。よろしくお願ひいたします。

私は、31年第1回吉田町議会一般質問において、事前に通告してあるとおりです。

第5次吉田町総合計画・前期基本計画の最終年度となり、その成果を着実に生かし、後期基本計画に着手する 때가来ました。町民の安全対策として最重要である津波防災町づくりにおける津波避難タワーの設置や防潮堤のかさ上げ等進んでおります。

また、平成28年2月23日の吉田町総合教育会議において、吉田町教育元気物語、TCPトリビンスプランについて協議され、吉田町は全ての子供たちに最良な教育サービスを提供することを目標に3年目を迎えます。これらの施策の実施を展開していますが、町民の福祉の向上に資するため、新たなPDCAサイクルの新年度を迎えます。

さて、ここで、町では平成31年度、豊かで勢いがある心を魅了する町にするため、その1、教育環境の充実、その2、新たな安全とにぎわいの創出、その3、子育て支援の充実、その4、健康づくりの推進の四つの躍進事業が展開されることになっています。

これらの事業を具体的に展開するために、以下の点についてお伺ひします。

まず、躍進その2といたしまして、新たな安全とにぎわいの創出について2点お伺ひいたします。

1、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会や吉田漁港多目的広場利活用検討委員会の具体的な内容と進捗についてお伺ひいたします。

2、北オアシスパークを中心とした東名吉田インターチェンジ、企業活動維持支援事業区域、多目的広場吉田漁港や、県営吉田公園、たくさんありますけれども、それらを結んで具体的に人の流れをどのようにつくるのかというふうなことを2点お伺いいたします。

躍進その1といたしまして、教育環境の充実についてお伺いいたします。

1、幼児カリキュラムの実践やスタートカリキュラムの取り組みは、もうこれは3年目を迎えますので、よろしくお伺いいたします。

それから、2、授業日数の平準化について、31年度の実践に向けての取り組みはいかがでしょうか。

三つ目ですけれども、中1ギャップを克服する「小・中のつながりのある教育検討委員会」、この具体的な進捗状況、どの程度まで進んでいるのかお伺いしたいと思います。

四つ目、住吉小学校の「未来の学校『夢』プロジェクト」の成果と町内学校への波及はどのようにされていますでしょうか。

以上、よろしくお伺いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 平成31年度躍進の事業展開についての御質問のうち、新たな安全とにぎわいの創出についての1点目、吉田町シーガーデンシティ構想委員会や、吉田漁港多目的広場利活用検討委員会の具体的な内容と進捗はについてお答えをします。

議員も御承知のとおり、平成23年3月の東日本大震災以降、当町は、津波防災町づくりを強力に推し進めてまいりました結果、津波避難タワー15基の建設を初めといたしまして、避難路の整備、そして、平成28年10月には北オアシスパークの供用開始により、命を守る対策につきましては、国・県を初め、町民の皆様の御協力をいただき、おおむね完了したところでございます。

そして、平成28年度からは、シーガーデンシティの一角となる吉田漁港多目的広場の盛土工事に着手するとともに、平成30年10月からは国・県の支援のもと、レベル2津波を防ぐ川尻海岸防潮堤盛土工事が開始されるなど、津波防災町づくりの一丁目一番地であります町民の皆様の財産、企業の皆様の生産活動を守る対策が強力に、かつ、着実に進んでいるところでございます。

議員御質問の吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会及び吉田漁港多目的広場利活用検討委員会の具体的な内容と進捗状況についてでございますが、当町といたしましては、本年度から、国において海岸防潮堤のかさ上げ工事が川尻工区から始まる運びとなりましたことから、この機をシーガーデンシティ構想の深化と、さらなる推進のときと位置づけ、新たな安全が確保される沿岸部へとにぎわいの輪を広げながら、シーガーデンシティ構想の具現化を図るため、平成30年7月に、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会を設置したものでございます。

この推進委員会は、都市デザインに精通をされております大学教授、国・県の職員や町内産業団体の代表者を含む15名で構成されており、具体的な取り組みといたしましては、町全体のランドデザインを描き、吉田漁港多目的広場の整備を初めとしたシーガーデンのにぎわいの創出についての方向性を提案していただく予定となっております。

また、この推進委員会の設置にあわせて、吉田漁港多目的広場を直接的に利活用していただけの団体などで構成する吉田漁港多目的広場利活用検討委員会も設置いたしました。

この検討委員会は、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会の作業部会として位置づけられておりますことから、シーガーデンの拠点の一つとなります吉田漁港多目的広場のにぎわいをイメージした利活用案を検討し、推進委員会と連携を図りながら、多目的広場上部の実施設計に反映させることを目的としているものでございます。

これまでの進捗状況でございますが、まずは、両委員会委員の皆様にシーガーデンシティ構想のイメージを共有していただく必要がありますことから、平成30年7月4日に、吉田町シーガーデンシティ構想推進委員会と吉田漁港多目的広場利活用検討委員会を合同で開催いたしました。

この会議では、これまでの当町の津波防災町づくりの取り組みを初め、シーガーデンシティ構想の概要と経緯、今後の会議運営等について御説明をさせていただきました。また、シーガーデンのジオラマ作成やシーガーデンシティ構想の事業化に伴うデザイン等の業務受託者であります静岡文化芸術大学から、若者の視点に基づいた吉田町の環境、景観特性などについて説明していただき、シーガーデンシティ構想や川尻海岸におけるシーガーデンのイメージを各委員ともに共有する機会とさせていただきました。

そして、7月31日には、今後の検討に向けてのイメージづくりの一助としていただくため、両委員会委員の皆様を対象に現地見学会を開催し、吉田漁港多目的広場からの眺望や風、高さなどを体感していただきました。

しかしながら、この第1回の推進委員会及び検討委員会の開催を決定した時期に、国の防潮堤の盛土工事が10月ごろに変更され、さらにシーガーデンの方向性を検討する上で重要となる多目的広場と防潮堤の取り合い部分や河川防災ステーションについて、国と新たな協議が必要となりましたことから、次回以降の委員会の開催は、協議の方向性が示されるまでは具体的な検討が困難な状況となったところでございますが、その後、他の利活用例や現場の状況を共有するとともに、現段階での各委員の利活用における御意見を聴取するため、このほど2月7日に、第2回の検討委員会を開催したところでございます。

今後につきましては、吉田漁港多目的広場利活用検討委員会の意見を取りまとめ、シーガーデンシティ構想推進委員会と連携をしながら、平成31年度中にはシーガーデンシティ構想のランドデザインをお示しするとともに、多目的広場の利活用に係る提案を実施設計に反映してまいりたいと考えております。

次に、2点目の北オアシスパークを中心とした東名吉田インターチェンジ、企業活動維持支援事業区域、多目的広場と吉田漁港や県営吉田公園等を結んで、具体的に人の流れをどのようにするのかについてお答えをします。

平成27年第3回吉田町議会定例会におきまして、議員から同様の御質問をいただいておりますが、その後、各事業が急速に進んでおり、当時とは大分状況が変わってきております。

これまでも御説明させていただいておりますが、シーガーデンシティ構想につきましては、1,000年に一度の大津波に備える津波防災町づくりを進める中で、現在整備している吉田漁港多目的広場、海浜回廊を初め、県営吉田公園、河川防災ステーションなどにおいて新たな安全を創出するシーガーデンを整備するとともに、防災公園である北オアシスパークを情報発信拠点として活用し、シーガーデンや展望台小山城、津波避難タワー群などへの人の流れ



を喚起することにより、新たなにぎわいを創出する魅力ある町づくりを行う取り組みでございます。

現在、北オアシスパークの周辺は、“ふじのくに”のフロンティアを開く取り組みの物資供給拠点確保事業区域として、災害時の物資供給支援などを行っていただくことに御協力をいただける商業施設が立地し、多くの来訪者でにぎわっております。

一方、沿岸部に目を向けますと、吉田漁港多目的広場は、防潮堤との取り合い部分を残して盛土工事がおおむね完成をし、現在は、のり面の植栽工と階段の工事が行われております。また、県営吉田公園から吉田漁港多目的広場までをつなぐ海浜回廊となる防潮堤は、現在、11.5メートルのかさ上げ工事が実施をされており、川尻海岸におきましては、着々とシーガーデンの完成に向けたハード事業が進んでいるところでございます。

さらに、それら各施設をつなぐ道路網として、都市計画道路東名川尻幹線、榛南幹線、富士見幹線が開通しております。それぞれの施設を点で例えますと、都市計画道路が線となるものでございまして、この道路網の整備によって、新たな人の流れを呼び起こすための基盤が整ってまいりました。

御質問にございます北オアシスパークを中心とした東名吉田インターチェンジ、企業活動維持支援事業区域、多目的広場と吉田漁港や県営吉田公園等を結んで、具体的に人の流れをどのようにつくるのかにつきましては、道路網の整備により、各拠点施設を結ぶ基盤は整備されたところでございますので、それらを最大限に生かし、工夫を凝らしたにぎわいづくりの具現化により、新たな人の流れを創出してまいりたいと考えております。

こうしたことに鑑みまして、吉田漁港多目的広場、河川防災ステーションなどの新たな施設はもちろん、展望台小山城や津波避難タワー群のほか、各種文化財や町有施設など、それぞれの施設の魅力をさらに高める必要があると考えております。

また、東名吉田インターチェンジに関しましては、町の玄関口として周辺利活用の可能性調査を実施しているところでございますが、あわせて、公共交通の結節点としての役割を果たす東名吉田インターチェンジのターミナル化について検討するとともに、町内各施設を都市計画道路で結び、そして、これらを町全体に張りめぐらせる面として、来訪者の回遊性を生み出す新たな人の流れをつくる起点として位置づけてまいりたいと考えております。

1点目の御質問の中でも申し上げましたが、整備中の吉田漁港多目的広場では、水産振興をテーマとして新たなにぎわいを創出し、魅力ある広場となるよう、現在、検討委員会において活用案を含め、検討しているところでございます。

そして、シーガーデンシティ構想推進委員会では、町全体のランドデザインを描き、シーガーデンなどの拠点施設をコーディネートしながら、各施設の魅力を高めるとともに、各施設間を結び、町全体を面として、新たなにぎわいを創出する方向性の検討をお願いしているものでございます。

町といたしましては、シーガーデンシティ構想推進委員会による新たなにぎわいを創出する方向性を踏まえながら、民間資金やノウハウを活用するなどの官民連携をも視野に入れ、創意工夫によってシーガーデンシティ構想の具現化を図り、構想の目指す姿であります「豊かで勢いのある魅力的なまちづくり」に引き続き邁進してまいります。

続きまして、2つ目の御質問でございます教育環境の充実につきましては、教育委員会の所管になりますので、教育長より答弁をいたします。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 教育環境の充実についての質問のうち、1点目の幼児教育カリキュラムの実践やスタートカリキュラムの取り組みはについてお答えいたします。

幼児期は、向上心や忍耐力といった、いわゆる非認知的能力を育む上で非常に大切な時期であると言われており、海外の研究では、質の高い幼児教育がその後の人生に大きな影響を及ぼすとの結果が示されています。

また、平成29年3月に幼児教育の指導の基準となる幼稚園教育要領及び保育所保育指針が改定され、平成29年度から全面実施となっており、当町においても、この新しい基準に基づいた質の高い幼児教育が求められているところです。

さらに当町では、こうした幼児教育の推進に加え、町の教育の方針である吉田町教育大綱において、切れ目のない効果的なつながりのある教育の推進を掲げており、加えて、TCPトリビンスプランにおいても、幼保・小中一貫教育の推進として、幼児教育と小学校教育の一貫した教育を掲げております。

こうした状況を踏まえ、教育委員会では、平成28年度から幼児教育の充実を幼児教育カリキュラムの作成及び実施により、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の推進をスタートカリキュラムの作成及び実施により、進めているところです。

まずは、平成28年度から平成30年度までの取り組みを、年度ごとに御説明させていただきます。

初めに、平成28年度の取り組みについてですが、教育委員会では、まず、取り組みの大きな方向性の確認やその具体的な手だてを検討するため、平成28年9月に、千葉大学教授の松寄洋子先生を座長とする吉田町幼児教育カリキュラム作成委員会を設置し、吉田町独自の幼児教育のあり方やその内容について検討を重ね、平成29年3月に幼児教育関係者共通の指導指針となる吉田町幼児教育カリキュラムを取りまとめました。

次に、平成29年度の取り組みについて御説明させていただきます。

平成29年度は、平成28年度の取り組みをさらに深化させるため、5月に吉田町幼児教育カリキュラム実施委員会を設置し、幼児教育カリキュラムに基づく実践を見合っ、その内容を協議するとともに、指導者の経験年数等にかかわらず、吉田町幼児教育カリキュラムに基づいた質の高い指導ができるようカリキュラムに解説を加え、指導上の留意点を整理したものを吉田町幼児教育カリキュラム教師・保育士用指導書として取りまとめました。

また、年度末には、吉田町幼児教育カリキュラムの取り組みを小学校へ円滑に引き継ぐことができるよう、低学年の教育課程において合科的、関連的な指導を取り入れるなどの工夫を施した教育課程、いわゆるスタートカリキュラムの試案を作成しました。

そして、本年度は、国からの研究指定の最終年度として、6月にひばり幼稚園、10月にわかば保育園と自彊小学校を会場に、公開保育や公開授業をもとにした研究協議会を開催いたしました。研究協議会では、公開保育、公開授業における指導者の手だての有効性について協議を行い、成果や課題を明確にしました。また、松寄教授や国の教育課程調査官から、国が求めている教育や保育について、直接指導や助言をいただきました。

さらに、当町のこうした取り組みは、平成31年2月6日に開催された平成30年度国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業研究協議会や、平成31年2月15日に開催された平成30年度静岡県市町幼児教育指導リーダー研修会において、先進事例として全国及び県内に向けて

発表させていただいております。

こうした発表を受け、国の教育課程調査官からは、「吉田町が着実に取り組んできたことが実践上の成果としてあらわれている」、また「教育委員会がイニシアチブをとられ、町全体で取り組まれたことによって、研究としてオリジナリティーの高い、大変中身の濃い内容である」との評価をいただき、さらに、県の幼児教育センター室長からも「町全体で保幼小連携が機能している姿である」との評価をいただきました。

以上が、これまでの取り組みの概要ですが、こうした状況を踏まえ、来年度は幼児教育カリキュラムとスタートカリキュラムのさらなる躍進の年にしたいと考えております。

国の指定は本年度で終わりますが、町としては3年計画の3年目となります。来年度は、計画のまとめに向けて、引き続き千葉大学の松寄教授の御指導のもと、さゆり保育園とすみれ保育園を指定園として、公開保育及び研究会を実施する予定です。

さらに、吉田町の幼児教育の成果と課題をより分析的に把握をし、さらなる推進につなげていくため、東京家政学院大学と共同で、幼児教育の質的な高まりが小学校教育に与える影響などについて、研究を進めていく予定でございます。

次に、2点目の授業日数の平準化について31年度の実践に向けての取り組みはについてお答えします。

議員御承知のとおり、授業日の平準化とは、吉田町教育元気物語T C Pトリビンスプランの中の一つの取り組みであり、授業日数を増やすことで1日当たりの授業時間数を減らし、放課後に時間を生み出そうとするものでございます。

教育委員会としては、国が示す新しい学習指導要領が求めている外国語に関する授業時間数の増加やアクティブラーニングといったこれまでの授業観の転換、また、プログラミング教育といった新たな教育課題などに対応するためには、これまで以上に授業準備の時間の確保が求められ、他方で、教員の多忙化解消も考えていかなければならない喫緊の課題であるため、こうした相矛盾する二つの課題の解決を図るための手段として、昨年度より試行的に実施しているものでございます。

平成29年度は、全小・中学校において授業日を210日、本年度は、住吉小学校が213日、中央小学校、自彊小学校が212日、吉田中学校が209日として実施をいたしました。

そのような中で、これまでの成果としてですが、まず、放課後時間の生み出しという観点から見てみますと、平成29年度の住吉小学校における調査で、年間約60時間の時間の生み出しができていたという結果が得られました。

また、その中で、教材研究などの時間が増えたと感じる教員の割合が、約16%増加して87%となり、さらに、学校の指導が充実していると感じる教員や、子供と向き合う時間が増えたと感じる教員が増加し、多忙感を感じる教員の割合が減少しております。

また、子供の視点から見てみますと、アンケート調査で「授業の内容がよくわかる」と答えた児童が約5%増加して90.4%に、「自分にはよいところがある」と答えた児童が約16%増加して88.4%になるなど、放課後の時間の生み出しが教員にとっても児童にとってもプラスの成果があらわれたと判断できると考えております。

さらに、昨年5月から実施をいたしました車座対話においても、小学校の教職員から、授業日の平準化については、勤務時間内の時間の生み出しに効果があるといった肯定的な意見がほとんどであったため、数字としても教職員の実感としても授業日の平準化における期待

していた効果があらわれたと言えます。

他方、中学校では、放課後に部活動があることや、教科担任制で平日に空き時間が確保されていることなど、部活動がなく、学級担任制である小学校とは違う枠組みで動いていることや、これまでの取り組みの状況から、現時点において、授業日の平準化を何の工夫もせずに、小学校と同様に当てはめることは困難であると考えております。

また、小学校においても、授業日の平準化の効果は感じているものの、本年度以上の日数になった際は、児童の登下校時の安全確保や教職員の休暇取得及び研修などの観点から、困難が生じてくるのではないかとの意見もあり、今後、小学校及び中学校においてどのような教育課程を組んでいくことが、新学習指導要領を踏まえた授業実践及び教員の多忙化解消を図る手だてとして効果的なのかをさらに検討してまいります。

なお、来年度の授業日数については、本年度をベースとして計画しております。ただし、来年度は、天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀が行われる日を休日とする法律の制定により、例年と比べて4日程度平日が少ないことから、そうしたことにも配慮をし、住吉小学校及び中央小学校は208日、自彊小学校は207日、吉田中学校は205日で実施していくことを予定しております。

教育委員会では、引き続き先生方と意見交換を重ね、先生方の思いを酌み取り、各校で計画されている教育課程の実施を支えていきたいと考えております。

次に、3点目の中1ギャップを克服する小・中のつながりのある教育検討委員会の具体的な進め方についてはお答えします。

吉田町教育大綱においては、切れ目のない、つながりのある教育が掲げられており、また、TCPトリビンスプランにおいても、小・中の一貫した教育の推進ということを施策の一つとして掲げております。

教育委員会では、小・中の一貫した教育を推進するため、國學院大學の田村 学教授を座長にお迎えし、昨年3月に小・中学校の教員や保護者、自治会代表者を構成員とする小・中学校のつながりのある教育検討委員会及びその下部組織として、より具体的なことを検討する小・中学校のつながりのある教育検討担当者会議を立ち上げました。

会議においては、現在の小学校及び中学校の状況や、小学校と中学校とのつながりの現状、先進地域の事例などを交えながら、小学校と中学校を通じて育成を目指す子供像や、吉田町としてどのような小・中のつながりを目指すかについてを主な論点として、議論を重ねてまいりました。

小学校と中学校を通じて育成を目指す子供像については、吉田町教育大綱も踏まえながら、「吉田の精神を受け継ぎ、未来を切り開くことのできる子供」と設定し、さらに具体的には、「問題を発見し、みずから判断し、行動する姿」、「他者を思いやり、つながりを大切にする姿」、「自己の生き方を考え、未来をつくり出そうとする姿」、「吉田を愛する姿」と決めました。

また、吉田町としてどのような小・中学校のつながりを目指すかということについては、「小学校と中学校とで異なる生活や学習のルールのうち、障害となっているものを取り除き、統一することも必要である」といった意見や、「総合的な学習の時間を核として、小学校と中学校でカリキュラムを意図的に編成してつなげていくことも大切である」といった意見がありました。

そこで、来年度は、カリキュラムで小・中学校を意図的につないでいくための第一歩として、総合的な学習の時間を核として小・中学校のつながりを図っていくことを検討しております。

具体的には、総合的な学習の時間を、小・中学校を貫いて吉田町の過去・現在・未来を探求していく時間へと変えてまいりたいと考えております。このことにより、小・中学校のつながりがさらに意識されるとともに、こうした総合的な学習の時間における指導がその他の教科指導にも相乗効果をもたらすといった、学校教育全体のさらなる躍進を期待しているところです。

その中で、来年度は、中央小学校を研究実践校に指定し、取り組みを進めてまいります。研究校には、小学校と中学校とのつながりを考慮した全体計画や年間計画を中心にモデルカリキュラムを作成し、吉田町を探求していく授業の充実を求めてまいります。

次に、4点目の住吉小学校の「未来の学校『夢』プロジェクト」の成果と町内学校への波及は」についてお答えします。

吉田町は、平成28年度から平成30年度までの3年間、静岡県教育委員会「未来の学校『夢』プロジェクト」の指定、平成29年度、平成30年度の2年間、文部科学省、学校現場における業務改善加速事業の指定を受け、教職員の働き方改革を推進してまいりました。なお、指定を受け実践する取り組みについては、平成29年度からはTCPトリビンスプランの目的の一つである教職員が授業に専念できる環境づくりを、具体的に推進していく手だてと位置づけて取り組んでまいりました。

本指定では、吉田町教育委員会を推進地区、住吉小学校をモデル校、その他の学校を推進地区校として、それぞれ連携・協力を図りながら研究を進めてまいりました。

まず、推進地区としての吉田町教育委員会の役割としましては、町内の現状把握と取り組みの方向性を定めることに加え、モデル校の主体的な取り組みに対する助言や支援を行うとともに、多忙化解消に向けた検討委員会を設置することで、モデル校の効果的な取り組みを推進地区校に波及させることです。

次に、モデル校の役割としましては、公務の整理と教職員の意識改革、人的配置の効果的活用を三つの柱として、主体的に実践研究を進めることです。また、推進地区校の役割としましては、モデル校のよい取り組みを自校に取り入れるとともに、それらを踏まえ、独自の働き方改革を進めることです。

ここで、それぞれの具体的な取り組みの概要を御説明させていただきます。

推進地区の具体的な取り組みとしましては、町内教職員の時間外勤務時間の継続的な把握を行うとともに、その結果を町内で共有し、各学校でその縮減に向けた対応策の検討を促してまいりました。

また、多忙化解消に向けた検討委員会は、名称を「吉田町教職員が授業に専念できる環境づくり委員会」として設置し、委員長を静岡大学大学院教授の武井敦史氏に、助言者を文部科学省業務改善アドバイザーの妹尾昌俊氏にお願いし、そのほか、学校、PTA、自治会の代表者を委員として構成し、情報の共有や改善策の検討を行ってまいりました。

次に、モデル校の具体的な取り組みですが、先ほど申しあげました三つの柱のうち、一つ目の校務の整理については、学校全体の業務を、教員でなければならない業務と、教員でなくてもできる業務に分類し、前者については全教員で均等化、後者については教員ではない

校務アシスタントに依頼することで対応してまいりました。

二つ目の教職員の意識改革については、勤務時間の意識化として、タイムカードや勤務時間外における留守番音声応答装置の導入、予定退勤ボードの活用、定時退庁月間の設定などを行いました。さらに、職員研修として業務改善講演会を開催しました。

三つ目の人的配置の効果的活用については、県教育委員会からの教員の増加配置を活用し、教頭と主幹教諭の授業時間をゼロにし、マネジメント業務に専念してもらいました。また、特に主幹教諭については、吉田町プロジェクトリーダーとして効果的な取り組みを推進地区校へ波及する際の推進役を担っていただきました。

次に、推進地区校の具体的な取り組みとしまして、モデル校の取り組みを踏まえ、校務整理表の活用、校務アシスタントの配置、留守番音声応答装置の導入などについて、モデル校の実践の翌年に実施をいたしました。

以上のような取り組みの成果として、小・中学校の時間外勤務時間が減少してきております。本年度は、まだ年間の調査の取りまとめができておりませんので、比較対象年度は平成28年度と平成29年度となりますが、具体的には、時間外勤務時間の月平均が、モデル校の住吉小学校ではマイナス7.0時間、推進地区校の中央小学校ではマイナス3.8時間、自彊小学校ではマイナス8.1時間、吉田中学校ではマイナス2.8時間で、どの学校においても縮減されています。

これまで、教職員はどこか早く帰るところに後ろめたさを感じ、また、やろうと思えば終わりのない教材研究などの際限のない仕事、さらに超過勤務手当が支給されない給与体系から、時間の感覚がない中で仕事が行われてきたと言われております。そのような中、当町においては、これまでの取り組みを通して、時間は有限であり、有効活用しなければならないことや、その中で最大限のパフォーマンスをすることを考えなければならないこと、そして、そのことが子供のためになり、ひいては自分のためにもなるという意識が高まってきたと考えています。

本年度で国や県の指定が終わるため、来年度以降、人的配置などの特例措置がなくなることが予想されます。来年度以降が本当の意味での成果が問われることとなります。これまでの3年間をベースとして、教職員の多忙化解消及び解消されたことによる、よりよい教育活動の展開を目指し、教育委員会及び学校が一丸となって躍進してまいりたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

それでは、短い時間ですので、急いでやらせていただきたいと思います。

まずですけれども、にぎわいのある町、創出というふうなところの部分ですけれども、これについてはよくわかりました。

そして、今、実際として、文芸大の先生方、また、グループで進めてジオラマをつくり、これは今、途中ですけれども、これでイメージをするということですが、イメージをして、それぞれ両方の委員会の新しい考えの創出に役立てると思うんです。これは、さらにもっといろんな効果があると思うんですけれども、その辺の狙いはどんなところにあります

でしょうか、ジオラマの狙いというのは。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

現在、シーガーデンシティ構想のほうの委員会、それから、多目的広場の検討委員会を進めているところでございます。

そうした中で、今、ジオラマということがありましたけれども、このジオラマというのは、具体的に目で見て、イメージがさらに湧くというところがございます。そうしたことから、将来、町が夢を持った、夢に向かってというか、それを現実化していく中では、非常に効果的な視覚で捉えるという中で、非常に有効なものだと思っています。

またさらに、シーガーデンはにぎわいもありますが、やはり津波防災というところをあわせて一体化して行っていくということの中で、このジオラマが作成された後には、住民の皆様にも当然御披露させていただきながら、安心をしていただく。この町土が安心であるというところを訴えて、吉田町のさらに魅力というのを皆さんにもイメージが伝わるような形をとりたいということで、現在、ジオラマのほうの作成ということで行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

ジオラマが最初の計画よりも、文芸大のほうで学習的というか研究的につくられているということで、大変期待するところですけども、さらにそれができて、シーガーデン構想という広大な、小さな町ですけども、考え、それから構想、物凄い大きいものがあると思うんです。安全とにぎわいということで。そこのところで詳しく、点から線、道路という線ができていますもんね。それから、面ということで、全体の町づくりというふうなことで、先ほどの説明でわかりましたけれども、さらにその上をいく、特に東名吉田インターチェンジの北区のあたりです。あの辺の具体的なものがわかるころまでお話をいただきたいということと、もう一つは、町の、これは広大なという話をしましたけれども、さらにその上を行く1,000年というようなことも言われておりますけれども、その夢をお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

今、大きく分けて二つ、議員から御質問があったかと思えます。

一つ目はインターチェンジの起点のところの部分、それと、もう一つは、シーガーデンがどう今後ということのイメージをということだと思います。

まず1点目のインター周辺でございますが、現在、これも今年度、インター周辺の利活用というところで、今、調査の業務を行っています。これまでも、インターチェンジというのは吉田町の顔、いわゆる外から、東名高速道路を使ってきた場合には、あそこがまず第一の吉田町の玄関口、顔となるところです。現在は田んぼというか、あるということもありますけれども、そうした中で、都市計画道路が真っすぐ港まで行くということで、今現在、開通をしまして、大分様相が変わってきているという中で、吉田インターがまず吉田町の顔であるということがまず1点。それと、あそこは交通の結節点という中で、吉田町の町内から外

に出る場合には、非常に重要なところだというふうに思っています。

また逆に、外から吉田町に来るに当たりまして、重要な起点となる場所だと、両方ですね、往復として。

このインターのところは、いわゆる当町の基幹路線であります特急静岡相良線、これが現在は、朝5時から夜は深夜12時過ぎまでバスがあると。通常の東海道、鉄道とは変わらないような中で、40分で吉田から静岡の中心部まで行くという、利便性が非常に高いところがあります。それからさらに、東名高速道路を活用しまして、JR東海さんの高速バスが走っておりまして、東京、また、関西も名古屋、京都というところで、あそこのインターのところはバス停になっています。

私たちは、こちらを玄関口、それから、あと交通の結節点と、またさらに島田のほうにも、中は島田までバスが行くというところがありますので、こちらを今、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、バスのターミナル化ということ視野に入れて、現在調査のほうを進めています。

そうした中で、31年度にも当初予算の中に入れていただいておりますが、今後は利活用の検討委員会を地元におろしまして、地元の皆様を初め、御意見を聞きながら、あそこを玄関口としてふさわしい整備に、計画を立てていきたいというふうに思っています。まず、それが1点目です。

2点目は、先ほど町を面に捉えると、線ができて、点を線、線を面ということですがけれども、やはりこのシーガーデンの一番の目的といいますか、将来像というのは「豊かで勢いがあり、魅力あふれるまち」ということがあります。これを具現化をするというのがシーガーデンシティ構想、これから計画を立てていくわけですがけれども、その中で、何ていうんですか、吉田町が将来に向かっては有意性、心も含めて、他市町とあわせて有意性を持って、人が、子供からお年寄りまでが笑顔でいまして、そうした中で、ほかの市町に住んでいる方々は吉田町いいなど、また、吉田に住んでいる方は吉田町に住んでよかったという、そうした町づくりに寄与したいというふうに考えています。

今後、計画を立てて、本当に壮大な、大きい話なものですから、でも順次計画をしながら、夢のある町づくりをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

夢を持つことは実現に向かえることですので、よろしく願いいたします。

次をお願いします。

教育委員会からの教育長のほうから、丁寧な回答をいただきまして、これでTCPが着実に進んでいるということと、それから、特に一つ目のスタートカリキュラムに向けての幼児カリキュラムが効果・成果を上げているというふうなことがわかりました。

それで、このスタートカリキュラムのことについてですがけれども、ちょっと細くなるかもしれませんがけれども、会議にも出席させていただきましたけれども、具体的に今、自彊等で進んでいまして、保護者がわかるように、例えばなかよしタイムだとか、それから、わくわくタイムだとか、ぐんぐんタイムというふうな言葉を使って、幼児期からスタートする小学校のところの子供たちがわかるような展開をされているわけですがけれども、このところ



で、保護者に理解していただくために、どのような手だてでつなぎをお話されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） スタートカリキュラムですけれども、幼児教育カリキュラムのつながりの中で試案を作成して、実際、実施をしているところでございますけれども、まず、幼児教育カリキュラムにつきましては、カリキュラム自体は全戸配布させていただきまして、保護者も含めて地域の方々に御理解をいただけるようにしているところであります。

このスタートカリキュラムにつきましては、例年、学校のほうで就学時健診でありますとか、あとは保護者会というものがありますので、そのときに低学年を担当する先生のほうから学校ではスタートカリキュラムとってとって、スタートカリキュラムのそもそもの説明であるとか、今、議員からありましたように、特に小学校に入学してすぐの4月、5月、6月といったようなところでは、なかよしタイムやぐんぐんタイム、わくわくタイムといったことを、こういった狙いを持ってこういうふうを実施をしていきますよということを、保護者に向けて説明をさせていただいているところでございます。

○議長（八木 栄君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） わかりました。

そのような機会あるごとに、保護者の理解を得て進めた結果、このような成果が上がっているということなんですけれども、それが、何というのかしら、スタートがうまくスムーズに進んでおり、今、実現化されているというようなことと、それから、思わぬ効果と言ったらあれですけれども、小学校入学のときの子供たちの国語と数学の学力検査をしたと思うんですけれども、この成果があらわれているんじゃないかと思うんですね、調査をしていると思いますけれども。

このような幼児期から小学校へのつながりが着実なものになり、スタートカリキュラム、今出発しているということで、その学力への効果というようなものがあればいいですか、具体的にどんなふうになっているか教えてください。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） このスタートカリキュラム、幼児教育カリキュラムですけれども、作成に当たっては、ボトムアップ型というか、まさに現場の先生方の実践を多く見合っ、そこから共通的に質の高いと思われるものを抽出、みんなでし合っ、どうやっていくのかとって考えていたところに成功の秘訣があったのかなというふうに思っております。

そのような中で、今ありました国語、算数、いわゆる点数のようなどころになりますけれども、そういった学力への効果というところですが、例年、昨年度まで吉田町学力調査を実施してまいりまして、小学校1年生の場合には11月の調査で調査をしておりましたけれども、ここ数年といたしますか、その点数が上がってきている状況にはございます。

そのことが、実際どういったところがどう関係して、その点数が上がってきているというような状況が見られるのかということについては、先ほど答弁の中でも申し上げさせていただきましたけれども、来年度は東京家政学院大学の先生方の御協力をいただきながら、より分析的に、どこがどう功を奏してこういう結果につながったのかということで、研究してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） さらに期待ができるかと思えますけれども、この学力が向上したというふうな実際のデータがあるわけです。これは、やはり認知能力と非認知能力が幼児期に大事であって、それが意味では早々と効果が出てきたんじゃないかと思えます。31年度の成果を期待したいと思えます。

次に、平準化についてですけれども、車座対話の成果が一つはあるかと思うんですけれども、来年度については、国の行事もあるものですから、205日前後というようなことになると思いますが、これは教職員の多忙化解消にもつながるというふうなことの面もあるものですから、毎年いろんな国の行事もあるかと思えますけれども、その後については、大体どのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 先ほど、答弁の中で申し上げさせていただきましたけれども、来年度については、基本的には今年度、30年度をベースとして考えつつ、ただ、天皇の即位の日でありますとか、礼正殿の儀式の日というところが休日となることから、今年度をベースとした日から平日がそもそも少なくなる、日数を引いたようなところで検討しているわけですが、先生方の話を聞いてみると、やはりある程度一定の効果は、当然感じていただいているわけではありますけれども、では、どんどん日数を増やしていけば、本当に多忙化解消されるのかということ、今年度ぐらいの日数のところがやはり一つ目安となるのではないかというような御意見もいただいておりますので、そういったところをベースとして、さらに先生方と意見交換を深めながら、こういった教育課程を組んでいくことが子供にとって、また、教員にとっていいのかということで、さらに考えてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

そうすると、今年度、30年度は大体213日平均で、そのところで先生方の多忙感等が解消まではいきませんが、先ほど話をしました成果があらわれているというふうなことを伺ったわけですが、では、よろしくお願ひします。

次に、お願ひいたします。

中1の小中一貫というふうなことで、今、御答弁いただいたわけですが、総合的な学習の時間を使うというふうなお話がありました。

総合的な学習の時間、いろんな使い方があると思うんですけれども、そここのところで、今、吉田町には小学校のところに「吉田町」というテキストがあるんですね、吉田町の歴史から産業から全てが子供たちにわかりやすく。そんなものを使って進めるようなことなのか、ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員おっしゃるとおり、現在、小学校の中学年向けになろうかと思ひますが、吉田町教育委員会が作成している資料を全児童に配付をして、授業で活用していただいております。

この資料は、基本的にはこれまで小学校の社会科を中心として学習をしてもらうために作

成をしているものですので、基本的には社会科で使っていただくようなものになるのかなというふうに思いますけれども、先ほど申し上げた吉田町の過去・現在・未来を探求していくという中では、総合的な学習の時間だけじゃなくて、社会科とリンクをしてきたりだとかという場面もあろうかと思しますので、そういった資料なんかもあわせて活用してもらうことができるのではないかなというふうには考えております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

そんなところで、中1ギャップを克服するというふうなことですけれども、さらに将来進めて、2016年からですか、義務教育校というふうなものが新しく法律のほうで検討されて出てきているわけですけれども、そんなところも踏まえて、委員会のほうで小・中つながりのある教育検討委員会のほうでは、ワーキンググループもあるというふうなことなものですから、進められると思うんですけれども、例えば、小から中までを三つに分けて、そして、低学年、中等部とか高等部とかですか、そして、1年のときから英語教育の実施をするとか、または先ほど話したふるさとのほうは今進んでいるわけです。

それから、今、小学校から中学校に行くときの壁というのが、教科制になるところがあるわけですね。それを小学校5年生ぐらいのところから、中等部といいますか、そのところから取り組むような形、つまり教科制にすると、専門を持った先生方とか、または小学校の先生もできると思いますけれども、免許を持っているものですから、それを進めるとか、部活動においても、体験入部といいますか、小学校の高学年ぐらいのところ、だから中等部となりますか、その辺のところからというふうなことも考えられるのではなからうかと思えますけれども、その辺の考え方はいかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 議員がおっしゃるように、例えば小中一貫といった場合には、学年の区分をそもそも分けてしまって、今、義務教育の場合は6・3制というのが通常の分けですけれども、それを3・4・2制にするとか、そういったようなところに取り組んでいる事例が全国にもあるということは承知をしております。

そういった中で、そういったことのメリットもあるでしょうけれども、逆にデメリットもあるのではないかなというふうに思っております。例えば、現在でいうと、小学校6年生が最終学年になるわけですけれども、そこで培われるリーダーシップであるとかというのは、なかなか、その学年の分けをしてしまうと、というのであったり、9年間を一つの学校で見ると、本来、6年生のときに育まれるそういった力が育まれないのではないかなというようなところもございますので、慎重に検討していかなければいけないなというふうに思っております。ただ、今答弁の中で申し上げた小・中のつながりのある教育検討委員会の中では、そういった具体的な学校自体を変えてしまうとか、そういったところまでの議論をしているわけではなくて、現在の小学校、中学校の枠組みの中でどういったつながりを図ることで中1ギャップを解消していくことができるのかというような検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 3番、遠藤孝子君。

○3番（遠藤孝子君） ありがとうございます。

以上で終わりますけれども、特に、教育は人をつくると言って、国をつくり、吉田町をつくるということになりますので、大変期待するところが大きいので、お願いしたいと思えます。

それから、夢のある大きな吉田町の町づくりについても、よろしくお願いしたいと思えます。

以上、ありがとうございます。

○議長（八木 栄君） 以上で3番、遠藤孝子君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時15分とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

○議長（八木 栄君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

引き続き、一般質問を行います。

---

◇ 山 内 均 君

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

[6番 山内 均君登壇]

○6番（山内 均君） 6番、山内です。

きょうは、この質問をするに当たりまして、我々、総務文教常任委員会というところで1年をかけて視察をしながら、三重県の松阪市、愛知県の西尾市、非常にいい勉強をしました。それと、近隣では藤枝市、あとは吉田町近辺の藤枝、焼津、島田、牧之原市、それぞれの調査をしました。十分であるとは言えないと思えますけれども、近隣の市町では早くからやっております。

その中で、特に今回の質問の意味としては、免許証を返納したくてもできない人たちが非常に多いんですね。そういう意味で、今回、これからあと4年、5年先にあらわれてくる、その質問に対して、しっかりとお聞きをさせていただきたいと思えます。

それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。

町民の移動手段となる公共交通について。

平成31年3月議会で、今議会です。町長の施政方針が示され、平成31年度は、当町の現状に即した新しい公共交通システムの構築に向けた調査・研究を進めていくとされました。

吉田町議会、総務文教常任委員会では、平成30年1月から平成31年2月まで、生活交通の確保についての調査・研究を行い、調査報告書を作成した。

その中で、超高齢社会を迎える2025年問題、高齢化に伴う自動車運転免許証の返納、運動

能力の低下や認知症など、自動車運転操作ミスによる交通事故の多発、また、免許証を持たない方たちの病院への通院や買い物、移動手段の確保は、交通弱者を守り、高齢者をひきこもり等から守る有効な手段であることを確認をした。

委員会の視察の結果から、自主運行バスの導入は、民間事業者が撤退したものを補うために設けられたものが多い。松阪市のコミュニティバスの運行は、自治会が中心の検討会や地区住民のアンケート調査による検討等地域からの要望に基づいた地域の立候補による参画型の運行が行われていた。

西尾市のコミュニティバスの運行は、公共交通空白地の解消やアンケート調査、既存バス事業者との協働が行われていた。また、デマンド型乗り合いタクシーは、交通弱者の移動の利便性及びドア・ツー・ドアの安全・安心の確保と、民間ビジネスの工夫と行政の協働等を背景に導入されていた。

吉田町では、交通網整備とともに生活交通に大きな変化が起きている。コミュニティバスやデマンド型乗り合いタクシー等の生活交通の確保に向けた施策は重要であり、早急に必要となると考える。

そこで、町の考える公共交通システムについて質問をする。

- 1、当町の現状に即した新たな公共交通システムの構築とは何か。
- 2、どのような目的と手段を想定したものか。
- 3、調査・研究と運用までのタイムスケジュールの想定は。
- 4、平成31年度当初予算概要に、町内生活交通における新体系構築策定業務委託440万円(案)が計上されている。委託の意味と内容は。
- 5、町民の方たちの切実な声はどのように反映されるのか。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（八木 栄君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員からの御質問でございます町民の移動手段となる公共交通についてのそれぞれの御質問にお答えをする前に、まずは、当町の公共交通の基本的な考え方につきまして御説明をさせていただきます。

現在、町内を運行しております、しずてつジャストラインのバス路線は、特急静岡相良線、島田静波線及び藤枝相良線の3路線でございます。

特急静岡相良線につきましては、東名高速道路を走行して、当町と静岡市の中心部を直接結ぶ利便性の高い路線であり、運行本数も多く、運行時間帯も大変幅広い路線でございます。

現在の平日におけるこの路線バスの始発と最終の吉田町役場バス停留所での時刻を御紹介いたしますと、静岡駅へ向かう始発バスの時刻は午前5時19分、相良営業所へ向かう最終バスの時刻は、深夜の午前0時18分となっております。

この路線につきましては、バス事業者側としましても、社会情勢に応じて変化する早朝や深夜におけるバス利用者の動向に柔軟に対応しており、結果として、町内の多くの通勤者や通学者などがその恩恵を受けております。こうした状況は、バス事業者と利用者の双方にとりまして、お互いにより関係性が築かれており、相乗効果が生まれている理想的な路線であると認識をしております。

このほか、島田静波線と藤枝相良線につきましても、主に通勤・通学者や病院への通院に利用されておりますが、現状といたしましては、運転手不足や燃料費の高騰、利用者の減少などのさまざまな要因により、バス事業者であります、しずてつジャストラインの単独による運行が困難な状況となっておりますことから、地域住民の交通の利便性を維持していくため、これらの路線の運行に対しまして、国・県、沿線市町が協調して補助を行っております。

また、バス路線の維持とともに、利用者を増加させる取り組みも重要でございますので、これまで同様、バス利用者の利便性向上を図るために、バス事業者が実施をする自転車駐輪場やバス停留所の上屋の整備などを行う事業に対しまして、補助金を交付する事業を継続してまいりたいと考えております。

このように、当町ではバス事業者や関係機関と連携をしながら路線バスの運行を継続できる環境にありますので、まずは、このバス路線を減らさないようにするということを主眼に置いて施策を展開しておりますが、高齢化社会の進行に伴い、移動に困難を感じている交通弱者と言われる方々が増加していると思われる状況において、既存のバス路線の維持だけではなく、バス路線を軸として誰もが町内を快適に移動できる環境づくりに取り組んでいく必要があると考えております。

ただいま御説明をいたしました当町の公共交通の基本的な考え方を踏まえまして、議員の御質問にお答えをします。

初めに、1点目の当町の現状に即した新たな公共交通システムの構築とは何かについてお答えします。

施政方針でも申し上げましたが、平成31年度は、新たな公共交通システムの構築に向けた調査・研究を行うこととしており、その結果を踏まえて、将来的に、町民の皆様が不便なく町内を快適に移動できる最適な公共交通の仕組みを構築していこうとするものでございます。

当町における公共交通システムは、さまざまな事業主体が運営する公共交通と行政の支援等を複合的に組み合わせ、利用者、事業者、行政のそれぞれが利益を共有できるシステムであると考えており、その手法につきまして、特に交通弱者の方の交通手段の現状と利用の意向を十分に把握した上で検討する必要があると認識をしております。

システムの構築に関しましては、全国各地の公共交通政策に携わった経験を有する専門家のアドバイスをいただきながら、各地の実例を踏まえた上で、当町の現状に即して検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目のどのような目的と手段を想定したものかにつきましてお答えします。

目的につきましては、さきに申し上げました当町の公共交通の基本的な考え方を踏まえまして、当町の現状に即した最適な公共交通システムを構築するものでございます。

当町の公共交通につきましては、町民意識調査により、重要度は高いが、満足度が低いといった状況でありますことから、この状況を改善し、費用対効果を含めて、利用者の皆様と事業者、行政のそれぞれにとりまして、最適な仕組みづくりを行ってまいりたいと考えております。

手段につきましては、既存のバス路線の維持と有効活用を基本といたしまして、移動支援との組み合わせによる最適なシステムの構築を目指してまいります。

次に、3点目の調査・研究と運用までのタイムスケジュールの想定はについてお答えをします。

平成31年度の調査・研究業務の成果を踏まえ、当町における新たな公共交通システムの詳細につきまして、具体的に協議していくわけですが、地域の実情に即した輸送サービスの実現等に関して協議する組織であり、事業者や住民、利用者の代表者により構成されております吉田町地域公共交通会議の皆様にも、十分御議論いただく必要があると考えております。

また、この地域公共交通会議には、調査・研究業務に引き続き、専門的な知見を有する大学教授等にも参画していただき、システムの具現化に向けた実効性のある議論の場としてまいります。

次に、4点目の平成31年度当初予算概要に、町内生活交通における新体系構築策定業務委託440万円（案）が計上されている。委託の意味と内容についてはお答えします。

御質問にあります業務委託は、吉田町における公共交通システムの構築に向けた調査・研究を実施するものでございまして、交通政策に精通している専門家等への委託により、当町の公共交通の現状について詳しく調査・分析を行い、当町の現状に即した最適な公共交通システムの構築に向けた検討を行うものでございます。

公共交通に関しましては、全国各地の自治体が抱える課題であり、さまざまな手法を用いて取り組んでいる実績がありますことから、交通政策に特化して研究等を行っている大学の研究室などに御協力をいただくことにより、全国各地の取り組みの現状等を踏まえ、当町のニーズに即した最適な交通システムを提案していただくよう、委託により実施するものでございます。

委託の内容につきましては、まだ詳細は決まっておりますが、おおむねアンケート調査やヒアリングによる公共交通の現状把握、導入が考えられるシステムのメリット・デメリットの整理、地理的条件や人口規模、財政規模等が類似する自治体における導入事例の収集及び整理、利用者の利便性や事業者への影響、事業性などの調査、利用者ニーズとサービス水準の整合性の検討などを実施する予定でございます。

次に、5点目の町民の方たちの切実な声をどのように反映させるか、についてお答えをします。

平成31年度に実施をいたします調査・研究業務におきましては、第1段階といたしまして、地域の公共交通の現状を把握することとしており、アンケート調査やヒアリングの実施により、公共交通を必要としている方や事業者のニーズをあらゆる角度から調査してまいります。これにより、実際に新たな公共交通システムが運用された際の利用者と事業者、行政との間のギャップを極力なくし、効率的かつ経済的なシステムの構築を図ってまいります。

例えば、自主運行バスを走らせてみたが、利用者が伸び悩んでいるといった状況は、近隣自治体でも耳にする話でございまして、こうした状況を生じさせないようシステムの構築のみではなく、その先の運用まで含めて、利用者と事業者の皆様の御意見を十分にお聞きしてまいりたいと考えております。

当町におきましては、公共交通の基本的な考え方にに基づき、地理的条件や人口分布等を踏まえ、利用者、事業者、行政のそれぞれの利益につながるよう、当町にとって最適な公共交通システムを構築してまいります。

○議長（八木 栄君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 簡潔な答弁いただきました。これから、時間いただきましたので、一つずつ、ちょっと具体的な形でお聞きをしていきたいと思えます。

冒頭に言いましたまず一つ目、最初から飛んでいきますけれども、住民の方々の意見をどのように反映させるか。それが、松阪市と愛知県の西尾市ですばらしい答えが出ていました。自分たちでバスの停留所をつくったり、住民の方ですよ。住民の方がバスの停留所を自分たちでつくる、そして、自分たちで道路はもちろん決定をする。その中に、民間の業者を取り込んでやっていると。民間の業者というのは、もちろん、しずてつジャストラインも含めて、そのシステムを使いやすくするために、そして自分たちのシステム、自分たちがつくったシステムなんであると、そういう自分たちという、そのことを強調しながら、継続性を高めるような形、精神的、気持ちの上で高めていくという形をとっていました。それはなかなか、あちこち調べましたけれども、なかったですね。

その中で、一応ちょっと、実際に調査をしたときに、まず最初に言いました近隣の焼津市です。焼津市は自主運行バスをとって、焼津市独自のレーンをとっています。藤枝市は、自主運行バスのバス停型乗り合いタクシーを使っています。自主運行バスに関しては、既存路線を撤退したものの路線の継続です。島田市は、自主コミュニティバス、これもジャストラインの相良営業所が運行を担当しています。牧之原市は、同じくジャストラインが萩間線、勝間田線、鬼女新田線、相良御前崎線、それともう一つは乗り合いタクシーのさかべ号をつくって、住民の足に添えていました。

全てがうまくいっているわけではありませんけれども、あとは、三重県の松阪市です。三重県の松阪市の特異なところは、地域の協力と負担ということを前提とした地域間バスの運行をしています。これは我々から見ると画期的だと思うんですけども、その路線が通る1軒当たり1,000円とか、そういう補助というんですかをいただいてやっているわけですね。それによって自分たちのバスである、自分たちのつくったバスであるということが強調されていました。

あと、愛知県は西尾市です。これは予定の時間にデマンドタクシーは自宅と最寄りの駅の間、バス停の間を送迎すると、そういう限定でやっていました。これは非常に特異なことですね。吉田町で考えるのが、今言った一番切実な問題をどのように、こういう事例がありますけれども、その事例に向ってこれから研究していただいて、また一番いい例をやっていたくとは思いますが、その事例を見ながら、どのようにそこに住んでいる人たちの意見を取り上げていただけるか、それが一番重要なことだと思うんですけども、これから契約するに当たっては、今一番大事なことになると思えますけれども、どうですか。その辺は計画されているものはあるんですか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 企画課でございます。

ただいま議員から、今後の31年度の予算に計上させていただきました調査業務の関係に、どのように住民の人たちからの意見を拾っていくのかということだと思います。

この件につきまして、今回、答弁のほうでも冒頭させていただいておりますが、公共交通システムにつきましては、やはり基本線としましては、我が町の基幹路線、バスを維持しつつ、確保しつつ、そこをつなげると。多様な複合的に組み合わせていくというところの考



え方でございまして、特に交通弱者と言われる方々、先ほど議員がおっしゃられた2025年問題と言われていましたけれども、そうした今後、高齢化、さらに進んでいった中で、後期の方々が増えていくというところは当然予想されているわけでございます、特にその中でも交通弱者、自分ではいわゆる外出がなかなか難しい、困難だとか、そうした方々の意向を十分把握しなきゃいけないと。その人たちの対応を検討していかなくちゃいけないというのが、まず根底にあるということの中で、今後、その調査を、いわゆる弱者の方々、先ほどアンケートと言いました。アンケートもありますけれども、さらにヒアリングで実態的にどうなのかということ、今回、私、公共交通ということで今、企画のほうで今回やっておりますが、実質的には福祉サイドと一緒に進めさせていただくということになりますので、こちら側のバスとか公共だけではなくて、福祉サイドの考えを含めた形で調査のほうもして、実際に吉田町に合ったシステムのほうを構築していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、アンケート調査の話がありまして、ここに平成29年3月に、吉田町の地域福祉に関するアンケート調査結果報告書、最初言われたのが、多分この辺から出ていると思うんですけども、実はこういうやつのとり方というのは、全体的にとっていますよね。今、課長が言われた答弁の中にあつた交通弱者という定義を聞こうと思ったんですけども、言っていただきましたので、わかりやすいです。

その中で、交通弱者と言われる方の何というんですか、特異な、狭い分野というか、2025年問題を抱えた人たちの本当に困っている人たちのところを集中的にとつていかないと、本当に何が必要か。結果的に、継続的な運用するためには、そこが一番になります。我々も皆さん、あと10年、20年したらなりますから、その辺を自分のこととして考えたときに、やっぱりこのアンケートの調査のとり方もいいと思いますけれども、実際にいろんな方に聞いていただきたい。ヒアリングといつても、なかなか全員に聞くわけにはいきませんが、例えば自治会を通してやるとか、要するに、この問題に関しては本当に重要な問題、我々が年をとってひきこもって行って孤独死をするようなことではなくて、そういう部分がありますので、その辺の調査の仕方というのに関して、これからやることですが、ぜひそういうふうにやっていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） 今、私ども、先ほど交通弱者と言われるということで、お話させていただきましたが、その範囲というのが、ちょっと御質問の中で範囲というのが非常に、捉え方によっては大分変わるものですから、もし、その交通弱者の方々のどの辺の範囲を、もしありましたら、ちょっとそこを教えていただきたいと思いますが。

〔「交通弱者ですね」の声あり〕

○企画課長（谷澤智秀君） そうですね。どの辺の範囲をということで。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 交通弱者の定義ですね。

まず、一つは2025年問題を抱えた人たち、それと、今、妊婦さんがタクシーで行っていますね。それもデマンドタクシーを使う、いわゆる交通弱者ですね。自分1人では動けない、

いろいろな病気を持った人たち、特に今、高齢化になってきて、がんであるとか、早期のがんであるとか、そういう人たち、病院へ通うためのあれですね。

そういうもろもろの、自分1人ではなかなか動けない人たち、図らずも動けなくなった状況を持った人たち、それは交通弱者と呼んでいいと思います。

もう少し広げるとなると、愛知県西尾市で感じてきたのは、今、工業団地をいっぱいつくっていますね。その中に新しい、あそこはトヨタの工場のところに通う人たちが首都圏から移住をしてきて、そしてそのバスを使って、そうして通う。もともと、都会に住んでいる人たちは車を自分で持つ習慣というのがないらしくて、それが非常に助かっていたと。それはやっぱり、今、吉田町が進めているこういうものに関しては、非常に有効な手段じゃないかと思います。交通弱者とは言えませんが、そういう交通を必要としている人たち、そして、それを享受している人たちは、私はそういうふうな形で定義づけています。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の交通弱者の定義でございますけれども、基本的に、2025年問題とは、別に交通弱者の問題ではありませんので、御存じですよ。

わかっていますね。

〔「はい、わかっています」の声あり〕

○町長（田村典彦君） それは交通弱者とは関係ありませんので。

それから、あと交通弱者の問題、自分では動けない。自分では動けないとはどういう意味ですか、それをもう少し具体的にわかるように説明していただきたいんですが。

自分1人では動けないというのは、身体的に動けないというんですか。

〔「そうです」の声あり〕

○町長（田村典彦君） 身体的に動けない、そういう人のことですか。

例えば寝たきりの人の移動と、そういう問題を言っているわけですか。

議員の言っている交通弱者の定義と範囲が非常に曖昧なんですよ。そこら辺について、議員の定義を正確に、我々にわかるように説明していただきたい。

○6番（山内 均君） 質問を全てやってから、最後にやります。途中で今やりますと、本当に聞きたいことがなくなりますので。

○議長（八木 栄君） 自由になっていますよ。

○6番（山内 均君） 6番、すみません。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 私も思っています。

それと、もう一つは、空白域の問題もあとでやります、空白域の問題。吉田町への空白域の問題も、西尾市では500メートルを交通空白域としていた。要するに、一番最初に言った空白域というものに関しては、榛南幹線であるとか、大きな道路ができたときに、当然、歩いてはいけなくなるわけですよ、なかなか。そのときに、そういう人たちは全て、やっぱりそういう形ですよ。

さっき町長が言われた2025年問題というのは、やっぱり西尾市、松阪市、そういう表現をとっています。いいですよ。それは別に、それぞれでいいじゃないですか。考え方があるわけですからね。一つの定義でこうでなくちゃいかんというやつじゃないわけですから、私はそう思っています。

そのために、柔軟を期すために、これからアンケート調査であるとか、そういうのをとってくださいよということですね。そして、いかに住民の意見が反映されたものがそこに生み出されるか、いかに便利になるか。そして、それがジャストライン等含めて行政も、——行政は関係ないですね。ジャストラインと使う人たちの、行政は外から応援をしてもらおうと、そういう形で、そこに……

○議長（八木 栄君） 山内議員、先ほど再質問の中で、当局に質問した中で、交通弱者の定義がわからないと回答ができないということが最初の質問ね、その回答は要らないんですか。そのためには、やっぱりきちんとした交通弱者というものはこういうもので、その人たちの声を吸い上げるにはどうしたらいいのということでさっき伺ったと思ったもので、それを言わないと先ほどの質問の回答得られませんよ。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 私言ったつもりですよ、私なりの考え方はね。

○議長（八木 栄君） じゃ、いいですね、回答は。

○6番（山内 均君） でも、さっき言われたじゃないですか、2025年問題であるとか。同じことをね。それはいいです。それはやっていますから、そんなところで大事な時間を使いたくない。

それはやっぱり西尾市でも藤枝でもそうです。行ったときに、交通弱者という定義が出てきますので、もちろんそれはやろうと思ったんですよ、空白域と交通弱者は。でもそれは、先ほど言った、なかなか自分1人では動けない人たちがいるじゃないですか。そういう人たちの思っているやっています。私は広いです、幅が。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、2025年問題とはどういう問題か御存じですか。

2025年問題とはどういう問題なのか御存じですか。恐らく全く理解していないんじゃないでしょうか。

2025年問題とは、別に交通弱者の問題じゃないんですよ。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 山内です。

2025年問題は、我々、団塊の世代が後期高齢者になるときですね。そうですね。そういう意味でいいですね。

私はそれを踏まえて、先ほど言った早期のがんであるとか、病気であるとか、いろんなものが出てきたときに、どうしても必要になっている人たちがいるわけですね。私はそう認識しています。それは認識の違いはあるかもしれませんが、それはそれでいいじゃないですか。それはしようがないですよ。それはいいとか悪いじゃなくて、そういう人たちにいかにして公共交通を有意義なものにするかということですよ。その人たちが乗っちゃだめとか言っていないからね、私はね。

それはいいですよ。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の話を知っていると、交通弱者の範囲というのがほとんど曖昧なんですよね。

今、2025年問題を持った団塊の世代が等しく後期高齢者に入る問題ですよ。それによっ

て、後期高齢者が数が増えていきます。それはもちろんそういうものですね。そうすると病気が方が増えるとか、それも当たり前のことですよね。そういう方々を全部対象にされるわけですか。

例えば単純な話、後期高齢者になっても自分で運転できる方もおりますし、また、お金があればタクシーで行かれる方もおりますし、そういう方々も全部、一切合財があれですか、交通弱者になるんですか。そういう方全部を想定した交通体系をつくれというんですか。

どうも私わからないんですよ、はっきり言って。交通弱者に特定した公共交通システムの構築じゃないんですか。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） これやっちゃうと時間だけいっちゃうから、交通弱者というのはそういうことですよ。自分がやっぱり車に頼ることが必要になった方たち、一つ言います。年齢に関係はないかもしれませんが、さっき言われた75歳を過ぎていても運転ができる方、私もこういうシステムがないということで、最近、90の方に乗っていただきました。おっかないですよ、やっぱり。その人たちも必要なんです。あれば、絶対にそういうもので移動します。絶対移動します。それはもう確実にわかります。

そういう人たちを目指して、いかに有効にするかということですから、私の中ではそういうことです。

〔「議長」の声あり〕

○6番（山内 均君） いいです。それをやっても時間的に……

○議長（八木 栄君） 介護を受けたりしている寝たきりの人も交通弱者になるんですかねということを知っていると思うんですよ。

○6番（山内 均君） みんなそうですよ。

○議長（八木 栄君） それも交通弱者と言うんですか。

○6番（山内 均君） 言うでしょう。

○議長（八木 栄君） 寝たきりで介護を受けているような人も交通弱者というそのカテゴリーに入るんですか。

○6番（山内 均君） そういう特異な部分はいいですよ。しょうがない、そんなこと言っていたって。

○議長（八木 栄君） その辺のはっきりした枠で言わないと、答えるほうも困ってしまうということ。

○6番（山内 均君） 交通弱者って、だって……

○議長（八木 栄君） その辺のことで、交通弱者とはどういう方を指すのかということを知っていると思うんですけどもね。

6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 先ほど言ったとおりです。

私の中では交通弱者というのは、この中に書いてあるとおりです。運転免許証を控えて、こういう人たちには必要になりますよと、そういうことです。議長さん、それはそれでもいいですか。それ以上やっても交通弱者の定義で終わっちゃいますから。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 当然のことながら、2025年問題を含めて後期高齢者の数は増えていき

ます。これはもう当たり前のことでございますよね。

吉田町においても何千人の方が増えますよね。そういう方を対象にして、町内公共交通システムをつくれというんですか。そういうことですか、議員さんが言っているのは。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） そういう人たちを全て対象にしろとは言っていないよ。

○町長（田村典彦君） 言ったじゃないですか。

○6番（山内 均君） そういう人たちも入りますよということです。そういうことです。意図はわかりますからいいです。

そのとき、これから契約するに当たって、非常に特異な部分があったんです。西尾市です。

西尾市には勉強してきました。プロポーザル方式の契約をやったんですね。プロポーザル方式というのはわかっていますよね。理念の競争です。理念の競争の中から……

[発言する人あり]

○6番（山内 均君） ちょっと待ってください。私、質問していますので。

理念の競争の中からそういうものやっていく。一番合理的だと思うんですね。

私は、これが言いたいのは、そういう人たちが増えています。それと、幹線道路ができることによって、都市計画の中では分断されるんです。そういう人たちもやっぱりあれば使いやすくなるわけですね。

一つ、紹介しましょうか。

言われたやつがありまして、これも交通弱者にいくと思います。ある、おしゃべりサロンカフェというところで、ちょっと聞かせてもらいました。

「年齢とともに動けなくなる」、「買い出しや病院へ行くのが大変」、「運転ができない」、「タクシーはだめと家族に言われる」、「タクシー料金が高い」、「サロンまで歩いてくるのが大変になった、これからどうしよう」、「足が痛くて、ヘルパーさんに買い物、掃除を頼んでいる」など、こういう生活に面した意見が寄せられるわけです。

この人、生活の健常というんですか。違うでしょう。そういう意味で広い範囲です。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 少し確認をさせていただきたいんですが、西尾市の例を、議員、随分引き合いに出されておりますが、この西尾市が、実際になぜ既存の公共交通だけではなくて、新たな公共交通システムを導入する必要性があったのかと、そういうところからちょっと教えていただいて。そうじゃないと、いきなり業者選定がどうのこうのとか言ってもよくわからないものですから、大変申しわけございません。

○6番（山内 均君） 明確に回答します。西尾市の例です。

西尾市は……

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） すみません。6番。

西尾市は、公共交通空白地の解消、空白地ですね。先日、企画から受けたときには、国の判断では交通空白はないという判断ですね。でも、ここは、今言われた、なぜ西尾市がそこに特化していったかと、それはやっぱり500メートルの範囲をなかなか歩ける人が大変だからということで、500メートルに設定をしているんですね、空白域を。そういう意味ですので、それはいろいろ異論があるでしょうけれども、その先へ進ませてもらいます。

○議長（八木 栄君） 空白ということは何かということはいいんですか。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 確認をさせていただきますが、西尾市は公共交通空白区域を500メートルと定める必要があったので、それで新たな検討を始めたということでもいいですか。

○6番（山内 均君） 西尾市の判断でね。

○理事（塚本昭二君） 西尾市が独自にそういうことを考えて、それが発端だったということですか。

○6番（山内 均君） 西尾市はそうです。西尾市に関してはそうです。

○理事（塚本昭二君） もしかして、既存のバス路線が廃止されたとか、そういうことに起因して空白区域ができたので、それでそうなったというのかはっきりしてください、そこは。

○6番（山内 均君） 西尾市で行っているものは、まず、バスはくるりんバスという、先ほど言った自分たちでバス停までつくっちゃうような……

○議長（八木 栄君） 山内議員、どっちかになるんですか。路線バスが廃止になったもので空白になっちゃったのか、それとも、そこに住んでいる人たちが500メートルの範囲で行動するに不便だからということが空白ということで取り上げたのかという、その辺を今聞かれたわけですけども。

〔発言する人あり〕

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 何をこだわっているんですか。

○議長（八木 栄君） ですから、それを聞いているわけですよ。

塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） こだわりというのではなくて、新たな公共交通を考える上で、まずポイント、交通弱者というか、新たな公共交通を利用される対象がどういう方々なのかというところを特定しないと、まず、どういうシステムをつくるかどうかというのは変わってくるわけですよ。それと空白地域をどう捉えるかということでも大分変わってきます。

西尾市の場合は、前提を何もお教えいただかない中で、西尾市こういうことをやった、こういうことをやったと言われても、うちの前提条件と合うのかどうかすらよくわからないと。そういう状況なので、西尾市の新たな公共交通を導入するという契機になった直接的な要因を教えてもらいたい。そういうことを言っている。

○6番（山内 均君） これからやっっていこうと思って。

議長、6番。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） これから質問しようと思っていました。

既存の路線バス停から及び駅、吉田町に駅はないです。インターとかそういうところですよ。そこから500メートル以上離れた地区を公共交通空白地として整備をしたということです。これは西尾市ですよ。そういう事例があるということだけ私は言っているんです。それがいいかどうかじゃなくて、吉田町がどう判断するか、それはわからないですよ。いいですよ。ちょっと前へ進みますから。

それで、すみません。もちろん答えやりたいんですけども……

〔発言する人あり〕

- 6番(山内 均君) いや、かみあわなくしているんじゃないですか。
- 議長(八木 栄君) 山内さんがよく言うデマンドバスですか、それをやるようになったプロセスといいますか、その辺がはっきりしないもので、ただ空白と言って、何で空白になったのということもしっかり理由がわからないと、もともと空白があったというなら、それはそれでいいですけども、その辺がちょっと説明が足りないものですから。
- 6番、山内 均君。
- 6番(山内 均君) また同じことを言います。
- 既存路線バス停及び駅から500メートル以上離れた地区を、公共交通空白地として整備をしたということです。西尾市です。
- 吉田町は、それを吉田町に当てはめたときには、道路ができて分断されたときに、そういう地域の人たちも、常に役場とか病院等へ出るためにそういうものが必要じゃないですかということ。そういう定義です。
- 議長(八木 栄君) もともと、バス停間が、距離が広がったということですね。
- 6番、山内 均君。
- 6番(山内 均君) 議長の考え方はいいです。今それを問おうとしているわけじゃ……
- 議長(八木 栄君) 自分の考えじゃなくて、それがはっきりわからないと回答に困るものですから。
- 6番(山内 均君) 何で困るんですか。
- 今言ったみたいに、そういう人たちがいるじゃないですか。
- 議長(八木 栄君) 理事、塚本昭二君。
- 理事(塚本昭二君) その500メートルということを独自に設定したということなんですが、その設定をするに至った状況の変化とは、何もない中で500メートルというのが西尾市は出てきているんですか、そこだけ教えてください。
- 議長(八木 栄君) 6番、山内 均君。
- 6番(山内 均君) 西尾市が始めたのが、平成18年12月に始めていますよ。その中で、経過の中で、そういうものを定義をしていったということです。
- 理事(塚本昭二君) 状況の変化を教えてください。
- 何もない中でそうなったのか、すみません。
- 議長(八木 栄君) 6番、山内 均君。
- 6番(山内 均君) それはやっぱりあれでしょう。話の中では交通弱者と言われる人たちが、要するに交通を必要とする人たち、自分たちで運転できなくて、そういう人たちがあるということです。
- いいですか、もう。
- 議長(八木 栄君) 6番、山内 均君。
- 6番(山内 均君) まず、進めさせてもらいますね。
- 調査・研究と運営までのタイムスケジュールをちょっと教えていただきたいんですけども。さっきどのぐらいまでやるというのは聞かせていただいていませんので、聞かせてください。
- 議長(八木 栄君) 企画課長、谷澤智秀君。
- 企画課長(谷澤智秀君) 企画課でございます。まず、スケジュール的には、答弁のとおり

1年間、1年かけまして成果が出てくると。成果後に公共交通会議にかけて、いろいろ御意見を皆さん、事業者の方もいらっしゃいますので、そうした中でいきますので、その後に何年というのは、ちょっとそこでは明確ではありませんが、そうした、ここ直近の2年とか1年のところは、そういった計画になってくると思います。

以上でございます。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 冒頭のところで、最初の質問の中に、できるだけ早い、生活交通の確保に向けた施策は重要であり、早急に必要になると考えるということですので、できるだけ早さでやっていただきたいと。

それで、特に、先ほども言いましたスケジュールを含めてそのシステムを、これから吉田町が今後、現状に即した新たな交通システムということ、これもやるとわけわからなくなりますからやりませんが、そのスケジュールの中で、それをつくっていくスケジュール、その専門家が入ってくることはいいです。その中に、現実的にいろんなこともあります。それをどのような形でやっていきたいか、そこが一番のきょうのテーマです、私の。

○議長（八木 栄君） 企画課長、谷澤智秀君。

○企画課長（谷澤智秀君） ちょっと確認も含めてになりますが、そのスケジュールで、次を構築している間をどうするかということでしょうか。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） どのぐらいに、どの時期に、どのぐらいかけて実際にシステムが稼働するのは考えていますかということです。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 基本的には白紙でございます。

そういうふうな公共交通システムの構築について、当然、うちも少子高齢化の現状であるとか人口減少の状況等もございまして、そういうふうなものについて研究しなければならないと。そういうふうなところから始まりますので、1年間は交通に困っている方々であるとか、この町の公共交通のシステム等についてフィールドワークをしていただきます。

この1年で、フィールドワークに基づいた、いわば結果というものを出示してもらおうと、こういうふうなスケジュールで、その先については、当然ながら時間をかけてやっていくということでもあります。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 質問をした理由は、今、タイムスケジュールがわからないということですから。

〔「わからないじゃなくて」の声あり〕

○6番（山内 均君） いや、構築ないでしょう。ないという話でしょう。

そうすると、さっきも言った、自分が質問した趣旨というのは、そういう人たちが望む人が多いんですよ。多いから、その人たちをやってくれと。

それで、乗る人はその人だけじゃないですよ。島田も藤枝も、よく知っていると思いますけれども、子供たちの送迎にも使うんですね。送迎って、学校への通学にも。100円とか使って。それも含めてですよ。そうやっていくと物すごく広いんですよ。

その中で、そういう便利なものやっってくださいよということです。



○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員の話はほとんどわからないですよ。

議論がかみ合わないのは、最初から言っておりますとおり、交通弱者の定義が議員は全くなされていないですよ。誰をもって交通弱者とするか、その方々のための、いわば公共交通システムをどういうふうにつくっていくかと、そういう問題なんですね。

その問題を、議員は早くつくってもらいたい、そんなこと言っても、それは詮ないことですよ。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 私が言っているのは、私が言っているわけじゃなくて、町の人たちからそういう話がたくさん出るものですから、それに対して早くやってくださいと、やりたくないんですかということなんです。

もう一つ聞きますね。本当はもうここも、この近辺も、大概10年前ぐらいからやっていますよね、御存じのとおりね。それを吉田町は何でやらないんですか。何でやらなかったんですか。

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 先ほど来、西尾市でこだわりを持ったのは、多くの場合の、大体今、新たな公共交通とか、隣の市もやっているとか言っているというのは、自主運行バスとかそういうものですよ、大体。

で、デマンドタクシーがあったりするわけですが、大体そういうところ、何でそうになっていったかという、既存の路線バスがなくなったというのがほとんどですね。新たな移動手段がなくなっていく中で、何とかしなければいけないという、そういう実態があるわけですよ。そういう一つの物理的な契機があって、大体そうになっているわけです。そのときに十分に議論されたかどうかというところが、その自主運行バスが継続できるかどうかという鍵を握っているのではないかというふうに思っております。

大体、余り検討されない中で、既存路線をただ維持するだけのために行政が手を出していたところというのは、なかなか利用者数が伸びてこない、そういうもので、どちらかというとお金を失っていくような、そういう非効率さが、かなり如実に見られるというふうに思っております。

当町の場合は、ああしたものが町で必要な公共交通であるというふうには考えておりません。実際に、使いたい、必要な方に使っていただけるという、それが自主運行バスであればそうなるでしょうし、ほかの例えば補助制度をつくるとか、いろんな制度をつくることによってそれが成り立つものであれば、そういうふうになるでしょうし、まず、それから調査を進めていきたいということです。その中で完成形というのはなかなか、これだけ、例えば車でも、もう操作をしなくても無人の車が、自分が乗っただけで動けるようなものもできつつあるわけです。いろんな技術革新というのは目前に控えていますので、そうしたことも念頭に置いて、段階的に発展していくものだというふうに思っておりますので、いつまでどうやるんだという、そういう議論じゃなくて、そこで適正に、適度に対策が打てる状況を迎えていれば、そこのところで段階的に実施していくと、そういうイメージを持っています。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今の話に関しては、町のほうで準備をしていたんです、実は。

言いたかったことは、なぜ早くやってほしいかと、それはP D C Aの中で、当然やっていく話なんですね。プラン立てて、実際にやってみて、そうしてそのやつのチェックをして、チェックをできるだけ短期間でやっていくことによって、完成形にどうして近づけるか。もちろん完成形というのはありませんけれども、年齢がどんどん進む、時代とともにすすんでいったときに、必要なものが言ったとおり変わってきますよね。その中においても、全てがそれを求めるわけじゃないから、そういう意味でやってほしいと、そういう意味です。

それは、困っている人たち確かにいます。中でも聞きました。藤枝でも山奥で小学生が通学に使っていると、でもそういうのはなかなかやめることができませんよと。それも一つの考え方によっては弱者ですね。そういう意味です。

できるだけ早くやっていただいて、そして、その中で常に更新をしていく。そうしていかなきゃ、このシステムそのものが、完璧なシステムなんてありませんから。それはどう考えますか。やっぱりそういうふうだと思えるんですけども、どうですか。端的にお願いします。

○議長（八木 栄君） 副町長、森泉文人君。

○副町長（森泉文人君） 今、議員は早くやってほしい、早くやってほしいと再三催促されておりますけれども、先ほどの話に戻って恐縮なんですけれども、早くやってほしい客体ですよ、その弱者、例えば対象をはっきりさせてもらわないと、まずそこを絞らないで、スケジュールだけ急がして、早くやってほしい、早くやってほしいというのをどういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

いわゆる、何に対して、どういうものを客体として早くやってほしい、そこをやはり明らかにしていただかないと、今の質問の回答にはならないと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 回答はそれを必要とする人です。地域によって……

ちょっと待ってください、まだありますから。

段階的に必要になる人がいるんですから。その人たちのためにつくるわけでしょう、やるとしたら。それ以外ないですね。あれもだめ、だめなことは考えていませんので。

そういう意味で、何か聞いていると、吉田町は余りやらないんですか。

○議長（八木 栄君） 必要とする人が具体的にどういう方かというのがわからないとということですよ。

理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 今の発言は撤回していただきたいと思いますが、吉田町やらないんですかという、やると言っていますよね。言っているんですよ。

○6番（山内 均君） はい、わかりました。すみません。

○議長（八木 栄君） 6番、山内 均君。

○6番（山内 均君） 今、撤回します。

私の思いは、本当に早くやっていただいて、そして皆さんが、今、声を上げている人たちがいて、おしゃべりサロンの方たちも、確かに行くのに大変な方たちも出てきていますので、現実的に。

それと、もう一つは、福祉課でもやっています。ボランティアでやっているでしょう。あれも本当は重大なことだからやろうと思ったんです。基本的に私は、ああいう責任を問うも

のに関してはボランティアはやっちゃいかんと思っています。

だから、そういう意味でそういうものが使えれば、それと同時に、その延長線上に、島田もみんなほとんどそうです。もう1人介護者がいたときには、その方もただですよ、100円で乗れますよと、そういうものがありますので、そういうものを含めてです。そういうものを含めてやってほしいんです。

そして、私は一つのものをつくるときに、ずっと段階的な、いかに段階を追っていくかということを考えていますので、でもその辺やってください。特に吉田町に関して言いますと、私は実は東名のバスがありまして、吉田インターのバス停あるでしょう。それと吉田高校と、それとここの役場の前と。そこを中心にしたこういう動き、そこへ行く、そういう方法を考えています、私は。そういうものをプロポーザルをやってくださいということです、いろんな人の考えがありますから。そのときに、それをやっていけば、町に行きたい人もそのバスに乗って自由に行けるわけじゃないですか。

実際、今でも話があるんですよ。私も出たいけれども出られないという人がいるんです。子供たちに怒られるという人がいるんです。そういう人たちは、できるだけ早い段階で手を差し伸べてやらなきゃいけないじゃないですか、そういう思いです。

だから、余り、弱者とかという言葉は出ましたけれども、空白も出ましたけれども、それに言葉をこだわるわけではなくて、そういう人たちの声を、行政として当然ですよ、やってほしい。町内は検討して、できるだけ早い時期でやっていただきたいと、そういう思いです。

ここでいいますと、インター中心でいくと、大幡と、東のほうの農園のほう、茶畑のほうとか、榛南幹線の南側であるとか、川尻もそうですよね。そういうところにいる人たちは絶対困っているんですね。その人たちからそういう声が出ますので、そういうものを含めて、しっかりとした研究の中でやっていただきたい、研究をしながら。その研究をやっていく中で、ぜひその人たちの声を取り上げていただきたいし、大事にしていきたい、そういう思いです。

定義は定義で、また改めて、もし議員になったらやりますから、やりましょう。

そういう形で、きょうはいろんな人たちの声を、しっかりとした中で、それを手助けをするような優しい意識でやっていただきたいと、そういうことでありますので、以上で質問をいいですか、いいですよ。

〔「時間過ぎていますよ」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 理事、塚本昭二君。

○理事（塚本昭二君） 時間過ぎて、大変申しわけないんですが、今の議員からの御質問承りましたので、当局としても少し質疑がかみ合わなくて申しわけなかつたんですが、住みやすい町をつくっていききたいというのは、当局として抱いている最大のものですので、議員の御意見のほうも同じ思いであるというふうに受けとめておりますので、ぜひそれに沿って調査を進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○6番（山内 均君） 以上で、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

再びやります。

○議長（八木 栄君） 以上で6番、山内 均君の一般質問が終わりました。

---

◎散会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。  
本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 零時 14分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（八木 栄君） 改めまして、おはようございます。  
本日は定例会18日目、最終日であります。  
ただいまの出席議員は12名であります。  
これから本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（八木 栄君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。  
これから議案審議に入ります。  
初めに、これまでに議決した議案を除く一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議を、議案番号順に行います。  
審議については、質疑は既に終了しておりますので、討論から行います。  
引き続き、予算に関する議案を除くその他の議案審議を議案番号順に行います。  
それでは、審議に入ります。
- 

◎議案第6号の討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第1、第6号議案 平成30年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第7号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第2、第7号議案 平成30年度吉田町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第3、第9号議案 平成31年度吉田町一般会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第10号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第4、第10号議案 平成31年度吉田町土地取得事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第5、第11号議案 平成31年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

5番、大石 巖君。

〔5番 大石 巖君登壇〕

○5番（大石 巖君） 5番、大石 巖でございます。

第11号議案 平成31年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算について、反対の意見を申し上げます。

昨年度から都道府県化ということで、広域化がスタートをしまして、事業主体が静岡県ということになりました。市町から集まる納付金の額を算定し、また市町に通知をするということになりました。31年度は約8億5,900万円、30年度より3,600万円の増ということになりまして、基金の取り崩し3,500万円がその不足を補う形というような予算立てとなっていると思います。

以前より、吉田町の国保税は、県内では最高ランクということでなっておりまして、日本共産党の吉田支部が行いましたアンケート調査では、回答いただいた人の64%の方が国保税は高いというふうな回答をいただいております。特に、社会保険から国保にかわった人や、年金生活の人の負担が非常に高いと、多いというような御意見を多数いただいております。

今の国保制度は、被保険者の所得水準が低く、保険税の負担率が高いという構造的な問題があるということは以前から指摘をされているところであります。私は、加入者の負担軽減のために国保税の見直しを求めてまいりましたが、30、31年度と据え置きということになっています、早急に国保税の算定方式や、料金の見直しを求めて、以下の点を提案をいたしたいと思います。

1、算定方式の見直しで資産割の廃止、子供がふえれば保険税の算定もふえるという子育て世代に厳しい均等割をなくすこと、そして平等割、世帯割に負担をかけず、所得割を主体とした方式に改めるべきだというふうに考えます。協会けんぽや共済組合などの算定方式、所得に応じた方式とすべきであります。

2つ目、県の算定する標準保険料率は、年々上がっております。モデル世帯での試算では、

8割の自治体で国保税の値上げが予測されるなど、高齢化による医療給付費の増加などによって年々引き上がる仕組みとなっております。もとより、医療費を抑制する努力は当然であります。今でも大きな負担となっている国保税をさらに引き上げれば、町民の命と健康、暮らしが脅かされるだけでなく、国保制度そのものの存立が危うくなります。今の基金を有効に活用すれば、1人1万円の国保税の値下げが可能です。

3点目、国保税を協会けんぽ並に引き下げる要求は、全国知事会や全国市長会からも上がっておりまして、国保財政への公費負担、国と県合わせて4.6兆円に国の負担1兆円を積み増しすれば、協会けんぽ並みに引き下げることができます。

健全な財政運営を確保する立場からも、こうした意見具申をお願いをし、制度の健全化に努力をいただきたいと思っております。国保税の連続大幅引き上げに突き進むのか、それとも住民の福祉増進という地方自治の本旨にのっとり、国保税の引き下げを目指すのかが今問われております。早急に見直し検討をしていただくことを要求をしまして、本議案については反対の意見といたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、増田剛士君。

〔12番 増田剛士君登壇〕

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

第11号議案 平成31年度吉田町国民健康保険事業特別会計予算案について、賛成の立場で討論を行います。

本予算案は、歳入歳出それぞれ29億3,395万4,000円の予算総額が提出されたものでございます。主な歳入において、国民保険税6億9,244万1,000円、県支出金20億2,889万7,000円、繰入金1億8,650万5,000円を計上し、主な歳出として、保険給付費20億719万7,000円のうち、療養諸費17億1,267万7,000円、高額医療費2億7,934万3,000円、移送費15万円の総額19億9,203万5,000円を県支出金で賄うものとされております。

この県支出金は新たな制度によるもので、県が市町ごとの医療水準、所得水準に応じた国保事業費納付金の額を決定し、保険給付に必要な費用を全額、保険給付費等交付金として支払うものでございます。保険料に関しては、県の示す標準保険料、保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式、予定収納率に基づき保険料を定めております。また、低所得者に対する軽減措置も行われております。

以上の理由で、継続可能な社会保障制度の確立を図るためにも、妥当な予算であると判断し、賛成いたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ないようですので、これで討論を終結します。



採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第6、第12号議案 平成31年度吉田町後期高齢者医療事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第7、第13号議案 平成31年度吉田町介護保険事業特別会計予算についてを議題とします。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第14号の討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第8、第14号議案 平成31年度吉田町公共下水道事業特別会計予算についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
- 

◎議案第15号の討論、採決

- 議長（八木 栄君） 日程第9、第15号議案 平成31年度吉田町水道事業会計予算についてを議題とします。  
これから討論を行います。  
発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。  
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。  
採決に入ります。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。  
これで一般会計並びに特別会計等の予算に関する議案の審議が終わりました。  
これから、その他の議案の審議に入ります。
-

### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第10、第1号議案 吉田町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。

また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう、御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今回の改正についてなんですが、一応、国の法律が変わったということであります。もともとの法律の変えるところというのは、これまで災害援護資金の貸し付けの利率について、これまで法律のほうで3%ということを決められていたものを、3%以内というような形に変えていくというのが一番のもとだったと思います。

そうした中で、今回、我が町の条例の中では保証人を立てなければならないということで、第14条の2項でうたってございます。それと、先ほどの法改正に伴う政令案ということで出ておったわけですが、3つございます。

まず1つが償還方法の拡充ということ、月賦償還というのを追加ということで、これも示されております。そして、延滞利率の適正化ということで、それもうたわれているかと思えます。ただ、この保証人に関してなんですが、国としてはこの保証人を連帯保証人の必置義務、これを撤廃しているということがございます。そうした中で、我が町はあえてまたこの保証人というものを入れてきた。そこにおいて、どんな議論をされて保証人を入れるようにしたのかということでお伺いしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

福祉課としましては、庁舎内で検討させていただいたところですが、まず先に内閣府の通知の中で保証人を付すかどうかについての考えが示されております。全員協議会の資料でも御説明させていただきましたように、保証人を付さないとした場合、貸し倒れの危険性が高まり、債権回収が困難になる場合もあり得ることが想定されるとうたわれております。

東日本大震災の際の仙台市では、保証人をつけないということにしましたら、債権回収に苦慮しているところだと伺っております。あと、岩手県では保証人を必須としており、仙台市ほどは回収について困っていないという状況も伺っております。

また、市町にあっては、都道府県に対して償還期限到来時に償還金の全額の全てにつき償還を完了するとされていることを踏まえ、町が国・県へ償還を完了の10年目に全てを返すというようなことがうたわれております。これを踏まえて、保証人の要否は慎重に判断されたいということで通知がされております。

さらに、国の指導においては貸し付けに関する事務は自治事務であり、最終的には市町村が責任を負うところであり、貸し付け後は債権回収を適切に行っていただきたいということ

もうたっています。貸付原資は国と県、貸付金利部分は町の収入となることから、当町ではあくまで貸付金であるため、返還しやすくするために、貸付利率を無利子とし、債権は町に残るため、償還を前提に貸し付け、確実な債権回収を行うため、保証人を付すとしたものがあります。

以上です。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

保証人に関しては、この14条の3項を見ますと、連帯して債務を負担するものということですので、連帯保証人ですよね。この連帯保証人について、なかなかこの災害が起きたときに、その被災された方が探すのが大変ではないかというのが非常に思うところがあります。

そうした中で、連帯保証人に関してどのような条件をつけるとかということは一切うたっていないわけですが、被災者同士が連帯保証人になって、お互い共倒れみたいになる可能性もあると思うんですが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

連帯保証人が貸し付けを行う方々同士で連帯保証をするということも想定はされると思います。ただ、貸し付けをする際には、印鑑証明等も提出をしていただくというところ等の規則のほうで決めさせていただいております。

先ほど、共倒れというお話がありましたが、借りた方や保証人になった方が、万が一亡くなられた場合であるとか、償還の免除というものは国でも規定をしておりますので、両者が亡くなられた場合、あと負傷を負った場合といったものは免除という法律のほうもありますので、そちらのほうは法律のほうで見ていくと考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

今、被災者同士も連帯保証人になる可能性があるというようなことがあって、印鑑証明云々と言われたんだけど、広島県にある、ある都市では、連帯責任を負う方の資産であるとか、収入をちゃんと明記して、その返済能力があるということを確認して連帯保証人と認める。ある意味、ハードルは上がるんですが、そういったこともされているところがありますが、当町においては、そこまではしない、被災者同士でもオーケーということによろしいでしょうか。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） 福祉課でございます。

国のほうからとしましては、全く償還能力を欠くような世帯には貸し付けすべきではないということをやっています。そのところは、能力があるかないかといったところにつきましては、判断をさせていただくんですが、保証人がいるということで能力が全く欠くというわけではないというふうに判断をしたいと考えております。

○議長（八木 栄君） 12番、増田剛士君。

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

そうしますと、貸し付けるほうについても一定の所得制限であるとか、そういったものは

あるのは承知しております。そうした中で保証人を立てなさいということでもありますので、今、私が言ったのは、そうしたことは多分大丈夫だろうということで、保証人さえつければオーケーということによろしいですね。

○議長（八木 栄君） 福祉課長、杉田香織君。

○福祉課長（杉田香織君） そのようになります。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第11、第2号議案 吉田町放課後児童クラブ室設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第12、第3号議案 吉田町老人デイサービスセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第13、第4号議案 吉田町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第14、第16号議案 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第17号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第15、第17号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

この町道の認定について、内容確認の中でお伺いをしましたが、区画整理法106条の2項ということで、その根拠規定を示されましたが、106条の1項は、公告のあった翌日から管理を市町村にするという、公共物の規定がありますが、その1項の次の2項は、1項の前でも公共物として管理できる例外規定というふうな捉え方をするわけですが、なぜ、今回のように、そうした通常の方法をとらずに、この例外規定の106条の2項を使って認定をするのか、その理由をお願いをしたいと思います。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

区画整理法の106条の第1項のところ、103条の4項の公告というのが換地処分の後ということで規定されておるわけですが、2項のことにつきましては、例外規定というよりは公共施設に関する工事が完了した場合というところで、完了した場合には103条の4項の公告がある以前においても、その公共施設を管理者となるべきものに管理を引き継ぐことができるという規定でございますので、例外規定というよりは、その106条の4項のところ公共施設を管理すべきものにつきましては、第2項の規定により、施工者からの公共施設について管理の引き継ぎの申し出があった場合には、その引き継ぎを拒むことはできないという規定が4項でございます。

施工者のほうから管理について引き継ぎをとということで申し出があれば、管理者のほうは速やかに管理をするという条項がございますので、今回の場合、この条項に基づきまして管理のほうをお願いするということで御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、区画整理のほうから、そういう要請があればという話なんです、今回の路線認定される予定の路線以外にも、そのすぐそばにも同じような状況で道路はつくられてきています。

現状としては、路肩あるいは側溝等の設置はあるものの、まだ舗装等はされていない状況ですので、今の状態でこれをすぐ町が引き継ぐという状態ではないというふうに思うわけですが、区画整理法の規定からいけば、仮換地の指定がされれば建物が建てられるわけですので、あえて道路認定をして町の管理をしなければならないという、そうした理由もないわけですので、区画整理のほうでその辺は管理をしっかりしていただければいいわけですが、もう少し区画整理のほうで町に所管を移すということの何か特別な理由でもあるのでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

今の仮換地のところ、路線のところなんですけれども、今回、町道のほうに認定してもらうことにつきましては、側溝のみであるとか、道路が完了していないわけではなくて、工事が完了したというところで引き継ぎのほうをお願いしているものですから、舗装まで全て終わって、道路としての機能を有しているというふうに判断させていただいております。

この規定の中で、町道のほうに管理をお願いしたいという中の一つとしましては、管理のほうを明確にしたいということもございまして、その管理基準につきましても、町道のほうで管理していただいて、行く行くは町道として管理していただくものですから、町道の中で管理していただいて、管理のほうを明確化するとともに、そういう町道のことに関しての基準等につきましても、町道であればその管理基準というものを明確にされておりますので、そういうものも含めて、速やかに管理していただきたいということで法律のほうの解釈のほうはなっておりますので、管理のほうのところを明確にしたいということもございまして、管理のほうを引き継がせていただきたいというのが法の趣旨だというふうに理解しております。



○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

先ほどもお話ししましたが、今回の認定の路線のすぐそばにも同じような状況での道路というのが新しくつくられているわけですので、区画整理のほうで今度、この2路線について、認定、所管を移すということの、それ以外の路線について、例えば計画的に年次計画でここを整備をして、この部分については町のほうで管理をお願いしますというような、計画的なそうしたものがあるのかどうか。

今回、この2路線が特別ということでは私はないと思いますけれども、そうした区画整理との話し合い、あるいは計画的な管理がえというもの、そういう計画というのはあるんでしょうか。

○議長（八木 栄君） 都市環境課長、石間智三郎君。

○都市環境課長（石間智三郎君） 都市環境課です。

区画整理のほうの事業につきましても、工事というものは、換地計画に基づきまして計画的に整備をしておりますので、そういう中で完了したのものについては、完了した時点で引き継いでいくということは、以前にもそういうことで工事のほうで完了したものに付きましては、町道認定をしていただいて管理のほうを引き継いでいるということで、事業のほうを進めております。

以上です。

〔「了解です」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第18号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第16、第18号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については同意することに決定しました。

---

#### ◎議案第19号の質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第17、第19号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を  
求めることについてを議題とします。

教育長、栗林芳樹君。

○教育長（栗林芳樹君） 第19号議案につきましては、私個人にかかわる議案でございますので、  
退席の許可を求めます。

○議長（八木 栄君） それでは、教育長、栗林芳樹君の退場を許可します。

ここで暫時休憩とします。

〔教育長 栗林芳樹君 退場〕

休憩 午前 9時38分

再開 午前 9時39分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

これから第19号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

町長に端的にお伺いをいたします。

この人事案が出されたということは、吉田町、この地元で教育長に適任という方がいない  
という判断でこうした案が出されたのか、その辺の認識を伺いたいと思います。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 栗林さんを適任者とした理由は、一つには教育行政について精通していること、それとまたTCPプランにつきましても、現在、学校の先生方の間で車座対話等を通じて、意思疎通のパイプが確立されていること。そういう意味において、今、非常にTCPトリビンスプランの今後の一片について非常に重要でございますので、栗林さんのこれまでの経験というものをぜひとも尊重して彼に任せてみたいと、こんなふうに思っております。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

教育長の任期3年間ではありますが、この人事案では3年間という任期は、要するに本省のほうから来られた方ですので、一、二年あるいは二、三年ということでのローテーションあると思うんですけども、3年という任期についての確約というものはいただいておりますか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 現在の時点では、まだそのことについて文科省のほうから正式に伺っておりませんが、基本的に国から一般職で来た人間がいわば特別職に上がると、そういう場合については、近い過去でございますけれども、1人は国土交通省から、1人は財務省から来た人間が、県において一般職から特別職になったと。で、5年ぐらい勤務したこともございますので、これは別に人事上、問題はないと、そのように伺っておりますので、栗林さんにおいても、その任期については問題はないと、そんなふうに思っております。それ、当然のことながら、文科省のほうにその旨またお願いしようと思っております。

○議長（八木 栄君） 5番、大石 巖君。

○5番（大石 巖君） 5番、大石です。

今、町長から答弁をいただいたところでありますけれども、この議案の提案が任期3年という提案をいただいております。ですから、当然そうした、ここで議決をされれば、任期を全うしていただくというのが前提条件となるわけですが、今の町長のお話しですと、3年が確約といいますか、保証がされるかどうか非常に危惧をされます。

そうなりますと、この議案の提案自体が我々、この中身をそのまま受け取っていいのかどうか、その辺は疑問があるんですけれども、その点の解釈の問題ですけれども、いかがでしょうか。

○議長（八木 栄君） 町長、田村典彦君。

○町長（田村典彦君） 議員、今、我々という言葉をお使いになりましたけれども。質問の中で、我々という言葉をお使いになりましたけれども、私じゃないですか。私がでしょう。あなたが、大石議員がどうのこうのでしょう。我々というと、議員全部がそういうふうに言っているんですか。

それはさておき、現実には3年というものは今申し上げましたように、国から来た人間が一般職について、それから特別職になると、そういうふうなことで、5年ぐらい普通になっておりますので、別にそのことについては危惧はしておりません。その旨、また文科省のほうにお願いしようと思っております。

〔「はい、結構です」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

5番、大石 巖君。

〔5番 大石 巖君登壇〕

○5番（大石 巖君） 5番、大石 巖でございます。

第19号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについての反対の意見を申し上げます。

私は、前回、教育長の任命のときもそうですが、この地域で教育行政に携わってきた経験や経歴、教育の現場や教育に携わる方で人格や識見といった条件が十分に認識される人選が必要ではないのかということの意見を申し上げました。吉田町の子供を、地元の目線から育てるという教育の観点が必要だというふうに私は考えております。

次に、これも前回申し上げたところでありますが、教育基本法第16条において、教育は不当な支配に屈することなくというふうにあります。教育は政治的な力によって左右されるものではありません。教育は現実的な政治や行政の力によって左右されないことが必要なのであります。

御承知のとおり、栗林氏は、文科省で教育課程、新しい学習指導要領などを検討する部署を担当されてきた方でありまして、教育行政の中心で活躍をされてきた方です。担当部署も二、三年でかわっておりますし、今後も文科省に帰任することが予想される人でありまして、そういう方が頭を切りかえて、教育の中立性、不偏不党の理念を求める立場に徹することができるかどうか、疑問であります。

次代を担う心豊かな人を育む町づくりというためにも、教育に携わる人だけでなし、吉田町民が力を合わせて取り組むべき大きな課題であると、教育問題を考えておりますし、そういう点から、本議案については反対をする意見を申し上げます。

以上です。

○議長（八木 栄君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありませんか。

12番、増田剛士君。

〔12番 増田剛士君登壇〕

○12番（増田剛士君） 12番、増田です。

第19号議案 吉田町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて、賛成の立場で討論を行います。

栗林氏につきましては、御承知のとおり、平成30年9月から前任者を引き継ぎまして教育長として残任期間を務めてきております。平成32年度から新学習指導要領が導入される中、学校教育課長就任当時から新学習指導要領に関する取り組みにかかわっており、TCPトリビンスプランにおいても柔軟な対応と制度設計を図っている最中であり、教育行政にも精通していると認識をしております。また、教育の政治的中立性についても何ら問題のないこ

とが昨年の人事案件の議論で示されてございます。

よって、同議案に賛成し、人事案に同意いたします。

以上です。

○議長（八木 栄君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は起立によって行います。

起立しない方は、反対とみなします。

採決します。

本案について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（八木 栄君） 起立多数です。

したがって、本案については同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

教育長、栗林芳樹君の着席を求めます。

〔教育長 栗林芳樹君 入場、着席〕

休憩 午前 9時49分

再開 午前 9時49分

○議長（八木 栄君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

---

#### ◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（八木 栄君） 日程第18、発議案第1号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者、大塚邦子君の趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長、大塚邦子君。

〔「議長、10番」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 10番、大塚邦子君。

〔10番 大塚邦子君登壇〕

○10番（大塚邦子君） 10番、大塚でございます。

発議案第1号 吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、吉田町議会

委員会条例（昭和39年吉田町条例第30号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに吉田町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

平成31年3月18日提出。

吉田町議会議長、八木 栄様。

提出者、議会運営委員会委員長、大塚邦子。

それでは、本発議案の趣旨説明をいたします。

平成22年9月3日開催の第3回吉田町議会定例会本会議において、「議員定数検討特別委員会」の調査結果を踏まえ、平成23年の一般選挙から「吉田町議会定数条例」に規定した議会議員の定数を14人から13人に改めましたが、「吉田町議会委員会条例」で規定する常任委員会の委員定数については、据え置いておりました。

このたび、議会運営委員会で協議・検討した結果、各常任委員会の委員定数の合計は、議員定数と一致すべきものであると解されますので、これに伴いまして、「吉田町議会委員会条例」における委員定数を改める必要が生じたことから、同条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正文を読み上げます。

吉田町議会委員会条例の一部を改正する条例。

吉田町議会委員会条例（昭和39年吉田町条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「7人」を「6人」に改める。

附則。

この条例は、次の産業建設常任委員会の委員の選任の日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（八木 栄君） 説明が終わりました。

これから発議案第1号についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 質疑なしと認めます。

議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は、許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（八木 栄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎町長挨拶

○議長（八木 栄君） 以上で、平成31年第1回吉田町議会定例会の全ての日程が終了しました。

閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の皆様におかれましては、この3月議会で当局が提案をいたしました議案につきまして、ご同意いただき、まことにありがとうございました。

これをもって平成31年度は順調にスタートできていると思っております。皆様もそうでございますし、私もそうでございますけれども、平成27年の選挙で選ばれた人間でございます。今議会が最後の議会となります。皆様と過ごしました4年間、非常に楽しく、また有意義であったと思っております。この場をかりて皆様に感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

漏れ聞くとところによりますと、議員の中でこれをもって退かれるという方もおられると聞いております。その方に対しましては、改めてその御労苦に対しまして心から感謝申し上げますところでございます。

この4月の選挙、ほどなく告示日を迎え、選挙戦に入ります。またこの場に立てるか、わかりませんが、またもしそのようになれば、また選ばれた皆様と一緒にこの町の発展と町民の福祉の向上のために、頑張りたいと思っております。

この4年間、ありがとうございました。

○議長（八木 栄君） ありがとうございました。

---

◎議長挨拶

○議長（八木 栄君） 平成31年第1回吉田町議会定例会を閉じるに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、3月1日以来、18日間にわたり、諸議案の審議をいただきました。本日ここに全ての議事が終了し、おかげをもちまして閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚く御礼申し上げます。

さて、今期定例会は我々議員4年間の任期の終わりとなるべき議会として、まことに意義深い議会であったと感じております。この4年間、議員各位には町民の代表として、熱意を持ち、真剣に議論し、審議を尽くしていただきましたことを、議長として厚く御礼申し上げます。

また、会議を通じて、議事進行に各位の御協力を得ましたことを、重ねてお礼を申し上げます。

他方、町当局におかれましては、任期中、終始、格段の御配慮を賜り、議会の運営が円滑にまいりましたことに深く感謝申し上げます。

最後に、議員各位の、また町当局の皆様の御健勝を心から御祈念申し上げ、まことに意を  
尽くしませんが、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

---

◎閉会の宣告

○議長（八木 栄君） 以上をもちまして、平成31年第1回吉田町議会定例会を閉会いたしま  
す。

ありがとうございました。

閉会 午前 9時57分